

平成23年第2回志布志市議会定例会

目 次

第1号（6月6日）	頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	16
3. 欠席議員氏名	16
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	16
5. 議会事務局職員出席者	16
6. 開 会・開 議	17
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
8. 日程第2 会期の決定	17
9. 日程第3 報告	17
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	17
11. 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	19
12. 日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について	27
13. 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について）	29
14. 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて）	31
15. 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （平成22年度志布志市一般会計補正予算（第15号））	32
16. 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号））	33
17. 日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3号））	34
18. 日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （平成23年度志布志市一般会計補正予算（第1号））	35
19. 日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	42
20. 日程第14 議案第40号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制 定について	42

21. 日程第15	議案第41号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	44
22. 日程第16	議案第42号	損害賠償の額を定め、和解することについて	45
23. 日程第17	議案第43号	平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	56
24. 日程第18	同意第3号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	71
25.	散会		72

## 第2号（6月7日）

1.	議事日程	73	
2.	出席議員氏名	74	
3.	欠席議員氏名	74	
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	74	
5.	議会事務局職員出席者	74	
6.	開議	75	
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	75
8.	日程第2	一般質問	75
	小野 広嗣	75	
	平野 栄作	104	
	藤後 昇一	119	
	本田 孝志	138	
9.	散会	142	

## 第3号（6月8日）

1.	議事日程	143	
2.	出席議員氏名	144	
3.	欠席議員氏名	144	
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	144	
5.	議会事務局職員出席者	144	
6.	開議	145	
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	145
8.	日程第2	一般質問	145
	金子 光博	145	
	岩根 賢二	150	
	長岡 耕二	168	
	丸山 一	178	
9.	散会	201	

#### 第4号（6月9日）

1. 議事日程	202
2. 出席議員氏名	203
3. 欠席議員氏名	203
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	203
5. 議会事務局職員出席者	203
6. 開議	204
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	204
8. 日程第2 一般質問	204
西江園 明	205
東 宏二	234
鶴迫 京子	251
9. 延会	272

#### 第5号（6月10日）

1. 議事日程	273
2. 出席議員氏名	274
3. 欠席議員氏名	274
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	274
5. 議会事務局職員出席者	274
6. 開議	275
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	275
8. 日程第2 一般質問	275
小園 義行	275
下平 晴行	299
9. 散会	320

#### 第6号（6月28日）

1. 議事日程	321
2. 出席議員氏名	322
3. 欠席議員氏名	322
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	322
5. 議会事務局職員出席者	322
6. 開議	323

7. 日程第1	会議録署名議員の指名	323
8. 日程第2	報告	323
9. 日程第3	議案第40号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について	323
10. 日程第4	議案第42号 損害賠償の額を定め、和解することについて	324
11. 日程第5	議案第43号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	325
12. 日程第6	陳情第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について	335
13. 日程第7	発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について	337
14. 日程第8	議案第44号 工事請負契約の変更について	338
15. 日程第9	議案第45号 工事請負契約の変更について	342
16. 日程第10	議案第46号 損害賠償の額を定め、和解することについて	345
17. 日程第11	議案第47号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	346
18. 日程第12	議員派遣の決定	346
19. 日程第13	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）	347
20. 閉会		347

平成23年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月6日	月	本会議	開会 会期の決定 議案上程
7日	火	本会議	一般質問
8日	水	本会議	一般質問
9日	木	本会議	一般質問
10日	金	本会議	一般質問
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	
13日	月	委員会	(各常任委員会)
14日	火	休 会	
15日	水	休 会	
16日	木	休 会	
17日	金	休 会	
18日	土	休 会	
19日	日	休 会	
20日	月	休 会	
21日	火	休 会	
22日	水	休 会	
23日	木	休 会	
24日	金	休 会	
25日	土	休 会	
26日	日	休 会	
27日	月	休 会	
28日	火	本会議	委員長報告・採決 閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第1号	繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	事故繰越し繰越計算書について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度志布志市一般会計補正予算(第15号))
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算(第3号))
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度志布志市一般会計補正予算(第1号))
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第40号	志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第41号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第43号	平成23年度志布志市一般会計補正予算(第2号)
議案第44号	工事請負契約の変更について
議案第45号	工事請負契約の変更について
議案第46号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第47号	平成23年度志布志市一般会計補正予算(第3号)
同意第3号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
陳情第2号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について
発議第5号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について
	て
	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
	議員派遣の決定
	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小野 広嗣	1 防災対策について	(1) 補正予算で防災専門の嘱託職員を配置し、防災計画等の見直しが計画されているが、今後は更に危機管理対策室を設置し、総合的な危機管理体制の整備を図るべきではないか。 (2) 本市は被災者支援システムの利用許可証を受けているが、システムの構築及び運用へ向けた取り組み状況について示せ。 (3) 災害発生時、学校施設は地域住民のための応急的な避難所ともなる役割を担っている。小・中学校の防災機能向上へ向けた取り組みについて示せ。	市長  教育委員長
	2 節電対策と熱中症対策について	(1) 今夏は節電が求められる一方で猛暑の予測が出ているが、市民の節電対策、熱中症対策にはどのように取り組むのか。併せて小・中学校現場の対策も示せ。	市長 教育委員長
	3 セクハラ・パワハラ対策について	(1) 市役所では職員・嘱託職員・臨時職員へのセクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止対策及び排除はしっかり行われているのか。	市長
	4 子育て支援について	(1) 子育て支援関連情報を一元化するネットワークを形成し、子育て支援サービスを利用しやすくする仕組みを構築するべきではないか。	市長
2 平野 栄作	1 地域情報通信基盤整備推進事業について	(1) 本事業の推進に当たって、市民に対する説明が不十分な面が多いと感じる。内部での検討の在り方及びそれらの情報発信の在り方についてどのように考えているか。 (2) 行政告知放送の運営体制並びに告知内容はどのようなものを考えているか。 (3) 基盤整備完了後どのような活用を図っていくのか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 平野 栄作	2 市職員の安全運転管理体制について	<p>(1) 安全運転管理事業所としての取り組み状況は。</p> <p>(2) 物損事故等の場合、被害者側の補償を最優先すべきと考えるが、市長の認識を問う。</p>	市長
3 藤後 昇一	1 防災対策について	<p>3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0、最大震度7という未曾有の巨大地震と津波が東北・関東地方を襲い、5月29日現在で、被害は12都道県に及び、死者15,269人、行方不明者8,526人、計23,795人にも達する甚大なる規模の大災害となった。福島第1原発の原子力災害も加わり、今なお18都道県の2,400もの避難所で、約10万人の人々が過酷な避難生活を強いられている。</p> <p>(1) この想定外の大自然の惨状を受けて、当然のことながら国、都道府県、市町村の全てが防災対策の抜本的な見直しを迫られている。本市にとってもこのことは喫緊の最重要課題であり早急に取り組むべきと考えるが、市長の考え方を問う。</p> <p>(2) またその前提として、本市の置かれた地理的・気象的環境をどのように認識し、それに対する防災対策の現状をどのように自己評価しているのか。</p> <p>(3) 今後の防災対策の抜本かつ実効ある構築には、それ等を検証することが不可欠であると考える。そのことを踏まえて、新たな防災対策をどのように進めていくのか、その方向性もしくは見通しを示せ。</p>	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 藤後昇一	2 防災教育について	<p>今回の東日本大震災では、学校現場での防災教育の取り組みの有り様が、そのまま児童・生徒の尊い犠牲や被害状況の結果に反映されているように考える。また、被災後の避難所での中学生や小学生のボランティア活動は、「レスキュー隊」と呼ばれるほどに活躍し、成果を上げている。まさに日頃の防災教育や避難訓練の賜物である。</p> <p>(1) そこで、本市の防災教育や避難訓練の現状と評価を問う。</p> <p>(2) また、そのことを踏まえての今後の防災教育と避難訓練の在り方や方向性を問う。</p>	教育委員長
	3 災害弱者対策について	<p>(1) 台風の巨大化やゲリラ豪雨の多発化が非常に危惧されている現状で、要援護者を含む災害弱者対策はますます急務となっている。本市の現状とその対策の在り方を問う。</p>	市長
4 本田孝志	1 防災行政について	<p>(1) 現在、志布志町、有明町、松山町の各方面隊に消防無線機は何台ずつ配備されているのか。また、現在使用しているか。</p> <p>(2) 消防無線機の運用について充実を図る考えはないか。</p>	市長
	2 防災会議について	<p>(1) 防災会議のメンバーは誰か</p> <p>(2) 防災会議の役割と各機関・団体の連携はどのようなになっているのか。</p>	市長
5 金子光博	1 農政について	<p>施設園芸の燃料高騰対策について</p> <p>(1) A重油価格の推移と農家経営への影響はどうであったか。</p> <p>(2) ヒートポンプの導入が有効と考えられるが、市としてどう認識しているか具体策を示せ。</p>	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 岩根賢二	1 防災行政について	(1) 東日本大震災を踏まえ防災計画の見直しは予定されているが、特に次の各項目についての考え方を問う。 ①津波発生時の避難場所、避難方法、避難経路の確保 等 ②自主防災組織の在り方 ③避難訓練の在り方 ④災害時の通信の在り方 ⑤諸業界（業種）や他自治体との災害協定の在り方	市長 教育委員長
7 長岡耕二	1 地域振興策について	(1) サッカーフェスティバルを志布志市の行事として取り組み、地域経済やスポーツ振興の活性化を図る考えはないか。	市長 教育委員長
	2 畑かん事業について	(1) 畑かん事業の給水栓設置事業で手直し工事が必要な所が多く発生しており、農家負担が大きいの。市からの助成は考えられないか。	市長
8 丸山 一	1 防災行政について	(1) 東日本大震災の教訓を生かして ①市内自主防災組織の確立について問う。 ②防災マップの見直しと津波ハザードマップの周知徹底について問う。 ③緊急時の連絡は大丈夫か。道路整備について問う。 ④津波避難訓練の実施状況は。 ⑤市内に津波想定高を提示する考えはないか。 ⑥避難場所を確立して市民に提示すべきではないか。 ⑦河川堤防のかさ上げを県に進言すべきではないか。 ⑧湾岸道路建設の進捗状況を示せ。 ⑨通山小学校などを高台に移転したらどうか。	市長         教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
9 西江園 明	1 人事異動について	(1) 人事異動に対して基本的な考え方を問う。 (2) 嘱託職員（公民館主事を含む）に対しての考え方を問う。	市長 教育委員長
	2 ブランド推進について	(1) 市長の思うブランド推進とは何か。 (2) 企業との連携をどのように考えているのか。 (3) 環境日本一と、志布志港にある公衆トイレの現状をどう考えるか。	市長
	3 地域情報通信基盤整備推進事業について	(1) 難視聴地区へはNHKから補助があるとのことだが補助のない地区がある。同じ見解か。 (2) 行政告知端末器、ケーブルテレビの加入状況と工事の進捗状況を問う。 ①申込み遅れ世帯への対策はどうなっているのか。 ②道路占用等、設計業者と施工業者と役所の連携は取られているのか。 (3) 工事の出来高を問う。 (4) 裁判の進捗状況を問う。 (5) 裁判費用について問う。	市長
10 東 宏二	1 穀物バルク港の選定を受けて	(1) 今後の道路アクセスの取り組みについてどのように考えているか。 ①都城志布志道路 ②東九州自動車道 ③国道220号（バイパス） (2) 航路指定について問う。	市長
	2 グラウンドゴルフ場について	(1) ふれあい広場をグラウンドゴルフ専用場として位置付けできないか。	市長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
11鶴迫京子	1 社会福祉について	(1) 島根県の海士町と広告会社が共同で新しい母子手帳を作成し好評とのことである。先例にない本市独自の新しい母子手帳を作成する考えはないか。	市長
	2 教育環境について	(1) 地球温暖化の影響で毎年猛暑が予想される。運動会を初夏に実施するところが増えている。そこで、本市も来年度から、特に小学校など実施できないか。	市長 教育委員長
	3 男女共同参画について	(1) 第2次男女共同参画基本計画の⑩の重点事項のうち、⑤新たな分野への取り組みとして、防災（災害復興を含む）における男女共同参画を推進とある。この視点に立って関連施策を立案し実施していく必要がある。平成23年度志布志市男女共同参画事業計画の中に予定されているのか。また、東日本大震災を受け、防災計画も見直されると思うが、そこにどのように反映させるのか。	市長
	4 公共用地の先行取得について	(1) 公共用地の先行取得についての市長の見解と、本市で取得する計画があるか。 (2) 紀州造林跡地を先行取得して公共用施設建設のため、また無秩序な開発防止のため将来を展望したまちづくり推進を図るべきと考えるがどうか。	市長
12小園義行	1 政治姿勢と防災について	(1) 3月議会での串間市の原発に対する住民投票に関する答弁について、その後の福島原発の状況を受けてどう考えているか。 (2) 防災計画の見直しの考えはどうか。 (3) 学校教育の中で、原発に対する学習の在り方はどうか。	市長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
12小園義行	2 国保について	(1) 22年度の決算の状況はどうか。 (2) 国保の広域化に向けての考え方はどうか。 (3) 医療費のお知らせで誤った請求があった場合の対応はどうか。	市長
	3 児童福祉について	(1) 新システムへの移行が議論されているが考え方を問う。 (2) 延長保育等に対する考え方を問う。	市長 教育委員長
	4 学校教育について	(1) 給食費の徴収方法については特別に問題はないか。	教育委員長
	5 地域情報通信基盤整備推進事業について	(1) 施設の維持管理の在り方について問う。	市長
13下平晴行	1 災害対策について	(1) 今回の東日本大震災から学ぶべき教訓として、今一番考えていることは何か。 (2) 今回の未曾有の災害を踏まえ、住民の円滑な避難など安全確保についての対応をどのように考えているか。 (3) 今回の東日本大震災で庁舎ごと流され自治体の機能ができない現実があるが、本庁舎を新たに消防署建設予定地周辺に設置する考えはないか。 (4) 市営住宅の設置はどのように考えているか。	市長
	2 原子力発電所の在り方について	(1) 原子力発電所の安全神話が根底から崩れた現状についてどのように考えているか。また、今後の電力需給についてどのような取り組みを考えているか。 (2) 想定外は何事にも付いてまわる。今回の原発事故を想定外として受け止めているか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
13下平晴行	3 福祉対策について	(1) 八代市で高齢者や障害者を支えるためシルバー人材センターを活用して「ワンコインながいきサポート事業」を実施して好評を得ているが、導入する考えはないか。	市長
	4 教育行政について	(1) 旧八野小学校跡地等の利活用及び備品・付属設備等の活用はどのように考えているか。	市長 教育委員長

## 平成23年第2回志布志市議会定例会（第1号）

期日：平成23年6月6日（月曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成22年度志布志市一般会計補正予算(第15号))
- 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算(第3号))
- 日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度志布志市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第14 議案第40号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第41号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第42号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第17 議案第43号 平成23年度志布志市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 同意第3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

出席議員氏名（23名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
24 番 野 村 公 一	

欠席議員氏名（1名）

23 番 福 重 彰 史

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 木 屋 成 久	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 米 元 史 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢 一 郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成23年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、小園義行君と鬼塚弘文君を指名いたします。

○  
日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの23日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月28日までの23日間に決定しました。

○  
日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。  
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第2号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成22年度事業報告及び決算書、平成23年度事業計画及び予算書、並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。

また、議会運営委員長から報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

○  
日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（上村 環君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。  
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員が、平成23年7月1日をもって任期満了となることから、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選

人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（上村 環君） ただいまの出席議員数は23人です。

次に、立ち会い人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立ち会い人に鶴迫京子君及び藤後昇一君を指名します。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配付）

○議長（上村 環君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（上村 環君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（上村 環君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（今井善文君） それでは、順にお願いいたします。1番、平野栄作議員。2番、下平晴行議員。3番、西江園明議員。4番、丸山一議員。5番、玉垣大二郎議員。6番、坂元修一郎議員。7番、鶴迫京子議員。8番、藤後昇一議員。9番、毛野了議員。10番、立平利男議員。11番、本田孝志議員。12番、立山静幸議員。13番、小野広嗣議員。14番、長岡耕二議員。15番、金子光博議員。16番、林勇作議員。17番、岩根賢二議員。18番、東宏二議員。19番、小園義行議員。21番、鬼塚弘文議員。22番、丸崎幹男議員。24番、野村公一議員。20番、上村環議員。

○議長（上村 環君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鶴迫京子君、藤後昇一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（上村 環君） 選挙の結果を報告します。

投票総数23票、有効投票23票、無効投票0票。有効投票のうち、持留良一君7票。山下親志君1票。下本地隆君15票。以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）



#### 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（上村 環君） 日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成22年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、補足して説明を申し上げます。

一般会計の平成22年度から平成23年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので報告申し上げます。

今回の繰越明許費は、地域活性化交付金のきめ細かな交付金、光をそそぐ交付金等の国の補正予算に係る事業が主なものでありまして、22件の総額4億9,088万7,000円でございます。

なお、繰り越し理由、進捗状況、完成の見通しにつきましては、お配りしてあります付議案件説明資料の1ページから3ページを御覧ください。

まず、国の補正予算に係る事業につきましては、年度内のその支出が終わらなかったため、それぞれ繰り越したものでございます。事業数は18事業を繰り越しておりまして、翌年度繰越額の総額が4億513万9,000円となっております。

事業名を申し上げますと、2款、総務費の志布志支所庁舎玄関デッキタイル張替工事807万5,000円、同じく男女共同参画及びDV防止に関する住民意識調査事業135万8,000円。

6款、農林水産業費で、市単独土地改良事業4,260万円、同じく市単独林道舗装事業3,345万6,000円。

7款、商工費で、やっちく倉庫建設事業2,141万6,000円。

8款、土木費で、市道等維持整備事業9,000万円、同じく市単独道路維持事業5,000万円。

10款、教育費で、教職員住宅改築事業1,520万円、同じく小学校図書購入事業495万円。

以下、教育費でございます。

小学校施設改修事業2,250万円、小学校図書管理システム整備事業520万円、中学校図書購入事業225万円、中学校図書管理システム整備事業250万円、条例公民館改修事業3,096万円、農村環境改善センター整備事業3,160万円、条例公民館等備品購入事業1,868万9,000円、図書館利用促進施設整備事業839万3,000円、しおかぜ公園施設整備事業1,599万2,000円となっております。

残りの4件につきましては、2款、総務費の地域情報通信基盤整備推進事業1,014万8,000円につきましては、当初想定以上の自営柱が発生し、用地交渉や建柱工事に時間を要しましたので、年度内完成が見込まれないため、電柱共架・添架使用料の一部を繰り越したものでございます。

飛びまして、8款、土木費の社会資本整備総合交付金事業1,840万円と市単独道路改良事業4,250万円につきましては、用地交渉及び補償交渉に時間を要し、年度内に完了、完成しなかったため繰り越したものでございます。

9款、消防費の志布志消防署（仮称）建設事業1,470万円につきましては、消防署との協議等に時間を要し、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。

以上が平成22年度志布志市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についての説明でございますが、繰越財源の内訳としまして、既収入特定財源が全額市債で28万7,000円でございます。

また、未収入特定財源が3億2,880万5,000円、このうち国庫支出金が2億5,480万5,000円、市債が7,400万円でございます。

また、一般財源が1億6,179万5,000円でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 今、説明がありましたけれども、この国の補正予算に係る事業については、これは仕方ないと言えば仕方ないんですけども、特にこの土木費、市単独道路改良事業。

例えば、農道でありますと地権者の承諾等をもらって工事に進めるわけですが、市道については、改良事業については、恐らくそこ辺がどうなっているのか分かりませんが、予算を本来であれば繰り越し理由、もっともらしく用地調査及び地権者との調整に時間がかかったと、このことをですね、これで「ああいいですよ」って終わっていいのかどうかというふうに思うわけです。この一連の事業の進め方をどのようにしてきたのかですね、そこをちょっとお願ひいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） 市単独の改良事業の進め方といたしましては、今回3か所の繰り越しを明繰をお願いしていたところでございますが、いずれの箇所におきましても測量、設計を行いまして、用地の確定を行いまして、それから用地交渉を行ってから工事の発注ということになりまして、どうしてもそういう計画の中で若干不測の日数を要したということで工事の発注が遅れてきまして繰り越しとなったところでございます。

既に、ここにも書いてございますとおり、中段・太田尾段線、市ノ原・山口田線は5月31日に

検査も完了しております。それから、一丁田・宇都鼻線につきましては、7月に事業完了予定ということで進めているわけですが、単年度で計画から用地交渉、工事の発注ということで遅れたところがございます。

○2番（下平晴行君） 課長が説明するのはよく分かるんですが、単独予算であるわけでありますので、4月に入ったらすぐ設計等の事業が進めるわけですよ。私はやはり事業が遅れるのは、特に国・県の補助事業の場合は当然といたしますか、遅れてもやむを得んというふうに思うわけですが、補助金申請して、そして決定をみて、確定して決定がみたときに事業はできるわけでありますけれども、単独の場合は1四半期にどれだけ、今年もそうであります。もう23年度が4月から始まっているわけですが、この進捗状況がどうなのかなというふうに疑問視するわけであります。

課長が説明するのはよく分かるんですけども、その事業に着手したのはいつなのか、その設計なり、そして地権者との交渉、そこ辺の流れをちょっともう1回教えてください。

○建設課長（中迫哲郎君） お答え申し上げます。

申し訳ございませんけど、ちょっとここに手元の資料を持ってないもんですから、後もって説明申し上げます。

この事業につきましては、いずれも起債の関係がございまして、起債の申請を行ってからの事業着手ということになりますので、若干ですね、起債申請が例年5月頃行いますので、それを待ってからの工事の着手というようなことでは御理解願いたいと思います。後もって工事の契約発注はお知らせいたします。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（野村公一君） まず市長にお伺いしておきますが、今回明線でこういう数多くのものが出てきたと、中で4点だけは来年の2月締め頃に終了は予定されていると。こういう事業をされて、あなたは議会に対してどういう迷惑を掛けておられると思われませんか、その点をお伺いしておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市道等の建設につきましては、各年度で特に過疎計画等に基づき計画を立てて、そして予算の裏付けをして執行をしていくということになるわけですが、そのことに基づいて年度当初、その路線についての計画を立てて、そしてそれぞれ取り組むということにしているところがございます。

年間の中で業務が偏らない形で、そして年度内に全ての事業が完了するという計画を立てて取り組むということであるところがございますが、ただいま担当課長の方から説明がありましたように、一部路線について事業が完了できなかったということについては、誠に申し訳なく思うところがございます。

そしてまた、今回このような形で24年2月までに事業完了予定ということでお示したということについても、誠に私としても残念ということであるところがございますが、どうしても用地交

渉等で期間の中で地主の方々の了解が得られなかったという部分については、その都度その都度、私の方に報告がきているところでございます。

私といたしましては、その内容についてどういった形で進めるべきかということを検討しながら指導を重ねてきているところでございますが、なかなか思うように進んでいかない状況があったてこのような形で繰り越しということになったということでございます。

相手方もあるということでございますので、私どもの事情というものを十分理解をしながら、そしてまた、このことが本市の事業振興、そしてまた、全体のまちづくりについて大きな意味があるんだということも含めて御協力をお願いするところでございますが、そのようなことでなかなか得られない状況が散見されるということでありまして、このような結果になっているというふうに思っているところでございます。この遅れによりまして、市民の方々が期待されていることに対しまして、答えられてないということにつきましては、非常に誠に申し訳なく思うところでございます。

○24番（野村公一君） 市長、答えを答弁をしてください。あなたの言い訳は必要ありません。このことで議会に対してどういう迷惑を掛けているか。そのことをあなたはどう思われますかという私は質問をしました。そのことを答えていただきたい、それが一つ。

来年の24年の2月までという事業が4点、来年2月までかかる理由、現在の進捗状況、それをそれぞれの担当課の担当者に説明をいただきたいというのが2点目です。

それから、国の補助事業として、こういう遅延があったと、それはやむないことだろうとも理解をしております。ただし、中には市単独の事業もこういう遅れを起こしていると。そのことについて、長年行政で仕事をしてこられた副市長さん、あなたはこのことをどう捉えておられるか。新任の副市長に3点目をお伺いしてみたいというふうに思います。その3点。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本来ならこういう繰り越しという形で議会の皆さん方にまた審議をしていただくと、報告についてのまた検討していただくということがなされているということについては、多大な迷惑をお掛けしているというふうに思うところでございます。このことにつきましては、誠に申し訳なく思います。

先ほど言いましたように、現場の方としては本当に一生懸命頑張りながらもこういったことになったということについて、御理解いただければというふうに思うところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えを申し上げます。

土木費の中で市道の維持整備事業、きめ細かな交付金と市単独事業につきまして、2月完了予定ということで、付議説明資料の1ページにありますとおり進捗率につきましては、この47%と25%ということでございます。2月までの完了予定ということでございますが、その理由につきましては、今回きめ細かな、それと単独につきましては、国の補正ということで3月に補正いただいたわけでございますが、この事業につきましては、平成23年度分の維持で予定した箇所を前倒しと申しますか、そういう発注予定箇所として入れたところでございます。そういう関係もご

ざいまして、23年度でおおむね工事の発注も平準化並びにそういうのを考えまして、逐次できる所から発注をかけて今現在こういう進捗になって、予定といたしまして、2月ということですが、なるべく早く完了したいと考えているところでございます。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁いたしました分につきまして、少し補足させていただきたいと思えます。

私にも少し認識違いがございまして、ただいま課長の方からも説明がありましたように、今回繰り越しになっている部分につきましては、補正上程時にも説明しているところでございますが、国の景気対策による交付金事業がメインでございまして、引き継いでの予算ということで計上して交付税等の関係で、交付税の増額分を財源としたという経緯で事業を提案しているということでございます。

ということで、いずれにしても、24年2月というものは、私自身も本当に長い期間の繰り越しということになるかと思えますので、今後更に関係課を督促いたしまして、一日も早く事業が完了するようにしてまいりたいと思えますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（武石裕二君） 今回、企画政策課の方も男女共同参画及びDV防止に関する住民意識調査事業ということで、事業完了を3月事業完了予定ということにしております。これにつきましては、今回20年から24年度の期間で策定しております「志布志市男女(ひと)がともに輝くまちづくりプラン」、それとDV防止法の改正に伴いまして、DV被害者支援基本計画ということをして市町村の方でも策付けをしないといけないということになってきております。既に作業に入っております、市民の2,000名に対してアンケート調査をすると、それが11月30日をめどにして、それから回収をいたしまして、集計等を行いまして、それから各協議会等がございまして、そこでもんでいただいて、最終的に3月で調書を策定をして報告をするということになっておりますので、そのスケジュールの関係で3月までということにしております。

以上です。

○生涯学習課長（米元史郎君） 遅れました理由について、遅れて工事がなされるということにつきまして御説明を申し上げます。

農村環境改善センター整備事業でございますけれども、お隣の改善センターの雨漏りがするというので屋根の防水改修をすると、その後図書館会議室の改修工事を行うと、その後空調改修を行うということで、一つ一つの事業が完了してから次の工事に入っていくという関係で長期間をとられて2月という予定になっているものだと理解をしておるところでございます。なるべく工事につきましては早期に完了させるよう指示を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上村 環君） 野村議員より指摘をされた課につきましては、答弁漏れはありますか。

○副市長（清藤 修君） 野村議員からの3点目の御質問の件でございます。

予算というものですけれども、単年度主義でございます。したがって、原則的には1年度、1年の間で事業を実施し、事業を完了するというのが大原則であろうかと思えます。

ただ、先ほども建設課長も申し上げましたが、昨年度につきましても国の方で景気対策の事業がございまして、それにつきまして決定が年度後半とかになされたということにつきましては、これは繰り越しという事務については致し方ないところもあろうかと思えます。ただ、年度当初で上げた市の単独事業ですとか、そういったものにつきましては、先ほど申しました予算単年度主義の原則から申しますと、1年間でやるべき事業ではないかというふうに考えておりますので、今後はそのような取り扱いができるように私の方からもお願いしていきたいと思えます。

○24番（野村公一君） 副市長さん、ありがとうございます。あなたが正解です。

一番私たちが心配をしているのは市長ね、22年度の決算がもう9月に出来上がってくるんですよ。それには数字だけ上がってくるんです。ところが仕事はまだ後にあるんですよ、決算できると思えますか、でしょう。

議会の決算というのは、予算を上げてその予算が消化をしっかりとされていて、そして予算の成果がどうあるかというところが議会の決算なんです。

ところが、こういう事業をしてもらうと議会は決算はできませんよ。数字だけの決算しかできない、成果は全く出ない決算になるんです。そのことを心配しているんですよ、お分かりですか。議会に目をつぶって決算をしいちゅうことですよ。

もう1点、その点は市長、しっかりと答弁をしてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

副市長も答弁いたしましたように、単年度で事業は完了すべきだということで、それに基づきまして決算がなされて、そして審査していただくということになろうかというふうに思えます。繰り越し分につきましては、繰り越しが完了した時点で、また改めて決算をしていただく内容になろうかというふうに思えます。

私どもは、先程来からお話しますように、繰り越しにかかった分につきましても、一日も早い形で事業が完了するよということとは、特に督促するところがございます。

そしてまた、その際議員の方々にも議会にも報告は重ねてまいりたいと思えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 私が聞くことですから、3番の、3段目ですかね、総務費の総務管理費、地域情報。この事業ですけれども、ここに繰越額が1,014万8,000円てありますけど、今繰越理由の所に自営柱が発生して、この1,014万8,000円ちゅうのは、去年の9月でしたっけ、電柱、NTTか九電柱の分に占用料というか、添架料として支払う分で補正があった、あの分の一部ということか。それとも工事費が23億幾らという、あの中の一部なんですかね。

まず、それを1点目確認します。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 光ファイバーを電柱共架をする、電柱に共架するというところでNTTと九電にお支払いします電柱添架料でございます。

[西江園明君「全体事業で幾らやったと、当初の」と呼ぶ]

○情報管理課長（徳満裕幸君） この予算でございますけれども、昨年9月議会で予算の議決を

いただいたものでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ、9月に課長が言った1,014万8,000円が補正されて、そのまま繰り越しをされているという事業費ということで理解していいんですね。

それが1点と、それとですよ、じゃあその理由の中に、自営柱が発生し、用地交渉や建柱工事に時間を要したのうんぬんっち書いてありますけれども、この上の2行の理由は、これは工事のあれじゃないですか。この1,014万8,000円ちゅうのはN T T、九電柱に払う共架料でしょう。結局、人んげんもん使わせつもろじっちゅう占用料ですよ。

この自営柱とかというのは、用地交渉というのは新たに建てる場合にそういうのが、これはこの理由じゃないんじゃないですか、この事業費の。それをまずお聞きます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） この現在実施中でございます地域情報通信基盤整備事業の中で、光ファイバーにつきましては、先ほど申し上げましたようにN T Tと九電の電柱をお借りして共架するという形で現在進めておるところでございます。

この事業につきましては、本来であれば本体工事が完了する3月31日までに工事が完了すると、そして、その期間に電柱の共架料を予算化してお支払するというところでございましたが、工事本体の遅れから昨年度予算を全て消化できないと、そしてまた、工事が6月までになる関係で、4月から6月分の使用料及び賃借料を繰り越しして、23年度で執行するというようにしたところでございます。

この繰り越しの理由につきましては、工事の遅れから一部執行ができなかったということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（金子光博君） やっちく倉庫の建設事業について、一つお尋ねします。

これについては、先ほど野村議員の方から質疑が出ておりますように、そのあれからすれば、どうなのかなと思うわけですが、6月に契約予定、10月に事業完了の予定となっておりますが、あれを説明するときには、今預けておる家主さんに迷惑を掛けるから、入れる所がないからというようなことで、この建設の事業に至ったわけですが、補正で可決をもらって段取りをすれば、もうすぐ着手できるわけですよ。この事業の受け手側が仕事が忙しくて、受ける人がちょっと厳しいなというような判断だったのか。役所側の都合だったのか、そこらについて教えてください。

○松山支所長（溝口敏久君） このやっちく倉庫につきましては、発注は6月という予定でございますけれども、4月の初めに設計の契約をしたところでございます。その設計の結果に基づいて、工事発注しますので、どうしても最短でいっても6月でないと無理であるということでございます。間もなく契約の発注をするところでございます。

そして、10月までには完成するという計画で今進めているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 先ほどの同僚議員の質疑の中で、この情報通信基盤のですね、繰り越し

については説明を聞きますと、この繰り越し理由がちょっと適当ではないと思いますので、繰り越し理由については文面を改める必要があるんじゃないですか。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 情報管理課長、繰り越し理由を再度御説明をお願いします。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回、予算を繰り越す理由につきましては、昨年の9月議会で1,348万5,000円の予算を認めていただいたところでございます。この内容につきましては、NTTと九電にお支払いします電柱添架料ということでの予算でございました。

そして、22年度で336万9,000円の執行をしたわけでございますが、この添架料につきましては、工事期間中は志布志市が支払いすると。そして、あと建物と、そして工事等が完成した後でIRU事業者引き渡しをするということで、当初3月31日までに完了ということで、今このような予算措置をしておったところでございます。

しかしながら、この工事が遅れまして3か月延長するということになったところでございます。

そして、IRU事業者引き渡しをする時期も7月ということになったところでございますが、今回、4月から6月分までの電柱添架料につきましては繰り越して、市で支出をするというような流れになったところでございます。

ただいま御指摘がありました繰り越し理由につきましては、自営柱の内容が書いてございますので、これについては繰り越し理由を訂正させていただきたいと思っております。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。

○

午前10時53分 休憩

午前11時08分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 繰り越し理由の訂正をさせていただきたいと思っております。

繰り越し理由の1行目と2行目の「年」という前まで、これを削除しまして、削除した部分に「事業の遅延により、年度内完成が見込まれないため、電柱共架・添架使用料の一部を翌年度へ繰り越した。」という理由に訂正をさせていただきたいと思っております。後ほど説明資料の差し替えをさせていただきます。

誠に申し訳ございませんでした。

○17番（岩根賢二君） 繰り越しをする場合には、やはり今みたいに丁寧な説明が必要だと思います。

それで、市長にもお尋ねいたしますけれども、この繰り越しをする場合に、例えば事業の中で、例えばですね、4番目の市単独土地改良事業とかいうものの進捗状況・完成の見通しというのが示されてますけれども、9路線のうち、7路線が完了して、残りの2路線が進捗率おおむね90%で

ある。こういうふうな説明書きがしてありますけれども、これらについてもやはり一つ一つの事業に対して、きめ細かな説明と、我々が質疑をしなくても繰り越したからさっと了解してもらえるとというような、そういう資料が必要ではないかなと思います。

それと、先ほどから市長の答弁の中にもありましたが、補正予算が3月だったからということの説明もありましたけれども、そういう説明資料の中にも補正をいつして、これはもう当然次年度へ繰り越すんですよということ。それはもちろん我々もその時点では資料はもらっていますけれども、この場では、そこまで一つ一つ認識していないわけですから、その説明も付け加えるような資料が必要ではないかと思いますが、市長の考えを聞かせてください。

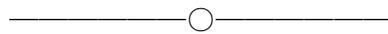
○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方から御指摘ありましたように、内容について、どの路線がその事業にあっているということについての説明につきましては、3月議会でも申し上げたとおりでございます。そのことについて、今回また改めて内容の遅延についてお知らせすると、お願いするということでございますので、資料として必要ということでございますので、その内容について改めて進捗状況も含めてお示しはしたいと考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほどの下平議員の質問の中で、工程等ということではございましたが、今回単独の繰り越しとなった3件につきましては、肉付け予算となった6月で補正を行った事業でございます。6月に補正をいたしまして、7月の中旬から後半に、おおむね9月いっぱいまで測量設計の委託を出しております。それから用地測量を行いまして、用地交渉を行って、結果的に松山地区の2件につきましては、12月の後半に発注と、一丁田・宇都鼻線につきましては、用地の筆数が21筆ございましたので、用地交渉がちょっと日数を要したということで2月の発注ということで、今月末を工期として完了を見込んでいるところでございます。

○議長（上村 環君） 以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。



#### 日程第6 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（上村 環君） 日程第6、報告第2号、事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。  
報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第2号、事故繰越し繰越計算書について説明を申し上げます。

平成22年度志布志市一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御願い申し上げます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） それでは、報告第2号、事故繰越し繰越計算書につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回、事故繰越しとなりました事業は、志布志市地域情報通信基盤整備推進事業に係るもので

ございます。本事業は、平成23年3月末で事業完了予定でありましたが、繰越理由に記載しました理由により、年度内完成が困難になりましたので、国に事故繰越しをお願いし、財務省から事故繰越しの内諾を得ましたので、予算を翌年度へ繰り越すこととしたところでございます。

まず、支出負担行為予定額でございますが、1億498万6,000円で、翌年度繰越額は32億3,127万5,197円となっております。

次に、財源内訳であります。未収入特定財源のうち国庫支出金が29億9,326万1,000円、市債が2億3,800万円で、一般財源は1万4,197円となっております。

現在、事業は計画どおり進捗しております。説明資料では、進捗率65%と記載しているところですが、日々進捗しております。6月2日現在で84%でございます。平成23年6月30日までに完成の予定でございます。7月1日から7月5日まで市の完成検査を行い、行政告知放送につきましては、7月6日からサービス開始の予定でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

○8番（藤後昇一君） 6月末で完成予定と今報告があったわけですがけれども、私が建設業者から聞きましたところ、工事に携わる人材が不足していると、要するに、全国から来ている業者の中で実際工事を行う人を現地採用で予定して来ている人たちがなかなか集まらないと、話によっては100人ぐらい足りないのではないかと、このままでは終わらないというような話も耳にして、非常に危惧しているんですが、この危惧は余計な心配なんでしょうか。本当に6月末で完成するのかどうか、あらためてお聞きします。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回の繰越しにつきましては、総務省の九州総合通信局と何回もやり取りをしております。6月30日までに工事を完成させることという強い指導を受けているところでございます。

そして、現在市の工事につきましては、毎週進捗会議、工程会議、進捗会議を行っております。でございますが、施工業者等とこの進捗会議の中で説明あるいは協議をする中では、6月30日までに完了するという話を進めてきているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

以上で、事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。



○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第7、承認第1号から、日程第13、承認第7号まで、以上7件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第7号までの7件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月30日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同月31日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（小辻一海君） 承認第1号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

それでは、専決処分いたしました改正の主なものを説明資料の新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

付議案件説明資料の6ページから7ページをお開きください。

本年度の税制改正におきまして、国民健康保険税制度の見直しの一環として、国民健康保険税の課税限度額の引き上げがされたところでございます。

内容は、基礎課税額の課税限度額を1万円引き上げ、第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の限度額を1万円引き上げ、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、介護納付金課税額の限度額を2万円引き上げ、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改めるものであります。

第28条の「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改め、改正限度額の引き上げによる改正であります。

そのほかは、常用漢字表の改定に伴う字句の整理と引用条項の整理であります。

附則であります。この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。附則第2項は、適用区分に関する規定であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回また課税限度額ということで引き上げになるわけですが、この今回の引き上げによる影響というのがどれぐらいの方々がそうなるのかですね。

そして、この限度額51万円、14万円ですか、そういったところを含めてどれぐらいの収入の方々からそれが限度額のここになるのかですね、ちょっとお願いをします。

○税務課長（小辻一海君） 課税限度額を合わせて4万円引き上げるものでございます。これに対する影響ということでございますが、対象世帯が85世帯、これに伴う影響額でございますが、698万3,400円でございます。

また、所得層を見ますと、ちなみに資産がない場合で、40歳から64歳までの一人世帯が750万円の年収。それから2世帯の場合が660万円の年収、3世帯収入の場合が630万円の年収、最後に4世帯の場合が590万円以上の収入になっているようでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○19番（小園義行君） 承認第1号、基本的に反対の立場で討論をしたいと思えます。

国民健康保険税は、1次産業をはじめとして、大変所得の低い方々が加入されておられる健康保険であります。

そして、最終的には社会保険また共済等々からも最後はこの国保に必ず帰ってこられるというそういう状況の保険の仕組みであります。そうした中で、毎年このように課税限度額を引き上げをします。

今質疑をしました答弁の中で4世帯のここで行きますと、590万円、収入の1割以上を国民健康保険税に、これ国保に加入されている。そういった状況があると、収入の1割以上を国保税だけに納めなければいけないというそういった現実、これ大変重いものがあるというふうに思います。

私はこれまでも国保税の関係については、国の負担を引き上げをするように要請をする。そういったことをして、そして一般会計からの法定外繰り入れをするなどして負担を抑えるべきだということで主張をまいりました。

地方6団体もこうした国保の会計については声明を出しておりまして、ぜひ国に対してもそういう声を挙げて負担率を元にかえしていくと、引き上げをしていく、そういったものでないと、こういう現状を毎年毎年やっていって果たして大丈夫なのかなという気がしてなりません。

私はそうした立場から、今回のこの課税限度額の引き上げ、ここについては反対という立場でございます。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。承認第1号は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月30日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険条例を改正する必要性が生じ、同月31日に志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金として引き続き39万円を支給する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

○

日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度志布志市一般会計補正予算（第15号））

○議長（上村 環君） 日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の額、地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に平成22年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成23年3月31日に平成22年度志布志市一般会計補正予算（第15号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、承認第3号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第15号）について、補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2億488万8,000円を追加し、予算の総額を193億9,619万7,000円と定めたものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正ですが、地域情報通信基盤整備推進事業の事故繰越しに伴い、工事完成までの電柱共架、添架使用料の一部を翌年度へ繰り越す必要が生じたため、地域情報通信基盤整備推進事業1,014万8,000円を追加するものでございます。

5ページの第3表、地方債補正ですが、起債同意額の確定により、畑地帯総合整備事業など8件の地方債を総額1,890万円減額変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

まず歳入予算でございますが、10款、地方交付税は、特別交付税の確定に伴い、1億9,304万9,000円増額し、交付総額は7億840万1,000円となっております。

9ページの14款、国庫支出金は、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の交付額確定に伴い、2,925万1,000円増額し、同交付金の総額を5,850万2,000円としております。

12ページの21款、市債は、事業費の確定に伴い、農林水産業債を50万円、土木債を1,690万円、消防債を110万円、災害復旧債を40万円、それぞれ減額しております。

次に、歳出予算について、主なものを説明申し上げます。

13ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、持続可能な財政基盤確立のため、基金の利活用や残高を考慮し、地域づくり推進基金積立金を1億9,963万1,000円計上し、ふるさと

志基金積立金100万円と合わせ、2億63万1,000円増額しております。

14ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、8目、後期高齢者医療費は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の平成22年度療養給付費負担金の額が確定したことに伴い、221万4,000円増額。

15ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、6目、介護予防支援事業費は、平成21年度介護保険事業補助金の交付額の確定に伴う返還金として、204万3,000円増額しております。

そのほか歳出予算につきましては、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金、地方債の財源振り替えをいたしております。

以上が、承認第3号の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

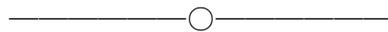
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号））

○議長（上村 環君） 日程第10、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、医療費交付金及び鹿児島県国民健康保険団体連合会からの老人保健医療費返納金の額の確定に伴い、緊急に平成22年度志布志市老人保健特別会計予算を補正する必要が生じ、平成23年3月31日に平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、現年度分の医療費交付金を1万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の諸収入は、鹿児島県国民健康保険団体連合会からの老人保健医療費返納金を27万5,000円増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の諸出金は、一般会計繰出金を48万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

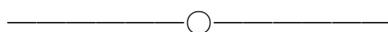
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））

○議長（上村 環君） 日程第11、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合に納付する共同事業負担金の額の確定に伴い、緊急に平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要性が生じ、平成23年3月31日に平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万8,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,891万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、現年度分の普通徴収保険料を67万8,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の広域連合納付金は、共同事業負担金を67万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。



日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度志布志市一般会計補正予算（第1号））

○議長（上村 環君） 日程第12、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

本案は、東日本大震災に係る支援の実施に伴い、緊急に平成23年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成23年4月18日に平成23年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,075万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億1,075万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出の説明を申し上げます。

予算の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、財政調整基金繰入金を1,075万2,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の消防費は、被災地への職員派遣旅費として199万2,000円。職員派遣に伴う作業服、その他貸与品等消耗品費として46万円。大隅半島4市5町復興支援チーム負担金として50万円。災害救助扶助費として480万円。東日本大震災に対する義援金として300万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（本田孝志君） 東日本大震災で、いろいろな方が震災されました。ということで、我が志布志市もこのような予算を組んで支援していこうということでございますが、ただいま我が市の方に何名の方が、この問い合わせと申しますか、今入居がなされているものか、お伺いいたします。

問い合わせ等ですね。その他、入居のまだ今現在入居されているものかないものか、お伺いいたします。

○企画政策課長（武石裕二君） 震災後ですね、すぐ企画政策課の方で中心になりまして、企画・財務・港湾、それから市民環境・保健・福祉・建設課等で協議をして今までできております。

公営住宅につきましては、当初6戸空き情報ということで提供をしておりまして、当然家賃等については、免除ということでできておりますが、具体的に公営住宅等にですね、入居をされた方はいらっしゃらないところです。

それから、福祉等の方で予算措置をしていただいております件につきましても、具体的な支出はないというところでございます。ただ、市内の方に何件か直接ですね、個人的に来られているというのは私どもも聞いているところですが、そのことについては、直接その知り合いの方とか、縁のある方ということでしたので、情報等は話を聞いただけということになっております。

以上でございます。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 私どもの方で、区域外就学をされている児童・生徒がおられます。3世帯、小学生が4名入ってきております。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 震災の後、こちらの方に来られた方ということでございますが、転入という届けがございましたのは、宮城県から2世帯、3名でございます。ただ、今向こうの方からですね、こちらの方に来られたという方々のために、いろいろな支援等を行わなきゃいけないということでございます。そのために、お気付きだと思いますが、各市民課の窓口等に、東日本大震災等で来られた方については情報等をですね、こちらの方からも提供したい。また、向こうからも提供をその人たちに伝えたいということで、大きなのぼり旗をですね、出しておるところでございます。御活用いただきたいと思っております。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほど企画課長が市営住宅については、今入居者はゼロということ

ですが、問い合わせにつきましては2件ほどまわっているところがございますが、入居には至っていないところがございます。

○11番（本田孝志君） ただいま市民課の方では、転入が2世帯あったということでございますが、今後ですね、問い合わせ等があるということでございますので、ぜひですね、取り組んでいただきたいと、これについて全面的に協力をしていただきたいと思っております。

企画課長の話にもありましたように、市内にはですね、報道でございました。市内に知り合いの所に来ているということではですね、報道も見ましたが、まだ我が志布志市にはそういうことは報道ではないものですから、まだそのようなことはないのかなと思って予算的なことが上がっているものですから、お伺いしたわけです。

今後ですね、いろいろとまだまだ今から何年かかるかは分かりませんので、ぜひですね、ぜひ協力してやっていただきたいと思っております。

以上です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3月11日の大震災発生以来、本市でも独自の取り組みを開始いたしまして支援をしているところでございます。

その中で、今お話がありますように、被災地の方から避難される。そしてまた、住まいを移される方がおられるということにつきましては、全面的に対応していきたいというふうに思うところでございます。

ただ、この場合り災の証明書のある方と、それでない方が若干あるのか、特に今回、福島原発の発生に伴いまして、その原発が避難地域に入っている方は被災の証明があろうかと思っておりますが、そうでない方が今後、全国的に居を移されることになるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。そのような方々についても積極的に受け入れをしてまいりたいというふうに思いますが、現在お示ししているこの支援対策事業については、り災証明を受けられている方についても、とりあえずはやるということでございます。

さまざまな問い合わせ等があろうかと思っておりますので、それらにきめ細やかに対応していきながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○4番（丸山 一君） 今市長の答弁にありましたけれども、原発によりまして、り災、人道支援をしていきたいということでありますが、現実的にですね、私の知っている方で母親と息子、娘、1号炉が水素爆発をした時点で子供に放射線を浴びせるわけにはいかんという母親の切なる願いで、4日間もかけて北日本を通りながら山口まで来て、志布志の人に電話をしてきて、どうやっていけばいいんですかと。単なる情報として知っていただけで頼ってこられて、今住んでおられます。今先ほど教育課長が言いましたけれども、1年生ですね、男の子がいます。

その人は、原発で放射能を子供に浴びせるのは嫌だという単なるそういう思いで来られてまして、当初政府も発表した時には、原発によりまして3km、10km、20kmという避難区域をずっと拡大していきましてけれども、実際ですね、もう神奈川の方でも放射線等が出ておりますので、関

東広域的に相当出てくるんじゃないかと思うんですよ。その中でり災証明というのが実際その人たちにはないわけですが、それをどういう形で、今度のこの予算に関しましては、それはあんまり限定的でありますので、その辺ないんですけれども、これからの支援の形をですね、ぜひ何かの形で拡大していただきたいと思うんですけれども、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現実的に原発関係で避難をされて、本市に居を移されているという方につきまして、私どもも直接情報は得てないところですが、もしそのような方がおられたら、真摯に対応していきたいということでございます。

具体的な対応策については、今後関係課を交えて協議をしていきたいと思っております。

○4番（丸山 一君） 先ほど本田議員からも言われましたけれども、我々が知らないところで結構来られているようなんですよ。ですから、そういう人たちに、できればですね、支援という形でしていただきたい。それと内容的なものが、り災証明はないんですけども、この支援事業に関しましては、内容的にこういうのでいいものかどうか、また企画の方ともですね、市の方でいろいろ計画をしていただきたいというのがあります。

それをですね、我々も口づてで聞いたような感じでありますので、ましてや市の方でも住民登録をされる際にそういうことは言われないうと思うんですので、広く市報等でPRという形を努めていきたいと思っておりますか。

○市長（本田修一君） 私どももこの東日本大震災、そして原発の事故については、本当に心を痛めて、そして何らかの形でそのようなことで被害に遭われた方々に支援したいということについては、真摯に取り組んでいるところでございます。

現在の段階では、り災証明のある方ということになるところでございますが、先ほどもお話ししましたように、まだそういう証明のない方がどのような形で来られているか、私どもも把握ができていない状況でございますので、それらのものも調査をさせていただきながら、対応については協議をさせていただきたいと思っております。

○8番（藤後昇一君） 先ほどの丸山議員と同じなんですけど、私のところにも放射能、福島県におられて被災証明は出ていないんですけどもということで、実際市役所の方に相談に娘さんが福島県におられて、市役所の方にも相談に行かれたそうですが、り災証明がないというところで、今受け付けられていないと、私のところに直接電話がきまして、話を聞きますと母親がですね、小学校低学年と保育園児がいる4人家族で、もし受け入れていただけるならば、家族全員早急に志布志の方に帰って住みたいと。だから何とかならないだろうかということで、実際福島におられる方は、小さいお子さんを持っておられる母親の心配は、もう本当に私どもでは想像にできないぐらい深刻でありまして、1日でも早く福島を離れたいという方が実際あって、実際、市役所に行ったけれどもり災証明の件で、今のところどうにもできませんというような回答をいただいたという電話でしたので、今市長が言われた答弁を急いでいただいて、早く受け入れていただいて、助けていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○市長（本田修一君） 窓口の方に来られたという経緯については、まだ市民課長の方も把握していないような状況でしたので、すぐさま改めて確認をして、その方の状況等をお伺いしたいと思います。

ただ私どもが今回こういった形で御提案申し上げているのは、確実に被災された方というようなことで対応しているということでございます。

今後、そのようなことで原発のことを心配されて避難をされると、居を移されるという方についての支援の内容については、今まで協議をしておりませんでしたので、すぐさま協議を開始したいと思います。

○19番（小園義行君） 1点だけお願いします。

この支援の対象ということですね、親族や知人の元で、援助を受けながら志布志市に転入された方は、支援の対象にならないというふうに今なっているんですね。今藤後さんの方からもあったように切実な思いをもって来られる人に、こういうことで不愉快な思いをさせたりですよ、そういうことのないようにしていただけないものかなと。

それはもちろん、全く何も知らない人たちが急に来られるということもないと思います。あなたが知人の方からそういう援助を受けてるんですか、受けてないんですかなんて、ここで聞けますかね、正直な話。遠くからちゃんと岩手、いろいろあるでしょう。そういった中で、ここはどういうことなんだろうというふうに、せつかく支援をやろうというのであればですよ、きちんと快く受け入れてやるということの方が大事じゃないかなと思うんですけどね。どういう形でこれやるんですか、確認をするという。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この一時避難という方で、一時的にもそれからまた移住でも、この地にとりあえず住まれるという方について、どのような方を対象にしようかということで、このような形でまとめたところでございます。

今お話のように、とりあえずじゃあ頼れる知人があられる方につきましては、その方の所に住まわれているのではなかろうかということございまして、私どもはまだその方々より極めて条件の厳しい方について、このような形で御支援を申し上げようということのまとめをしたところでございます。

今お話をいただいたケースについては、また事情等をお話をお聞きしながら、新たな対応がとれるとすればとってまいりたいというふうに考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（金子光博君） 市長、あなたの思いが志というような看板に表れておるわけですが、やはりあなたの思いが、受け付けの窓口はいっぱいありますよね。窓口の受け付けの担当の職員に届いていなければ、あなたがこんな所で言われるような対応がなされないわけですよ。そこ辺です、十分気をつけて、受け付けの担当の職員が自分で判断ができるときには上司に相談する。その上に相談すると、そういうような連携が取れておれば大きな問題は出ませんけれども、受け

付けの職員が、おいが権限じゃったというようなことですね、切ると悲しい思いをされる方が出ると思いますので、志布志市民でさえ担当の職員で受け付けの職員で泣かされる市民もおられるわけですからね。あなたの思いがしっかりと下々の職員に浸透するようにしていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の大震災につきましては、どの職員も本当に大変な状況なんだ、悲惨な状況が当該地には発生しているんだ。そしてまた、非常に辛い思いをされているんだという思いは、全職員持っているというふうに思います。ということで、私どもは4市5町の支援チームによりまして、順次職員を派遣して、その職員の体験談等も聞きながら、今後の対応については、できうる限りの対応をしていくということの方向性をとっているところでございます。

そのような中でありますが、ただいまお話がありますように、実際窓口に来られたときに該当しないケースが生じてしまうということにつきましては、ある程度の線引きをしながらこういったまとめをしていくわけでございますので、それに外れる方が出てくるというのは致し方ない面があるのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、そのような方についても、何らかの形で御支援を申し上げなければならないというふうに思いますので、今後その方についても対応できるようなものをまとめてまいりたいというふうに思います。

そして、このことについては、市役所全職員そのような思いを持って取り組みをするよう改めて申し渡しをしたいと考えます。

○15番（金子光博君） 今朝の新聞でしたか、義援金が何千億円というお金が集まったのに、まだ3分の1も地元には届いていないじゃないですか。地元に行ったけれども、それぞれ被災に遭った方についているのは、渡っているのは、まだ何十分の一ですがね。

そういうような状況なんですから、やはり相当な思いをしてこっちに来られたときにはですね、やっぱり物差しで計って1cmもちごえば対象になりませんよと、そのような考え方じゃいかんわけで、やはりある程度の許容の範囲があるわけですから、とにかく受け付けのところで判断ができるときは上さへ上げてくれよというようなことをしっかりと対応できるようにですね、再度お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのような気持ちで職員は仕事をしているというふうに思うところでございますが、現場としましてはある程度目安というか、指針、基準がございますので、それによって対応してしまうのかなという気はしているところでございます。

これらの事業の要項によりまして対応できない分については、別途何か対応できる道はないのかというような形での対応を、そしてまた、検討をさせるというようなことにしたいと思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） この4市5町ですよ、復興支援チームを送られてて、そのことは議会にも説明がありますね。そして、タイムスケジュール等も示されてきたわけですが、今議論され

たことも含めて、り災証明があるないに関わらず志布志を頼って来られた人に対して、手厚くしていこうというときに、やはり市民の理解もなければいけませんよね。範囲を広げていく場合はですね、市民の中にもぎりぎりの中で生活をしていらっしゃる方がいる。そういった方々も含めて理解できる範囲のやはりくくりをしっかりと設けて対応をしていかなきゃいけないと思うんです。

そうした場合に、復興支援に当たっている現地の状況、こういった報告等も含めてその情報をしっかりと市民に知らしめていく、このことはすごく大事だろうと思うんですね。でないと、マスコミから流れてくる情報というのは、なかなか偏っている部分もありますし、何といたっても現地に行ってみることは災害の状況が一面に広がっている。まず匂いに耐えられないとか、いろいろな情報が入ってきます。そういったかなり現実性をおびた状況を派遣された職員の方々が帰ってくるたびにひとまとめなると思うんですね。そういったものをしっかりと市民に知らしめていくと。そうすることによって、共通理解がまた更に深まるし、あるいは義援金等に対してのですね、思いもまた出てくるということもありますので、そういったことに対して素早く手を打ってほしいと思いますが、そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3月11日発生以来、市としましてできることは何かということで、すぐさま支援の方向性をとったところでございます。

その中で、義援金の募集、そしてまた支援物資の募集というものについて広く市民の方々にも声掛けをしまして集め、そしてまた、それを特にEUジャパンのルートではございましたが、被災地の方に直接届けるということもできたところでした。

そういったことの報告がないというような御指摘もございましたので、そのような報告につきましても、あらためて市民の方々に感謝を申し上げるとともに、このことにつきましては、今後いつまで続くか分からない内容でございますので、あらためて御礼を申し上げながら、引き続きの支援をお願いする周知を更に努めてまいりたいと考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時14分 再開

日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成23年4月27日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の創設の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を加えるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

日程第14 議案第40号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第40号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、移動通信用鉄塔施設整備事業により新たに整備された移動通信用鉄塔施設を使用に供するため、その名称、位置及び使用料を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 議案第40号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明いたします。

携帯電話の不通エリアを解消するために、現在供用中の潤ヶ野八野移動通信用鉄塔施設に加えて、新たに4局を整備して使用に供するため、今回御提案申し上げるところでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表は、付議案件説明資料の12、13ページでございます。

第2条の名称及び位置では、表中の「潤ヶ野八野移動通信用鉄塔施設」に、新たに「田床移動通信用鉄塔施設」、「四浦後谷移動通信用鉄塔施設」、「四浦提口移動通信用鉄塔施設」、「宮塩川路移動通信用鉄塔施設」の4施設を加えるものであります。

次に、第8条第1項に新たに第1号と第2号を加え、第1号では、潤ヶ野八野移動通信用鉄塔施設の使用料を国庫補助事業の当該対象経費の金額に30分の1を乗じて得た金額とし、第2号では、前号以外の移動通信用鉄塔施設の使用料を、市が充当した地域活性化・公共投資臨時交付金の額を市負担額で除して得た数を1から減じたものを105分の4に乗じて得た割合の金額とするものでございます。

次に、第2項中、「案分した」を「按分した」に改め、第10条中、「損傷」を「毀損し」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を平成23年7月6日とするものでございます。

なお、付議案件説明資料14ページから16ページに位置図と使用料の積算を記載しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、総務常任委員会へ付託いたします。



○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第15、議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第15 議案第41号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第41号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、地方開発事業団を廃止する措置が講じられ、及び地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の創設の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

内容につきましては、第54条第4項の字句を整理し、同条第6項の「地方開発事業団」を削り、附則第23条として、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例に関する規定を加えるものであります。

なお、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

ただし、附則に1条を加える改正規定は、地方税法の一部を改正する法律の施行の日と同じく、平成24年1月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

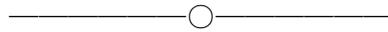
これから採決します。

お諮りします。議案第41号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決さ

れました。



**日程第16 議案第42号 損害賠償の額を定め、和解することについて**

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第42号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成23年4月28日午前8時50分頃、志布志港若浜中央埠頭の駐車場で、関西志布志郷土会帰省ツアー歓迎式に出席するため駐車しようとした公用車の後方が、後方に駐車していた■■■■の■■■■氏の所有する普通乗用車の後方に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が後方の駐車間隔の確認を十分に行わず後退したため、過失割合を市が100%、同氏が0%とし、同氏の所有する普通乗用車の原形復旧及び代替車両借上げに要する費用5万5,000円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（本田孝志君） ちょっとお伺いしますがですね、この事故はやはり前も都城の食堂でバックするときに二人乗りの、そのときも確か企画政策課の職員だったと思うんですが、バックするときに事故をして、やっぱり100対0ということで賠償したわけですが、このときの職員と今度の企画政策課の職員は同一人物なのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 前回の事故の職員と、今回の事故の職員とは違う職員でございます。

○11番（本田孝志君） そのときですね、前回は職員の教育をぜひ徹底してやってくれということで、この議会の中でもあったんですが、やはりそのときもですね、課長はこの席に本会議場に出席しているわけですが、そのときの当時の課長は、企画課に帰ってすぐ全職員ですね、志布志市の全職員に通達されたものか。

そしてまた、特に今度も企画課の職員が事故をされたわけですので、企画課の状態、そのときの対応はどのような対応をとられたものか、お伺いいたします。

○企画政策課長（武石裕二君） 今回の事故につきまして、3月の議会でもありましたとおり、今回また企画政策課の方からこういう事故をいたしたということで、非常に申し訳なく思っております。

今回につきましても、お釈迦まつりに伴う関西郷土会の方々が帰省をされるということで、歓迎式典に参加する中での事故ということになりました。

以前もそういう事故がありましたので、私も常日頃から運転については公用車のみならず、私用車も含めてですね、私も含めて気を付けるようにということで、ずっときておりましたが、今回配慮はしていたとは言えど、自覚を含めてですね、同乗者もいたということもありますので、再度またその日もですけど、それ以降もことあるたびに安全運転には十分気を付けて車の運転はするようにと、同乗者も含めてということでもありますし、また車に乗るときにもですね、運転を発車するときにも十分安全を確認して出るようにということで、今心掛けているところでございます。

以上でございます。

○11番（本田孝志君） これはですね、過失割合が100ということが問題なんですよ。過失が五分五分とか、四分六とか、3：7とかいろいろございますが、やはり100対0ということは、もう100%悪いわけですので、やはり問題ですよ。前も100対0でしたが、今後これがいつまでもこのような事故がですね、何回も起きればですね、問題ですよ。ですから、大事故が起きる前に、市長、どのような方法でこれを職員の教育をされていく考えかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3月議会においても、交通事故のことで損害賠償の額を定める件で御提案いたしまして、御指導をいただいたところであります。

それに基づきまして、私どもは、今後絶対起こさない体制をとるためにはどうするかということ協議いたしまして、4月からすぐさま20日の日に交通安全の日と定めまして、街頭立しやうをしながら交通安全の指導をしながら自らの安全運転に対する認識を深めるという全庁的な取り組みをしたところでした。

しかしながら、そのような中であってもこうしてまた発生したということにつきましては、誠に遺憾に思い、事故を起こした職員には当然厳しく指導をしたところですが、担当課においてもそのようなことを重ねたところであります。

そしてまた、総務課を命じまして、更なる交通事故が、公用車での交通事故、また個人の交通事故も当然なわけでございますが、公用車の事故が今後発生しないために、いかにすべきかということの意識を高める取り組みをするようにということで指導いたしまして、5月に公用車の交通事故防止に関する要綱を制定いたしまして、安全運転指導者を設置し、運転者の教育訓練や交通事故防止対策、そして定期的な研修会、講習会の実施等を行うような体制づくりを決め、ただちにただいま課長が答弁いたしましたように、担当課全体の責任と捉えまして、課全体で今回の事故に関しての意識の高揚のための取り組みをしてもらったところでございます。

私自身も本当に残念に思い、そのことにつきましてあらためて今月の朝礼でも残念だと、そしてまた、実は今日もまた後ほど皆さん方にもお話しなきゃならないところですが、別途発生しているということについて、危機的状況でもあるというふうに朝礼でも話をしたところでございます。

このようなことが重なれば、重大事故も発生する可能性が高いということでございますので、

そのようなことがないように、更に安全のための意識の啓発がされるような取り組みが更に重くなるんですよ、皆さん方にとっても大変な状況になるんですよ。そしてまた重大事故等が発生すれば、本当に私自身も自らそのことに対して責任をとらざるを得なくなってしまうというようなこともお話を申し上げているところであります。まだ軽微であるので、今の段階で今後このような形が、今後発生しないような形の取り組みを更に深めてまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（丸山 一君） 志布志市が発足してからですね、議会があるたんびにこういう損害賠償の件が上がってくるように思うんですけども、市が発足してから今まで何件あるんですかね。毎回毎回ですね、こういう損害賠償の、それは金額的には軽微だと言われますけれども、こういうのはあっちゃならんわけです。我々民間会社において働いてきた者にとりましては、社長が怒ってですね、もう20万円、30万円の損害賠償が発生した場合には、もう社長が怒って、自分で払えとかいうことも実際あるわけですね。それをこうやって毎回毎回出てくるということは、どうも理解できない。仕事が忙しくてこういうことが起きるのか。はたまた運転者が初心者マークなのか、規範のゆるみなのか、市長、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併以来5年になるところでございますが、12件交通事故が発生しているということでありませう。

当然公用車の運転については、それなりの技量があって、そしてまた、安全運転については十分認識しているということでありませう。

しかしながら、公用車が100台近くもあり、そしてその公用車を使用いたしまして、日々事業執行のために運転をしながら業務に精励しているという状況がございます。

私自身はそれが特に激務のために注意がとれなかったという状況ではないというふうに思っているところでございませう。極めてこれは認識が浅くて、絶対起こさないぞというような認識がなくての結果、こういった形になっているんじゃないかなというふうに思うところでございませう。

ということで、実際にこのように度重なるわけございませうので、事故が重なるたびに皆さん方は、そのことに対して新たに安全運転のためのさまざまな取り組みを深めなければならないということはお話し申し上げていますので、自覚が図られているというふうに考えるところでございませう。

○4番（丸山 一君） 合併以来12件のこういう事案が発生しているということでありませうが、あまりにも多い数だと認識をいたします。内容的にはそんな軽微であってもですね、やっぱりそこで事故等を起こせば公務にも支障が起きるわけですね、ましてや一人で行っているわけじゃないわけですから、バックする所はちょっと曲がるのにちょっとこすったというのはですね、やっぱりその職員の規範のゆるみではないかと考えませう。

それと、それを防止するためにですね、安管がありますよね。我々も民間会社におりましたとき、安管の担当として出席してございませう、その中でいろんな協議を、グループ別に協議をして、

この事案に対してはどのような対応をするんだと、どういうことをしたら事故は発生しないんだということをグループ別協議をいたしまして、舞台上上がって報告したこともあります。

市の職員の中にも安全運転管理者協議会に出席する職員がいるかと思うんですけども、出席した職員の意見等がですね、職員会議もしくは課長会において、どういうふうに示されておるのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事故を起こした場合、公用車の場合は公用車管理規則に基づき、事故報告書並びに職員の交通事故等に係る懲戒処分の基準等に関する規程に基づく交通事故等報告書を提出するようになっております。

それには、事故のてん末のほか、所属長の意見を付して提出するようになっています。ということで、このような形でただちに私の方に上がってまいりますので、その際あらためて事故の内容等を把握して嚴重に注意するところであります。

そしてまた、安全運転管理者につきましては、当然そのような研修をするべき場がございますので、このことについては定めに従って取り組みをしているということでございます。

○4番（丸山 一君） 今市長の答弁でありましたけれども、職員に報告をさせて注意をするんだということではありますが、5年間にわたりまして、もう12件も発生していると、ましてはもう1件あるんだということをお先ほど言われましたけれども、ここですら、やっぱり単なる注意で済ませるのではなくて、罰則規定か何かを設けてですね、もうちょっと厳しくしないとこの事故はなくなるんですよ。

やっぱり市長が言及するんだ、課長が言及するんだと、本人に対しては罰則は自分で払えというぐらいの意気込みがないとですね、これは直らないですよ、これは減らない。ましてはこれが、公務に支障があったりすると、民間の人たちとの接触があったりすると、やっぱり市役所のイメージダウンにもつながると思うんですよ。ですから、やっぱり何かしらの規制なり罰則規定を設けるべきだと僕は思うんですけど、車に乗せないとかですね。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身も議員と同じような気持ちでございます。しかしながら、私どもは公務によって起きた交通事故に関しましては、公務上の措置ということがございますので、それらに従って損害賠償等については対応しているということでございます。

そういうことでございますので、いわゆる罰則という形でない形で、戒めをしていただくということで、先程来お話をしているような形の安全運転に対する意識の啓発の取り組みをさせていただいているということでございます。

このことにつきましては、職員も十分今回あるいは前回のことで肝に銘じているというふうに感じますので、また今後の状況を見守っていただければというふうに思います。

実際に重大な過失により、また大きな事故等が発生するとなれば、いわゆる別途の形で賠償の事案という形にはなるのではないかなというふうには思っていますが、現段階ではそういった状

況でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（野村公一君） 二、三お伺いをしておきますが、まず第1点です。

私どもがこういう類いの保険に加入をしますと、事故を起こした場合に、次回からは加算されて保険料が高くなっていくという一般的な保険であります。本市が加入をしている車両保険、これはそういう類いの保険ではないのかどうか。

そして2点目が、22年度の保険総額と23年度の保険総額は違うのか、報告を受けたいと思います。

それから3点目でございますが、本市の職員全員に搭乗資格があるのかどうか。資格が設けられておるとすれば、どういう基準で搭乗資格があるのか、それをお伺いしたいと思います。

○財務課長（野村不二生君） お答えいたします。

まず1点目の事故を起こした場合の加算があるのかということでございますが、市役所が入っている保険につきましては、加算はないところでございます。

2点目の23年度の保険の総額につきましては、今手元に資料を持っておりませんので、後で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、3番目の搭乗する資格ということでございますが、職員が採用されまして新規の採用が4月から始まりますと、6か月間は車に乗らないということ職員の方はなっております。

それから、嘱託職員等につきましては、業務によって乗るということ、それから臨時職員については特別な伺いをとってですね、乗るという形で許可制になっているところでございます。

○24番（野村公一君） その係数はまた後で教えてください。

保険料が変わらないということであると、私どもの一般車両保険とは若干異なるなというふうに考えますが、どうしてもやっぱり職員の不注意だろうと私は思うんですね。私どもに提案される議案のほとんどが過失状態が当方にかなり大きいという事案ばかりです。相手の車は止まっているという状況が大変多いということは、どうしても職員の不注意だろうと思っております。

特に、搭乗資格がないと、採用されて6か月のみであるということですが、じゃあ聞きますが、職員がアルコール中毒の要素をもった職員にもその搭乗を許しておるのか、それが第1点。

それから、職員の中には職員になってから、いろんな精神状態の思わしくない職員の方もおられるようです。そういう方にも搭乗を許しているのかどうか。

3点目でございます。

仮に仕事を、その車に乗らなければならない状態の仕事を命令をするときの、車は誰が乗ってどこに行きなさいという命令書の最終責任者はもちろん市長でしょうが、その所管の責任者は課長クラスなのか、補佐なのか、係長なのか、その点を教えてください。

○財務課長（野村不二生君） 最初に、先ほどの23年度の車両共済の掛け金の額について申し上げます。総額で304万9,000円となっているところでございます。

最初の職員の不注意ということでもありますけれども、今回の事故を3月の議会を受けまして、

安全運転管理者という立場からですね、支所を含めて協議をさせていただいたところでございました。

その中でこれまでは、係長・補佐級の職員が安全運転管理者というふうになっておりましたけれども、それではいけないという協議の結果で、課長級また支所長で安全運転管理者になろうということですね、市長等にも御相談申し上げ、現在のところ、私と支所長の方で安全運転管理者というふうになったところでございます。

その中で、職員の交通事故等に関する安全運転に対する指導等をですね、今後徹底していくということで、先ほど市長からもありましたように、要綱等を定めてですね、軽微なそういった不注意で起きないような形ですね、体制づくりを今後していこうということで、今取り組みを始めたところでございます。

そういう中で、5月24日に課長職のですね、指導をするということで、各課の長である課長等の皆さんに集まっておきまして、交通安全の研修ということで実地の研修を含めてですね、屋外で実際の車の運転、それから後方確認等について研修をしたところでございました。

それから、2点目のアルコール中毒、また精神的な問題がある職員の乗車ですけれども、そういったことはですね、当然できないように規則の方で定めてあるところでございます。

それから、その中には、車に実際乗る場合には所属長が運転者を指定してですね、運転管理者の方に届けておかなければならないというふうになっておりますので、その点については所属長の方がですね、しっかりと把握しているというふうに思っております。

それから、3点目の車に乗るときの状況の判断ですけれども、実際に課長の方がですね、その状況をちゃんと乗れるか、アルコール臭がしないかとか、体調がどうであるかというようなことにつきましても、課長の方で確認をしてですね、実際の乗車に対して乗るといけないという判断をしているところでございます。

1回目の質疑の中の点ですね、平成22年度の車両共済掛け金の額が314万8,351円ということでございます。

よろしく申し上げます。

**○24番（野村公一君）** 今総務課長からの報告を受けると、市長、精神的な欠陥がある人は乗せない。それから、アルコール中毒を含むそういう病的な欠陥のある人も乗せない。車に乗って役所を出られる人たちは、みんな正常な人が乗っていかれるんです、そういうことですね、今課長が言われる正常な人が。その正常な人がこういう事故をちよくちよく起こされる。まだ、この病的な人が乗って事故を起こされたんだったらまだ理解をするんですよ。正常な方が乗って事故を起こされる。それは何かというと、人間が横着か不注意かですよ。そういう横着か不注意かの人たちにあなたが一生懸命朝礼で説得をされてもですね、それは直らない、直らない。直る方法は何かということ、罰を与えることです。

我が国は法律というのがあって、しっかり懲罰がうたってある。これがまだ、車同士の軽い事故だからいいんですよ。人身事故だったらどうなります。私はしっかりとね、こういうもちろん

アルコールを飲んだり、そういうのはまた別ですよ。だけど、しっかり職員が規律を正して不注意がなくて、事故を起こさないような指導をしていくには、それなりのやっぱり方針をつくらないと。私はそういうものがあってしかるべきだというふうに思うんですが、地方公務員法の27条、これを捉えて、市でそういうものの懲罰の条例をつくることも私は可能だと思うんです。もちろんその交通事故を起こしたから首だとか何とかということではなくても、やっぱりそこに何らかの罰を受けていくということでないで、あなたの朝礼の指導では直りません。その辺を検討する気がないかどうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど丸山議員の方でも同じようなことをおっしゃったところで、私自身も心情的にはそういったことだというお答えを申し上げたところでした。

現在、志布志市職員の交通事故等に係る懲戒処分の基準等に関する規程というものを定めておきまして、これによりまして、交通事故を起こした者は先ほど言いましたように速やかに報告するというふうにしております。

そしてまた、それに基づきまして、懲戒処分があるものについては、懲戒処分の審査委員会を設けて処分をするということになっておりますが、このものにこの懲戒処分の対象となる交通事故につきましても、例えば交通事故・交通法令違反で、飲酒運転あるいは無免許運転、速度超過というようなものにしております。そのようなことで、現在懲戒処分の対象にしていなくて、本日提案している議案の内容の事故等については、その処分の対象にしていなくて、懲戒処分の対象に今回もしないと、しない形で別途、安全運転の観点から、そのような定めを定めて、意識の啓発を図る取り組み、また自身の反省を得る場というものをつくったところがございます。

今回のこの事故を受けまして、そのようなふうにも内容的にも重く、また深みをおしておりますので、しばらくその取り組みを見ていただきますればというふうに思うところがございます。

今後の経緯を見まして、今申しました懲戒処分の基準等に関する規定を見直しするかどうか考えたいと思います。

[野村公一君「議長もう一遍、24」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○24番（野村公一君） これからは、これからはってもう何年前からもあるんですね。だから、どっかでお線が引かれた方がいい。だから、そういう条例もあるんであれば、何もその飲酒運転だとか、スピード違反だけじゃなくてね、「不注意による」と1句入れさえすればいいんです。それに対してしっかりと、その人に負担をさせるものがあるか、あるいは停職を勧めるか、やはりそういうものを少しつくってあげることでね、志気も高まっていくと私は思ってますよ。その辺のお願いをして質問を終わります。

○市長（本田修一君） 私といたしましては、非常に有り難い御提案だというふうに思っています。

そのような内容で、次回に提案できるかどうか、十分内部で協議をいたしまして、更に交通安全の意識が高まるような取り組みを重ねてまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） るる出ましたので、簡単に済ませたいと思いますが、一つはいろんなここで議論をしているわけですけども、その日、その人がどういう状態だったのかというのはいかがい知することもできませんけれども、健康管理というものが日常的にどのように行われているのかというのを少しお聞かせ願いたいと思います。

やはり24時間ですね、公務員ですから仕事を終えて家に帰って酒を飲むこともあるでしょう。深酒になって1時、2時ぐらいに寝て、それでも職場に出てきて、そういった体調不良の状況の中でもそのことは言わずに仕事をしている場合というのは結構多いと思うんですよね。そういったことも含めて日常的な健康管理についてということを一つ。

もう1点は、この5年間に12件ほどこういった事故がある。市長、今のところ大事に至らなくてよかったということでありますけれども、いわゆるこういった積み重ねが、もう次のいわゆる大事に至る前兆がもう現れているというふうに受け止めなければならないと思うんですよね。いわゆる議会に上がってくるときには、もう予算として損害賠償額が決まって上がってくるわけですね。それ以前に事故を起こした当人に対しては、さまざまに指導がなされているわけですね。

ところが、いわゆるそういったものが一切済んで議会に上がってきて、議会でこういう議論が過去何回となくなされている。そういった議会で予算が通ってやっとうこうなんだということが、この議会の議決後、本人のところについているんですかね、そこも併せてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

健康管理につきましては、先ほど車両に乗るものについては、このような規則があるということでありましたので、当然担当する課長の方でそのものについての健康管理がされているというふうに思います。

そしてまた、私自身、健康増進については特に職員自ら健康になるような環境をつくってくださということのお話をしていきまして、特に朝のラジオ体操、あるいはあいさつ運動ということで職員の健康状態を観察する場がつけられているというふうに思っております。

そのようなことで、管理者、管理する者は、日常的に職員の健康管理をしているというふうに考えるところであります。

そしてまた、今回このような形で御審議いただいているところでございますが、当然今現在その職員はインターネット等を通じてこの審議の成り行きを身をただして、緊張して聞いているというふうに思っております。

そしてまた、この審議の結果については、あらためてこのようなふうに厳しい御叱責があったということをお私の方からも、また担当課長の方からも申し渡すようにはしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 健康管理という面で言えば、市長はそういうふうに希望的観測ですね、

そういうふうにならしていると信じているというような表現が多いんですね。

実際、退庁後にお酒を飲まれて9時、10時ぐらいに休まれるということであれば、体調のいい状況で出てこれますよね。ところがやっぱりいろんなお付き合いをする中で、12時過ぎて飲んでいらっしゃる方々を見掛けることもあるし、そういった方が、結構いい体調でですね、臨まれてるかという、そうではやっぱりないと思うんですね。

ですから、やっぱり退庁後も仕事なんだという感覚でですね、いわゆる健康管理には努めてほしいというふうに思うんですね。そこをまた更にですね、徹底をしていてもらいたい。それはそれでいいとして、ある意味でこの事故を起こされたこれまでの方々が、いわゆるその方々が、その後ろでもいいですよ。そこにいてこういう議論を聞いていけば、すごく反省されると思うんですね。いわゆるですよ、注意を今まではされたと思いますけれども、軽い事故だという、それでよかったって市長自体も言われているぐらいだから、本人はそこでは反省しているように「申し訳なかった」というふうに言ってるかもしれないけれども、心の中ではたったこんなことでと思っているかもしれないわけですよ。

本当に身につまされるように反省するためには、こういう議論を聞けばびっくりするでしょう、多分。そういったことも罰則という観点から見てもすごく大事な視点。そして、こんな議論があったんだよって、このこと一つにとって、それだけ一事が大事なんだよということをやっぱり言っていく、その雰囲気ほかの事故を起こされてない職員にも浸透していく。そのことがやっぱり事故を起こさない一つの道筋だと思うんですよ。

どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 全くおっしゃるとおりだと思います。

私自身、議員の皆さん方から私に対しまして、管理監督責任があるものとして、十分御指導をいただいて、指導というのみならず叱責というようなこともあるわけでございます。そのようなものを私は議会の度に受けるんだよということ、そしてそのことを皆さん方は深く受け止めてくださいということ。そしてまた、今は軽微な事故で済んでいるんだけど、このことが度重なることによって重大事故が発生することになるかもしれないんですよということ、そのようなことをいつもいつも話しているところですが、残念ながら絶えないということでありますので、先ほど野村議員の方からありましたように、この基準等に関する規定の見直しも含めた形の対応をまいりたいと考えます。

○17番（岩根賢二君） 損害賠償の額とはちょっと掛け離れますけれども、関連がありますので質問をしたいと思います。開会前に全員協議会でこの説明をされた時に同僚議員の中から、当日はマイクの音も何も聞こえなくてという話がありました。そのことで、当日は風も大変強くてですね、ほとんど市長のあいさつも聞こえなかったという状況だったと思います。たまたま関西郷土会の方がハンドマイクを持っておられたので、それを使ってあいさつもできたという状況だったと思いますが、この状況を市長自身はどういうふうに捉えて、どういう感想を持たれたか、そのことについて職員には何か指導されたのか、その点をお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当日実際に歓迎会が始まったときに準備が整ってなくて、想定しました機具の使用ができなかったということについては本当に残念でした。ということで、これは本当に準備が完璧にできていれば、あるいはその歓迎会が始まる前に少しリハーサル等をしておけばこのようなことは防げた内容であったというふうにと考えるとございます。ということで、準備はちゃんとしなさいよということはその後申したところでございます。

いろんな場面で、そのような式典等があるわけでございますが、大抵の場合は十分資料等を作成しまして、マニュアル等を作成しまして、そしてまた予行演習をして、そして現場に臨むという形になるとございますが、今回のケースにつきましては、いつも手慣れている場面だったということで、当日の準備が、リハーサル等がされなかったケースではなかったかなというふうに思ったところでございます。

○17番（岩根賢二君） 先ほど事故の原因が何であったかというときにも市長は認識の甘さがあったと、職員のですね、そういうことで答えられましたよね。激務のためではなくて、認識の低さが交通事故の原因だったろうと申されました。

今のこのマイク、拡声機等のですね、不備についても、やはり職務に対する認識の甘さがあったという答えです。これらのやっぱり原因は、そこの職務に対する認識の甘さということだと思いますよ。ですから、市長がその後厳しくというか、指導をされてないという状況が、今私はそういうふうにとったんですが、そうだったんじゃないですか。

やはり、一つの職務に対しては、ちゃんと自分の職務を全うするような指導をしていただかなければならないと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

準備ができていなかったことについては注意はしたところでありまして、特段厳しくそのことをとがめたということではなかったというふうには思っています。

私自身、いろんな場面でそのような光景に当たるわけでございますが、その際は「今後は気をつけてね」という形で指導はするところでございますが、その内容について、もっと厳しくする場面が、内容があるとすれば厳しく今後は指導をしていきたいと考えます。

○17番（岩根賢二君） 市長がですね、厳しくは言わなかったということは、まあまあよかよ、というふうな感じだったろうと思うんですよ。ですから、市長自身にそういう認識があるから職員にはそういうふうに市長の認識が伝わっているというふうに私は思いますよ。

ですから、一つ一つの仕事をちゃんと全うするように、そういう心積もりで全ての職務に接してほしいと思います。

○市長（本田修一君） 私自身は、「真摯」と、「まじめに」「一生懸命」という言葉が好きであります。そのようなつもりで仕事については精励しているつもりであります。

しかし、そのことを全て他人に、あるいは職員に求めるとなればかなり厳しいところがあるのかなというふうに思っています。ということで、その職員につきましては、それなりの見識が、

経験があるわけございますので、十分そのことで反省して、自発が得られるようなものであればいいというような形の対応をしているところでございます。それが足りないと、不足ということであれば、そのことにつきましては反省をし、今後そのような形で臨んでいかなければならないのかなというふうに思ったところでございます。

これは、私一人という力ではなかなかじゃないかなと、私自身いつもいつも思っているところでございます。そのようなことで、皆さん方におかれましても、もしそのような場面が見られたら、指導をしていただければと。そしてまた、その指導はただ単に叱責ということではなく、本当に温かい思いやりという大変ですが、今後その者が更に発奮するような形での指導というような形でしていただければ、市全体としてそのような緊張感が更に生まれてきて、いい市政ができるんじゃないかなというふうに考えるところでございます。私自身も更に自らそのような形で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（平野栄作君） この問題につきましては、また、明日若干質問させていただくので、ちょっと教えていただきたいんですが、公用車がない場合に私用車をよく利用されると思いますが、もし私用車でこのような公務中に事故が起こった場合、そういうときの対応というのはどういふふうになるんでしょうか。

○総務課長（溝口 猛君） 職員が私有車の場合でございますが、当然公務でありましても私有車でございますので、こういう損害賠償の議案というものは出ないところでございます。

○1番（平野栄作君） 私一番危惧するのはそこなんです。確かに公用車ではですね、事故という形で出てくるんですが、もしこれを強く進めすぎると反対の方向に走ってしまうような可能性もあるもんですから、この問題はそこらあたりも十分考えながら取り組んでいかないといけない。一人一人がですね、やはりこの事故をです、自分たちのものだというふうに共有していく、もうそこしかないと思うんです。だからその仕組みをどうやってつくっていくのかというのをば今後はつくっていかないといけないのかなと、詳細については、また明日説明しますが、一つ危惧するように私用車での公務中ですね、私用車の使用、そこらあたりはですね、十分にチェックをしていただきたいなというふうに考えております。

○総務課長（溝口 猛君） もし、私有車を使って公務の事故を起こしたということになれば、当然、公有財産管理規定に準じまして、事故の報告を求めようになっております。それに従いまして、先ほど市長が申しましたとおり、懲罰規定に該当するような事故になれば、当然懲罰の対象になるというような流れとなっているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第43号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、告知放送端末設置事業、保育所緊急整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億5,286万円を追加し、予算の総額を184億6,361万2,000円とするものでございます。

それでは予算書の6ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、追加は、JR志布志駅トイレ・待合所改修事業の実施に伴い、過疎対策事業の総合観光案内事業を710万円計上しております。

変更は、一般単独事業で県営事業負担金の増額に伴い、地方道路等整備事業を440万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

まず、歳入の14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、平成23年度子ども手当法案が廃案となったため、予定されていた3歳児未満への増額給付分7,182万円を減額しております。

11ページの2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金が減額の内示があったことから、115万2,000円を減額しております。

12ページの15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、電源立地地域対策交付金事業を440万円、JR志布志駅トイレ・待合所改修事業実施に係る地域振興推進事業を400万円計上しております。

2目、民生費県補助金は、グループホームへの火災通報装置設置に係る介護基盤緊急整備等特別対策事業を30万円、有明保育園の建て替え及びのがみ保育園の改築に伴う、安心子ども基金総合対策事業を1億318万円計上しております。

4目、農林水産業費県補助金は、農業者戸別所得補償制度推進事業が県から事業実施主体である市の農業再生協議会への直接交付となったことから、620万4,000円を減額しております。

10目、商工費県補助金は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の対象事業として、告知放送端末設置管理事業及び地籍簿電子化移行事業が認められたことから、456万6,000円を増額しております。

13ページの3項、県委託金、5目、教育費県委託金は、県の自立支援委託事業が今年度から廃止されたため、40万円減額しております。

14ページの17款、寄附金は、図書購入等に役立ててほしいとの市民からの寄附金40万円を計上しております。

15ページの18款、繰入金は、今回の財源調整として財政調整基金繰入金を8,799万1,000円増額、オラレまちづくり基金を商工業振興対策事業に係る財源として900万円計上しております。

16ページの20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、志布志運動公園体育館備品購入事業等に係る財源として志布志振興くじ助成金を652万6,000円計上、議案第42号に係る事故保険金を5万5,000円計上、国・県からの派遣職員を宿舍設置に伴う宿舍料を48万円計上しております。

17ページの21款、市債は、1,150万円増額し、総額で20億5,220万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、人件費につきましては、4月の定期人事異動に伴う費目間調整及び当初予算編成時点で見込んでいませんでした退職者の人件費を調整するため、一般職分を総額で1,795万6,000円減額しております。人件費以外の主な予算でございますが、19ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、行政評価システム導入支援業務に業務量調査支援を追加するための経費として372万8,000円増額。議案第42号に係る賠償金を5万5,000円計上しております。

4目、企画費は、ブランド推進事業に要する経費を26万3,000円増額。社会資本整備総合交付金事業については、今年度しおかげ公園の太陽光発電設備等の設置を予定しておりますが、国庫補助金が115万2,000円の減額となったことから事業の見直しを行い、工事請負費を242万9,000円減額し、457万1,000円としております。

20ページの6目、情報管理費は、地上デジタル放送難視地区対策事業を560万円、行政告知放送端末設置事業に要する経費を443万7,000円計上しております。

27ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、児童措置費は、平成23年度の子ども手当法案が廃案となり、予定されていた3歳児未満への増額給付が行われなくなったことに伴い、7,182万円を減額。

4目、保育所費は、有明保育所の建て替え及びのがみ保育園の改築に伴う保育所緊急整備事業を1億5,008万円計上しております。

28ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、5目、健康づくり費は、貯筋運動による健康づくり推進事業に要する経費を121万5,000円計上しております。

29ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、茶の改植対策事業とし

て462万8,000円計上しております。

32ページの7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、志布志まちづくり公社の施設管理に係る経費を助成するため商工業振興対策事業を900万円計上。

3目、観光費は、JR志布志駅の利便性を向上させるためのトイレ・待合室改修に要する経費として1,990万2,000円計上。

4目、港湾振興費は、さんふらわあ及び市内宿泊施設の利用促進を図るため、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会に対する補助金を500万円増額しております。

34ページをお開きください。

8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費は、東九州自動車道及び都城志布志道路開通後の道路網整備の基本構想を策定するための経費として、委託料を200万円計上しております。

35ページの2項、道路橋梁費、2目、道路維持費は、電源立地対策交付金を活用した宮内線舗装修繕工事を500万円計上。

3目、道路新設改良費は、県道塗木大隅線、今別府串間線の事業費の増額に伴い県営事業負担金を500万円増額しております。

37ページの9款、消防費、1項、消防費、2目、非常備消防費は、東日本大震災を踏まえた市の防災体制充実を図るための経費として、防災に関する専門職員を新たに任用するための嘱託職員報酬を256万5,000円、津波ハザードマップの作成委託料を81万6,000円、消防団の無線機の整備費用として284万9,000円を計上しております。

4目、災害対策費は、東日本大震災支援対策事業に係る経費として376万5,000円計上しております。

40ページをお開きください。

10款、教育費、5項、社会教育費、6目、文化財保護費は、夏井海岸の火砕流堆積物の国指定申請に要する経費を198万2,000円計上しております。

41ページの6項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、日本プロ野球名球会を中心としたメンバーによる親善試合等を開催するための経費として、補助金を140万円計上。

2目、体育施設費は、老朽化した志布志運動公園体育館のバスケット台を更新するための経費として、備品購入を704万3,000円計上しております。

以上が補正予算第2号の主な内容でございます。詳細につきましては予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ここで、2時40分まで休憩いたします。

—————○—————

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 4点ほどちょっとお聞かせ願いたいと思います。

予算説明資料の方から、述べせていただきますが、少し不親切かなというふうに、今説明を聞いて思ったものですから、防災関係で今回防災対策事業ということで出ております。一般質問等でも、私を含め多くの議員が防災関係に関しては質問されますので、そこでいろいろと議論をしたいと思いますが、今説明がやはり不親切だなと思ったのは、市の防災計画あるいは各種マニュアル等の見直しをするために、防災専門の嘱託職員の任用の件ということでお話がありました。

私も当然そういう専門の方を入れるということは確認はさせていただいたわけですが、これ議案を上程する際にですよ、市長、この防災計画というのは、市の災害対策のバイブル的なものですよ。この作成に携わる責任者に近いような形でその専門性の高い人を呼ぶわけですから、その人のことはこの議場でですよ、しっかり紹介をするべきじゃないですか。説明の中に入っていないでしょう。どういう人か全然分からないですよ。ただ防災、防災専門の嘱託職員というだけで分からんでしょう。それをひとつお願いします。

それと行政告知端末、4ページですね、の関係で目的うんぬん、これはもういいでしょう。今回、告示端末の設置に対して100台の予算が組まれています。それで、これはいわゆるこれまでも議会でも議論をされてきました。いわゆる年度を越えて志布志市の方へ転入される方への対応の分、そして、今までも志布志市民であったけれども、いろいろな情報の手違いの流れの中で新たにやはり申し込みたいと、そういった両方を想定しての対応なのかお聞かせください。

そして、②の方の補助100%とこの50%、この20台が50%になっていますが、ここの詳しい内訳をお示しをください。

あと、さんふらわあ、この6ページ、これのいわゆるレンタカーの貸し出しの件で、新聞紙上にも載っておりましたね。市長も写真付きで出ておりましたけれども、これはこういう志布志のさんふらわああところで、いわゆる車も放置もできるという体制をとらなければなかなか志布志市にとって余りメリットがないということもあると思いますね。

そういった中で、3月からこの事業が始まってもう3か月近くになろうとしています。新聞紙上で出たときには2か月が経過していこうということだったと思うんですが、その2か月間でどういう動きをこの県の事業に乗かって、いわゆるそれを利用されている方があったのか。いわゆる三つの地域があります。二つを通過して行ってそこでチェックを受ける。そして、宿泊所に泊まって翌日承認を受けると、そして後でキャッシュバックという流れですから、本市の特に志布志市でどういう利用があったのかというこの2か月間の状況があってここに予算が計上されているのか、そこをお示しをください。

最後ですが、保育所の緊急整備事業ということで先ほど説明もあったんですが、これ例えばですね、民間移管の議論がありました。そして、その際老朽化の問題等も出ていますけれども、近い将来において、建て替えに対して市が協力をしていくというような議論が事業者との中であっ

たのかどうか。そして、今回いろんな助成事業の中でこういったものが出てきて、そのことに対しては、市の側からこういう助成制度があるということで事業者に働きかけたのか。あるいは事業者の側からだったのか、そこ。そして、仮に今後建て替えという方向になったとした場合、その間の保育の体制、どういう状況で進めていこうとされているのか。そこらをお示しをください。

以上です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災の嘱託職員の任用についてでございますが、7月から一応正式にはこの嘱託職員として、配置するというようなことにしているところでございます。

予算上の措置は7月からということを考えているところでございます。今回お願いしている方は、中村弘さんという方で、昭和20年1月30日生まれでございます。鹿児島市の消防署の職員をされた方でございます。平成1年から3年まで鹿児島市の国際消防救助隊の隊長、そしてまた、平成14年から4月1日まで中央消防署の所長、その直前には南消防署の所長もされております。県の消防署長会の会長もされておられる方で、今回本市の新しいマニュアルを策定するためにお願いするところであります。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 説明資料の6ページでございました、さんふらわあの志布志航路利用促進事業の関係の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

今回のこの事業につきましては、九州新幹線開業に伴いますさんふらわあの旅客分の減少を阻止するために、県の大隅地域レンタカー無料プラン事業の効果をさんふらわあの利用促進につなげたいというようなことで、今回お願いしたところでございます。

県の方が当初事業の発表をされましたときに、私どもとしましては、それまで詳しい説明というか、内容が分かっておりませんでしたので、そのときにできるだけ早くこういう新幹線効果プラン、無料レンタカーの関係がさんふらわあの利用促進につながるような形での取り組みをしたいなということで、その後取り組んでまいりました。

御承知のように、県のレンタカー無料プラン事業につきましては、大隅地域に宿泊して、そして、なおかつ大隅地域の3ブロックのうち2ブロック以上を回っていかなければならないというような、そういうような事業内容になっているところでございますが、残念ながら今回登録しておりますレンタカー会社につきましては、鹿屋にあるレンタカー会社2会社でございます。志布志の方に営業所がございませんものですから、さんふらわあ利用の利用促進につながらないというようなですね、そういう弊害があったところでございます。

そこで、私どもこの事業の発表があつてからレンタカー会社の方と交渉しまして、何とか志布志市のさんふらわあの発着所から、そういうレンタカー利用等ができないかということの交渉をしたところでございますが、何回か交渉する中でなかなかうまくいかなかったわけなんです。そこで、今回この無料プラン事業の主催者でございます県のお力を借りまして事業者の方と連絡を取っていただいて、その後協議をした結果、そういうことであればさんふらわあ利用促進、それから無料レンタカーの方の利用促進にもつながるであろうというようなことで、事業者の協力

もいただきまして、今回こういう事業提案の運びとなったところでございます。

基本的には、ここに事業内容で書いておりますように、さんふらわあの乗り場からレンタカーの借り受け、それから返却ができるという内容が主なものでございます。

それから、先ほど御質問がございました、県の実績等に基づいて今回こういう予算編成をしたのかというような御質問でございましたが、それは全く考えておりませんでした。1万台という県の事業、予算化がございまして、それを少しでもですね、さんふらわあで利用促進、あるいは市内の宿泊利用につなげたいという思いで、今回こういう事業を組み立てたところでございます。

参考までに、3月12日から4月下旬までのこの無料レンタカーの利用者につきましては、県の方によりますと40台ということございまして、非常に少ないまだ実績となっているようでございます。そのうちの約4台が志布志市に宿泊をしたという実績が出ているということでございます。

したがって、今回内容等にございまして1万台のうち1,000台というような形の予算化をしておりますが、現在までのそういう実情等を踏まえながら、少なくとも最低1万台のうち1,000台は志布志港のさんふらわあの所から利用ができて、そういう利用促進につながればよいというようなことで今回お願いしたところでございます。

以上でございます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 告知放送端末設置事業につきまして御説明申し上げます。

資料は4ページでございますが、今回告知端末機につきましては、市の方で購入して貸与という形でございます。

それから工事等につきましては、補助金ということで考えております。今回の対象者は新たに転入される人、それから前回申し込みをされずに今回新たに申し込みをされる方も貸与ということで考えております。

それから、100%補助、50%補助の内訳でございますが、まず新たな転入者につきましては20世帯、それから新築家屋、新しく家を建てられた方が60世帯、合計80世帯というふうに見込んでおります。それから、昨年度申し込みされなかった方については、20世帯というふうに見込んでおります。今回この50%でございますけれども、昨年度国の交付金を得まして、全戸に無料で設置をするということで、全市民の方々にこの推進を図ってきたところでございます。当時の申し込みであれば、全額国の交付金等で整備ができたところでございますが、今回その後市単独事業となりますと、市の方の財源の持ち出しということになるところでございます。

この事業期間中に市民の方々へのお知らせは、事業期間中であれば無料でできると、これが事業完了後につきましては有料になりますということも十分周知をさせていただいたところでございますが、今回このような差を設けたところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（木屋成久君） 福祉課分についてであります。

民間移管の建て替えの議論ということでありましたけれども、今現在、市に2の公立保育園があるんですが、この保育園の民間移管につきまして、今現状のままの民間移管というのを考えているところでもあります。

続きまして、市側より事業者に働きかけたのかということがありました。この件については、関係者の保育園が県に申請したと伺っているところでもあります。

続きまして、今後の建て替え時の保育の状況ということですが、この前回の保育園の建て替えがあったわけですが、そのときには前回の施設を利用して、同じ敷地に新しく造ってそれを取り壊してやったということで、今回のこの有明保育園の建て替え事業につきましては、市の所有地の所にプレハブを建てて、一時建ててそこでやりまして対応ということ考えております。

○13番（小野広嗣君） 防災対策事業に関しては、今市長の方から、防災の鹿児島県においてもエキスパートというふうな理解をしていいと思うんですが、ただこの防災計画となりますと、市単独で済む問題じゃないです。いわゆる国・県そういった防災計画、新たに国も県も練り直しますからね。そういった流れに沿いながら、本市独自のまたチェック機能を果たしながら計画を練っていかなくちゃいけないと、そういったときにどういったタイミングでこれが計画が出来上がるのかという問題もあると思うんですね。

今までの市の地域防災計画というのは、かなりの部分を見直さなくちゃいけない。津波がくれば市の中心市街地は全滅なわけですから、いわゆるそういったことを想定したときに、今回この来ていただいた方が7月以降スタートして、本年度だけでですね、そういったところまで果たしてもっていけるのかなと思うんですが、次年度へ向けてもお願いをしていく方向なのか、そこをひとつお示しをください。

この件は、それだけで結構でございます。

あと、行政告示端末、少し分かりづらかったんですけど、考え方がですね。いわゆる今からこの補正を組んでですよ、そして新たに100個設置となった場合に、今スタートは7月というふうにお聞きをしているわけですが、そのこの100個設置というのは7月のスタートでできるんですかね。

それと、いわゆる今想定されている方々以外の方々が、また数はそんなに多くないでしょうけど、転入で来た場合もこういった対応、補正を組んで対応されるのかどうか。そこをちょっと聞かせてください。それで結構だと。

あと、さんふらわあの件は大体分かりました。そうなるですよ、今課長からも答弁を受けましたけど、いわゆる県の方ももうひとつPRが足りないのかなという気がします。

そして、やはり関心をもってないと、ああいう新聞記事にも目が止まらないということもあって、我々は議員でありますし、志布志市民ですから、ああいった記事が載ると、こういうふうになると少しでもいいよなというふう思うわけですが、それを我々も当然PRせんないかんわけですが、いわゆる1万台のうち、1,000台ぐらい志布志で利用していただければなという思いというのは十分理解するわけですが、そこにつなげていくためのPRをしっかりやらないと、

これずっと続く事業じゃないわけですのでね、この期間、県がそういう助成をやっているときに合わせて乗っかろうというわけですから、短期間で終わっちゃうわけです、来年までですね。だから、急いでPRをしていかなきゃいけないというふうに思うんですが、そこについてどう考えていらっしゃるのか。

あと、保育園に関してはですね、1点だけ。

これは市長が答弁しなければ、課長じゃ答弁できないことなんですが、当時いらっしゃったわけではないわけですので、民間移管のときにですよ、いろんないわゆるヒアリングをやり、そして事業者の側はプレゼンをする。そして、いろんなことを話し合う中で今度は契約書、協定を結ぶというような形になるわけですね。それでそういった議論をしたときに、将来の建て替えのときに市としても助成をしますからねという話があったんですか、そこを僕は聞いているんですよ。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回の補助金等につきましては要綱を定めているところでございますが、スタート時期について現在の考え方では7月、8月が周知期間ということで考えております。そして、9月からこの補助制度をスタートさせたいというふうに考えております。

それから、転入者等が増えた場合に数が増えたという場合につきましては、その時点であらためて予算を計上して、補正予算という形で対応を考えておるところでございます。

○総務課長（溝口 猛君） 防災のための嘱託職員の件でございますが、一応本年度末までの契約という形での契約をしているところでございます。

議員御指摘のとおり、防災計画の正式な見直しということにつきましては、国が今基本計画を見直す方向で入っております。

国が定めた市町村の義務、あるいは県の防災計画に連携します当然市町村の義務事項が入るわけでございます。

また、県の方も今見直すのではなくて、今回の震災を踏まえて、県の方はどこに防災計画に課題があるのかと、そういう課題の洗い出しをしているということでございます。

したがって、本市におきましても、今の本市の防災計画、これを震災を踏まえまして課題が何なのか、そこの洗い出し作業をしていただくと。

それと今回津波等の被害が甚大でございましたが、本市におきましては、津波なら津波、地震なら地震というような各種災害対策のマニュアルが作成されていないということで、そこら辺りの作成をしていただくというふうな形で考えているところでございます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 県の無料レンタカー負担事業につきましては、議員の御指摘のように、確かに4月末までの実績で言いますと40台ということでございますので、当初のはるかな予想を大きく下回るというような実情であるということでございます。これも3月12日から開始ということでしたが、その前日の3月11日に大震災が発生して、そういったことも県の方では十分PRを考えておられたんでしょうけれども、そういう大震災等で少しこの方が話題が少し市民の方に周知がなかなかという事情もあるようでございます。

そういう状況の中で、私どもは何とかしてさんふらわあの方に利用促進を結び付けたいという

そういう思いがございまして、県の交通政策課の方に私どもの今回提案している内容の概略を説明しましたところ、県の方もレンタカープラン、無料プランのですね、大いなる促進につながるのではないかなというようなことで、非常に協力をしていただけたということで、皆さん方の御協力、御可決をいただければ、すぐにPR・周知、県民の方にしながらですね、県外の方も含めて利用促進を図っていかうというそういう御協力体制をいただいているところでございます。併せてフェリーさんふらさあの方にもこういった形での利用の形態を考えているよということを概略説明しておりまして、可決をいただければすぐにでも、さんふらあにつきましてはトラベルというそういう旅行会社等を持っておりますので、関西方面、それから鹿児島方面、そういった形でのですね、利用が進むような形でのPRをしていきたいというふうに取り組んでいるところでございます。

もちろん私どもも市内の市民向けにですね、それから、県民向けにこういった形での取り組みをしていくということを可決をいただいた暁にはすぐにですね、していきたいと。

そして、こういったサービスの開始を7月のですね、できるだけ早い時期にこういった夏休み前に、こういうサービスが提供できるように取り組んでいきたいというふう考えているところでございます。

**○市長（本田修一君）** 保育園の建て替え事業、保育所緊急整備事業についてのお尋ねについて、お答えいたします。

この事業につきましては、長い間民間移管というような形で市内の事業者について御説明申し上げ、保護者、地域の方にも御理解いただきながら進めてきて移管になったところでございます。

その結果、新しい事業者の方で、現在の園の整備ということを考えられて、のがみでは一部の改築と、そしてまた、有明では全面的な改築というようなことの事業でございます。私どもはこの委託につきましては、今後建て替え等について、国の方で民間の場合には2分の1補助というような形になるというようなことで説明を重ねてきたところでございました。

そのようなことで、今回新たに整備がされるということでございまして、民間の方が県の方にその国の方の申請をされてこのような形になっているということでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 大分理解が進みましたけれども、あと2点。

ちょっと防災の関係に関しては難しいことを聞いているわけじゃないわけですよ。今担当課長が言っていることは当然分かった上で聞いてるんですよ。

3月に危機管理対策ということで議論をしました。そのときにはあまり先が見えてないという状況の中で検討をしていきたいと思いますということですよ、危機管理対策室も検討します。

ただ、前向きな答弁とまでいってませんでした。3月11日、質問の3日後に大震災が起り、そして、最終本会議が終わって全員協議会のところで市長に言いましたよね。防災の専門をちゃんと設置しなきゃいけない。それ以降、即動かされたというのは本当動きが速かったなって思ってるんです。評価してるんです。そして、なおかつすばらしい人に来ていただけるんだなっていう思いがすごく強いんですね。であれば、とりあえず来年の3月31日だけど市長の思いとしては、

本市のいわゆる災害に強いまちづくりをする上でのリーダーシップをとっていただきたいというような思いとして、どうなるかは別にしてですよ、お願いとしてそういう気持ちがあるんですか、どうですかって市長に聞いてるんです、僕は。それが一つ。

そして、もう一つは今の保育園の関係ですが、これですね、すごく大事な点なんです、実はこの有明保育園の民間移管のときですよ、市長、ここでいろいろと議論しましたね。そして、いわゆるあそこは近いうちに多分建て替えをしなければいけないだろうと、でも建て替えるとなると大変なお金がかかるということが予測されてましたね。ですから、移管後いろいろと相談があったらその相談に乗って建て替え等にも市としてある程度助成するのと言ったら、市長は「そういう方向で考えてます」というふうに言いました。

しかし、一方で今議長立ってらっしゃいますけど、議長の方からも、そういう答弁おかしいでしょうという話になって、答弁をまた変更しましたよね。はっきり議事録に載っていますよ、それは。そういう流れの中で今回こういうのが出てきた。

そして、先の課長の答弁では、新たに今度また二つの保育園が今後移管の想定をされますね。そのときはそのままいきますと。そういうときはどういう議論をするんですか、したら。そこの整合性は全然とれないで、こういうふうにくてくるんですよ。そこをちょっと説明してください。

**○市長（本田修一君）** 防災の嘱託の専門員につきましては、私自身特に鹿児島市の森市長の方に市の職員の派遣をお願いしたところでした。

市の職員については対応できないということでOBの方をということで、先ほどお話しした方に来ていただくことになったところでございます。経歴等をお伺いしまして素晴らしい方と、そしてまた、面接もいたしまして、そのような方にお見受けしましたので、今回私どもの防災計画の見直し、そしてまたマニュアルづくり、そしてまた、防災訓練等に取り組んでいただくということをお願いしてあるところでございます。

そういう思いできて、私どもがお迎えしたということは十分お話してあります。また、それにきっちり答えていただくということの返事をいただいているところでございますので、どうぞそのような形での活用を期待していただければというふうに思います。

それから、保育園についてでございますが、保育園につきましては、先ほども申しましたように、民間移管ということになれば新たな国の事業で建て替え等については補助事業があるということについては、移管中での説明をしてきたところでした。そして、そのことに基づきまして、理解を得ながら移管がされたと、そして新しい受託者が、今回この園につきまして、建て替えを考えられ、県の方に申請をされ、国の予算の獲得が得られたという流れになってきているところでございます。

今後、新たに残っている2園についても民間移管について地域の保護者の意向等を十分お聞きしながら進めていくということになるところでございますが、そのような方向に進むとなれば、今までとってきたような流れと同じような形になるというふうには考えるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（本田孝志君） この補正予算説明資料の4ページ、地上デジタル放送難視地区対策事業ということで、「市内の地上デジタル放送難視地区で、NHK助成制度を利用できない世帯に対し、ケーブルテレビ移行補助金を交付し、地上デジタル放送難視地区の解消を図る。」ということで、内容が、2万8,000円掛ける200世帯、560万円の予算が計上をされていますが、これが市内のどこの地域か。

そしてまた、私の所にですね、二、三日前この文書が来たわけですが、この前に私の所に市内の方から電話がございまして、いろいろと志布志情報第68号、平成23年5月20日、情報管理課扱いということで、本田市長公印省略ということで、地上デジタル放送移行に伴う新たな難視地区説明会の開催についてということが、私に5月末、20何日に情報、この文書が入りまして、ある地区で説明会があるから来てくださいということで文書がまいっていました。その地区の人から私にこの文書が来る前にちょっと来てくれということで行ってみたらですね、ただいま地上デジタル放送を見ているが、何も今はきれいに映っているということで、その前の日にデジタル放送が7月から始まれば、今のこの放送は見られなくなるから新しいのに入った方がいいですよ、840円ですか、プラスまたは3,900幾らに入ってくださいということで、営業の方が参ったということでございました。

このような文書をですよ、私なんかは二、三年前からいろいろと勉強しながらやっているのに、いろいろと議員は、いつもですね、情報管理課または市長に対して、私はいつも不満に思っています。後出しじゃんけんでですね、私なんかはチョキを出せばね、後出しじゃんけんですので、分かっていますよね。パーを出せば何を出すというような方法でですね、議員を何のための議員ですかね。私なんかも勉強しながらやっているのに、後からまたこのような予算が上がってくるということで、私はすぐ課長に電話をしました。情報課の課長さんに電話をしたらですね、すぐ都城のあとの情報を引き受ける会社の方が志布志の説明者が、責任者が2名走ってきましたですね。私が現場にいたもんですから、すぐ走ってきましたが、「私の手違いで、どうこうでした」ということで言い訳をされましたがですね、言い訳をされて明くる日にまた今読みましたこの文書が志布志の市民にですね、文書が来て、私にまたその明くる日にファックスで私に流れてきたもんですから、それで今ここでちょうど文書を持ってきておったもんですから、今議題に上がっているから私はここで聞いているわけですがですね。このようなことは、情報課長、また市長、どのようになっているんですかね。

詳しく説明をお願いします。

○情報管理課長（徳満裕幸君） お答えいたします。

今回新たな難視地区と言われている地区につきましては、アナログ放送は見れるけれども、デジタル放送が見れない地区ということで、現在国の方から志布志市の方に地区の情報提供があるところでございます。

今回、この説明資料にあります地区200世帯につきましては、松山町新橋地区、それから京ノ峯

地区でございます。

そして、NHK共聴につきましては、志布志町の城山共聴、ここを想定をしているところでございます。

それから、新たな地デジの難視地区に対する説明会でございますが、これにつきましては、総務省の総合通信局の方から志布志市に連絡がございまして、ただいま申し上げましたような地デジの難視地区につきましては、説明会を開催していただきたいという要請があったところでございます。

そして、この説明会につきましては、ただいま申し上げました総務省総合通信局、それから鹿児島県の地上デジタル放送推進協議会、そしてNHKによる説明会ということでありました。それに、私ども地元自治体として情報管理課の方が参加をしたところでございます。

この会につきましては、まず4月でございましたけれども、4月の26、27、28の3日間でございますが、松山、志布志、有明、それぞれの自治会長さんに対する説明会を開催いたしました。

そして、その後また、ただいま申し上げましたような総務省九州総通、鹿児島県地上デジタル放送推進協議会、それからNHKの3者によりますところから地区全員の説明会をしたいということでございましたので、新たに対象者と言われている全ての世帯に対して文書を送付したところでございます。

本田議員がおっしゃるのは、その後からの文書ではないかというふうに思っておるところでございます。

この全員に対する説明会につきましては、5月26日、有明町、5月27日、松山町尾野見、5月30日、志布志の田之浦と、そして31日が松山町という形で開催をしたところでございます。特に地デジの対策につきましては自治体単独でもできないということで、ただいま申し上げましたように国の施策であるということで、この3者と自治体、4者連携してこのような説明会を実施したところでございます。

それから、説明の折に運営事業者の方が誤った説明をしたということでございまして、これにつきましても、本田議員がおっしゃるように、私どももそのような誤った説明があったということば、運営事業者から報告を受けまして、確認をしているところでございます。この点につきましては、市民の皆様方にご迷惑をお掛けしたということで、申し訳なく思っております。おわびをしたいと思っております。

以上でございます。

○11番（本田孝志君） 課長はですね、ひと口におわびを申し上げますではすみませんよね。ただいま見ている、放送を見ているんですよ。見ているのが7月になったら、6月に出来上がって7月になったらあんたのところは見れなくなりますよということをですね、この5月の26、27、28、31日ですか、説明会があったということですが。その前に集落を一軒一軒回ってですね、「もう映らなくなるから、今パラボラで映るのに映らなくなるから、あんたのところは入らんないかんど」ということで、自分のお客さんを取るために商売のために回っているんですよ。みんな「今

映っちゃつとに、ないごちそん映らんごなつとな」、いやそういうことが映らなくなるから、それで私にちょっと来てくれなということで行ったら、「いやそんなことはないですよ」と、今映ったのに映らないということはないはずですよということで。そしたらまた、先ほど言いましたように担当が二人来て、そしたら「私の説明不足、早とちりをしましたので、悪うございました」ということで、本人は私の目の前で、「まあ、そやんとはもうとらん、もう今でよかとなら、もうそいでよかじ」ということで、すぐキャンセルはされましたがですね。

やはり市民を惑わせるようなことをするのはですね、私はいかがなものかなと。今課長は、この場で議員の方と皆さんは知っているかもしれんけど、「ああそげなじゃったっじゃろうか」ということで、一般の市民はですよ、分かりませんよね。ですから、ずっといろんなことで皆さんも3月が、先ほども出ましたが、3月に工事は済んで、それで4月から新しい放送をいろいろと、3月に完成すれば4月からできるからということで皆さん楽しみに待っているんですよ、市民の方は。それが6月か、または、まだ100%私は先ほどは80何%の工事進捗率ということでしたが、7月1日からぜひですね、放送ができるように祈っていますがですね。市民の方は皆さん不安がっていますよ、皆さん。「どげんなつたろかいなつ、市長はあげんゆわっどほんなこっじゃろかい」と、信用できませんよね、もう何回もそういうことがあればですね。まして、こういうことがこの前あったもんですから、もう市民の方もまこちびっくりしています。

ですから、今後またこういうことが二度とないようにですね。課長は私も前言ったんですが、いろいろと自治会長さん方には連絡して自治会長はいろいろということでもございましたが、私のところは難視地区じゃないからふれもきませんでしたがですね。皆さんに周知徹底されているものか、どうですかね。その200戸の人には、200軒ですね、周知徹底されていますか、どうですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回、運営事業者の説明でですね、本当不適切と議員がおっしゃるようなことがあったということで大変申し訳なく思っております。これについては、運営事業者にあらためて、また指導をしてまいりたいと思っております。

それから、この200世帯について周知しているかということでございますが、今説明会等も実施したところでございますが、今後また地デジ対策をしていらっしゃる方につきましては、私どもの方で告知放送端末を申し込みされた方は確認をしておりますので、あとケーブルテレビ事業者とも連携を取りながらですね、ただいまの方々について十分周知をしていきたいというふうに考えております。

それから、地デジ対策の今後のスケジュールでございますけれども、志布志市の事業が6月末に完成ということでございます。

そして、地デジの本格放送が7月24日に始まるということでございますが、運営事業者の工事が6月から入るということで、今週あたりからケーブルテレビの工事が入るというふうにお聞きしております。

そして、このケーブルテレビ会社の工事はその事業と別でございますが、現在ケーブルテレビの工事が今週から入って、そして7月23日までデジタル放送の本放送前までには全て対応すると、

工事は終わるということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 説明資料の5ページの志布志まちづくり公社の振興対策についてお尋ねをしますが、約2年ほど前ですかね、オラレの事業があったときにいろいろ議論をして、私なりに理解をしていたのは、このまちづくり公社に対しては、市からの支出はしないという指針が示されたと思っておりましたが、そのこととはまた別な支出なのか。

そして、ここに書いてございます「施設管理に係る経費」というのはどのような内容なのかお聞かせください。

それともう1点、有明保育所の保育園のことですが、説明資料には建て替えに伴う分筆登記委託料というのも計上されているわけですが、これについては先ほどの説明では、現在地に建て替えをすると、その間どっかプレハブを建てて対応するというふうに理解をしたわけですが、この分筆に関しては、現在地のどっか小学校の方に対して広げるということなのか。そして、それには保育園としては十分な広さなのかということをお尋ねをいたします。

そして、確認ですけれども、現在の園舎は、建築後何年たっているのかお答えください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） まちづくり公社の振興対策事業ということで、今回900万円お願いしているところでございます。

これは、志布志のまちづくり公社管理に係る経費の補助でございまして、具体的には8月が償還期限の償還金のうち見込まれる不足額を補填するものでございます。

なお、志布志まちづくり公社に係る財源としましては、オラレまちづくり基金からの金額を今回も900万円充当を予定しているところでございます。

議員が申されましたように、2年前の臨時議会でオラレ設置の基金の際の議決をいただきましたが、その際にオラレから生ずる益金、オラレ基金の中からの分のうちから商業振興、教育、福祉、そういったものに使っていくんだというようなことで御協議をいただき、可決をいただきました。

その際に、特にまちづくり公社等に係るこういった支援につきましては、その基金の範囲内で支援をするんだということで確認もいただいているところでございます。昨年の6月には1,000万円ということで、6月補正でやはりこういった形でのお願いをして可決をいただいたところでございまして、今回は償還金に係る資金が900万円不足するということでございますので、基金の範囲内で900万円を今回お願いをするということでございます。

○福祉課長（木屋成久君） 今先ほどありました分筆登記で敷地は十分足りるのかということですが、今回児童クラブを今の園の小学校の近くの隣で児童クラブが行っております。この分が小学校の敷地でありまして、そこの分を分筆して、若干隣にキュービクルがあって、その隣に小高い丘があるんですけれども、そこの辺の所まで一部あったら、もうプール等もつぶして簡易なプールでやるということで、敷地は十分足りるのではなかろうかということでもあります。

建て替えにつきまして、園の築年数ですけれども、今、申し訳ありませんけど、今手元に資料

がありませんので後ほどお願いいたします。

〔「聞こえない」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。

○

午後3時31分 休憩

午後3時31分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長（木屋成久君） 有明保育園に対する築年ではありますが、築40年ということでありませぬ。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（立山静幸君） 説明資料の5ページの下の方ですがJR志布志駅トイレと待合所の改修等のことですが、トイレ、待合所の改修等に土地を購入されるわけですが、今のJRの待合所と別に土地を購入してされるのかですね、その辺をもう少し詳しく説明を願いたいと思います。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 今回お願いしておりますJR志布志駅のトイレ・待合所改修事業でございますが、今回改修を予定しておりますのは、JRの正面からちょうど通路がございまして、その左側の方に案内所を造っておりますが、今回お願いしておりますのは、通路から右側の部分でございまして、現在そこはトイレ、それからJRの倉庫となっている部分でございます。その所のトイレが今まで男女共用ということで、非常に利用客に不便を来しておりましたので、なおかつ列車等を待っていらっしゃる方ですね、待合所というものが案内所があるんですけれども、なかなか案内所等も利用されず外で待っていらっしゃるというような、そういう現実もございました。

それもありましたけれども、特にトイレの利用客等の利便性を図るということで、今回JRの通路から右側の部分の現在あるトイレ、それから倉庫の部分を市の方で買い上げをしまして、その所に現在多目的トイレ等を、今回併せて待合所等を建設するということでございます。併せまして、既に現在案内所として稼働してありますあの部分も併せてですね、JRの方から、こちらの方にございますように現在のところの交渉では47万5,000円ということで予算も上げておりますけれども、そういった価格の中でJRの方から建物だけを購入しまして、ここをお願いしておりますようなトイレと待合所等を改修していくという事業計画でございます。

○12番（立山静幸君） そうすると、あそこはもう全部市のものになるということですかね。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 私どもJRとここ数年来交渉する中で、早くから全部を市の方に欲しいと、市の方で有効活用をしたいということを申し出をしてございましたけれども、残念ながらJRの都合と申しますのは、今回も購入する部分の所にJRのですね、列車の安全運行を左右する重要なシステムということで、信通機器室及びそれから保線機器室がございまして。それは今回クリアできるんですが、それともう一つちょうど正面から見て左側の半分の所ですが、あ

そこがですね、志布志駅は始発駅、終着駅となっている関係で、従業員の宿舎となっておりまして、JRとしてはどうしてもそういった所の代替がない以上は、あそこはなかなか譲ることができないと。仮に譲るとした場合は、なにがしかのですね、そういう補償が必要だというようなことがありますよね。今回もそういう申し入れをしているんですけども、そういう宿舎等の補償がない以上はなかなか市の方には譲れないということで、現在というか、今回提案している内容につきましては、何とか正面から見まして右側のトイレ及び倉庫の部分等を譲っていただくということで交渉が調いましたので、今回こういう形でお願いし、県の補助もいただきまして、なおかつ過疎債の方も適用させていただくということでお願いしているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第18、同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第18 同意第3号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第18、同意第3号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月31日をもって固定資産評価員を退職した井手南海男氏の後任として、清藤修氏を固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

清藤修氏の略歴につきましては、別紙の説明資料に記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第3号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、同意することに決定されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後3時39分 散会

平成23年第2回志布志市議会定例会（第2号）

期日：平成23年6月7日（火曜日）午前10時01分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小野 広 嗣

平野 栄 作

藤 後 昇 一

本 田 孝 志

出席議員氏名（22名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（2名）

19 番 小 園 義 行	23 番 福 重 彰 史
--------------	--------------

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 木 屋 成 久	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 米 元 史 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次 長 兼 議 事 係 長 仮 重 良 一
調 査 管 理 係 長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢 一 郎

午前10時01分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、丸崎幹男君と鬼塚弘文君を指名いたします。

○  
日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは皆様、おはようございます。

はじめに、防災対策の観点から3点にわたって質問を行ってまいりたいと思います。

3月11日に発生いたしました東日本大震災は、未曾有の地震と津波、更には原子力発電所事故が重なった大災害となりました。発生から3か月近くになろうとしておりますが、本日付けの新聞記事によりますと、死者1万5,373人、行方不明者8,198人。そして、いまだに9万8,303人の方が避難生活を送られております。多くの尊い命が失われたことに深い哀悼の意をささげるとともに、被災された方々の一日も早い生活再建、そして復興を心よりお祈りいたします。

今回の未曾有の大災害を教訓にして、我が町でも東日本大震災後の災害に強いまちづくりを目指さなければなりません。

私は、大震災が起こる三日前の3月定例会の一般質問の際にも研修先で学んだ安来市の例を挙げて、総合的な危機管理に対応するために消防署より危機管理の専門官を配置したことにより、県レベルでの防災訓練、また実行性のある自主防災組織の結成など、防災力が飛躍的に向上したことを述べました。

市長とのその際のやり取りは、今後の状況を見極めながら検討したいとの答弁でありましたが、その三日後にはあの震災が勃発をいたしました。

本会議の席で、口てい疫や鳥インフルエンザ問題、新燃岳の噴火等を考えたときに、まさに災害は忘れた頃にやってくるのではなく、忘れる間もなくやってくると述べましたが、想像だにしない大災害が現実になってしまいました。

その後、3月定例会最終日の全員協議会で、本市の復興支援へ向けた状況報告がなされた際に、再度私が危機管理の専門家の配置を市長に述べたところ、市長は早急に対応したいと述べられました。

今回の補正予算では、防災専門の消防署OBの方を任用して防災計画の見直し等に当たるとされていることは、その後速やかに動かれたものと評価をいたしております。

今後は、防災計画における被害想定の見直しを図ることはもちろん、高齢者、障害者等、災害

時要援護者の把握、避難救護体制の更なる整備など、災害に強いまちづくりが望まれます。

今回の議員の皆様への質問通告を見ても、それぞれ防災の観点から様々に多岐にわたって質問がなされており、その通告の内容を見るにつけ、その一つ一つを実現するためには、現状の組織体制ではとても対応できるものではないと思います。

そこで、3月定例会でも述べましたが、市民の皆様への安心・安全を守りぬくためにも総合的な危機管理に対応できる危機管理対策室の設置は必至であると思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、被災者支援システムの観点から質問をいたします。

95年の阪神大震災で起きた大きな被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、被災者台帳を基に、避難・災害状況などの個人データを一元的に管理し、被災者証明の発行に迅速に対応できるほか、救援物資の管理、仮設住宅の入退去、義援金の交付などの業務が行えるものであります。

一昨年、このシステムを紹介をし、導入を提案したところ本市では、早速被災者支援システムの利用許可証、いわゆるインストールキーの発行を受けていただいたところではありますが、現段階におけるそのシステムの構築及び運用へ向けた取り組み状況について伺いたいと思います。

次に、学校施設の防災機能について質問いたします。

災害発生時、学校施設は地域住民のための応急的な避難所ともなる役割を担っていると思いますが、本市小・中学校の防災機能の向上へ向けた取り組みについて伺いたいと思います。

次に、節電対策と熱中症対策の観点から質問をいたします。

今年の夏は、東日本大震災以降の電力不足を背景に、例年以上の節電対策が求められております。市場では、省エネ家電をはじめ扇風機等の売り上げも伸びており、市民にも節電への意識改革が徐々に進みつつあります。市としても例年以上にクールアースデーなどの周知を図り、市民に節電を求めるべきであると思います。

しかし一方では、この夏は猛暑になるとの予測も出ているところであり、熱中症対策も必要であります。市としてこれらの課題に、今後どのように取り組むのか伺いたいと思います。併せて小・中学校現場の対策についても伺いたいと思います。

次に、セクハラ・パワハラ対策の観点から質問をいたします。

議員になってからこれまでの間に、セクハラやパワハラと思えるような御相談を何回か受けることができました。その中には既に解決しているものもありますが、ここ一、二年の間に新たに3件ほど御相談を受け、最近受けた御相談の中身は特にたちの悪いものであります。相談者は仕事も手につかず、夜もなかなか眠れず、家族の元で泣かれたこともあったようです。個別に対応する必要もありますが、このようなことが庁舎内で繰り返されないためにも防止対策を講じる必要があると思います。

そこで、本市では職員、嘱託職員、臨時職員へのセクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止対策及びその配慮がしっかり行われているのか伺いたいと思います。

次に、子育て支援の観点から質問いたします。

子育て日本一を目指すとの市長の政治姿勢のもと、本市では年々様々な子育て支援による施策が展開をされ、日本一はまだ先のことと思いますが、県下ではトップレベルの水準に近づいてきたのではないかと評価をいたしております。

子育て支援情報の発信にしても、子育て支援ガイドブックや子育て支援センターからの情報をはじめ、様々な機会を通じて取り組んでいただいていることは理解をいたしておりますが、今後は更に子育て支援関連情報を一元化するネットワークを形成し、子育て支援サービスをより利用しやすくする仕組みをつくるべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、防災対策について、危機管理対策室の設置についてのお尋ねでございます。

去る3月議会の一般質問におきまして、小野議員より、危機管理室を設置することや専門的な知識を持っている職員の配置等についての質問があったところですが、私の答弁としましては、消防防災の現在の体制を強化して、室まで設置するかどうかについて現段階では考えていないところで、更なる事態というものの想定が必要かどうかも含めて考えさせていただきたいと申し上げたところであります。

去る3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、マグニチュード9.0の想定外の津波が襲い、想定を上回る被害が発生したところであります。

現在、国におきましては、地震・津波対策を検討する専門調査会議を設置し、被害状況などを分析し、対策の方向性を定め、防災基本計画に反映させるとしています。

また、県におきましては、防災計画の見直しに向けて検討委員会を設置して、防災対策上の課題や原子力災害の被害軽減のための方策等を検討することとしています。

本市におきましても、今回の東日本大震災を受けまして、各種災害対策のマニュアル作成や津波対策マップ作成、並びに防災計画見直し等、防災対策業務を推進するために防災業務に精通した嘱託職員を雇用することとして、補正予算をお願いしているところであります。

議員お尋ねの危機管理対策室の設置につきましては、総合的な危機管理体制の整備を図ることにつきまして、当面は職員の防災に関する資質向上のための研修や更なる情報の共有化を図るとともに、今後防災計画等の見直しを進める中で、専門の担当、部署が必要かどうか併せて考えてまいりたいと思います。

続きまして、被災者支援システムについてのお尋ねでございます。

大規模な自然災害に見舞われた時、直ちに被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興作業を支援するシステムとして、阪神・淡路大震災において実際に運用された西宮市のシステムが無償で公開・提供されております。

本市では、22年2月に地方自治情報センターの承認を得てWebシステムを構築し、被災者支援システムを導入しております。県内においては、2自治体が導入しているということでございます。災害が発生した場合に備えて、担当部署の操作研修を行い、庁内の運用体制を現在整えて

いるところであります。

次に、節電対策と熱中症対策についてお尋ねでございます。お答えいたします。

消防庁の調査によると、平成22年7月から9月の期間に熱中症で救急搬送された方は、全国で5万3,843人。鹿児島県で689人でした。うち死亡者は全国で167人、鹿児島県で3人となっております。

熱中症の約46%が65歳以上の高齢者、次に約41%が18歳から64歳未満の成人となっており、ほとんどが高齢者と成人となっております。発生場所につきましては、住宅が半数以上を占めており、高齢者は住宅、成人は工作中、少年は運動中に発生する割合が多くなっております。

特に高齢者は、屋内での発生が多く、気付かないうちに脱水を起こし熱中症になっている場合があるため、一人一人の予防、早期対処が必要になります。

本市では、熱中症に関する情報を市報に掲載したり、県の通知情報に基づき防災無線で発生しやすい状況であることを促し、水分補給や日常生活での注意、目まいや脈が速くなる等の症状があった場合の対処方法について伝えております。

今年の夏につきましては、行政端末や市民チャンネル、市報による周知を行い、母子健診や特定健診、高齢者の健康づくり教室などあらゆる機会に熱中症予防に関して周知し、一人一人が自分で予防する認識を持っていただくよう啓発していきたいと考えております。

高齢者の一人暮らしや見守り者へは、見守りボランティアの方々等の協力をもらい訪問時に散らしを配布していただき周知徹底していきたいと考えます。熱中症を発生した際は緊急な対応が必要なことから、要援護者へは社会福祉協議会の見守りネットワークを活用し、医療機関での速やかな受診につなげていきたいと考えております。

次に、節電対策についてでございます。

御承知のとおり、東京電力の福島第一原子力発電所の事故を受けまして、今年は例年以上に夏季の節電対策が注目されております。市としましても当然、節電対策を講じる必要があると考えております。

まず最初に節電、ライトダウンの呼び掛けであります。これは環境省が2003年度から地球温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼び掛けているもので、「CO<sub>2</sub>削減ライトダウンキャンペーン」として実施してまいりましたが、節電対策にも効果があることから、昨年度から呼び掛けを行っているところでございます。

このことにつきましては、昨年6月議会、議員の一般質問の指摘もあったところでございます。本年度は6月22日と7月7日の両日の夜8時から10時までの2時間を特別実施日として設定し、各家庭の電灯のライトダウンを広く呼び掛けるものであります。また、東日本大震災を受け、その節電の必要性を踏まえ、6月22日から8月末日までの間、昼夜それぞれ任意でも2時間以上の消灯を呼び掛けることとしております。

市としましても、この「昼も夜もライトダウン2011」について広報紙等をはじめ、広く市民に周知していきたいと考えます。

次に、節電の2番目ですが、「我が家から始めようエコライフ55運動」の推進でございます。1番目にエネルギーを上手に使おう。2番目に資源を節減し、ごみを減らそう。3番目に水を汚さず、うまく使おう。4番目に豊かな自然を守ろうに大別しながら、55項目の取り組みを紹介し、実践していただいている取り組みであります。

この中にエネルギーを上手に使おうということで節電に触れており、環境学習会を開催し、この運動への参加者を増やし市民に節電の必要性を訴えていきたいと考えております。

次に、緑のカーテン栽培セットの配布事業であります。

これは、今年度から実施するもので、家庭あるいは事業所において、ゴーヤの苗、プランター、堆肥などの緑のカーテン栽培セットを配布し、省エネルギーの啓発を図りながら、冷房温度を下げなくて済むようにとの効果を考えているものであります。

次に、環境家計簿の作成、配布を考えております。

これは、志布志版環境家計簿を作成し、環境学習会の参加者などに配布するもので、各家庭において年間を通じてCO<sub>2</sub>の削減に合わせて、電力量、電気料金の節約にもつながる内容にしたいと考えております。

そして、地域通貨ひまわり券の活用であります。

地域通貨ひまわり券は、主に美化活動を行った際に交付しておりますが、今年度は環境家計簿をつけるなど、環境に優しい行動をした場合も交付したいと検討しているところでございます。

そして、環境学習会の実施であります。

これは地球規模の環境問題から市のごみ出しへの協力なども含めた学習会で、環境担当の職員が要請のあった自治会等の団体に出向き学習会を行うものになります。この中では、節電についてもその必要性と取り組み事例などを示しまして、「出来ることから始めよう」と題しまして話しているところであります。

本年度は、特に節電の必要性について内容を充実して行っていきたいと考えており、積極的に開催してまいります。

なお、今年度は校区ごとに環境学習会を開催し、更に各自治体へも入ってまいりたいと考えております。

以上のような取り組みを行い、市内全ての主体が節電を考えて行動していただくよう啓発してまいりたいと考えております。

次に、セクハラ・パワハラ対策についてお尋ねでございます。お答えいたします。

セクハラは、日本語で「性的嫌がらせ」と呼ばれおり、職場におけるセクハラは、「職場において行われる労働者の意に反する性的な言動」として定義付けられております。また、パワー・ハラメント、パワハラにつきましても、「権力や人間関係における強制力」を意味しており、職場においてはパワハラは、「職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを越えて、継続的に人格と尊厳を侵害する行動を行い、労働者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること」とされております。

本市では、このようなセクハラ・パワハラをしっかりと認識し、理解を深めるために、平成20年度に鹿児島労働局室長による「セクハラのない職場づくりのために」というテーマで、また平成21年度には弁護士を講師に招いて、「パワハラとセクハラについて」という内容で男女共同参画職員研修を開催しております。

平成20年度には53名、平成21年度には69名の職員が受講いたしました。これらの研修につきましては、職員向けに発行している市役所男女共同参画だよりの中で、研修内容や参加職員の感想等を報告し、また特集記事の掲載などで予防と啓発に努めているところであります。

本年度もセクハラに対する問題意識と排除を職場全体で行い、職場環境の浄化を図るため、職員研修会を実施する計画であります。

また、本市ではセクハラに関する苦情の申し出や相談が職員からなされた場合に対応するため、平成20年度から6名の相談員を配置しております。

職員からセクハラ・パワハラの相談を男女共同参画推進室や相談員が受けた場合、基本的には総務課につなぎ、関係課で解決に向けて連携を取っているところであります。

そのようなことから、セクハラ・パワハラの防止及び排除のための措置並びに、それらに起因する問題が生じた場合に適切に対応しているところであります。

今後もセクハラ・パワハラに対する職員の問題意識の向上及び排除に職場全体で取り組んでまいります。

最後にですが、子育て支援についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

志布志市の子育て支援に関する情報につきましては、子育てガイドブックや志布志市の予算と仕事等の冊子による文字情報やホームページによる発信を行っております。

また、市内に2か所の子育て支援センターを運営し、子育て時期にある方々の相談支援や情報発信の役割を担っていただいております。

情報の一元化についてであります。行政の複数部署から周知のために冊子や広報紙による情報を掲載しております。掲載する内容につきましては、担当であります福祉課で校正し、発行しております。

また、ネットワークの構築という面では、子育てサポーターの要請による子育て支援、要保護児童対策地域協議会による児童虐待等に対する情報共有、また地区民生委員やボランティア推進員による見守り等の各ネットワークがございます。

地域で安心・安全な子育て支援をするために、このような一つ一つのネットワークが存在いたしますが、それぞれのネットワークが連携して協働することが必要であります。

市といたしましては、これらのネットワークが合同で協議できるような場を提供し、その中に出た意見等をホームページ等を通じて、市民に情報として提供してまいりたいと考えます。

志布志市は現在、地域情報通信基盤整備推進事業に取り組んでおりまして、本事業が完了いたしますと、行政告知端末の戸別設置やケーブルテレビによる行政放送の開始により、新たな情報発信の手段が広がります。それらを活用し、一例であります。ホームページに子育てガイドブ

ックの内容を随時更新して掲載していく等の利便を図ってまいります。

情報の一元化やメディアによるネットワークの範囲拡大により、多くの子育て世代の方に利用しやすい子育て支援サービスの仕組みを構築できるよう努めてまいりたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） 今議会でも教育委員長からの委任がありましたので、答弁をさせていただきます。

まず、今回東日本大震災で亡くなられた方々の御冥福と被災地の一日も早い復興をお祈りしたいと存じます。

学校における防災対策についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、学校施設は児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の避難施設としての役割を果たしますことから、その耐震性の確保や老朽施設の質的整備が課題となっております。

教育委員会では、平成21年度までに全ての小・中学校の耐震化診断を完了し、昨年度までに志布志中学校、松山中学校で校舎の耐震化が完了しておりまして、今年4月末時点での本市の耐震化率は79.2%であります。さらに本年度はこの耐震診断結果を踏まえ、危険性の高い校舎から順次耐震化を進めることといたしまして、田之浦小学校校舎を含めた4棟の耐震化に向けた工事を計画しておりましたが、東北地方の震災を受けまして4月になって、全国でも危険性の高い施設の改修を優先するという国の方針から、当初予算での事業採択が困難との連絡を受け、一時は工事の実施ができるか危惧しておりました。

しかし、与野党を通じた協議におきまして、補正予算が可決され、今回国の一次補正において事業採択の予定となっております。

本年5月に国が施設整備基本方針を改正いたしまして、今回耐震化の目標年度を初めて27年度までと示しました。教育委員会におきましても、平成27年度までの耐震化計画を策定しておりましたので、国の方針を受け、残りの13棟の耐震化が着実に実施できるよう、今後とも財政部局とも協議しながら、まずは避難施設として十分な耐震性能を持つ施設として整備を進めてまいりたいとかように考えております。

次に、節電問題でございますが、今回の東日本大震災を目の当たりにいたしまして、私自身様々なことを考えさせられましたけれども、節電対策も国民的課題であるという認識を新たにいたしましたところでございます。

教育委員会といたしましては、各学校長に対しまして、学校で取り組む節電対策と併せて広く家庭においても節電に心掛けるように指導しておるところでございます。

現在、学校では照度を確保した上で、天気の良い日には、休み時間は教室やトイレの電灯をこまめに消す、安易に扇風機等を使用しない、使用していないコンセントを抜く、長時間使用しないパソコンやテレビの主電源を切る、職員室の電灯は半分だけ点けるなど、児童生徒と学校職員が一体となって節電に取り組んでいるところでございます。

また、家庭でも節電に取り組むよう児童生徒を通じて呼び掛けておりまして、冷蔵庫の開閉を減らすとか、ノーテレビデーを設置するなど、様々な取り組みがなされているという報告を受け

ているところでございます。

熱中症対策につきましては紫外線対策とも併せまして、外で活動する際の帽子の着用、こまめな水分補給、直射日光を避けた日陰の活用等、具体的に指導しております。

今後、夏に向けてグリーンカーテン設置を予定している学校もあります。教育委員会といたしましては、今後とも学校における具体的節電対策の推進、熱中症対策の取り組みについて、小さなことでもできることから確実に継続的に実施、実行するよう指導いたしますとともに、電気や水道の使用量を月ごとに学校ごとに報告させまして、節電対策の具体的効果を見てみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） 市長の方に、まず防災関係の方から一問一答で質疑を行っていきたいと思います。

3月、ここで一般質問を行いまして、その時に市長とのやり取りを3月ですからしっかり覚えております。市長も多くの質問を受けられますので、大変だろうと思えますけれども、その時の答弁よりは先ほどの答弁に関しては、少しだけ前へ進んだのかなという気は当然しておりますけれども、これだけの大震災を受けて以降、本市においても様々な検討がなされたと思うんですね。

そういった中で、いわゆるこの防災会議、市長が招集して防災会議を行うようになっておりますけれども、この防災会議が3月11日以降行われ、そして、その結果どういう検討結果が出たのかと、行われているとすればそこをより簡潔にですね、まずもってお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお尋ねの防災会議については現在のところまだ行っておりませんが、それぞれの担当の部署で今回の震災に対しての取り組みができるものについての会議は重ねてきているところでございます。

特に、東日本大震災に対する支援という観点から取り組みをしているところでございますが、それらのものが本市の場合において、こういった形で想定されるかということで、現在取り組みをしているところでございます。

今後7月以降、そのことの取り組みを速やかにしてまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 今回の補正予算で、いわゆる消防署OBの方をお招きして、地域防災計画あるいはハザードマップ・避難対策を含めてですね。そして、いろんな危機管理マニュアル等の作成に臨むという方向付けは補正予算に表れているし、先ほどの市長の答弁にもありましたけれども、市長、この防災会議、これ市長が招集して多方面からの意見を集約して、まずスタートをしなければいけない。その中には、「防災計画を推進を図る」と書かれていますよ。ここに志布志市防災会議条例というのがちゃんとあります。

そして、市の地域防災計画を作成し、及びその実施の推進を図るとというのが、この一つの目玉になっていきますね。その会議に諮らずにこういう補正を組まれるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然、ただいまお話があったような形の手続きはするところでございますが、現段階で私どもが持っている防災計画についての見直しをまず必要ということになるかというふうに思います。

そのことにつきましては、国そしてまた県の見直しを見つめながら、本市でもその内容を精査して、そして本市に合うような内容に整えていくということでございますが、その準備のための方を今回お招きして準備をしていきながら、会を開催していくということをしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 順序がどうなのかなという気はするわけですけど、この補正を受けて7月に防災会議を開くということは、そういう理解でよろしいですね、はい。

市長、あえてですよ、基本的なことをお聞きしたいと思います。大変失礼かもしれないけれども、市長は、この地方公共団体の根本の使命ですよ、これは何だと思えますか。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしました防災会議の予定でございますが、6月17日の予定になっているようでございます。

地方公共団体の最大の使命というのは、そこに住まわれている市民の方々の安心・安全な生活の確保と、そして福利の向上を目指すことだということだと思えます。

○13番（小野広嗣君） そういうことですよ、住民の生活と命の安全を守る、そして福利厚生も含めてですね、生活を守りきると。それができなければ、地方公共団体としての資格はないと言ってもいいわけですね。

そういった状況の中で、今回の災害を受けてあえて聞きますけれども、今回のような大震災、予想だにしない震災が起こったときに、まずもって最も重要になることは、市長は何だと思われまますか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、そのような事例が発生したときに、本市でそのような事案が発生すれば、どのような対応が必要かということの整理がまず必要かというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） そういうことも当然背景にあって事は進んでいかなきゃいけないわけですが、やはり阪神・淡路大震災、そして今回の東日本大震災、これはまだ今検証中でもあります。3か月有余にたつて様々な意見が出されてくる中で、はっきり断言できるという識者、多くの識者が言っていることは、スピーディーな決断ということなんですよ。災害が起こって以降、いわゆる政治をあずかる者というのは、様々な行政の業務の課題に対して、例えば市長は矢継ぎ早に指示を出していかなきゃいけないんですよ。大変な責任があるわけですね。

そして、そういったスピーディーな決断を、じゃあ事前に準備できるかと言えると心構えってのを事前に準備できるかということ、こういった災害がときにはとっただけであって、普段は平時の仕事に追われているわけですから、そういった心の準備というのはなかなかできないと思うんですね。そこらの認識はどうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、今回の東日本大震災のような激甚的な災害には現在まだあつてないところでござい

ますが、それよりはるかに被害の小さい形での災害あるいは災害が発生する恐れのある事態は何回も経験しているところでございます。

そのような時に、災害警戒本部をまず設置する。そしてまた、災害対策本部に切り換えていくということを何回も経験しております。

そのことの経験をもって、私どもは一大災害が発生した時には対応できるような体制になっていくのではなからうかというふうに思っているところでございます。

しかしながらこのことは、内部的な体制でのみ終わっておりますので、一大災害となるとなれば、当然これは市民全体でこのことについて対応していかなければならないということにはなからうかというふうに思うところでございます。

そのような面から、今回の東日本大震災につきましては、私どもにとって誠に参考にすべき事案というふうに考えておりますので、市役所の内部のみならず市民全体を含んだ形での訓練というものを重ねていきながら、その災害に対応できる市として、市を構築してまいりたいと考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、今おっしゃることは、それはそれで方向付けとして間違っていないと思いますが、やはり先ほど市長が言われた観点なんですけれども、スピーディな決断をしていくためには、そういった判断ができる枠組みというのをしっかり構築していかなければいけないわけですよ。そういう意味では、一番大事なものは情報ですよ、市民の最初共通理解で言いましたね、市民の安心と安全、命を守るとというのが地方公共団体の使命だというわけだから、この市全体の様々な情報を集めて、そしてそれを一元化して、いつでも対応できるような仕組みを作らなければいけないというのが防災の基本です。

そして、庁舎が縦割りではなくて、横断的に庁内の情報を全部歩み寄って一つ一つシステムを作り上げていかなきゃいけない。

今回補正を組んで以降、そういったことに関わるシステム作りにつながるようなこともされているわけですが、そういったことを考えたとき、そしてまた冒頭市長に質問を申し上げたときに、今回様々に多くの8名の議員の方が防災に関連しての質問を予定されておりますね。その一つ一つを見ていったときに多岐にわたっています。それでも、まだまだそのほかにもいっぱいありますよ。僕も細やかに主張しようと思えばいっぱいあります。だけれども、そういった専門の消防OBを据えて地域防災計画を国・県の動きを見ながらしっかり作っていくんだということがあったから細やかにはあえて出してませんけれども、そういったことを考えたときに、またここ数日の間、同僚議員とも語ったときに、いろんな議員の方々と語る中で皆さん言ってましたよ。こういった状況下で一つ一つ手を打っていくためには、やはりそういった専門の室が必要だな、みんな言われています。

ですから、あえて3月の段階でも言ってましたけれども、その時は想定もしてなかった、想定だにしてなかった。そういった大震災が、その後起きて、そしていろんな情報が入ってくる中で、我が町の災害に強いまちづくりをどうするのかと、当然市長、被災支援は大事ですよ、いわゆる

東日本への。当然大事だけれども、もう3月11日以降、我が町の災害に強いまちづくりはどうかというのを考えていかなければいけない。そういう意味では、すごく早く消防署OBに声を掛けられたというのは決断が早かったなというふうに思うわけですが、重ねてお聞きします。危機管理室の、先ほどこう言われていますね。「いろいろと調査をし、防災計画を立てていく中で、専門のそういった担当部署が必要であるかどうかを考える」と、すごく僕にとってはのろいですね、動きに見えるような答弁であります。3月よりは前向きだろうと思うんですが、本当に重ねてお聞きします。危機管理対策室の設置は必要ではないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

危機管理対策室の設置につきましては、今回の東日本大震災的なものがこの地域で発生することになれば、当然そのような部署が必要ということになるかというふうに思います。

私どもが今後定めようとする新たな防災計画の見直し、そしてまたそれに基づくマニュアル作成というもののなかで、それではそれを実施するときはどういった体制が必要かということにつきましては、限られた職員の中で様々な業務を担っているという現実がございますので、それが新たな組織として設置ができるかどうか。私自身としましては、むしろこの現在のマニュアルにも書いてありますが、第1フェーズ、第2フェーズ、第3フェーズというような場面の設定がございまして、それらの場面によって職員が総合的に対応できる内容にしてあります。

ということで、本市といたしましては、全ての職員がそのことに関して取り組むものというふうに意識付けがマニュアルでそのような形で決められておりますので、そのことを束ねる部署につきましては、いわゆる災害対策本部なるものになるのかなという気がするところでございます。

日常的にそれではそのものを管理する部署というものにつきましては、新たに今回定めるものの中で考えさせていただきたいというようなことの答弁をしたところでございます。

今後、室がいいのか、あるいは専門の担当職員がいいのかということにつきましては、今ほど申しましたように防災計画の見直し、そしてまたマニュアルの作成の中で考えさせていただければというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 災害対策本部というのは、そういう状況があって立ち上げる組織じゃないですか。そして、その前に職員にもそういう基本的なことは共通理解されているから、そのときに集まっていたいでそこで協議をするってそんなもんじゃないでしょう。平時にこそしっかりとそういった備えをしてなければいけないわけでしょう。「備えあれば憂いなし」というのはそういうことでしょう。

いつでもそうなんです、こういった問題だけでなく、すごく市長はお人がいいのかわからないけれども、楽観的にものを言われますよね。いろんなことで職員を信じ、信じることは大事です。当然、大事ですよ、昨日の議論でも言われる。だけど、そういった行動をとった結果、全然変わっていないということは、昨日も浮き彫りになったじゃないですか。

市長は、職員がしっかり共通理解の下、取り組んでくれると思っているというけれども、本当に日々そのことを感じさせられる、そういった指導力のある人がいて、そしてそのことを例えば、

安来市で言えばフロアーごとに、1週間ごとに確認を取り合っていると、そういう緊張感の下で仕事をしていくと仕事ができるんですよ、いざというときに。

ですから、室か危機管理官かそういったものを配置するというのは、必ず必要な時に今至っていると、平時にこそそのことを考えなければならない、どうですか。

○市長（本田修一君） そのことにつきましては、十分認識しているところでございます。

今ほどお話ししましたように、今回の防災計画の見直し、そしてまた現在嘱託職員を迎えておりますので、その職員とともにマニュアル作成をする中で、そのような専門の職員を置くのか、あるいは室を置くのかということについては考えさせていただきたいということでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。ぜひそういう方向で、どういう答えになるか分かりませんが、今のこういった東日本の大震災、起こってはならない大震災でありましたけれども、今回こういった亡くなった方々に報いることは何なのかというのを考えたその第1点の中には、全国の地方自治体がこのことを教訓にして、二度とこういう悲劇が起こらないように取り組むというのが政治の使命ですよ。そのことを本当に深く感じて、今後進めていってくださいね。

新聞の「主張」という記事ですが、当然もうお互い分かっているような話なんですけど、「津波に強い町へ」という「主張」が載っていますけれども、想定外をなくす対策をとということで、あらゆる角度からの検討を急げ、ということで、これは今後志布志市でも行っていくことになるわけですが、やはりここまで津波は来ないだろうという思い込みによって逃げ遅れたケースが多々あったわけですね。

そして、実際避難所までの経路が車で渋滞して逃げられなくなったケースなども多々あったと。そして、いくら立派な防災計画、そして避難計画を作ってもそれだけでは住民の命を守れないということが証明された。

そして、その現実を痛いほど思い知らされたということがあります。一方では、釜石の奇跡と言われている小・中学校の児童生徒が全部守られたというような実践的な取り組みをしているところがあって、そういうことがあった。

あるいは、もう市長も御存じかと思いますが、東日本の宮城・岩手・福島、この3県で被災をした保育士、保育所315あったんですね。このうち全壊や津波による流出など甚大な被害のあった保育所が28以上あったと。一方ですよ、これだけあって保育中だった園児や職員で避難時に亡くなった報告例はゼロですよ。

福祉関係者は、日頃の訓練と保育士たちの冷静さが実ったと指摘をしていますね。実は、この震災が起こった頃、11日の2時46分というのは保育所では昼寝の時間というのが相当あったんですね。そして、保育士さんたちが寝ている子供たちを起こして、おんぶして日頃の訓練のとおり実行して全部助かったと。実は保育所は必ず月1回避難訓練をしなければいけないと義務付けられているんですよ。うちの家内も保育士ですので、いろいろ聞きましたけれども、必ずやっぱり1回やっていると、避難訓練をですね。そういった日頃、日常的な訓練がそのまま生きたということが今回のこういった保育所の児童・生徒が全員助かったという流れなんですね。

ですから、今後も防災計画を作り上げていくわけですが、その防災計画が全てではない実践的な訓練、そういったものにつなげていかなければいけない。

そういう意味では、消防のOBの方がみえるというのはすごく有り難いことだなと思ってます。その実践的な現場で仕事をされてきた人、その人の指導の下にですね、志布志市全体ですね、防災力が安来市と同じようにですね、アップしてほしいなという思いがすごく強いので、そういった実践的な訓練、そしてある意味で計画を作るときに、いわゆる市民の目線というのはやっぱり大事にしてほしいんですよ。

やはり、その現場に行ったときに職員では分からない、その地域住民では分からないということがいっぱいありますね。

通山小学校にしても香月小学校にしても、しっかり避難訓練を教育長もされたというふうに伺っておりますけれども、中身も多少お聞きもしましたが、例えば、志布志は今度は志布志保育所があったり、志布志幼稚園があったりもしますね。そういったときに、例えば志布志幼稚園であれば以前はですね、サンキューの後ろから山の方へ逃げる道を地権者をお願いして用意していたんですね。ところがサンキューがあそこに入って、その道路を使えなくなったと、新たにまた逃げ道を地権者をお願いして用意しなければいけないとか、その現場でなければ分からないことというのが結構ございますので、そういったことも含めていわゆる実行性の伴う、机上の議論はもう要らない。本当に実行性のある現場で通用する防災計画なり、マニュアル等の作成に今後臨んでいていただきたい。

これは、市民総出で協力をしあって作り上げる防災計画、こういった観点で取り組むべきだと思いますが、この項、最後どうでしょうか、市長。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の東日本大震災を受けまして、市民の方々も当然本市の防災計画はいかようになっているかと、そしてまた自分はどのような形の身の処し方をすればいいのかということについてお考えになっているのではなかろうかというふうに思っています。

特に、私どもは地域ごとに防災マップを作成してきたところですが、今回作成した防災マップにつきましても、津波のことにつきまして極めて安易といいますか、程度の低い形での津波の想定マップになっておりますので、今回そのマップの見直しも含めてしなければならないということを考えているところでございます。ということで、はじめに庁内の関係課でどのような課題があるかということの見直し洗い出しをいたしまして、そしてまた関係機関の意見も聞きながら、津波対象地域の公民館や自治会、そして地域防災推進の方々の御意見も賜りながら協議をしていき、そしてこの見直しを図っていくという方向性をとってまいりたいと考えております。

**○13番（小野広嗣君）** この項では最後の質問になろうかなと思いますけれども、やっぱり市民の意識改革というのにも必要なんですよ。

今回の3月11日、津波が起こるのではないかとやっぱり心配されてテレビでもずっと色分けして出ていましたね。そして心配でしたから、通山地域の方から知り合いの所をずっと回りました、

沿岸部を含めて。そして、志布志港のいわゆる志布志漁港の方に住んでいらっしゃる知り合いの所が最後になりましたけれども、その所までずっとうかがって行くと、いわゆる避難されている人も自分の知り合いの中で2件ありましたけれども、80歳を超えるお父さん、お母さん、そして若夫婦と住んでいる世帯に行ってすごく心配で、即津波が出たらやられるだろうなという所だったんですね。でも、ゆっくり食事をしているんですよ。「もう避難せないかんが」と言うんだけど、「大丈夫じゃが」と言うわけですね。本当にいくら言ってもそうだから、もし何かあったときは、あなたの責任だよと、お父さん、お母さんを亡くしたりするようなことがあったらというまで言ったんですが、いわゆる本当にここまでは来ないだろうとか、小さいだろうとか、そういう思い込みというのがすごくあるんですね。それを打ち破るというのがすごく大変なんだなということを生に実感したところでした、今回。

やっぱり、そういったことをしっかり学んでいく、また意識改革をしていくためにも何をすればそうなるのかといったら今後も検討しなければいけませんけれども、志布志では東日本に対してろうそくを灯して哀悼の意をしました。

そのことによって、それぞれ考えるところがあったと思うんですね。

今度は、大崎町では一昨日ですね、防災セミナーをやっていますよ、講演会を。そして、東日本を教訓にして町民全部がしっかり学んでいこうということで講演会をやって、防災対策の意識を高めようというふうにやっていました。本市では、そういう計画は近々あるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話がありますように、市民の方々の意識ということにつきましては、十分に今高まっているところであるかと思いますが、更に意識を高めいただくために防災セミナーの開催については、本市でも検討しているところでございまして、7月の中旬には開催できるのではないかなというふうに思っております。

先ほど東北地方での保育所の保育児が被災された方はゼロだったというお話について、私もそく聞いております。このことについては、本当に驚異的な内容というふうに思うところでございますが、お話があったように、やはりその事態を想定した訓練というものの重ねが必要というふうに考えるところでございます。

今後は、市民の方々にも御理解いただきながら、訓練を重ねていくことがまず大事かなというふうには考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） よく理解をいたしましたので、次の項へ進みたいと思いますが、ぜひとも何回も言う必要もないようなことなんですが、冒頭申し上げたように地方自治体の責務という、その原点に返って、市長を中心に、我々議員もですが、市民の安心・安全・生活を守り抜くためにですね、ある意味では日本一災害に強いまちづくりをするんだというぐらいの気持ち、市長は日本一というのを掲げていきたいと言われているわけですから、ブランドの推進もやると言われているわけですから、その中に日本一災害に強いまちづくりを目指すんだというのが入るぐらい、入るとなれば危機管理室とか、そういった危機管理官を置いてしっかりやっていかなければ到底

届かないわけですから、そういったことも考えあわせて今後しっかり検討を進めていただきたいと思います、これは要請をしておきます。

次、被災者支援システムの導入についてですが、これは一昨年、私の方でこういったシステムを御紹介を申し上げたところ早速ですね、市としては動いていただいた、そういう意味ではスピーディであったなというふうに思っているんです。

これは鹿児島県では2か所ですよ、鹿児島市の消防局ですね。ただ、ここは利用許可証とインストールキーを取得しただけですよ、まだ取得しただけ、宮崎県では串間市だけが取得しています。宮崎県は串間1か所ですよ。やっぱり沿岸部ということもありますよね、原発の問題等も考えられますのでね、やっぱり危機知識が芽生えたところがそういう取り組みに変わってきているんだろうなというふうな理解をするわけですが、インストールキーを取得して、そしてそのシステムを立ち上げていく、そしていざ災害があったときにスピーディに災証明書等の発行ができなければいけない。その体制作りへ向けていまだ市内で意識統一をするみたいな、運用に向けてですね、そういった話ですが、もうちょっと具体的に答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在システムの活用に向けましては、福祉、防災、市民環境課の担当の職員において操作の研修を行い災害に備えているということでございます。

そしてまた、新たな七つのシステムがございますので、今回新たな機能としましてGISを利用した復旧・復興関連システムと倒壊家屋の管理システムが追加されておりますので、このデータの連携等について検証をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） このシステムも利活用するために、いわゆる例えば市役所職員以外のところに委託をして進めていかなければできないというように理解されているということはないですよ。

例えば、WordやらExcelを使いこなせるというか使える職員であれば十分対応ができるシステムですよ。そのことは、市長、御理解されているんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このシステム自体が作られた経緯ということを考えたときに、行政職員がまさしくこの大惨事に対していかに動くべきかという観点から作られているようでございます。

そのような意味合いからして、本市の職員もこのことについては熟知をして、すぐさま対応できるような形にしていくよう研修を重ねているところでございます。

○13番（小野広嗣君） このシステムのすばらしいところは、バージョンアップをどんどん重ねていってくださっているということですね。

今市長の方からも少し述べていただきましたけれども、今バージョン4.01ですよ、そして今まさしく言われたように新たな機能が追加される。そしてもっと言えば要援護者ですね、支援のためのシステムも今回立ち上がっていく、ただいかにせん志布志市内において、その要援護者支援のためのいわゆる一覧といいますか、名簿といいますか、そういったものがまだまとまりきらな

いという部分があるから、そういったものの入力というのはまだかなり先になっちゃうなという気がするんです。

だから災害時に一番求められるのはり災証明書ですが、そのり災証明書を発行するための連携、住基、そして結果的にはその家屋台帳、そういったものですね。そして、被災が起こったときに、現地に行って現地を調査した結果、そういった三つのものを一元化して、そしてその後に要援護者支援の項目だとか、どんどん入れてくる。そうすると一本化でどんどんり災証明書も速やかに発行できるという状況があります。

震災前までは、全国では220の自治体がこのインストールキーを取得をしています。ところが今回の東北の東日本の大震災では、それ震災前に導入してるところは皆無ですよ、皆無。

そして、危ない所だったのに意識が薄かったんですよ。なぜかといったら導入するのにお金が相当かかると思い込んでたんです。そして、かなり複雑なシステムだと思い込んでいたんです。全然違う認識ですよ。本市はそういうふうには捉えなかったということでは評価をするわけですけども、そして震災以後にどんどん増えたんですね。もう今、5月末現在で300を超えています。それは当然、東北の自治体が導入を始めています。いち早く導入をした所は、市民に迷惑をかけないようにり災証明書がどんどん発行されている。そのシステムが遅れている所は、本当に3時間、5時間市民を待たさなければ手続きが進まないという状況になっているんです。だから、志布志市は、この震災後のためにこのシステムの導入を急がなければいけないというふうに考えていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市では、先程来お話ししておりますように、このシステムの導入については凶られているということでございます。

そしてまた、このシステムの活用につきまして、現在職員の間で研修を重ねているということでございます。

今回の東日本大震災を受けまして更に研修を深め、そしてそれがいざという時に必ず稼働できるような体制作りに努めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） できるだけですね、早めにしっかりとした運用につながるようにやっていていただきたいと思うんですが、これはここにいわゆる被災者支援システムを立ち上げた西宮の職員、今はサポートセンター長をされてるんですね。全国からの問い合わせに対して電話でもしっかり対応していただき、実際研修に行っても無料で全てを教えてください。

そして、バージョンアップをする度にいろいろな問い合わせに対して、懇切丁寧に対応をされている。その方が危機管理といわれる情報システムということで論文を書かれているんですが、その中に危機管理の四つの局面ってあるんですよ。一つは、危機の予防ですね。そして、被害の拡大防止、2点目。3番目が危機の鎮圧。そして、4番目が平常への復旧・復興ということですが、この被災者支援システムというのは、市長、4番目の復旧・復興のためだけのシステムではないんですよ。

実は、この3番目の危機の鎮圧というのは、このシステムはできませんけれども、危機の予防と被害の拡大防止にはすばらしい効果を発揮するシステムだという認識が市長にはおありですか。

○市長（本田修一君） 現在、東日本大震災において被災地の方で復旧工事、復興事業が始まろうとしているところでございます。

しかし、今朝のニュース等でもありましたように、実際その被災されている方に対して、全国から義援金が2,700億円ほど寄せられている内容で、実際に被災者に届けられているのは1割ぐらいということを知ってびっくりしたところでございました。

それがまさしくこのシステムが導入されておれば、稼動しておれば、すぐさまそのような状況というのはなくなっただけではなかろうかというふうに今私自身は思ったところでございます。

そのような意味から、この被災者支援システムというのはすばらしい内容のものなのだなということを理解したところでございます。

しかしながら、今お話がありますようにこのことにつきまして、予防の観点から活用していく内容ということにつきましては認識が不足しておりましたので、そのような観点からも活用させてもらいたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 平時においてですよ、先ほど申し上げましたように、障害者や高齢者、また一人暮らしの方々とか、いわゆる要援護者として見ていかなければいけない人たちをしっかりと把握をして、このシステムに入れ込んでいければ、災害に関わるいろんな局面で予防防止になるわけでしょう。市の仕事をしていく上でも役立つ、そういった観点からもこのシステムを利用していかなければいけない。そういう意味では、後段で同僚議員の方からも質問が出ると思いませんけれども、本当にこの要援護者の把握、そしてこの被災者支援システムへの入力、これを極力急がないと災害は忘れた頃にやってくるのではなくて、忘れる間もなくやってくるというこの異常気象現象の中での今の流れですのでね、スピードアップを図っていただきたい、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この被災者支援システムの中に、その要援護者についての把握を重ねながら、いち早く事態が発生したときに対応するということについては、非常に大切な事項かというふうに考えます。

このことについては、速やかに取り組みをしてまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） ぜひとも今の市長の答弁のように早急にスピードを上げてですね、取り組んでいただきたい。

情報管理課長もいろんな局面で、そこに関わっていかなくちゃいけませんので、少し答弁しとってください。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回のシステム導入につきましては、小野議員から御紹介いただきまして、すぐさま志布志市でも非常時の場合には必要なシステムということで導入をしたところでございました。

そして、情報管理課としましては、このシステムがいかにか、その必要なときに活用できるかと

いうことで、運用を現在しておるところでございますが、いつでもこのシステムが稼働できるようにデータ等につきましても、月に1回住基データのデータベースから更新を行うというようなことで、平時の運用体制を整えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） しっかり前向きに取り組んでいただいているということが確認をできましたので、今情報課長が言われましたように、この住基からの更新ということでは、今うちの段階ではそういうことでいいんだろうと思いますが、いわゆるもう先に導入している自治体の状況を見てみると、毎日更新しているんですよ。そのぐらいしていかないといけないという危機意識を持っています。そのことは参考としてですね、捉えておっていただければというふうに思います。

次に移りたいと思います。

これは教育長の方になると思いますが、公立学校施設の防災機能の向上についてという観点から質問をしていますので、そういう施設的な答弁しかされてないので、僕はその中には学校教育における対策はどうなっているのかということも実は含んでいるんですね。実際こういったマニュアル等は、当然学校にも危機管理マニュアルはあると思うんですが、こういった防災3.11を経験して学校現場におけるそういった危機管理マニュアルの見直し等の検討というのは、その後どういう状況で進んできているのか。まだ途中だと思いますけれども、そこを少し述べてほしかったです。どうぞ。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員御指摘のように現在進行中でございまして、特にまたこういう雨期にも入りましたので、津波・地震のみならず、山間部の学校では更にまたそれに加えて、山崩れだとか崖崩れだとか、そういうところも含めた防災マップの見直し、あるいは危険箇所の確認というようなことを進めていかなければなりませんので、それぞれ学校で今進めておりますので、近々またこれも集約してみたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 市長の答弁のとおり進めていただければ有り難いわけですが、素早く各小学校でもですね、特に中心市街地の小学校、いわゆる背後地に逃げ場の山がないとかです、そういった所。あるいは海拔を考えたときに厳しい通山、香月小学校、志布志小学校は少し山が後ろに控えているということ。さっきの幼稚園とか保育園の問題、全てが教育現場の管轄ではないですけども、そういったことを考えたときに、日常的な日頃の実践教育というのがすごく大事であるわけですね。

市長とのやり取りの中で申し述べました、当然もうテレビ等、新聞等でも取り上げられていますので、お互いの共通認識になるかなと思いますが、大川小学校の悲劇ということが言われていますね。児童68人が亡くなったと、全校児童108人中68人が死亡、そして6人が行方不明。そしてまた、教員13人のうち10人が死亡、または行方不明。児童の69%と教員の77%という多くの人命が学校という現場で失われたと、これ衝撃を受けましてですね。例えば、亡くなった児童やら親やら保護者の立場から見れば、なぜなのと学校でなぜなのというのがあると、そして今は逆に人

災ではなかったのかということがすごくテレビ等でも取り上げられ言われています。ここは学校が6月4日ですか、土曜日の日に説明会をして、やはり避難に対して不備があったということは認めましたね。ただ謝罪とまではいかない。一生懸命子供を避難させようと思ったその先生方も亡くなっているわけだから、そこまで言えるのかという声も逆にある。すごく難しい問題をはらんでいるなというふうに思うわけですが、やはりそこで市の教育委員会側が不備を認めたということに対しては、過去に津波がその小学校にきたことがなかった。想定外だったということを一つ言っていますね。

そしてもう一つが、その小学校では避難場所が明確になっていないところもあったと、その市内の小学校に中にはですよ、全てじゃなくてですね。そういった意味での避難マニュアルの不備があったということだけはもう認めているんですよ。

だからそういったことが、今後本市であってはならないわけですので、それを本当に教訓にしていかなきゃいけないなというふうに思っています。

ところが一方ではですよ、新聞の記事にもありますさっきも述べました、この「釜石の奇跡に学ぶ防災教育の重要性」ということがあります。小・中学生は犠牲者ゼロなんですよ。でもその家屋と学校の校舎とか、ここまでは来ないだろうという所は全部飲まれて3階に車が突き刺さっているというぐらいあるわけです。避難対策がしっかりとれてなかったら間違えなくやられてた。だけれども日常的に訓練をやってた。リヤカーに中学生が小学生を乗せて走る。そして、高齢者を今度は中学生がおんぶして走る。そういったところまでしっかりやっていますね。その結果、こういうことが生まれた。そういう意味で、実はここには群馬大学の教授で、いわゆる首都圏のですね、防災研究センター長をされている方が一生懸命教育に当たってらっしゃったんですよ。こう言われてるんですよ、小・中学校で防災教育をあなたが進めるねらいは何なんですかって、それが10年たてば最初に教えた子供が大人になる。そしてもう10年たてば親になると、防災教育を身に付けた人たちがそうやって育っていくということが大事。そして、今の現段階で言えば、先ほど市長にある意味ではセミナーのお願いもしましたけれども、いわゆる仕事が忙しくて今の親たちというのはそういったセミナーがあってもなかなか若い親たちがいけない。そういう親たちに教育としてつなげるためにも小・中学校で徹底をしてるんだという話もされていました。

そういう意味で、犠牲者ゼロを出したこの「釜石の奇跡に学ぶ」ということはすごく大事だと思いますが、教育長、どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

この「天災に慈悲はない」という言葉がありますが、確かにそうだろうと思っております。見逃してくれることは決してないわけではありますが、私も釜石のそういう奇跡ということは聞きましたし、ああこういうふうに災害教育といいますか、避難教育を徹底すれば一命を取りとめることはできるんだなということを実感いたしました。

ただ私は大変大事なことでありますが、一方ではですね、自分はずっと助からないかんという教育をしなければならない、させる天災といいますかね、そういうものに対してある意味では憤り

を感じる。もうほかの人はいいから、自分だけ助からないかと、自分が逃げないかとという教育もしなければいけないんだなということを今回のこの大震災の惨劇を目にいたしまして、難しいことではあるが、しかし当然自分が助かることが大前提であろうから、おじいちゃん、おばあちゃんはいいいから自分がとにかく逃げろということを徹底しなければならないほどに天災というのは怖いんだなということを実感いたしました。

しかし、まずは自分が助かることが先決でしょうから、子供たちには3小学校の訓練でも急げと言って、6年生が1年生の手を引いて避難いたしました。それはそれといたしましても、やはりある意味ではじくじたる思いがないわけはございません。

以上であります。

**○13番（小野広嗣君）** まさしく今教育長が言われたようなことはこの記事に載っているんですよ。向こうでは「津波てんでんこ」という言い方をするみたいで、いわゆる津波のときには一人一人が点々バラバラに逃げろということ、自分のことは自分でして、ほかのことはいいんだと、自分の身を守れと。

だけれども、災害のときに親が子供を見捨てるかといえばそういうことはない。子供だって年老いた親をおんぶしてでも逃げようとする。だけれども、基本的に自分の命を守らなければ守ろうとした命も守れない、自分も守れないということになるんだって、そのぐらい災害というのは怖いんだということを表しているということらしいんですね。

そういう意味では、今教育長が言われたように、そういった悩ましいものを乗り越えていく力というものをつくり上げていかなければいけない。それが教育のやっぱり現場でしっかり行っていただきたいというふうに思います。

あと、じゃあ今度は角度を変えて、避難所としての使命、それは教育長はほとんど耐震化、いわゆる学校の施設の耐震化を図るんだという観点、これはまず一番大事なことです。70%を超える耐震化率になってきたんだと、今年もしっかり取り組んでいきますということですが。一方ですよ、今回の東日本の震災を経て避難所として駆け込まれる学校のこの存在意義というのはすごく大きい、耐震化も大事。ところが今度は備蓄しなければいけない倉庫等がない、食料品等を配給が届くのに相当時間がかかる中で被災地には行ったけど何も届かない、そこに学校現場に備蓄倉庫があればどんだけ助かったのかという話もある。あるいは学校にプールを引いてそのプールに浄水器を付けて、そして3,000人の市民が3日間その浄水された水で生きていけるというシステムをとっている学校もありますね。いわゆる今後は耐震化を進める一方で、そういった避難所としての使命、役割、それを構築するためにどうすればいいのかということ視野に入れての取り組みが必要。そのための予算付けというのはいっぱいあるんですよ、教育長。以外と知られてなくて活用例が少ないんです。そういった取り組みが必要だと思いますがどうですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今回の国の公立義務教育小学校施設の整備に関する方針が改正されましたですね。この中にも今議員御指摘のことが示してあります。耐震化はもちろんそうだが、建物自体への被害に加え、

天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進めなさい。

それから、耐震化のみならず貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等を整備することにより、防災機能の強化を図れると、こういうことも書いてございますので、私どももそのことを現在で今の23校の実態を見て考えましたときに、備蓄倉庫につきましては、現在余裕教室がございまして、緊急的に避難的には最低限の棚を付けたりすることではできるかもなど、それは点検いたしました。

それから貯水槽でございますが、この貯水槽は飲料用としてこれを活用するということになるとうとうしても衛生管理面でやや不安が残るなど、生活用水としての利用であればどの程度をとどめておくかということ。今議員御指摘のプールの水を浄化してというのも、ああ一つの方法だなどと今感じたところでございます。

それから自家発電等もでございます。これも結構高価なものでございますので、これを整備することにつきましては、国や県の補助等を待たなければできないかもしれませんと、こういうふうには感じているところでございます。

そのほか、防災機能に関しましては、現在私どもが行っております耐震化を進める中で、建物自体の耐震化以外にですね、外部のモルタルの落下防止、それからトイレの洋式化ということも少しではありますが、市民の利用に耐えられるようにということで、それも進めているところでございます。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） 教育長の方にそういったデータもちゃんと届いておりますので、できるところからですね、取り組んでいただいて、いざというときの避難所としての機能が本市でしっかり果たせられるようにですね、取り組んでいただければと思いますので、これは要請をしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。

市長の方から熱中症対策と節電対策ということで言われました。節電対策としては、これまでもですね、何回も質問もし、庁舎内でも御努力をいただいているということは十分存じ上げております。

そして市民にも昨年も質問もいたしました。先ほど市長から言われたように、その後様々に呼び掛けをしていただきました。そういう意味では、しっかり取り組んでいただいているんだろうなというふうに思うわけですが、先ほどもありました。例えばですよ、市長、クールアースデー、これ徹底してやっていこうと、そういう一環の中でライトダウンキャンペーンの呼び掛けをしていくんだというのがあって、昨年も私ここで話をして、それ以降すぐ取り組んでいただいたわけですが、昨年从那それやっていたらいたるんですけれども、これ、本来はですよ、市長、こうやってやっていくんですけれども、クールアースデーという考え方というのはもう日常的になればいけないというふうに思うんですね。そういったものを理解していただくために、例えば先ほど市長が述べた期間を設けての訴え、こういったことは大事だろうと思うんですが、例えば

ホームページで流す、あるいは広報紙で流す、防災無線で流すということが今はあるわけですが、今後は告知端末を使ってやるということがあるわけですが、やはり一つ一つの現場に参加をして一緒に士気を高めようということも大事ですよ。

例えば、この前のろうそくの関係だって大事な視点だったですよ。そういったことを考えたときに、どうせ例えば七夕のときに取り組むのであれば、お金をかけなくてですよ、コンサートみたいなのをやってライトダウン、ミニコンサートでもいいじゃないですか、そこに全てが集まらなくてもやっていただく。役所内にもいらっしゃいますよ、バンドを組んでいらっしゃる方が、名前を言うとちょっともう笑ってらっしゃいますけど。そういった方々はいろんな市の行事でも演奏していただいているわけですので、そういったライトダウンキャンペーンのコンサートなんかをやって、お金をかけずにですよ、周知を図るということも大事じゃないかなと思うんですが、更にですよ、去年より更に周知を図らないかん。家庭での2時間の節電ということが徹底されたかという、されているところと、されていないところもいっぱい、されていない方が多かったわけですから、そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年の夏につきましては、特に節電が必要ということについては、市民の方々の多くの認識をいただける内容かというふうに思います。また協力がいただけるということになろうかというふうに思います。

今回あらためまして、ライトダウンのための取り組みということでございますので、今お話があったような、特に7月7日、あるいは6月22日の夏至の日ということにつきましては、特別に何らかの仕掛けをしながら市民の方々の意識を高める取り組みというのは必要かというふうに考えるところでございますが、まだ現在の段階では具体的に考えておりませんので、ただいまの御提案につきましても十分に今お話があった職員とも協議をさせていただければというふうに考えます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。もうあまり時間もありませんので、本市としてそういった節電対策、あるいは熱中症対策については、しっかり取り組んでいる。かなり時間をかけて答弁されて具体的な答弁でしたので理解をするわけですが、高齢者対策、そういったことに対しては市長の方で、様々に手を打っておられるということがよく分かりましたので、この項は教育長の方を中心に少し話をさせていただきます。

教育現場でもしっかり取り組んでいらっしゃるということはよく分かるわけですが、いわゆる熱中症計ってというのがあるわけですね。各学校に熱中症計を測って、熱中症度合いがくるとブザーが鳴って赤い危険を知らせる点滅があって、そのことによって子供といわゆる教師も気をつけるという対応、こういったのがあるんですね。これはすみません、市長の方にも。自治体によっては、その携帯の熱中症計を配布をするという動きで取り組んでいる自治体もあるんです。

実は、定価1,050円なんですけど、大量購入をすればかなり安くなるということで、高齢者、あるいは一人暮らしのところ、障害者。そういった方々のところに配布を決めてる自治体もあるん

ですね。これはうちで即やいなさいと言ってるんじゃないですよ、どうせこの夏に間に合わないわけですから。そういうこともあるということは参考にして庁内でもいろんな検討を加えておってください。

今日はそこでとどめおきますので、教育長の方にはそういったものがあって対応をしているところがあるんですが、そういった認識はどうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

熱中症計というそういう一つの器具ですか、健康器具があるということは、私はあまり存じておりませんでしたので、もう1回勉強させてください。

○13番（小野広嗣君） ぜひちょっと資料等を出していただいて、そしてまた見ていただけてください。そんな高い高価なものじゃないですからね。それで取り組んでいるところが多いんですよ、今。

あと、この節電対策として、学校でいろいろ取り組まれているというのは、よく分かりました。

実は、これは岐阜県だったと思いますけど、岐阜県のある市では全校を挙げてやっぱり節電に取り組もうと、節電・節水ですね、取り組もうということで。うちもやっているわけですが、先ほど教育長が言われたところにつながるなって思って聞いてたんですけど、いわゆるいろんなネームを付けて子供というのは喜ぶますので、節電戦闘レンジャー隊とかですね、そういった名前を付けて節電に取り組んでいくと。3年間のデータを見たときに、そういった形で取り組んでいたときに、こまごまとはもう言いませんよ、こまごまと取り組んでいるんですけど。3年間でその市は1,100万円の節電ができたというわけですね、ほかの地域でも省エネという観点から測定器を持って自分のところに行って、その測定器で冷蔵庫だとか、テレビだとか、そういったことに対して省エネの割合を計る。あるいは学校の廊下に一目で分かるように、キロワットではなくて、今学校でどんだけのお金が使われているのかということが金額表示が出るようにしているんですね。今の子供たちは学校で使う水とかお金とかいうのはただだと思っているような人たちもいるわけですよ。そうじゃないんだということを実践して節約を徹底してやったということがありますので、本市もやっているんだけど、やるんだったら徹底してやる。

そして、先ほど各小学校の去年、一昨年と比べて本年はどうだったのかということを見ていくというのもその第一歩だと思います。そういった意味では、そういったものを確認した上で、今私が言ったようなことも、できるできないは別にしてですよ、踏み込んでいていただきたいなという思いがあるもんですから答弁をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今御指摘のように、とにかく小さなことでも継続的に、そして確実に省エネ対策というのはやらないといけないと思いますし、また学校だけでなく家庭に帰っても自分の部屋、あるいは自分の持っているゲーム機でしょうか、そういうもの。あるいは自分が見たテレビ等のスイッチを切るというようなことも学校だけの節電というのではなくて、広く家庭の中でも自ら子供たちが率先して節電に心掛けるようにさせたいと。

また、うちの学校教育課長もほんのこの前まで校長をしておりまして、節電あるいは熱中対策というようなことでは経験したと言っておりますので、少し学校教育課長に答弁させます。

○学校教育課長（金久三男君） お答えします。

一昨年、それからその前の年、非常に暑い夏でしたので、直射日光の当たる保健室、事務室辺りにグリーンカーテンを設置しまして、そのことによって保健室、事務室等のエアコンの使用料を激減することができ、小規模校でしたけれども、年間10万円という節電に努めることができたところです。

○13番（小野広嗣君） よく分かりました。小規模校ということもありますけれども、そこで早速実践をしていただいているということですので、それが広く広がっていくことを期待いたしております。

次へもう移りたいと思います。

セクハラ・パワハラという観点で質問をしなきゃいけないということが残念でならないわけですが、実際冒頭申し上げたように、議員になってからこういった観点での御相談というのを受けて、そして解決に至ったケースがあるわけですが、特にこの2年、厳密に言えばこの1年半なんですけど、この間に3件、こういった観点での御相談を受けたわけですね。なかんずく今年の4月、御相談を受けた内容というのは実に陰湿、実にたちが悪い。

そして、これですよ、市長、あまり具体的に言うと誰が相談をしてどの部署だったのかというのが分かりますのでね、すごく気をつけながら僕は質問しなきゃいけないんですよ。そういった観点から言ったときに、先ほど20年、21年か、セミナー等を50人、60人規模でやって勉強してもらったというけど、その効果は全く出ていないということですね。僕は思うんですけど、合併後、この5年半においてセクハラ・パワハラに近いような、そういった相談というのは総務課の人事の方を通してですが、どうなんですか、数字的には。

○総務課長（溝口 猛君） 平成20年度からの件数でしか手持ち資料がございませんが、平成20年度からにおきましては、セクハラにつきましては1件、それからパワハラにつきましては1件、それから平成22年度でございますが、セクハラが1件、同じくパワハラにつきましては2件というような相談があったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今直近の例を言われました。その問題は解決あるいはそういったことを排除できたんですか。

○総務課長（溝口 猛君） 内容につきましては、直接面談、あるいは総務課ではなくて企画政策課の男女共同参画室等々に相談がございました。

具体的な手法としましては、人事異動で対応したというような形のケースがございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、今課長が述べたそのケースの中に僕が今申し上げてる件は入ってないですからね。いわゆる庁舎内で相談をすること自体が怖いというか、広がっていきそうで嫌なんですね。そして上司のことを言うことに抵抗があるというか、怖いわけですよ。そういったケースがあつて水面下に隠れているこういった被害というのは多いんです、実際は。

ほかの同僚議員に聞いてみても、そういった相談を受けた、聞いたという話も今日の朝も聞きました。だからしっかり対策が本当になされているのかなという気がしてならないんですが、今課長の答弁では排除できたケースもあったというふうに言われています。職場の配置転換ですね。

例えば、このセクハラに関してはですよ、防止等に関する規程を20年の3月に設けてますね。これを設けた背景をちょっとお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

規程につきましては、男女雇用均等法が施行され、そしてまたそれに応じて、本市でもそのような内容について整備がされなければならないということに基づきまして、しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 少しこの防止規程を設定するのがうちは遅れたんだろうなというふうに思うんですが、合併当初の立ち上げには至ってなかったわけですね。これ任命権者の責務というのがうたってありますよ。これは、市長の責務ですね。第3条、もう一々読みませんが、市長の責務というのはしっかりうたっています。

そして、先ほど述べられた相談員の設置ということ、ありますけれども、このセクハラの防止及び排除に起因する問題を効果的に対応するため、セクシャルハラスメント対策委員会を置くということがうたってあります。この委員長は誰ですか。

○市長（本田修一君） 委員長につきましては、副市長でございます。

○13番（小野広嗣君） 副市長をもって充てるというふうになっています。

副市長、今回の私のこういった一般質問の通告趣旨を捉えてどのような、県庁内をずっと仕事をされてきていますし、県庁内でもこういった問題はある。国家公務員は被害を人事院の方に出していますからね。そういうシステムを作っていますから、県庁でもそういったシステムは当然とってあると思いますね。そういった観点からと、今の本市の状況を僕が今やり取りしている中をどういうふうに、委員長ですからね、これからそういう自覚に立たなきゃいけないんでしょうけれども、どうですか。

○副市長（清藤 修君） 県にいるときもそういった窓口というのはあったようです。人事課の方にありました。それと人事委員会、それと県の場合はカウンセラーという仕組みがございました。三つのところで相談を受けたというようなふうに聞いております。

この度こちらの方にまいりましたので、そういった観点から言いますと、まずは職場の研修会、そういったものでセクハラ・パワハラに関します問題意識の向上、あるいは排除に向けた取り組みというものがまずは大事かと思えます。ただいま議員がおっしゃったようなことが続くような、あるいは顕在化するようであればですね。場合によってはですね、文書等によってですね、そういったものがないようにというような形で対応することも必要かなと、そのようなふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） せっかく副市長が本市へ来ていただいてまして、その任の中の一つとし

て、このことがあるんです仕事として。だからいろんな機会でもた細かくですね、ここで言えないような話をする機会もあると思います。しっかり対応をしていただきたいなというふうに思うんですが、このセクハラに対する規程はこうやって設けています。罰則規程もありますよちゃんと、しっかりこういった場合に、「セクハラの行為者及び監督者に対し懲戒処分等を含めた人事管理上の措置を講ずるものとする」という対応措置もうたってますね。それに対してパワハラはないんですよ、逆に言うと今パワハラの方が多んじゃないかというぐらい役所で追い込まれて病気になったりして苦しんでいる人たちがいるわけですね。そこに対する対応措置がないということに対して、市長、どう考えられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、パワハラとは何かということの答弁をしたところでございます。職場におけるパワハラというのは、「職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、労働者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること」とされております。ということでございますが、実際の問題としましては、セクハラについては男女雇用機会均等法の中で定義が位置付けられているところでございますが、パワハラにつきましては、現在定義がないということでございます。

ということで、そのことに対応する具体的な内容がないということになるかと思いますが、そのような事案が発生いたしましたら、今お話があるような部署で対応はできているというふうには考えているところでございます。

また、それに基づきまして、措置をさせていただくということの流れになっているということでございます。

○13番（小野広嗣君） また、人の良い市長の答弁が返ってきましたけれども、そのような対応ができてないから質問してるんですよ。そこをよく分からなきゃいけないですよ。そのような対応ができてないから、僕らに相談もくるわけでしょう。

そういった職員を信ずるといふ、それは大事な視点だけれども、一方でこういった質問をしなければいけない実態があるということをよく認識してくださいよ。パワハラは確かに見極めがつかないということもありますけれども、明らかにいじめ的なことをやってるなというのは見えてくる場合がありますね。それを見て、例えばその中間にいる人が気付いて励ましてくれる場合だってあるでしょう。ところがこの人がそれをやっている上司に言えないですよ。

そして、ほかにも言ったら厳しいかなということもあって言えずに止まっているケースだってあるんですよ。いろんなケースがこの役所内にあるということをもまず認識しとってください。公務員のこういったことが増えていく流れの中で、何とか防止対策をとらなきゃいけないということで、このセクハラ防止規程の中にパワハラも入れて、規程の中にですよ、うたって防止対策をやっている自治体もあるんです。ですから、そういった対策を志布志市もやるべきだと思います。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日、議案提案の際に交通事故防止について、議員各位から様々な御指導等があったところでございます。

その中で厳しく叱責せよというようなお言葉があったところでございますが、私自身そこまでしなければならない内容なのかなということも踏まえて、そういったことについては十分配慮しながら指導をしていきたいというようなことでお話し申し上げたところでございます。

そのようなことを振り返って考えてみますと、私どもの方で上司の方が職務について職務の仕事の内容について指導というような観点から話をすると、その受ける者がそれがパワハラなるものかどうかということについては、極めて微妙な問題があるではないかなというふうに思います。

そのようなことから、先ほども申しましたように定義がされていないということにつながってくるのではないかなというふうに考えているところでございますが、今議員の方でお話がありましたように、そのような先進事例ということがあるとなれば、参考にさせていただきたいとは思いますが。

○13番（小野広嗣君） ぜひともですね、そういった規程を設けて、ましてや罰則規程も設けてですね、取り組んでいかないと効果がないってその専門の人たちは言ってるんですよ。そういったアドバイザー等もいますのでね、そのことはお伝えします後で、時間が今日はないから。

そして、しっかり研修をやったからいいとかいう問題じゃ、既に起こっているわけですから。

そして冒頭言ったように、今は何とか励ましをしたりして頑張ってもらっていますけれども、仕事が手につかない、夜も眠れない、御両親の前でもう泣くしかなかったとかですよ、そういった悲劇があっちゃいかんじゃないですか。

特に上司と部下との関係、あるいは同僚間でもありますけれども、過去ここ3年の中を見たときに、今度は職員が嘱託職員、臨時職員、少し身分が不安定ということはないわけですが、うたっているんですが、どうしてもそこに対して威圧的な態度をとっていじめにかかる。こういったケースがあるんですよ、市長。

そして、そのことによって実は職員も臨時も嘱託職員の皆さんも、みんな市民の方を見て仕事をしなきゃいけないわけでしょう。ところが上司の顔色ばかりうかがって仕事をしなきゃいけない、一部ですよ、全てじゃないですよ。そういう上司がいると、そういった方だけを気にして仕事をしていかなきゃいけない。こんな悲しいことはないですよ。

そして、臨時の方やら嘱託の方々に必要以上の仕事を与えていないのかとか。

そして、逆にもう場所を変えるぞとか。あるいは何というのかな、もう追い込んで辞めさせるぞというような動きがあったとすれば、それは大変なことですよ。そういったことがない職場づくりを僕は目指してほしいと思っているんです。どうですか。

○市長（本田修一君） 御指摘のとおりだと思います。

そのような職場づくりを私自身考えていますし、そのことをいつもいつも職員には、特に上司たる課長を中心とするものについては話をしているところでございます。

ただ、私どもといたしまして、私どもの方に相談等があった内容については、しっかりそのことについては措置をさせていただいている。解決の道に導いているということは先ほどもお話したとおりでございます。

しかしながら、私どもが把握していない件については、いかように対応すればいいかということについては、少しまたそういう情報の収集の方法についても改めて考えさせていただければならない内容かなと。

できますれば、私どもの方に速やかに、そういった件については情報を寄せていただければ、対応も速やかにできるというふうには感じたところでございますので、秘密というものは十分遵守しながら行っていく内容ということはどの職員も、そしてまた関係する職員は特に認識しておりますので、そのような状況の中で私どもは様々な情報を受け付けたいと思いますので、どうぞ情報をお寄せくださるようお願い申し上げたいと思います。

○13番（小野広嗣君） こういった問題に対応するために地方自治体は、公平委員会という設置が義務付けられておりますけれども、ここに対する考え方はどうなんですか。

○市長（本田修一君） 公平委員会の中で取り扱える事案になるということは、相当深刻な状況でそういった事案になるのではないかというふうに思っております。

私どもとしましては、そのような事案になる前に本人とも十分話し合いながら解決ができる取り組みをしてまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういう方向で、だからパワハラが水面下に隠れている。そういうものを防止するためにも、防止規程をしっかりと作り上げていくことが、その水面下に隠れているものが鎮火するということになるわけですので、そういった取り組みに向けて検討を加えていってください。

ここでこういうやり取りをすることによって、また意識が変わると思うんですよ。それでもなおかつ変わらないようだったらもう容赦しないという思いでいっぱいなんです僕は、今回の件に関しては、そのことだけここで述べさせていただきたいと思います。

次へ移ります。

あともう時間がございませんので、子育て支援の情報の一元化ということであります。

本当に子育て支援に関しては、市長、日本一の子育てのまちを目指すんだということで頑張っただいただいておりますので、評価をいたしておりますが、いよいよそういったやってる施策を含め、民間との連携も取りながら様々な情報を提供できるシステム、いわゆる365日、24時間態勢で情報が入ってくるシステムというのはホームページにそういった情報の一元化を図って、市のホームページというよりは単独のポータルサイトを設けていく。そこに365日、24時間つなぐことによって、あらゆる情報が入ってくるというシステムの構築を目指しなさいという意味で質問をしていますが、少し外れてましたね、答弁が、少しだけですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回議員の御質問をお受けいたしまして、担当課とヒアリングを行いました。

その中で、本市の子育て支援につきましては、子育てガイドブックを中心として関係の方々に便利に寄与していただくということをとっているということでございまして、今回私どもの方では改めて地域情報通信基盤整備事業が完了いたしますので、それにふさわしい内容にすべきではないかということが論議されまして、この子育てガイドブックにつきましても、全体的な内容についてのホームページの掲載をなささいということをお願いしております。

そして内容につきまして、充実あるいは改編がございまして、すぐさまそれに対応できる体制づくりをお願いしたいということで指示をしております。

○13番（小野広嗣君） この子育て支援ガイドブックも更新されてますよね、第一弾じゃないです。まだ発行をされてないときに、市長の方に提案を申し上げて、市長の方が取り組んでいただいた経緯がありますけれども、これはこれで大事なんですよ。そして、これをホームページに載せていくと、そして更新を早くしていくと、よく理解できるんです。僕が言ってるのは、まだ、この情報以外にですね、民間の情報も含めて鹿児島県内全体、あるいは中心地を含んだ情報等も含めてポータルサイトを立ち上げているところがいっぱい今出ているんですよ。そういったところの確認をされましたか。ホームページ等でこんな立ち上げ方をしているところがあるというのを確認されましたか。

○福祉課長（木屋成久君） 今のところそういうことで今回の件について、各市町村にホームページで立ち上げているかということを確認してはいないところであります。

○13番（小野広嗣君） こういう質問があつて、担当課はそれなりに知恵を絞って調べて、そしてこういった情報を立ち上げている市がありますとか、町があります。あればそのホームページを市長に実際触らせて、ああこんなふう展開されているのかということを知っていただくというのが一番大事なんですよ。

そして、意見広場等もそこに置いて、子育てに悩むお母さんたちが365日情報も得られるし、悩みも相談できるとか、もう様々なことができる。携帯からもアクセスできると、そういうシステム、だから今言われたホームページにこれを載せて更新するということの延長上にそういったことを含めて、今後手厚くしていってくださいね。もう時間があんまりないもんだから、詳しく語れませんので、最後に答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、各家庭まで今回光ケーブルが引かれる状況になるということでございまして、これに対応した形の利便性の向上を図っていきたくと。

そしてまた、併せて今お話がありました携帯等からもアクセスできるような環境というものを構築はしてまいりたいというふうを考えております。

[小野広嗣君「はい、ありがとうございます。終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。



午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○1番（平野栄作君） 昼からの一番眠たい時間帯ではございますが、本日2番目ということで質問をさせていただきます。

質問は先に提出しております通告書に基づきまして質問いたしますが、まず1点目、地域情報通信基盤整備推進事業についてであります。

本事業はですね、去年の3月定例会で上程されまして、連合審査を経ながらいろいろな御意見等がある中で進められてきたわけなんです、その後においても各議員から様々な意見が出てきているところでございます。

それに対して議会といたしましては、いろいろな説明を当局からいただいているところではございますが、市民に対する説明というものが本当に十分なのかなというのを非常に危惧しているということです。

特に、去年は口でい疫等で事業も遅れました。また、契約かれこれの問題もありました。着手にまで時間がかかっております。事業を進める中でですね、その都度その都度的確なる情報というものが遅れた要因であるとか、そういう具体的なものはなくしてもですよ、今こういう状況であると、今後こういう形で本事業は進めていくんですよというようなものが市民に届いていないんじゃないかと。我々の地区でもよく耳にしております。戸別端末についてもいつ来るのかと、向こうには来たけども今日うちには来ていないと、隣には来ているのに私の家には来てないんですよ、どうなってるんですかという問い合わせもありました。

そしてまた、ホームページは11月のままで更新はされておられません。昨日も確認しましたが、そのままのようですね。これどういうことなのかなというのを非常に危惧しているんですよ。

この事業、本当志布志市の活性化、市民の利便性の向上というものについてはですね、非常に有益なものだろうというふうに考えております。

しかし、活用する側の市民がですね、本当疑問を抱くんじゃないですか、まず導入するにあたって。

また今後ですよ、今受け入れて契約はしているにも関わらず不信感が募るとですよ、解約という形でどんどん利用者が減っていくんじゃないのかなというのを非常に危惧しているところなんです。

本事業が採択となりまして、その後の事務及び工事に関するスケジュールについてはですね、内部の中で十分な検討はされてきていると思っております。しかしですね、工事の進捗に係る市民への情報発信、そういったものまでもが内部で十分検討されてきているのかどうなのか。そして、その検討の在り方は適切であったのかという点。

そしてまたこの1年間、これまでを振り返っていただいて、市民への情報発信というものがですね、適切であったと思われるかお伺いします。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

今回本市では、地域情報通信基盤推進事業を推進するところでございますが、この事業の目的の一つには、全ての市民の皆様に行政告知端末機を設置するんだと。

そしてまた、それに伴いまして、安心・安全できる更なるシステムを構築するんだということを目的としております。

昨年の3月に議決をいただいて以来、直ちに契約をし、そして工事の執行をしているところでございます。

私どもとしましては、全市民の皆様には事業の周知・広報を行うために「市報しぶし」で毎月ICT志布志のタイトルで広報を行ってきているところでございます。

そしてまた、お話がありましたように口でい疫が発生いたしまして、7月いっぱい会合を開けなかったところですが、それ以降8月から各自治会の方に担当職員を活用いたしまして、市役所全職員によります自治会単位での説明会を重ねてきたところでございます。

その後、10月から告知放送端末の申し込みの説明会をいたしまして、全自治会を対象に実施してきているところでございます。

このほか、自治会未加入の世帯や説明会に欠席された方を対象に別途職員が戸別訪問、あるいは通知などを行うことを重ねまして、事業の推進を重ねてきているところでございますが、ただいまお話がありましたように、告知端末機の設置についてただいま集中的に事業が開始されているところでございますが、これらにつきましては、それぞれの地域でまたそれぞれの箇所での進め方が違うようでございます。

しかしながら、総体的には6月いっぱいまで全て完了するという予定で進められているようでございます。ということで、申し込みされた世帯については間違いなく届けられるということをお話になっていただければというふうに思います。

この工事につきましては、そのようなことで進められ、そしてまた7月24日の地デジ対応までにはBTVの方でCATVの対応は完全になされるということになるかと思っておりますので、そのようなふうに皆様方からもお伝えしていただければというふうに思います。

こういった内容につきましては、私どもはその都度その都度なるべく早い段階で市民の皆様方にお知らせしたいということで、今申しました「市報しぶし」あるいは散らし等でその都度お知らせをしてきたつもりでございます。

○1番（平野栄作君） たしかに職員も配置されまして、説明会もありました、1回ですね。

その後、どんどん遅れているわけですよ、工事もスケジュールもどんどん押していった。特に3月、4月というのは総会を集落では持つ時ですよ。なぜそのときにその現状をその担当職員なりが各集落に出向いてですよ、再度説明はできなかったのかなと、そういう取り組みというのはこの中では検討されなかったんでしょうか。

私はやはり市民第一であって、利用する側としてはですね、どうなってるんだろうかともものすごく心配だと思えますよ。それであれば、市としてはなるべく正確な情報、今どういう具合に動いているんだと。

そして、今後どういうスケジュールになっていくんだ、3月の段階であればある程度のものは把握できていますよ。なぜほんならこの担当職員等を活用してないんでしょうか。

私はこの内部での検討はですね、ものすごくあいまいじゃないのかなと、これだけの事業をやっているのに、他の議員の方々からも多数そういう質問も今までありました。

本当ですね、まずは段取りって言いますよね。打ち合わせをきっちりしておいて、それに基づいて事業というのは進められていくのが当たり前だと思っております。

そして、それが遅れるんであれば遅れたそういう理由というものを明確にやはり伝えておくと。そして、今現状がこうであると、そしてこれまではこういう形で進めていくといったものがやはり必要ではなかったのかなというふうに考えているところです。

市長は、今までの取り組み、市報等の活用そういうことで情報は伝えてきたということでありますけれども、本当にこれで100%だと思いですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3月いっぱいでのこの事業につきましては完了するというので、市民の皆様方にはお知らせをして協力をいただいて進めてきたところでした。

しかしながら、工事が遅れまして、現在のところ6月いっぱいでのこの事業については、ひとつの区切りをつけるということにしてあるところでございます。

その遅れにつきまして、私どもはこの事業は総務省ないしは、そしてまた財務省の交付金を活用した事業で展開しているということで、事故の繰り越しというような手続きをとらなければならなかったんですが、その事故繰り越しについての承認が3月末までぎりぎり得られなかったということで、その対応が遅れてしまって、結果的には事故繰り越しが認められて、工事の延伸が認められて、現在継続しているわけでございますが、そのことを私どもは一日一日その内諾が得られることを待っていたところでございました。

そしてまた、それが得られた後に、ただちに工事の延長ということになったところでございますが、このことにつきましては、散らしを作成いたしまして、全世帯に工期の延長についてはお知らせしたところでございます。

しかしながら、今議員御指摘のとおりそれぞれの市民の方々が、その工事の進捗について不安を抱かれた状況があったということについては、誠に申し訳なく思います。もっと密にこの工期の延長についてお知らせすればよかったかなというふうには考えるところでございます。

○1番（平野栄作君） 3月末では事故繰り越しになるかどうか分からない状況。もしですよ、これが事故繰り越しでできなかった場合はどうなっていたんですか、そうすると。市民にはそれから説明するわけでしょうか。併せてですね、やはりそこ辺りも、もし事故繰り越しができない場合は市の持ち出しという形も出てくるわけですよ。そこら辺りの問題、そういうこともです

ね、やはり周知が必要ではなかったのかなというのは考えるところなんです。散らし、今確かに使送便でたくさん散らしがきます。でもなかなかですね、目を通してもらってないのが実情じゃないのかというふうに考えます。

またもう1点は、興味のある方というのはホームページをよく閲覧しております。なぜ市のホームページは11月から更新もされずに、今現在も更新をされていないのか。そこあたりもおかしいんじゃないですかね。

それであれば4月以降、事故繰り越しも決まった。それであればホームページだけでもすぐ更新できるわけですよ。そこあたりは情報管理課で担当されていると思うんですけども、そういう部分だけでもすぐ手を打つべきではないのかなというのを常に考えるところなんですけれども、この点についてはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは総務省の九州総合通信局と連絡を密にしながら、本事業の推進に努めているところでございます。

そしてまた、事故繰り越しについても総務省の九州総合通信局の方の指導を受けながら手続きを進めてきたところでございますが、本件の事業につきましては、22年度で全国各地の自治体でも取り入れられ事業が進められたということでございますが、全国で事故の繰り越しが結果的に認められたのは3自治体のみということであったというふうに聞いているところでございます。

そのようなことで、本来ならば事故繰り越しは認められない内容のものだったところですが、本市の事情等を十分御理解いただき、本市については特別に認めていただいたということで、ぎりぎりまでその認められなかった。そしてまた、認めていただいた後も、できうれば内部的にこのことについてはお知らせして処理していただきたいというようなニュアンスの内容がございましたので、私どもはそのような形で処理させていただいたということでございます。

市民の皆様方には散らし等で、この内容についてはお知らせしたということでございます。

国のそのような状況もあったということの上での対応でありますので、御理解いただければというふうに思います。

○1番（平野栄作君） 事故繰り越し、そういう面ではですね、そういうこともあつたらうと思っておりますので、十分理解しておりますけれども、やはりこういう大きい事業をですよ、進めるに当たって、市民の方々に細部までのやはり周知を図っておく、そういうことですよ、事業を円滑に進める基にもなるだろうし、そういうことを徹底しておけばですよ、告知端末についても100%という程度のことが実現できたんじゃないのかなと。あまりにも情報が少ないから告知端末って何ですかと、まだ言われる方々もいらっしゃったわけですよ。だから理解している人としていない人の差があまりにもありすぎるのかなと、そこは情報がふくそうしていたり伝わっていない部分もあるんでしょうけれども、やはりそういう面で市政を進めるにあたっては、もう少し情報をやはりどんどん出して行って、こういう事業を進めていくんだと、あなた方に市民の方々に有益な事業なんだということを前面に出すべきじゃなかったのかなというのをば考えておりま

すので、この質問を今やっているとところなんです。

今情報についてはですね、なかなかまだ厳しかったのかなというのはあります。でも今もここまでできておりますので、今後やはりホームページ等も活用しながらあと6月いっぱいということで今月いっぱいでもう完了するわけなんですけれども、まだテレビについてもですよ、先が分からないんですよ。6月で終わって、7月1日から皆さんテレビも見られると、行政告知端末も稼動するという理解の方もいらっしゃると思うんですよ。そこら辺りも、なぜ1日から使えない。今になってですよ、3月31日が4月になっててもできない。片や開発農協はもう5月で閉めましたよ。朝、毎朝鳴っていたラジオが鳴らない。有明地区限定ですけども、やはり我々33年7月10日開局して以来、私の年と一緒にです。53年間、有明町に根づいてきた施設、そういうのが私なんかの肌には染みついています。時間に鳴る、それが当たり前が今空白なんです。そういうところもありますので、やはりきっちりとした説明をして、今後こういう形で事業は進展していきます。6月で終わった時には、いつからの確なる行政告知だったら行政告知が使えます。テレビはこういう経過を経て何月何日から使用が可能です。そういう情報というものも、今で出しておかないとですよ。もう加入はしたけど、もういいやという方も今後出かねないということですので、この点については十分配慮をしていただきたいと思います。

次なんです、今言いました行政告知放送なんです、この運営と内容というものが非常にあいまいというか我々もよく理解できていない部分があります。先ほどもいいましたけれども、有明地区につきましては開発農協が実施してきました。有線というものでしたけれども、行政連絡、また農協及び民間の分を網羅した形で放送が実施されてきておりました。

今後は、IRU契約ということによってBTVですか、業者が実施していくものとなるわけなんですけれども、それぞれの市の部署ではですよ、委託料等が計上をされているようです。

それでは、この告知部分の活用という面での予算とケーブルテレビを活用する部分と二つに分かれると思うんですけども、その予算配分というのは明確に分かれているのかというのがちょっと私のはっきり理解ができないと。

それと、ちょっとした情報なんです、今回委託となるBTVさんにつきましては、告知部分についてのノウハウを持っていないというようなこと。そしてまた、今の施設では告知までをカバーする施設ではないというようなことも聞いておりますが、今後この告知というのはどういう形で活用をされていって、このテレビとのすみ分けというんですか、ここら辺りはどのようになされていくのかお伺いします。

○情報管理課長（徳満裕幸君） お答えいたします。

告知放送の予算と自主放送の予算の区分ということでございますが、告知放送につきましては、音声による告知放送という部分をBTV運営事業者の方に委託をするということでございます。

この告知放送に係る予算と、次にケーブルテレビの自主放送で行います行政番組を制作することになっておりますが、この番組の制作の費用の予算については、それぞれ別々で予算を計上して委託をするということになっております。

○1番（平野栄作君） テレビでの部分については大体理解ができるんですけど、この告知というのはですよ、その時々によって違ってくると思うんですよ。短時間で終わるのもあるだろうし、重複してずっと繰り返さないといけない部分もある。そういう料金体制というのもちょっとよく理解できないわけなんですけれども、それともう1点、さっきも有明町の事例を言いましたが、我々有明町にいる人間にとっては、従来あった放送というのがもう基礎になるわけですよ、どうしても。今まであったのが当たり前、それを今回のこの事業がそれを超えるものであれば、多分何も苦情とかもないと思いますが、それを下回った場合はですね、市民からの苦情も結構あるんじゃないのかなと思っております。ですから、この内容をですよ、農協関連のものとか、一般の市民が使うものとか、そういうものまでが含まれているのかどうか。そして、そういうものを放送するとなった場合、自己負担とか、そういうものが出てくるのかどうか、そこら辺りをお示しくください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政告知端末放送につきましては、今後時報、緊急放送、普通放送、グループ放送というものを行っていくということでございます。

そして、これは一日の中で2回ほど定時的な放送を行うということになるわけですが、その放送の時間帯をのけてグループ放送は行われるということになるかというふうに思います。

そしてまた、有明地区におきましては、開発農協の組合員が2,800ほどいたわけでございますが、有明地区全体5,179世帯のうち2,800の方から組合として利用されておられた状況で、40数%の加入率であったのではなからうかと思っています。

それらの方々が、今回この行政告知端末放送のサービスを受けられるということになるわけですが、行政告知端末放送につきましては、まずこの放送は録音する放送がございまして、放送を聞き逃した場合でもいつでも再生できる内容であると。そしてまた、FM放送、ラジオ放送につきましては、FM放送、AM放送が3波と3波受信できる内容である。

そしてまた、緊急時には自動的に最大音量になるものであると、そしてまた行政告知端末のライトが点滅して危険を知らせるほか、停電時でも作用すると、光ケーブルが断線した場合でもFMラジオが放送されるというようなことになるところでございます。

そして、現在開発農協で利用されておられた方々は、月々の利用料というものを払っておられたところでございますが、今後この行政告知端末機の利用についてはいただかないと、無料というような形で利用できる内容でございます。

○1番（平野栄作君） 利用料の問題ではなくてですね、今まで従来やっていた放送内容、そういうものは含まれているのかどうか。ただ行政からの一方的なお知らせだけが流れる端末。

また、今いろいろ今回も震災に対する質問が多いですが、そういう部分での活用というのは非常に大きなものがあるかとは思っておりますが、ただ市からのお知らせ、市のお知らせだけが流れていくようなものだけでいいのかなと、やはり従来あったものを参考にしながら、そういうものを踏まえた上での告知番組、そういうものも必要ではないのかなというふうに考えていると

ころです。

また、もう1点はですね、集落放送、こういう機能も有線放送では付いておりました。解散前にも数箇所の集落から残してほしいという要望等もありましたが、清算費用等のために残せないということでお断りをしているところでございますけれども、説明ではこのようなシステムもこの行政告知端末では今後使用は可能というような説明が当初なされておりました。本当にそれもできるのかどうなのか。

その告知の内容、具体的にどういうものを予定しているのか。

そして、今言った集落放送、こういうものが従来どおり行えるのかどうか、そこについてお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基本的には現在放送されている内容というものは放送は可能だというふうに考えるところでございます。

ただ、商業的な放送というのはちょっと無理かなというふうに思うところでございます。森林組合、農協、漁協等の情報については、担当の課を通じた形での放送になるのではないかなというふうに考えます。

そしてまた、今後この放送は集落放送が可能というようなことのお話をして、推進しているところでございますが、一斉に放送できるチャンネルが現在16チャンネルというふうなふうに言われております。ということで、今後集落放送が必要と。集落放送の希望される集落を募集いたしまして、その上で集落の数によりまして時間帯を設定させていただきまして、その集落放送に対応させていただければ、あるいはまた時間帯がふくそうするかもしれませんが、その中で順次終わった分について放送ができるというようなふうにもなっていますので、それらの技術的なものも組み合わせながら、今後集落放送が必要と思われる集落数の数を見ながらの対応をさせていただければというふうに思うところでございます。

○1番（平野栄作君） 使えるということですね、当初非常に危惧しておりました。使えないのではないかなと、これが使えるとなると多分申し込まれる集落というのは多くなってくると思いますので、できるだけですね、そういう要望に沿った形での利活用が図られるような形で事業推進していただきたいなというふうに考えます。

また、ほか農協とか地元の商工業の方々も担当課を通じて利用が可能ということであればですね、従来の内容から下がることはないと思いますので、納得していただけるんじゃないかなと思っておりますので、そういう部分はですね、またいろいろ要望等も出てくると思いますが、よく検討していただいて、なるべく市民の使いやすい、利用しやすい形での運営を進めていただくよう要望しておきたいと思えます。

それと、3点目なんですけれども、この地域情報通信基盤整備事業の内容につきましては、昨年9月にも一般質問をさせていただいたところなんですけれども、現状では行政告知端末放送、それとケーブルテレビの放映、それがとりあえず優先されていると思っております。

しかしですね、市民にとって魅力がある内容なのかちょっと疑問に思うふしもあります。というのがですね、結局今告知は、今言われたように利活用が結構いいのかなと思います。ケーブルテレビ、この部分につきましては、何らかのやはりプラスメリットがないと、料金を毎月支払ってですよ、そのテレビを導入するわけなんです。今格安の値段がはじき出されておりますが、当初三千幾らになるとかいろいろごたごたもあったようですけれども、とりあえず毎月1,000円程度の、テレビを見るのにですよ、1,000円程度かかるわけなんです。12か月で1万2,000円ぐらいかかるわけです、固定のコストが。果たしてそれを経費を払って、こういう議会の放送も放映されるでしょう。そのためだけにですよ、年間1万円以上の経費をつぎ込む、そういう方というのがですね、今の現状から増えていくのかなというのは非常に疑問視してるところです。やはり、我々の密着したもう何かですよ、やっぱり自主放送というのを何か作られるということでこの中にもですね、いろいろと利活用についてはうたってあります。ごみとかですね、いろんな項目がうたってあるようですけれども、やはりこういうものを今のうちにやはり発信しておかないと、契約をしないことには見れないんですよ。契約をさせる何かが必要ないんじゃないかと。何かをするにはですね、テレビが映る、テレビは今これがなくても映ってるんです。それ以上のプラスアルファがないと、経費を払ってまで導入する、そういう方が果たして増えるだろうかと、ですから9月にもこの基盤事業が整備したときには、まだ先の福祉的なもの、そういうものについても早めに導入した方がいいという質問をしましたが、市長はまずはハード面が先だということでした。

もう6月いっぱいそのハード面もほぼ構築され、7月からは本稼動していくわけですよ。早いうちですね、そういう次のステップのものを持っておかないと、私は多分今契約している方も離れていくと思います。メリットがないんですよ。そこまでして経費をかけて議会放送、議会を見るかと、インターネットでもいいんじゃないかと、この自主番組についてもですよ、もうちょっと具体的に市民に訴えるべきですよ。こういうものがテレビで見れるんですよと、そういうことをしておかないと、やはりこれ先細りをしていって、ひいてはその運営事業者まで運営に苦しむ形になっていくんじゃないのかなと、そこをものすごく危惧しているところです。

ですから、もうあと少しでハード面は完成します。ソフト面についてですよ、早い段階で活用策、メリット、こういうメリットがあるんですよということを提案すべきではないかと思っておりますが、そこら辺りの見解をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまCATV局が今回の情報通信基盤整備事業によって開設されると、そしてその利用が広がっていくためには新たなソフトの提案が必要ではないかというような御指摘ございました。

当然私どもは、そのことにつきましては、今後も様々な国の事業等を活用しながら導入していきたいというふうには考えて、今様々な担当のそれぞれの担当でどのような事業があるかということの研究をしているところでございます。現段階では、この交付金事業というのは前の総務大臣、原口総務大臣が光の事業ということで強力に進めていた関係で、相当な予算が措置されておりました。しかしその後、大臣が替わりまして、そのことについての予算が減額されておりました。

て、今後新たな事業導入はかなり厳しいのではないかなというふうに思っています。

しかしながら、この事業につきましては、国際的においても日本はまだまだ遅れているということが取りざたされておりますので、今後新しい内閣、新しい政策の下でこの事業の強力な展開がされると期待するところでございます。

そのような国の動向を把握しながら、今回の私どもが導入した事業のように極めて有利な形で新しいソフト事業の展開をしてまいりたいというふうに私自身は考えているところでございます。

現在の段階では、まだまだそのようなものをお示しできる内容ではないところでございますが、そのことにつきましては、今回のこの事業の立ち上げのときから、今後はハードの整備の後にはソフトの活用というのが必要だということを職員にはいつも話をしておりますので、職員もそのようなことで対応をしようというふうには考えているというふうに思っております。

それから、今回のこのCATV事業につきましては、基本的にはこれを利用される、利用されないというのは、市民の方々の選択になるということでございます。もし基本チャンネルでいきますと20チャンネルが840円というような価格、月840円という価格でございますので、これを利用することが20チャンネルが見られると。そしてまた、インターネットが現在の回線よりも安く利用できる内容でございますので、それらのものを総合的に考えたとき、利用した方が安いというふうに考えられる方がCATVを加入されるというふうに思うところでございます。

そのようなことではあるところでございますが、私どもとしましては、市民チャンネルというものを開設しますので、できるだけ多くの方々に見てもらうような新たなソフト事業を導入して本事業を最大限活用してまいりたいというふうに思っております。

○1番(平野栄作君) 予算的に非常に厳しい部分があるというのは分かります。840円、月額840円、20チャンネルですね。我々も地域は6チャンネルは見られます。BSもお金を払ってないですけども、若干見られる番組もあります。そんだけあればですね、十分なんですよ。と私は思っています。そう思われなくてもいいかもしれません。

本当に840円払うだけの価値があるのかどうか。やはりそこをですね、価値があると思わせるにはどうするか。今直近はですよ、国補助金がないのであれば、自主制作の番組、そこをもうちょっと前面に出して、こういう取り組みをしますよと、高齢者の健康体操をやっていますよ、中でうたってありますよ。もうちょっとそういうのをばですね、みんな市民チャンネルでこういう多彩な番組をやりますよと、どうですかと。これは市がすることではないと思うんですが、今後IRU契約によって業者が維持管理なんかもやっていくと。

将来ですよ、やはりそういう業者さんがスムーズな運営ができるためには、今市がやるべきことは何なのかということですね、十分踏まえて、運營業者が厳しくならないような運営体制を今でつくっておくべきだと思うんですよ。それには今の時点で、やはりそういう提案をしておくべきだろうと。そうすることによって市民がやはり定着していくと、いいなと、そうすると私も加入しようと、いいよと、加入しなさいよと、そういう輪が広がってくればですよ、この840円と

いうのは格安ですよ。果たしてこれで本当運営できるんだろうかと思えますよ。そのインターネットとかそういうのもありますけど、インターネットの加入状況というのは、そこまで高くないというのも聞いておりますので、やはりそこら辺りをですね、今で市としても、今後は悪い言い方をすればほうり投げてしまうわけです。それまでにやるべきことはやはりやっておくべきじゃないのかなと思っておりますので、そこら辺りをもうちょっと真剣に取り組んでいってほしいなと思えます。

今いろいろ構想はあるということですので、今後ですね、またこの部分については質問をさせていただきたいと思っております。

以上で、この部分については終わりたいと思えます。

次にですね、昨日来、前回の議会からですね、いろいろと議員間でも質問が出ております。安全運転管理体制についてです。

私も前職の時に安管として、十五、六年従事をさせていただいております。安全運転管理者という立場というものがどういうものなのかというのは、ある程度認識をしているつもりで、そのような活動も取り組んでまいりました。かといって自分が事故がなかったのかと言われると、そうではありません。いろいろ事故も経験しまして、それを基にしながら、どういう形で事故のない事業所をつくり上げていくか、そういうことにまい進してきたように感じております。

非常にこの安全運転管理者、これは大変だと思うんですよ、日常の一般の業務は持っているんですよ、持っているのにも関わらずプラスアルファ、言えばその事業所の全職員の方々の安全を把握しておかないといけない。非常に大変な立場だと思っております。それで、ここ数年感じているんですけども、本当に市長は安全運転管理者の必要性とかですよ、そういう意義というのをばどう考えていらっしゃるのかなと、ものすごく軽く見ていらっしゃるんじゃないのかなというのが非常に思っているところなんです。「安全なくして繁栄なし」、これはよく企業の中でも使われております。一事故を起こせば大なり小なり余計な時間がかかるんです。その分仕事ができないんです。貴重な時間を、そしてまた経費を使ってですよ、全く自社のためにはならないんです。そういうことを考えると事故を起こさない。これに対して精一杯の努力をするべき。そしてまた、それを推進していく立場にあるのが安全運転管理者だと思っております。事故のないことが当たり前で、そのことが順調に事業を推進させていくと、それが発展につながっていくだろうと。市役所の場合ですと、やはり市民のために事故を少なくして、そして市民の福利厚生を向上させていく。そういうことだろうと思っております。

そこでですけども、市長は、この安全運転管理者の位置付けというのはどのように認識してらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話のとおりひとたび事故がおきますと、本当に余計なことを抱え込んで、そしてまた心理的にも経済的にも大きな負担が強いられるということになるところでございまして。ということで、特に公用車の運転につきましては、安全運転で事故ゼロを目指さなければならない

ということであろうかと思えます。

今回、また事故が発生いたしまして、議会の審議をいただいているところでございますが、今回の審議の経過を通じまして、改めてその安全運転管理者の責務というものについての重みを感じたところでございます。

今後は公用車安全運転指導委員会の中で、更にこの事故の安全運転の徹底、そしてまた啓発について取り組みをさせてまいりたいと考えております。

○1番（平野栄作君） 私も十何年安管をさせていただきました。まず安管になって、最初はそうは思わなかったです。やはり誰か一人は必要だろうと、事業所によって副管とかいろいろいますけれども、前いた事業所では安全運転管理者一人でよかったんです。最初は、どうしても事業所から出さないといけないから、安管を取らないといけないと、ならないといけないということで、数年そこまで安全に対する意識というものはありませんでしたが、やはり事業所で事故を踏まえ、そしてまたそういう研修会での事故事例とか取り組み状況ということをずっと見聞きするうちにですね、これはやはり大変なことだと、やはり事故のない事業所をつくっていかないとけない。まずそれには、自分がまずしっかりしないとけない。そういう気構えにまずなります。まず人に言うんですから、自分がしっかりしないとけないと、お陰さまで今年の3月で無事故20年を迎えることができました。これも本当、安管にさせていただいたお陰だろうというふうに前の事業所には非常に感謝をしているところです。

人間ですね、いろんな場面で交通法規とか破る部分も出てくると思うんです。ですけれども、100%が違反という形で取り上げられるかということ、そうではない部分もあります。人間ですので、ちょっとした要因でその範囲を逸脱することもあるんでしょうけど、やはりそういうところは自分なりに反省をしながらということで、自分をまずそういう形で戒めていく。そういう形でやってきたと思うんです。

前回の事故とですよ、今回の事故、ものすごく軽微な事故だと、車両同士の物損事故というような何か説明等を聞いておりますと、認識というか、説明があった。私はそういう感じで受けたんです。ものすごく軽微な事故ですよと、そんな感じ。多分事故を起こした方々についても物損で済んで、そんな人身でもない。そこなんですよ、私はそこだと思うんです。その捉え方を間違うから、次にまた発展するんじゃないのかと。もしですよ、前は食堂の駐車場、今回はさんふらわあのフェリー乗り場ですよ、そういう所というのはですよ、人が歩く可能性の一番高い所ですよ、乗客にしても車から降りて、車の後ろを通る可能性もあるわけですよ。もし1歳から2歳の子がそういう所に後ろにいたとしたらどうなってますか、人身事故になってます。だからですね、軽微な事故と捉えることも、最終的にはもうそれでよかったということになるんでしょうけれども、もしここに人がいたら大変な人身事故を起こしてますよ、あの状況からいくと。そこから入るべきだと思うんですよ。そうすると捉え方が違ってくると思うんですよ。軽微な事故から入ってしまうから、次につながらない。だから教育はですね、そこから始めないとけないんじゃないかと、だからそういうことについてはですね、やはり安管がしっかりした人を据え

て、そういう事故が今まで12回あったというような報告をもらっていますけれども、そういう事故事例があるわけですよ。そういうものを活用して何が原因だったのか、そこまで究明した上でですよ、やはり全職員浸透を図っていく、そういうことをやっておかないとまた出ますよ。

ちなみに市長にお尋ねしますけれども、ハインリッヒの法則というのがありますが、市長は御存じですか。

○市長（本田修一君） 承知しておりません。

○1番（平野栄作君） これは安管になるとですね、必ず1回出てくると思うんですが、ひやり、はっと、あっと思う事故ではない300件、そのうち今回みたいな軽微な事故29件。最終的に1回の大きな事故につながると言われています。こういう法則なんです。安管になると大体1回はこういうことを見聞きすると思うんです。

ですからですよ、29件の軽微な事故ですよ、もう12件起きているんですよ。だから今でこの問題を真摯に捉えてどう今後役に立てていくか、今でやっておかないと必ず大きい事故に繋がりますよ。この12件の事故、これが教訓なんですよ、起こした人はわざと起こしたわけじゃないんです。だからそういうものを教訓として、どうすれば防げたのか。そういうものをですね、やはり把握して全職員に周知していく。

そして、それが軽微でよかったんじゃないんです。重大事故じゃなくてよかったなど、もしここでここに人がいたら大変なことになっているんですよ。それがたまたま物だったから救われたと、今回は。そういう捉え方をですね、ぜひしていただきたいなど二、三点お伺いします。

安全運転管理者が配置されていると思いますが、まず安全運転管理者及び副管理者の配置状況ですね、本所、松山支所、志布志支所がどのようになっているのか。

それと、この3か所の安全運転管理者はどのような連携を取っているのか。

それと、本年度の安全運転管理者の講習状況というのは、全ての安管、副安管は参加しているのか。この3点を質問をいたします。

○財務課長（野村不二生君） お答えいたします。

安全運転管理者につきましては、市長の方から選任を受けまして、現在本庁に財務課長、それから、両支所に両支所長が選任されております。それから副安全運転管理者につきましては、本庁の方が2名、それから支所の方が1名ずつ、合計の4名ということになっております。

それから、今年の講習は5月26日に志布志文化会館の方で開催をされましたけれども、そちらの方に6名出席しております。あとの1名は、前日に大隅の方でありました講習会の方に出て、全員受講をしているところでございます。

今回の事故を受けまして、その後に両支所と本庁とですね、協議をして進めてきたところでございます。以前は、昨日も申し上げましたけれども、安全運転管理者につきましては係長職でございましたけれども、その協議の中で課長職でないといけないという協議になりまして、市長の方にその旨を伝えまして、課長職でですね、選任をしてもらったところでございます。

そのほか、今後の取り組みにつきましても、先ほど市長の方が申し上げました公用車安全運転

指導委員会を置いてですね、その中で副市長を委員長にいたしまして、安全運転管理者等を含めてですね、今後の公用車の安全運転についてのですね、研修また職員への周知等についてですね、どういったふうに進めていくかということを協議することとしております。

以上です。

○1番（平野栄作君） 配置状況とかですね、課長級が安管になるということで納得はしているところなんです、今ですね、「公用車の」とおっしゃいましたよね、安全運転管理者は私用車までなんです、従業員の場合は。私用車の管理までです。

職員は全て管理下に入りますので、公用車だけじゃないんです。私用までも安管の責任の範囲内になる。ですから、全てが網羅されていると、だから家で起こしたからいいんじゃないんです。そういうものはやはり把握しておくべきなんです。そういうのが事業所で把握できてないからまた事業所内で事故を起こすとか。ですから、我々のところは少なかったですから安全運転証明書、そういうものの提出とかそういうこともできましたが、市役所の場合はそこまでできるのかわかりませんが、やはりそういうものの活用を行っている事例も今回の資料の中にも入っているようでした。

それと、今回5月26日に安管の講習会があったということで、多分報告は受けていらっしゃると思いますが、それを市長はどのように、その講習会の内容、それをどのように市長は受けてみられたでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まだ私のところまで報告は上がってないところでございます。

今後、直ちにこの内容について把握いたしまして、不足するところがあれば、また今回のこういったこのような議会の皆様方の指導を受けながら、あらためてこのような形での副市長が指導委員会の委員長となっておりますので、副市長を通じて内容の徹底を図ってまいりたいと考えます。

○1番（平野栄作君） まだ報告が届いてないということで、ちょっと遅いのかなと思っておりますが、ちなみに平成22年度地区安全運転管理者協議会では、松山支所が優良安全運転管理事業所としての表彰を受けていますよね。この今までの12件というのが本所だけで、ずっと続いてきた事故なのかなと今これを聞いてですね、考えたところなんですけれども、ちなみに、支所でこういう表彰を受けているわけですよ。どうなんですかね、本所だけなんですかね、ちょっとそこら辺りはわかりませんが、やはりそういう形でやるところもあるわけですよ。だったら前安管がどなたかわかりませんが、どういう形でやってきたのか。そこ辺りのノウハウとか、そういうものをですね、引き継いでいくべきではないのかなと考えるところです。できれば市役所はですね、模範となるような事業所を目指していただきたいなと、そういうふうにして今回の質問に至ったところなんです。

ちなみに、市役所ではグッドドライバーズコンテストに参加する職員というのはいらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（溝口 猛君） グッドドライバーズコンテストにおきましては、各課長にお願い申し上げまして、何チーム参加しているというところまで把握しておりませんが、大体課で1チーム程度は参加しているようでございます。

○1番（平野栄作君） 有り難いことです。私はゼロかなと思って心配していたところなんですけれども、そういう形で参加をしていらっしゃるということは、まだそういう安全に対する考え方が失われてなかったのかなと思って安心いたしました。

昨日来ですね、先輩議員からも多数の意見が出ております。前定例会でもでしたけれども、事故を起こした人は起こそうと思って起こしているわけではありませぬので、当事者を責めるという意味合いではなくてですね。今後、このことを全職員が自分たちのものとして受け入れてほしいという節なる願いが込められた発言だと思っているんですよ。いろいろ厳しい意見もありましたが、その根底にはそういうことが感じられました。

ですから、そういう意味合いで重く受け止めてほしいなと、だから軽い思いじゃないんです。軽いで済んだうちの的確なる措置を講じて、これを教訓として次につなげていただけるようにしていただきたいと。

そしてまた、市長は多数の職員の先頭に立って陣頭指揮を執っていくわけですので、特にこういう多岐にわたる部分についてはですね、やはり安管とそういうところに責任を任せるというようなことも必要ではないのかなと、最終的には市長にきますけれども、やはり推進していく推進役としてどんどん活動をバックアップしていけるような組織体制を作っていってほしいというふうに考えております。

続きまして、最後なんですけど、物損事故、前回、今回事故が発生しております。私としましては、今までもいろいろと出てきたんですが、被害者をなるべく早く救済すべきではないかなと、こういう事案がくる度に思うんです。

ただ、今の体制でおきますと議会の承認が必要ですので、これは致し方ないですけども、まずちょっとお尋ねなんですけれども、このような物損事故が発生して保険処理が完了するまでの時間、日数、どれぐらいを必要とするものでしょうか、概算でいいです。

○財務課長（野村不二生君） 物損の場合ですけども、事故が起こりまして相手方との交渉になりますけれども、相手方が納得される事故の内容、保険の積算をされてその内容をですね、相手が承諾されるまでの期間がどれくらいかかるかというのが、その期間の長さになるかと思えます。

○1番（平野栄作君） ですから概算でいいです。平均といいますか、極端に言えば前回と今回の分、どれぐらい平均でかかっているか。

○企画政策課長（武石裕二君） 前回ちょっと私資料をちょっと持ってきておりませんが、今回については、4月28日に事故が発生をいたしまして、示談が5月19日に済んでおりますので、約20日間になりますかね、ひと月には至っていないというふうに今回についてはです。

ただ、先ほどありましたとおり、示談によっては相手方がいるということもありますので、時

間は短かったり長かったりということだと思います。

○1番（平野栄作君） 大体1か月ということですが、自分の受け止め方とすると、やはり被害を受けた方にはなるべく早く解決をさせてあげた方がいいのかなというふうにと考えると、相手方の心情とか、生活面とか、そういうものもありますので、一日も早い解決が望ましいと思っておりますが、これに対して市長はどういうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事故が発生して、またその事故を償うために損害の賠償を決めていかなければならないと、賠償額について、またあるいは責任度合いによって違うということで、今回の事案では1か月足らずで決着がついたということですが、当事者としては、その時点で支払いができれば有り難いというふうには思うところではないかなというふうには思っております。

○1番（平野栄作君） 普通、民間企業であればですね、保険対応ということですからすぐ処理はできるところだろうと思っておりますが、市役所の場合は議会に諮らないといけないということで、今遅れている状況ですね。

私、一つ思ったのです。被害者救済も一つあります、被害者を早く解決させてあげようというのが1点。それと事故を起こした当事者、そういう方々のためにですよ、臨時議会を開いて専決はできませんので、臨時議会を開いて早急に解決するという方法も一つはあるわけですよ。そういうことというのは考えられたことはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事故の発生によりまして臨時会を開催させていただくということについては、今まで考えたことがございませんでした。

臨時議会を開いていただくとすれば、相当な案件でないとなかなか開催の重荷というものを理解していただけないんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

○1番（平野栄作君） なるべく早く解決したいという気持ちは持たれていると、臨時議会となると費用対効果とか、そういうこともあるんでしょうけれども、やはり被害者を早急に救済するという意味合いが一つと。

事故を起こした当事者なんかに、やはりそれ相当の効き目があるのかなというのも非常に感じるところで、ここについてはですね、結論がどうのこうのということではありませんが、今後いろいろな方向で考えていかなければいけないのかなと思っております。

やはり、市役所自体はですね、市民生活を守っていく立場にありますので、そこに勤める職員の皆さんがこういう安全面に欠如したような形での行動を取られるとやはり不安を抱かれるというふうにと考えております。

ですから、今回までの事故を教訓として、今後事故のない市役所づくりを目指して事業推進していただければ有り難いなと思っておりますので、以上で質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、藤後昇一君の一般質問を許可します。

○8番（藤後昇一君） 午後から2番目でお疲れのことと思いますが、市長には明快な回答をよろしく願いいたします。

午前中の小野議員の一般質問の当初でもありましたが、3月11日、午後2時46分に宮城県牡鹿半島沖で発生した東日本大震災はマグニチュード9.0、最大震度7という未曾有の巨大な地震と津波が東北・関東地方を襲いました。6月4日現在で被害は10都道県に及び、死者1万5,355人、不明者8,281人、計2万3,636人に達する甚大なる規模の巨大な災害となりました。福島第一原発の原子力事故も加わり、今なお18都道県の2,400もの避難所で約10万人弱の人々が過酷な避難生活を強いられています。

この巨大地震の規模は、破壊断層長さ約400km、幅200km、最大滑り約20mにも達しました。それによって発生した津波の最大遡上高、高さですね、史上最大級の38.9m、遡上距離、長さですね、内陸部で8km、河川にいたっては最大40km遡上いたしました。そして、その周辺地域をじゅうりんし、別世界化しました。

この想定外の大自然の威力と惨状に直面して、当然のことながら国・都道府県・市町村の全てが今までの防災対策の抜本的な見直しを迫られています。

本市にとってもこのことは、市民の生命・財産に関わる喫緊の最重要課題であり、早急に取り組むべきと考えますが、市長の所見を伺います。

次に、その前提として、本市におかれた地理的、気象的環境をどのように認識し、それに対する本市の防災対策の現状をどのように自己評価しているのかお示してください。

さらに今後の防災対策の抜本的、かつ、実行ある構築にはそれらを再検証することが不可欠であると考えます。それらのことを踏まえて、新たな防災対策を今後どのように進めていくのか、その方向性もしくは見通しを示してください。

第2点目として、防災教育について、教育長に伺います。

今回の東日本大震災では、学校現場の防災教育の取り組みの有り様が、そのまま児童・生徒の尊い犠牲や被害状況に反映されているように考えます。午前中の小野議員の一般質問の中でも釜石市と大川小学校の例が出ましたが、これも私も後で触れるつもりですが、また被災後の避難所での小・中学生のボランティア活動は炊き出しや高齢者、年少者の弱者援助などに多岐にわたり、レスキュー隊と呼ばれるほど大活躍していますし、また成果も上げて感謝もされています。

まさに日頃の防災教育と避難訓練のたまものです。そこで教育長に伺います。

東日本大震災の今までの状況を受けて、本市の学校現場での防災教育や避難訓練の現状と評価

を示してください。更にそのことを踏まえての今後の防災教育と避難訓練の在り方や方向性をお示してください。

最後にまた市長に伺います。

これから本格的な梅雨や台風シーズンに入り、今日も島の方では時間80ミリの激しい雨が降っております。特に、昨今は台風の巨大化やゲリラ豪雨の多発化が大変危惧されています。本市も想定外の被害発生に直面しないように、防災対策に万全を期さねばなりません。その中で特に留意すべきは、要援護者を含む災害弱者対策であります。

私は、平成18年9月議会での一般質問以来、機会あるごとにこの問題の重要性と緊急性を市長に訴えてきました。したがって、市長もこの問題について十分認識されていると思いますので、本市の要援護者を含む災害弱者対策の現状と、今後の対策をお示してください。

あとは一問一答方式で続けたいと思いますので、御答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○市長（本田修一君） 藤後議員の御質問にお答えいたします。

まず、防災対策についてでございますが、議員お話のとおり、3月11日、国内観測史上最大のマグニチュード9.0、東北地方太平洋沖地震が発生し、これに伴う津波により東北地方太平洋沿岸部を中心に未曾有の大災害をもたらされました。

現在、国におきましては、地震・津波対策を検討する専門調査会を設置し、被害状況などを分析して対策の方向性を定め、防災基本計画に反映させるとしております。

また、県におきましては、防災計画の見直しに向けて検討委員会を設置して、防災対策上の課題や原子力災害の被害軽減のための方策等を検討することとしております。

このような中、本市におきましては、平成19年度に志布志市地域防災計画を策定して、防災対策に取り組んでまいりましたが、今回の東日本大震災を受けまして、これまで策定されてない各種災害対策のマニュアルの整備や津波対策マップ作成等に取り組むため、今議会に関連予算をお願いしているところであります。

なお、防災計画の見直しにつきましては、総体的な内容については、国・県の見直し内容により検討してまいりたいと考えますが、市単独の部分につきましては、国・県の報告を待たずに庁内での洗い出し作業を進め、防災会議や関係機関の意見、地域の方々の意見も参考にしながら見直し課題の洗い出し等を行い、修正してまいりたいと考えております。

次に、本市のおかれた状況、環境というものはどのようなふうになっているか。そしてまた、それを防災対策にどのようなふうの評価しているのか、生かしているのかというような御質問でございます。お答えいたします。

本市の地理的、気象的環境につきましては、中央部からの西側の大地を除いては全般的に丘陵山間地帯で傾斜地の多い耕地であり、菱田川流域には野井倉、蓬原及び上水流の広大な水田が開け、土質はシラスやボラなどの火山灰土壌で粘着性がなく、起伏の多い地形であります。

また、菱田川、安楽川及び前川の三つの河川が北部山岳地帯から志布志湾に注ぎ、農村部及び山間部の集落の多くは、この三つの河川に沿って散在しております。その反面、沿岸部に市街地

と企業等が集中しているということでもあります。

気象的には、台風常襲地帯で年間降雨量は2,000～3,000ミリ前後で台風、豪雨に土砂崩壊や田畑の冠水、家屋浸水などの災害が多く、加えて沿岸部には市街地や企業等が集中していることから地震、津波が発生すれば甚大な被害となることも予想されます。

防災対策の現状としましては、市の防災計画により災害対策に関する事項を定めまして、取り組みを行っているところでありますが、主な取り組みとしましては防災会議の開催、災害危険箇所の点検をはじめ、土砂災害防災訓練、防災推進員の協力による防災マップ・防災ハンドブック等の作成作業、地域防災推進員講座への受講支援等を行っております。

また、今年度から自主防災組織の育成支援事業として、公民館を対象に非常時の炊き出し訓練や校区単位での自主防災組織の結成のための支援事業を計画し、更に合併後初めての津波防災避難訓練も関係機関の協力をいただきながら沿岸部を対象に計画しているところであります。

しかし、このような中、今回の東日本大震災の地震と津波による未曾有の甚大な災害を見たとき、災害対策マニュアルが整備されていないことや、今回の大地震により本市にも津波警報が発令され、沿岸部の地域に避難勧告を発令しましたが、避難された方は約2.7%程度で、防災に対する意識や認識が浸透していないことなどを改めて実感させられたところであります。

続きまして、今後の防災対策についてでございますが、今後の防災対策につきましては、まず今年度におきまして津波などの各種災害に対するマニュアルや津波防災マップを作成し、この津波防災マップについては、市内全世帯に配布する計画であります。併せて市内の避難所に表示看板を設置して、避難所であることを市民の皆様にも周知してまいります。

また、今年度から新たに公民館を対象に自主防災組織の育成支援事業として、非常時の炊き出し訓練や防災研修会など、市民自らが防災対策の主体であることを認識してもらい、日頃から災害について備えをしていただき、適切な対応がとれるように年次的に実施していく予定です。

なお、今年度志布志消防署の建設を予定しておりますが、100人規模の会議室も整備する計画でありますので、防災の拠点施設として研修会等を開催して、自主防災組織の必要性を理解していただく場にするなど、自主防災組織が自主的に結成されるよう取り組んでまいります。更には合併後初となる津波防災避難訓練に関係機関の協力をいただきながら、沿岸部を対象に取り組んでまいります。

防災計画につきましては、今回の東日本大震災を踏まえて課題等は何なのかを洗い出しを始めるとともに関係機関等の意見も聞きながら、また地域の方々の意見も参考にしながら、見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、要援護者を含む弱者対策についてでございますが、お答えいたします。

災害弱者対策につきましては、平成17年に国が災害時要援護者の避難支援ガイドラインを示し、県におきましても同年にガイドラインを、そして平成18年に市町村災害時要援護者避難支援モデルプランが示されました。

本市におきましては、平成21年9月に関係課による検討委員会を立ち上げて協議を行い、22年

3月に志布志市災害時要援護者避難支援プランを策定しまして、災害時要援護者の範囲などを定めました。

その後このプランに基づき、平成22年8月に要援護者台帳を作成しております。このプランに基づいて、これから避難行動要支援者登録申出書兼台帳の要綱制定と支援者の登録、個別支援計画について整備を進めていくところであります。この個別支援計画等の整備につきましては、民生委員の方々や自治会長さんの協力をいただかなければならないという事業でございますので、皆様に御理解していただき協力をいただけるよう取り組んでまいります。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり災害発生時におきましては、学校における特に小学生からの防災教育の取り組みが心にすり込まれてることによりまして、大人になってからの防災意識に大きく反映するものと考えております。

本市の全ての小学校におきましては、こういうことに踏まえまして、地震及び風水害等を想定した避難訓練を実施しているところでございます。子供たちもあの日のあの映像を目の当たりにいたしまして、自然の恐ろしさや訓練の大切さを実感したのではないかと考えているところでございます。

事前指導といたしまして、避難の仕方、避難経路、避難時の心構えや留意点等について指導をいたしますとともに、実際の訓練からの課題や反省を基にした事後指導も徹底するよう学校を指導しているところでございます。

また、今回の東日本大震災を踏まえまして、学校の所在地が海岸、特に津波による被害の危険性のある学校、志布志小学校、香月小学校、通山小学校におきましては、通常の避難訓練に加えまして、議員も御案内のとおり津波を想定した避難訓練を今年度から実施いたしますとともに、他の20校においても、たまたま津波被害の危険性がある場所にいたときにどうすればいいのかと、どういうふうに連絡すればいいのかと、どちらに避難すればいいのかというようなことも常々描いておくようにというようなことも学校では指導するようにしております。これらのことから児童・生徒の防災に対する意識、とりわけ本年におきましては地震・津波に対する意識が高まったのではないかと考えているところであります。

報道によりますと、被災地におきましては、学業そっちのけで復旧作業にいそしんでいるという中学生、小学生の上学年等々の映像を目の当たりにいたしましたが、私もやはり学業というのは机の上の勉強だけではなくて、ああやって体験的に、不幸な中で申し上げるのは大変甚だ失礼ではありますが、ああいう経験をすることが、まさに国が掲げております生きる力、生きる力を学ぶということはああいう場面ではなかったのかなと考えているところでございます。

今後とも、地震・津波をはじめ大雨・台風・火災等も含めた様々な状況を想定した避難訓練の実施と、それから各学校における防災マップが通学路の点検を徹底いたしますとともに、避難訓練時だけではなくて、日頃から児童・生徒の防災意識を高めるための訓練や関係機関、あるいは地域の人材の協力を得ながら計画的、継続的に訓練を実施するよう指導をしてまいりたいと、か

ように考えているところでございます。

○8番（藤後昇一君） まずこの写真を見てください。これはですね、宮城県名取市の災害、津波がきたときの写真です。朝日グラフに載ってたやつです。どうですか、通山とかぶさりませんか。

〔「どんぴしゃ」と呼ぶ者あり〕

これ、まさに松林を津波が乗り越えているところです。通山でも校長先生にもお見せしたやつです。

これを見られて、見られた後ですね、質問をしますけれども、市長は校区公民館連絡協議会が先月中旬ぐらいありましたね。そこで生涯学習課長の米元課長が、課長は郷土史の第一人者ですので、志布志には津波はないと、もちろんこれはいろんなところに取材した中での私が聞いたあれですので、その言葉の正確性は違うかもしれませんが、来たことはない。チリ津波はあるけどということでした。

そして、それを受けて市長は、志布志湾はリアス式海岸ではないからあまり危険はないと、さらに志布志湾は湾口が広いので、なおリアス式海岸から比べたら安全でよかったですねというように周りに話されたのは事実ですか。これは副市長もおられて、聞いておられたんじゃないかと思うんですが、まずその点の確認からお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その件につきましては、今お話がありましたように本市、志布志湾地域においては、本市になるかと思いますが、そのような大津波に襲われた痕跡はないというようなことを私は聞いたところでした。

そして、今回大津波が発生した地域におきましては、湾の奥部が峡湾になっており、それがさらに津波の被害を甚大にさせているということでございますので、志布志湾においては湾の奥部が広がっているのです、そのような意味で、この地域は日向灘沖の地震の発生可能性があるわけでございますが、ただいま申したような点から、東日本大震災のような大津波というのはあまり考えなくていいのではないかなというような趣旨の発言はしたかというふうに思っているところでございます。

しかしながら、川を遡上して津波は上っていくわけでございますので、そのことについては別途考えなくてはならないというふうには考えているところでございますが、基本的にはそのような歴史的に痕跡がないというような話を聞いておりましたので、そのようなふうにお話はしたところでございます。

○8番（藤後昇一君） 米元課長がですね、津波が来たことがないと言われるのは、郷土歴史家として当然です。なぜならば、鹿児島県は大変な廃仏毀（き）釈を受けています。ここに鹿児島藩の廃仏毀（き）釈という本のあれがあるんですが、これは志布志町誌というのがあるんですよ、上巻の昭和47年に発行された378ページで廃仏毀（き）釈というところがありまして、そこにも書いてあるんですが、鹿児島県は1,066の全寺が廃止されている。2,964人の僧侶が世俗化させられ

ているんです。隣の宮崎県は寺は廃止になっておりません。この378ページにはですね、こういうことが書いてあります。「薩藩の廃仏毀（き）釈の厳しさについては、その背景となった原因はいろいろあるだろうが、結果として文化・歴史の致命的な喪失が残された。寺の宝の大半を保持し得た県下唯一の例とされる大慈寺にしても、過去帳をはじめ日常の記録文書は一切残っていない、まして宝満寺その他の廃寺は庭園・墓地・石造物の一部にその名残をとどめるだけであった。これはこういうふうに書いてあるから、米元課長が資料として持っておられるの当然であります。

昨日、午前中の小野議員のあれでもありましたが、大崎町で防災講演会がありました。この中で、井村鹿児島大学理学部准教授がこの件に触れられています。全く同じこの廃仏毀（き）釈のことを言われ、しかも大隅地方は吹上と一緒に密貿易があつて非常に厳しい規制がなされたものだから、なお、こういう資料の保存は許さなかつたらうと、だから残っていない。

だから、会場にはかなりの高齢者の方も来ておられましたものですから、井村教授が、来られた方でもここに郷土史家の方がおられたら、今から私と一緒に記録を探しましょうと言われました。でもですね、だからそれはその認識は別に責められることではありません。

しかし、これを見てください。それは鹿児島県のもので、地震のそこに表示が書いてあります。探ってみてください。鹿児島県の地域防災計画平成22年度版、震災対策編、第5章災害の想定、その中で日向灘、下を見てください。1662年、マグニチュード7.6、これを想定しています。その地図をめくってみてください。大隅地方を襲う想定をしていますよ。この地図を見てください、あるでしょう。志布志湾のまん前じゃないですか。こういうのがあるんですよ。

そして、1662年に実際起きているんです、これは。

そして、何十町歩もわたって書いてありますよ。黄色線が引いてあると思うんですが、志布志湾の町は海とかけた、人馬が多数亡くなる。ただし、これぐらいの記録しか残っていません。想定もされていますよ、これは。志布志湾のまん前ですよ。どう思われますか、これを知っておられましたか。担当課もこの事実を、鹿児島県の地震津波の想定域は志布志湾のまん前で計画がなされていたこの事実を本市は把握され、それを知っておられましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この22年版鹿児島県の防災計画ということにつきましては、私は認識しておりませんでした。

そしてまた、想定地震の地図と位置図というものにつきましても、志布志湾の南東部に位置すると、日向灘が南東部に位置するという点については初めて認識したところでございます。

従来、様々な発表を見ますと日向灘というのは、いわゆる宮崎沖というような形で地図ではありましたが、そのような地域かというふうには思っていたところでございます。

こちらにありますように、日向灘の想定地震というものにつきましては、種子島東岸に地震発生後15分足らずで津波が到達されると、大隅半島南東岸や種子島で遡上標高が3mを超える場所があると予測されていることで、浸水被害が生じるということでもありますので、私どもが今まで認識していた内容と違うということでもありますので、誠に申し訳なく思っているところでございます。

○8番（藤後昇一君） さらに一番最後を見てみてください。この地震想定地域から地震が発生したら、30分後に志布志湾に2.6mの津波がくる。そういう想定がされているんです。

でも市長思いませんか、これをもし知っていたら、今までのような防災対策でよかったと思えますか。これはしかも地震の県の、午前中の答弁でも国の県の市のという順番を言われるんですよ。県は既につくっているんです、こうやって。このことについて知らなかったということについて、再度お聞きします。市長として責任を痛感されませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもが今回の大震災が発生した後に、本市で今後想定されるものはいかなるものかということにつきまして、資料を寄せて検討しているところでございます。その中で、今お話がありましたように津波の最大遡上標高というのは志布志湾で2.6m、到達時刻30分ということでございまして、ただいま議員がお示しになりました資料と同じ内容というようなことでございます。

ただ私自身は、このものが県の地域防災計画、平成22年版というような内容の数字ということについて認識しておらなかったということでございます。ということで、今後本市の防災計画の策定見直しにつきましては、このことを基にしていくということになりますが、東日本大震災においても想定外の形で津波が寄せてきているということでございますので、私どもとしまして、今予測される2.6mというものを超えるような形の防災計画の見直しというものは必要であるというふうには考えているところでございます。

○8番（藤後昇一君） 過去の資料を集めてるっておっしゃいましたけれども、昨日の一昨日の大崎町の防災講演会、これは住民に向けた防災講演会で町長、副町長、総務課長、教育長、出席されて最初から最後までおられて、身を乗り出すようにしてメモを取りながら聞かれておりました。

その中で、しかもですね、これは防災会議をして、そこで最初の取り組みとして、とにかく地震・津波のことを知ろうということで、そこで決定して、この講演会がなされている。住民が100人以上ですね、来られていました。私は別に招待されたわけじゃないもんですから、入り口で、「町外ですけど、よろしいですか」と聞いたぐらいです。

そこで、その井川教授ですかね、その方が過去志布志湾を襲ったであろう地震・津波の例を九つ挙げておられます、九つですよ。

しかもですね、一番新しいのは、1961年2月27日マグニチュード7.6、志布志・大崎町で死者が発生。これをですね、会場の人に先生が知っている人、記憶のある人って聞かれたとき、誰もいらっやいませんでした。記録というのはそういうものなんです。語り継がれなきゃ消えていくということです。

それとですね、本当は市長、DVDを持ってきていますが、本当はこれを映したいんですよ。これはですね、見ておられた方もいらっやるかと思えますけど、5月19日の「MBCナウ」です。ここでですね、海洋研究開発機構プロジェクトリーダー金子隆之という人が出られて解説されてるんですが、実はあのMBCのテレビ画面に志布志湾が出まして、襲ってくるシュミレーシ

ョンが何回も繰り返されました。これはなぜかといったら、今度の東北大震災の所に1100年前に貞観（じょうがん）地震というのが発生したんです。

この間の私たち防災士の講習会のときですね、鹿児島地方気象台の台長の方が、ここは順調に滑って地震エネルギーがたまってるとは思ってなかったと、想定外の地震区域だと、空白区域だとおっしゃいました。1100年滑ってエネルギーをためて爆発したわけですね、地震となって。

市長、また見てください。すみませんね、何回もこういうことをして。これが三陸の地震で今度のやつはこれをですね、日向灘にスライドするとさっきの県の震源地と一致するんですよ。だから、笑いごとではないんですよ。志布志湾を襲って死者が出て志布志が海とかしたのは1600年代ですよ。4代将軍の時代です。それは1100年かかって確立したこっちの方が大きいんですよ。

しかもですね、それ以後3か月弱になりますけど、日本の地震学者は今もう一生懸命になって名誉回復のために研究しております。宝永の地震というのがあります、1700年代です。これは東海、東南海、南海が三つ連動して起こった地震じゃないかと今まで言われてた。ところが最近の地質学研究によって、これが実は日向灘まで来ていた。これが今僕が言ったシュミレーションどおりに来てたというんですよ。だから志布志は何回も来てるんです。どうですか、これを聞かれて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日の井村氏の講演で新たにそのような情報を入手されたということにつきまして、私どもはそのことについて認識していない内容が多々あるところでございます。

今後、そのような情報、そしてまた研究資料等もあわせて本市の新たな防災計画のために見直しのために役に立てていきたいというふうに思うところでございます。

認識が不足してまして誠に申し訳ございません。

○生涯学習課長（米元史郎君） 私の名誉回復のためにちょっと申し述べたいと思いますけれども、おっしゃるとおり、歴史上志布志に大津波や三陸沖のような大津波が来た例はないと申しました。何回も起きております。ただ、最大でも1 mから2 mという例だけ何例も把握しております。その場で申し上げたことは、一、二メートルの津波であれば高潮・台風で、それ以上のものが何回も来ておりますので、津波でそういう大被害が出たという記録はないということをお知らせしたところでございます。

○8番（藤後昇一君） 分かりました。それにしても1 mか2 mか井村教授によりますと、井村教授は地質学が専門ですので、まだ貞観（じょうがん）地震のときの地層のですね、写真もを見せていただきまして、その痕跡がびしゃっと残ってるのが見てびっくりしたんですけれども、その方によると3 m、この1 m、2 m、3 mだと言いますけれども、もう一つここにDVDがあるんですが、明るる日の5月20日にですね、この井村教授がMBCに出ておられます。このときに言っておられるのは、想定シミュレーション、あれは3 mの津波がきたということですから、これが来ると建物はもう全て流される。1 mでも助かると言うなという発言をされています。そういうあれです。

そこでまたお渡しします。

これはですね、約1か月前、情報管理課でプリントアウトしてもらった遡上高です。一昨日の講演会でも井村教授が全く同じような、動くあれで出されていましたが、私も1か月ぐらい前に、それはゼロメーターからずっとめくって行ってください。13のところで志布志市役所はなくなると思うんです。でもですね、13mでなくなるのではないですよ、井村教授がこのニュース番組の中で言うておられますけど、津波のメカニズムは遡上しましたら1.5倍になるんです。それはですね、これは図書館にある本です。メカニズムは僕には分からない数式で書いてありますよ。どういうメカニズムかこれにも書いてありますし、もう一つ持ってきている本にも書いてあります。1.5倍ですよ、だから13mまで水が来たときは津波はその1.5倍、しかもその前に地震が来ますので、その前に液状化して建物が倒れて、そのあとに襲ってきますから、その廃棄物を巻き込みながら1.5mでくるんです。

先ほどの鹿児島県の想定地図と僕が今言ったのとかみ合わせてそれを見てください。海岸線から市役所までは800mぐらいですよ。遡上しますと秒速10mできますから、2分もかからないうちに来るんです。

教育長、すみません、名前を間違えました。通山小学校ですね、通山小学校500mないそうです。秒速10mできたらどうなります。そういう状況だという認識はないわけですよ。だから午前中小野議員が言われた、逃げない、避難勧告を出しても逃げない。こういう事実を知らないからですよ。

だから、この学者の先生たちも言われるのは、まず地震のメカニズムを知って、地震の怖さを知って、自分が生存・避難するためにはどうすべきかとまず学ばなければ、それが最初だと。一般質問にはなじまないですけども、こういう一般質問の仕方はなじまないですけども、こういう場を借りて言わないと分からないわけですよ。これをしますと、避難訓練も当然変わらざるを得ない。そうお考えになりませんか。今までの、だから一般質問当初に今までの実績をどう評価して、気象的なことをどう考えてどう評価して、それを再評価しないと抜本的なあれはできませんよと質問したのはそのためなんですよ。どうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の東日本大震災を受けて防災計画の見直し、そしてマニュアル作成と大津波の襲来を予測したマニュアル作成ということになると思えば、まず避難というようなことになろうかと思いません。全て海岸部にいる市民が、いかにして速やかに避難できるかと、その避難態勢についていかに構築するかということをもっと検討しなければならない内容かというふうに思います。

もちろんその前提になるのは、今お話になられたような日向灘沖地震の発生する地域の問題。そしてまた地震の規模、そしてまたその規模により発生する津波の大きさ。それがまた、本市においてどのような形で襲来して来るかという予測というものに基づきながら考えていかなければならない内容かというふうに、あらためて認識させられたところでございます。

○8番（藤後昇一君） 隣ですね、宮崎県の地震減災計画というのが、平成19年3月に作られ

ています。これの第1章、一番最初の計画の趣旨の計画設定の趣旨というところに、本県において過去日向灘を震源として津波などにより200名の死者を出した外所(とんどころ)地震、この1662年を宮崎県は名前をつけて外所(とんどころ)地震と言っています。

これを受けて宮崎県は、死者、地区ごとの災害想定をしております。日向灘南部地震が起きたとき、春か夏か、昼間か夜か、死者が何名出るとずっとこうやって表があります。お隣の串間が出ています。25人から34人亡くなるという、地震で、津波で31人から約100名近くの死傷者が出るというふうに具体的に想定されています。これは19年ですよ。

市長、思いませんか。いかにのんびりと地震に構えていたか。地震か自信の違いですよ、これは。しゃれにもなりませんけれども、本当笑いごとではないですよ、もし起きていたら、今の遡上地図を見てみてください。志布志市内の旧志布志町の市街地は全滅ですよ。特に有明町の通山地区、逃げる所がありますか、あとで触れるつもりでしたけれども、避難場はあの坂本坂ですかね、1か所ですよ。しかもあそこは、最近土砂崩れがあつて道路が詰まってる、防空ごうもある、崖も裂けている危険な箇所がある。あの志布志のシラス台地はですね、鹿児島大学の土木学部の土砂の研究所、ここには持ってきていませんけど、それを見ますと衝撃に、地震に弱いんだそうですよ。もし揺れがきてあそこが崩れたら、子供たちはどこに逃げるんですか。もう笑いごとではない現実があるんですよ。子供たちもそうですが、何もかもごっちゃになりますけど、要援護者にいたってはどうなります。

先ほどの一般質問でもありましたけれども、市長の最大の役目は市民の生命・財産を守ることです。こういう条件が明らかになって、何も手を今までは打ってこなかったのに等しい、責任重大ですよ、これは。それを踏まえて、今からの防災計画を作らなきゃならないと思うんですが、いかがですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

防災計画は見直しをして新たに定めるということの計画であるところでございます。その改めるといった内容について、様々な情報等を入手して、そしてまた、そのことでもって想定外にならない形での防災計画の新たな策定ということになろうかと思えます。

ただいま御意見いただきました内容についても、十分くみ取らせていただきまして、計画の策定をしまいたいと思えます。

○8番(藤後昇一君) ここにですね、福島原発ですね、実は、この貞観(じょうがん)地震という先ほど言いました。今度の東北大震災と、それこそ何回も言いますけど一昨日の教授の講演会の中で、その規模と今度の大震災の規模と、これは起こってからつくったあれじゃないですよ。去年は分かったんですからね、それと重ねたらほぼ98%ぐらいぴたっと合うんです。これをですね、発見したのが、産業技術総合研究所の岡村行信センター長という方です。この方は福島第一原発が去年行った再評価の席上で、こういう事実があるから想定を変えろと、一生懸命言われたそうです。ところが東京電力は無視したんです。むしろそれを入れても想定以下だという判断を堂々と出したそうです。でも、この人はそんなことでは大変だということで、あらゆるところに

訴えます。保安院はこの東北大震災が起こる3か月前に、検討いたしますとやっと出したそうです。検討する間もなくきたわけです。

だから、こういうことをどうせいつくるか知れたこっかよとか、おおかみ少年じゃがというみたいなことで見てたからおつりがくるだけの大きな地震がきてしまった。このこともありますので、本当に真剣にいろんな情報も提供いたします。本来の情報はですね、NPOの地域防災連絡協議会です。この方々からいただいた資料も、このDVDもその方が撮ってくださったやつです。そういう方々も入れて、これも前も申しますけれども、計画を立ててください。再度お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

想定外といえば、本日の藤後議員の御質問が想定外の内容になったということでもあります。日向灘沖という認識でいくならば、私どもは宮崎の沖合というようなふうな認識がなかったところでございますが、今お示ししたのはまさしく種子島西北部になっているということであるならば、志布志湾に直接的に津波が来る地震になるということになるかと思えます。

そのようなことにつきましても、市民の方々にも十分お知らせして、そしてまたその予測される大きさ、震度、そしてまた津波の大きさも併せて、そしてまたそれによる津波が遡上する内容というのについても十分お知らせしながら、防災計画の新たな策定をしまいたいというふうに思いますので、その際はまたいろんな形での御助言を賜ればというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） では、ちょっと視点を変えて、3月11日の東北大震災の津波が1mちょっとですかね、志布志にも来まして避難命令も出ました。午前中の小野議員の一般質問の中でも出ましたけれども、小浜地区あの港の所ですね、ほとんど逃げていらっしゃいますよ。

しかも、あの北崎水産の所から関屋口の交差点下ですね、あそこは通行止めにしてありますよ。そこで避難命令が出たものだから、大渋滞になりました上町通りは。逃げようにも逃げられない。そして、通行止めだけをして、これは市じゃないですよ。国土交通省か何かでしょう。それも連携は取れてない中で止めちゃって、避難路も回り道の道案内もない。ただぼんと止めたものだから大混乱ですよ。南部消防署、志布志警察署、避難しました。往生して高台に上ったはずですよ。これが今の志布志の現状ですよ。避難が避難になってない。ごく限られた介護施設なりが、この新聞報道によると、私も見に行きましたけど、文化センターにですね、一泊されましたよね。でもそれはほんの一部の人ですよ、逃げてませんよ。だから、もしあれが高ければどうなったかと、大変なあれがします。この現実をどう思われますか。

○市長（本田修一君） 3月11日、2時46分に東日本大震災が発生いたしまして、その後、津波警報が発令されたところでした。

それに基づきまして、私どもは警戒態勢をとっていたところでしたが、その時点では本市に押し寄せる津波の高さは1mという予測になっておりましたので、前回のチリ沖地震による津波と同じ程度かなというような認識はしておったところでございます。

しかし、その後、4時過ぎになりまして、2mというような津波の大きさの変更がございまし

たので、直ちに警戒本部に切り替えまして避難の勧告をしたところでございます。

結果的には、100名ほどを超える方ぐらいいか避難されなかったということでございまして、中には津波を見に行かれた方もおられたということで、これは本当に勧告になっていなかったなどというような反省はしているところでございます。

このような結果になったということは、前回の津波の予測で1.2mぐらいいか本市では影響がなかったというような結果が、そのような今回の津波による避難勧告が浸透しなかったことになったのではないかなというふうに思うところでございます。

しかしながら、今回は東日本大震災の直後ということでございまして、訓練等におきましても、きちっとそのことについては対応していただけるのではなかろうかと、そしてまた今お話にありましたように権現橋の通行止めにつきましても、私どもにも直接的に連絡がない形で通行止めがされたということで、非常に交通の混乱があったということについては、大いなる反省材料というふうには考えているところでございます。

今回、私どもは新たに策定しようとしている防災計画の中でも、交通車両についてはどうするのかというような観点からの議論も進められているところでございます。避難をするということになれば、市民は原則徒歩で避難されるということになります。

そのようなときに、交通車両をどのようなふうに整理していくのかということは大きな課題になるかというふうに思いますので、今回のこの避難の在り方について大いに参考にしてみたいというふうに考えているところでございます。

○8番（藤後昇一君）ここに志布志防災計画、実際の津波が来たときは、結局は何も役に立たなかったということです。

これには、災害ごとにサイレンの種類も変えるというようなところもありますけれども、おそらくこれは使われたことはないだろうと思いますね。

ですから、今度作られる計画は皆さんが口をそろえているように、実行性のある計画を立てていただけるように、十分お分かりになったと思いますので、よろしくお願いします。

そして、一番当初に戻りますが、志布志湾は決して安全ではありません。形状からして安全ではないんです。先ほど言いましたけれどもシミュレーションでも津波が来てですね、志布志港辺りも当たって、跳ね返って、波見、内之浦でまた跳ね返ってきます。繰り返すんです。

これはですね、この本によるとエッジ波と言うんだそうです。こういう目の検査をする空いた所ですね、あれがちょっと広いわけですけども志布志湾は、こういう所はですね、エッジ波と言いまして、津波は光と一緒に波ですから反射もするし反響もします。こういう形の湾に特徴的なのはこのエッジ波でありまして、当たって、一旦沖合に戻っていく津波がまた元に戻っていくんだそうです。この湾の特徴です。ですから長時間津波が押し寄せる。なかなか湾外に出ない、重なるごとに次の津波が重なっていきますから、一番最初が一番大きいとは限らない。あとの方が大きいかもしれません。それは来る方向によります。津波の来る方向にもよりますけども、この想定では真正面です。

前の去年のチリ津波と、今度の東北大震災の津波と高さは、今回の方が高いですけども、津波の勢いは去年の方が大きかったそうです。これは先ほども言いましたNPOの方が、あの方々は何人かで安楽川も行かれたし、前川にも行かれて観察をされてるんですけど、引きがぜんぜん違ったと、チリ津波の方が大きかったと、それは侵入方向が違うからですよ。だから、場所によっても違って来る。だから決して志布志湾は安心どころか厄介な湾だと、津波ではですね。そういうことです。どうですか市長、そのことを聞いて、最初の発言と。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに日向灘沖地震の発生の地域が種子島東北部にあるということについて御教示いただいたときにはびっくりしたところでございますが、津波の内容等を見ましたときに、その規模というのは、私どもが今回防災計画の見直しをするというときに参考にしていた規模と同じようなものだということであるようでございますので、今お話になられた様々な要素、例えば遡上の内容、あるいは志布志湾自体の形状による津波の影響というものについても改めて勉強させていただきまして、計画の見直しをさせていただければというふうに考えます。

○8番（藤後昇一君） 今度は、教育長にお伺いします。

5月25日、通山で避難訓練がありましたですね。私たちもNPOの方々と一緒に参加しまして、教育長も来られましたですね。あの避難訓練を見て一緒に走りましたよね、坂元坂をですね。走り出してから7分でしたか、子供たちが上の西山さん宅にたどり着いたのは、私たちはもうあごが出ましたですよ。

あの、本当に僕は避難訓練に実際参加して走ってみてよかったなと思うんですが、まず教育長の感想なり所見なりをお願いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私も当日藤後議員、そのほか、丸山議員さんと一緒に参加したわけですが、本当にまず子供たちが元気だなということを感じまして、あとで子供たちは校長先生が旗を持って先頭を走っておられましたので、子供たちは校長先生を追い抜いていいものかどうかと、子供たちのスピードなら追い抜けたはずだったらしいんですが、校長先生が僕より前に行くなというようなことを言われて、危ないからというんで走られたわけですね。校長先生もふうふうなってるわけです。

子供たちは元気なもんですから追い越したくても追い越せないという、「僕たちだけだったら5分で上がったんだ」と、こう子供たちは言っていましたけど、結果的には9分ぐらいかかったわけですが、私ももうへとへとになりまして、そんなに太っているつもりはないんですが、かねての鍛え方が足りませんで、もう後ろの方からでした。そして、先ほどもありましたように、もう一つ感じたのは、あの道路は果たして当日そんなときに使えるだろうかと思ったことでした。

先ほども建設課長とも話したんですが、何か計画があるそうでございますので、何とかしてもらわないととてもじゃないが、実際のときにはずるずるとやってきて、もう両方から崖崩れがするような所を避難経路といっている、何か笑止千万な話であります、そういうことになってい

るという実態を見まして、これはどうなんだろうと思ったのが実感でございました。

以上でございます。

○8番（藤後昇一君） 実はですね、いろいろな反省点があったろうと思います。時間的には9分ですから、まあ合格圏内ですね。でもあれは教育長も言われますように、元気な子供たちだったからよかったので、まず私たち、それから要援護者、走れませんよ。しかも唯一の避難所ですあの所ですね。ほかにも問題が出ましたね、先ほど言いました危険箇所の問題もお陰で発見できたわけですね、僕なんかも。

さらにですね、問題があるのは逃げ方なんですね。「おかしもち」と言って、合い言葉を言って逃げられています、子供たちは。おさない、かけださない、しゃべらない、もどらない、ちかよらない。ここで大変な間違いの指示をされています。何だと思います。

○教育長（坪田勝秀君） 一つは子供たちがですね、やっぱり逃げるときに「おさない」とか、それから「かけださない」とか言われますけれども、どれもこれも何かそうしなきゃいけないような感じを私は持ちました。やっぱり「逃げよう、逃げよう」と言って、「津波が来たぞ」と言いながら逃げるの方が、「しゃべらずに」とこう言ってるんですけども、果たしてそれが正解なのかなということを感じたりもいたしましたので、「おかしもち」という言い方で指導するのは、ちょっと現実的にはそぐわないかもなというのを実際感じました。

○8番（藤後昇一君） 一番問題なのは、「しゃべらない」なんですよ。先ほど午前中も出ましたけど、釜石市の場合、全員助かったというのはですね、「逃げるぞ、逃げるぞ」と言って逃げてるんですよ。中学生が逃げ出したのを見て、小学生が逃げ出す。先生たちはマイクを探す、マイクを見つけたけど電源が入らないとかそんな状態なんですよ、先生たちは。その中に中学生が走りだす、「逃げろ、逃げろ」といって走りだす。小学生がそれを見て、先生の指示も受けずに逃げ出す。そして、中学生は下級生から手を握って逃げた。そして、「逃げろ、逃げろ」と言うもんだから地域住民の方々も逃げられた。これは午前中に言われた、今ちょっとここにもそれも持ってきたんですけど、ちょっと見つけ出せませんので、大学の先生がですね、8年前からこの釜石市の防災教育に携わって、その中に「想定を信じるな、最善を尽くせ、率先避難者たれ」という教えがある。声を掛けて逃げる、「率先避難者たれ」を実践したんです。なぜかといったら「逃げろ、逃げろ」と言った住民もそうだけど、逃げろだけじゃなくて、途中で転んだり何たりしたら助けてほしいわけです。養護室にいる生徒もいるかもしれませんよ。「逃げろ、助けて」と言って逃げた方がいいんです。逃げなきゃいけないんですよ。

だから、しかも通山小学校はこういう環境にありながら津波を想定した避難訓練は初めてだそうですね、これも驚きですよ。

そして、その釜石市は最善を尽くせば最初の避難所に逃げたら、その避難所が崩れてきた少し、更に上に逃げろということで中学生の判断で更に上に上がった。

そして、次の避難所にたどり着いたらその直後、津波が上がって直前で止まっております。その間中学生は、保育園の先生が園児を3人ぐらい連れて引っ張って逃げているのを園児を抱えて

逃げてる。そして、下級生が更に息が切れている、それを見た地域の人はダンプに乗せて逃げるんですよ。これはまさに日頃から避難訓練しているたまものです。

そして思いませんか、避難訓練は命の訓練だ、生半可な道德教育よりもいいですよ。

それと、別に通山の先生方がどうのこうのじゃない、一生懸命されていますよ。経験がないからです。誰も教える人がいなかったからです。この現状を踏まえて今後の取り組みをどうされますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

通山のお話にもう1回戻りますが、あそこの場合はもう一つ感じましたのは、歩道橋を逃げたわけですよね。あれは国道ですから、もし歩道橋が渡れなくなったときは、車を停めることは果たして可能だろうかというようなことなども私感じたんですが、いずれにしても通山小学校の位置ということから、海拔3m、今資料で3mでしたかね、しかないわけですから、そして海岸から600mしかないというまさしく海岸にある学校は、それなりにまた、もちろんいいところは今でもあったでしょうし、これからもあるでしょうけれども、そういう環境にあることですね。

しかし、ことを有事の際は最も飲み込まれる可能性が高いということですし、先ほど藤後議員の津波の速さとかいう話がありましたが、しかしあの速さで来るといって、小学生低学年はとてもしゃないが逃げきれないよということは実感としていたすわけでございます。ですから、避難訓練の在り方というのを特にあの3小学校は今後どうすればいいのかということをやっぼど知恵を出していかないと、今後、市の方でも防災マップ計画が新しく読み直されるということでございますので、通山地区辺りがどのような避難経路の場面として表記されるのかも、私ども関心を持ってるところでございます、学校は学校でももちろんやらなきゃいかんわけですが、果たしてどういう手があるのかなと正直なところちょっと思案しているところでございます。

○8番（藤後昇一君） 確かに、あの横断歩道の所で立ち止まって詰まったんですよ、あそこを登るときですね。あそこで時間がまたロスがありますね。それと、今回は第1回目だから校庭に集まりましたですね。

午前中の小野議員のもう一方の108人中72名でしたか死者不明が、13人の先生のうち9人が亡くなったあの学校です。あそこは地震発生後、全生徒は校庭に集まりました。避難住民も集まりました。その間校長先生を含め、先生方がやっていたことは何なのかと。30分間ですね、裏山に逃げようか、いや木が落ちるから危ないからやめとこう。その相談で30分費やした、40分後にやっぱり裏山はやめておこうと、堤防の上の道路に逃げようと、それが200mあったそうです。40分後に逃げ出しました。50分後に津波が襲って間に合いませんでした。そして今、父兄者の間で午前中も出ましたけれども、今本当に怒りが込みあがってるんだそうです。

だから、避難訓練の重要性はこの二つを比べたとき一番分かります。生命が亡くなった片一方は、片一方は全員助かった、助かっただけでなく地域住民も幼稚園児も助けた。この落差、ここに避難訓練、防災教育の大切さがある。いいお手本という言い方は悪いですけど、これを十分消化してそしゃくして真摯に受けとめてやるべきだと思いますがどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

悲しいかな教員というのは本当に従来のやり方を踏襲するくせがありまして、恐らく、もし訓練とはいえ実際の場面でもそうなるんじゃないかと思いますが、誰か残ってはせんかと、どこかに教室にですね、だからどうしても点呼したい。一人でも二人でも残ったまま、もし逃げて逃げおせて99人助かって一人いないというような場面が発生したときを恐らく考えて、できることなら全部集めて点呼して、そして、はい100人おったね、さあ行きましようという悲しい宿命というようなものを持ってらんだらうなと私はそう思うこととございました。あれは訓練でございましたので、従来の訓練、教師の悲しさといいますか、教師の持っている宿命といいますか、そういう姿を決して一人でも残したまま避難してはいけないよなというような気持ちが端的に表れたその例だったらうと。少なくともその向こうの方の助かった学校においては、とにかく逃げろということで徹底してるから一人にも残ることなく駆け上がったんでしょうけれども、また別な視点から言いますと、もし一人か二人保健室に残ったまま避難していたというような場面があったとすれば、果たしてどうなったんだらうなみたいなことも考えないわけではありませんが、いずれにしても助かることが先決であるとするれば、まず自分の身をもって避難するということを教えないといけないし、先生方もそういう指導をしなければいけないのだからかなと、こう感じるところでございます。

○8番（藤後昇一君） ここに「津波災害」という本があります。去年の12月に岩波新書から出たやつです。著者がですね、河田という人で、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」、私も行ったことがありますけど、ここの館長をされてて、関西大学の社会安全学部の部長であり教授である人です。

この本のメンバーにも入っておられます。その方の中にですね、午前中も出ました。「地震てんでんこ」ですね、これはですね、もう一つ意味があるんですよ、この本によりますと。これはですね、三陸地方の津波歴史家の山下文男さんという人が1990年の岩手県田老町ですね、今回の震災でも有名な一番大きな防潮堤のある、あの田老町で開催された第1回全国沿岸市町村津波サミットというところで話されたことで、1933年の昭和三陸津波の時のことで、親子で自分ですよ、お父さんとお母さんと話したことを話されたのが、この「津波てんでんこ」です。親兄弟構わずとにかく逃げろ。これは目上の方が年下の人に子供に言った言葉なんです。同じ年（とし）同士で言った言葉ではないんです。なぜか、明治三陸津波、昭和三陸津波で家計が途絶えた人がいっぱいいる。それを背景にして生まれたのがこの「津波てんでんこ」なんです。何も手を引いて行くんじゃないよ。先に逃げろというそこに主眼があるんじゃないかと、とにかくお前だけでも助かってくれというのが「津波てんでんこ」こういう教育、それから「稲むらの火」というのがありますね。これは昭和何年からずっと教科書に載っていたんだそうです。今度教科書にまた載りますね。志布志市内の小学校の教科書にこれは載るんですか。

○学校教育課長（金久三男君） 小学校5年生の光村の図書に載っているところであります。

○8番（藤後昇一君） その作者がこの人ですよ。津波を見て主人公の人が、実在の人で資料を

持っているんですが、これは危ないということで当時村人たちは下の方で祭りをしよつたらしいです。明治三陸津波の時ですね。これは危ないということで自分の田んぼの稲穂に火をつけて自分の家が火事だと言ったら、これは大変だ、長者さんのところが大変だということで、一斉に上がった。その後に、この人はその後、自分の財産をつぎ込んで大防潮堤を造るんですね。そういう話です。これが載っているわけですね。ここで言われているのは、やっぱり自分を犠牲にして人を助けるということ、命の大切。

だから、防災教育にはそういう教育も含まれる。ですから、ただ単に逃げろじゃなくて、その「津波てんでんこ」も実はそういう悲しい歴史が背景にあるんです。自己犠牲の命を大切にしているということも含まれている防災教育ですよ。

だから防災あれじゃないですよ。そこを含めてもう1回、教育長、本市の防災教育と防災訓練の在り方を述べてください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員御指摘のとおり、防災訓練というのは、確かに命の教育に直結するものだということがおっしゃるとおりでございます。

そのときに、今先ほどおっしゃいましたように年上の者が幼い子供たちに向かって「逃げなさい」と言ったということですね、それがやはり私は、今ある意味では我々大人に最も欠けているところじゃないかと。逆に言いますと、お前たちはよかから俺が助かるみたいなのが大人たちにはないかどうかということも我々は反省しなきゃいけないと、やはり子供たちを先に逃がすという気持ちがですね、やっぱり君だけは助かれと、お前だけは助かれと、お父さんはいいから、ばあちゃんはいいいからというその精神をやはり我々が大人が継承していく思いも同時にないと、これはよくないなと、やっぱり私も猛省するところでございます。

○8番（藤後昇一君） この「稲むらの火」のですね、御存じかもしれませんが、原作者は小泉八雲です。これは世界的に本が出されて、この子供さん、新聞記事にも出ましたけど、子供さんがロンドンで講演された時、聴いてた観衆がこの「稲むらの火」のことを言って日本人はすばらしいと、講演した人は小泉八雲の子供さんです。非常に感激されたそうです。その本が国際的な反響も呼ぶ、そういうのも含んでいる本ですからね。

そして実はですね、私は18年のその一般質問の時に、小学校1年生から中学校3年生まで炊き出し、テントの組み立て、要援護者の避難介護、1年生の時からすれば、中学校3年まで9回する、年9回。中学校3年の時はもう立派な防災の戦力ですよ、なりますよと言って通告外でしたけど、教育長とやり取りをしています。今回も先ほども言いました。それから奄美の去年の豪雨ですね、あのときも介護施設がやられますので、避難所に逃げた人たちは、大人たちは年寄りの介護で手一杯、その時に小学校の上級生の女の子がおにぎりの炊き出しを一手に引き受けていたそうです。その集落は年一遍やっぱり避難訓練をしています、集落で。これも講演会で聞かれた同僚議員もいると思うんですが、そういうふう生きています。

しかも、豪雨がやんでがれきが残ります。その回収等なんかにはこれは中学生が、高校生が

大きな戦力になる。非常に感謝される。ですから、この18年の時に言ったように、このようなことをすれば、重要な子供たちにとっても大人たちにとってもいい。どうか今回の大震災を契機にですね、一回ここら辺りを再考してください。お願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

確かに18年の時には、私ども自身もまた学校当局も災害訓練というのは通常の訓練で終わって、しゃんしゃんしゃんだったんだらうと思います。しかし、今回はああいう場面をテレビやその他報道で見せられたときに、あの航空写真で津波が押し寄せてくるところを目の当たりにした。自分たちの学校は果たしてどうなるかということを実際に校長をはじめ実感しただらうと思いますので、恐らくあれで訓練のやり方が変わらないようだったらもうおかしいと思っております。

ただ、残念なことに山間部の学校は恐らく津波に対する認識は、下の三つの小学校ほどはないのが現実かもしれません。しかし、どこにいるか分からないわけですから、たまたま日曜日に通山辺りに行っている山重の子供、例が悪いですけど、たまたまそういうときがあったとすれば、当然どういうふうに行動をしなきゃならないかということは知らなきゃいけないわけですから、必ず津波が月曜日から金曜日に来るわけではないわけでごさいます、そこら辺りのことも併せて広く23校全てに、やはり教育をし直さなければいけないのかなと感じているところでございます。

○8番（藤後昇一君） 最初に言いましたように、市長、台風の巨大化ですね、去年は台湾に向かったやつは最大瞬間風速90mですよ。ここに記録を持ってますけど、奄美大島、宮古島ですかね。そこでも59mぐらいの最大瞬間風速の台風が襲っています。専門家によりますと、台風の発生率は下がるけれども、巨大になっている。片一方ゲリラ豪雨、局地的に豪雨が考えられないような雨が降る。このような中、市長、今からだらうと思えますけれど、要援護者の件、今からが正念場ですよ、台帳は作った。でも、実際それを稼動していくのは今からですよ、一番苦労が多い、今からが問題のときです。そういうのを受けて、これをしっかりしないと先ほどから言いますように、貴重な命を助けることができるのに見捨てたとなりますよ。やっぱり初動活動も大事、そういうことも大事、要援護者はその試金石です。それが全てとは言いません。もちろん、それは全てのはずではない。

でも、これをできるかできないかが防災対策の第一の関門であり、試金石だと私は考えています。いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま様々な観点から東日本大震災を中心としての防災計画の見直しをどうするかというように御指示があったのではなからうかというふうに思っています。

その中で、私どもは今後やはり避難が中心になる防災計画になるのではないかなというふうに考えているところでございます。しからば、その避難の在り方について、いかなる形で検討を加えるかということにつきましては、ただいまお話がありました要援護者については、十分その対応ができるような内容の防災計画というものにしなければならないというふうには思うところで

ございます。

しかしこれは、いわゆる公の形だけのみでは到底なし得ない内容でございますので、民間の方々も一緒になって、このことについてはどのような形の避難が取り得るのか、協議をしていただきながらプランの見直しをしてまいりたいと思うところでございます。

○8番（藤後昇一君） 市長が回答された要援護者のガイドライン、モデルプラン、まだいっぱいありますよね。書物だけでいっぱいです。僕もこんなにいっぱい持っていますよ、要援護者だけで、政府が発行したのを。

でもやっぱり最後は、よく市長が口にされる市民力だと思います。ある防災アドバイザーは、自助・共助・公助、それに足すべきは近所だという講演をされている。つまり近所同士のかねてのおつき合い、そっからのまちづくりなんだと。これが全てのまちづくりの基礎のシステムになっていく。要援護者対策というのは、近所からはじまる基盤からのまちづくり、きずなときずなでやっていくしかありませんので、それだけまた困難も伴うし、なかなか理想論どおりはいかないかもしれませんけれども、そういう要素もあるし、逆に言えば、志布志市の市民力は問われる根底から問われる問題だと思います。私はそのように捉えています、市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自助・共助・公助と、それに近所というお言葉、まさしく近所付き合いは旧来あった日本社会のすぐれた美風だというようなふう思うところでございますが、そのようなものが最近廃れてきて、集落の自治機能、そしてまた集落の構成すら難しくなっている状況でございます。そのようなものをまた取り戻し、そしてお互いがお互いのことを思いやる町をつくっていかうというのが、志あふれるまちだということでございます。

今改めて防災計画を見直しをするということでもありますので、先ほどありました小学生の段階からこの訓練、実際の訓練の場に臨ませて、そして共にそのような思いやりの心を発揮できるような訓練の在り方というものもあるべきかなというようなふうには思ったところでございます。

そのようなものが盛り込まれた形の防災計画にしていまいりたいというふうに考えますので、また別な角度からの御意見もありましたら、どうぞ御指導を賜ればというふう思うところでございます。

○8番（藤後昇一君） 最後になりますが、教育長、NHKはですね、5月7日に「巨大地震」というドキュメンタリーを45分間やっております。

これを学校現場の教材としてぜひ使っていただきたい。これには津波のメカニズムから津波の怖さ、それが実際出てきます。いかに命が大切か、いかに人と親子のきずながいかに大事であるか、それも詰まっています。出だしはですね、三陸海岸から13kmの地点を走行した巡視船が海上で10mの津波と遭遇する場面から始まります。そして、進んでいって10mまで落ちて「つかまれよ」という声まで入ってくるころから始まる。ぜひこれもNPOの方が撮っておいてくださったやつです。もう目が離せません。教育的効果もあるし、ぜひこれを現場で使うことを検討して

いただきたいと思います。最後にいかがでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 大変教育的な資料を紹介いただきましたので、もしお貸しいただければダビングして23校分配布したいと思うのですが、それは可能でしょうか。

[藤後昇一君「では終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、藤後昇一君の一般質問を終わります。

ここで、4時5分まで休憩いたします。



午後3時54分 休憩

午後4時04分 再開



○議長（上村 環君） 鶴迫議員、早退です。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、本田孝志君の一般質問を許可します。

○11番（本田孝志君） まず最初に、東日本大震災でお亡くなりになりました皆様方に哀悼の言葉を掲げ、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

私は、通告に従い、一問一答式で質問を申し上げます。

私は、通告をしておったんですが、今日朝から13番の議員の方、そして先ほどの8番の議員の方々が2名の方がほとんど私の一般質問としようかということを通告しておったんですが、ほぼ同じような内容のことを一般質問されましたので、あまり私の言いたいことが残っていませんがですね、通告に従い、私は私の考えを質問申し上げますので、どうかよろしく願い申し上げます。

まず最初にですね、通告順にいたしますが、防災行政無線についてということで、現在旧志布志町、今の志布志町ですね、有明町、松山町の各方面隊に消防無線機は何台ずつ配備されているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 本田議員の御質問にお答えいたします。

消防無線につきましては、基地局と移動局からなり、基地局は本庁に4基、松山支所に2基、志布志支所に3基設置されております。移動局は、消防車両に登載される車載型無線機と団員が車両を離れる際等に用いられる携帯型無線機がありまして、旧有明町で平成7年度、旧志布志町で平成12年度にそれぞれ消防無線機を整備しております。

台数につきましては、車載型無線機が有明方面隊で9台、志布志方面隊で15台、松山方面隊の車両は設置しておりません。

携帯型無線機は、有明方面隊で18台、松山方面隊で15台、志布志方面隊につきましては携帯型無線機ではなく、トランシーバーを20台整備しております。

使用状況につきましては、各方面隊で火災現場や行方不明者捜索、災害発生時などで指揮本部からの指示や全体の状況を共有するために利用しているところであります。

○11番（本田孝志君） これは合併の時には一緒には周波数を同じものは取り入れなかったものですかね、どうだったんですかね、お伺いします。

○市長（本田修一君） 合併時におきましては、旧町ごとのものを使用したということで、周波数の調整等についてはしておりませんで、そのまま方面隊ごとの使用ということになっております。○11番（本田孝志君） というのがですね、話によりますと、聞くところによりますとですね、もう古いのがあってあまり修理もきかないと、そして二、三年すれば電池の交換が必要だということでももちろん周波数が違うもんだから、なかなか不便であるというようなことですね、先ほども一般質問の中で13番議員、そして8番の議員の中でもいろいろあったんですが、やはり有事の際ですね、同じ周波数で交信ができなければいろいろと不都合があるんじゃないかなと考えておりますので、そこら辺りは今のところ不都合はないものかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 現在、合併後5年経過している中で様々な火災出動、あるいは災害出動ということがあったところでございますが、先ほどお話ししましたように、方面隊ごとの使用というようなことのでございましたので、その使用について不都合、方面隊ごとの相互の連絡等での不都合ということは、なかったというふうに聞いているところでございます。

○11番（本田孝志君） 現場ではですね、やはり不都合があると、個人的な携帯電話を使ってやっているということでございまして、ではですね、まずその前に、志布志市でですね、今、有事と言うのは年間何回あるものかお伺いします。

○議長（上村 環君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。



午後4時12分 休憩

午後4時14分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（溝口 猛君） 有事ということですが、火災におきましては、昨年におきましては、19回でございます。そして、昨年におきましては、チリ沖地震の津波、そして台風等の災害対策本部を設けたことがございますので、それにつきましては、また詳細なデータがこちらにはまいておりませんが、確か一、二回台風等の予防で出動要請をしているというようなことでございます。

○11番（本田孝志君） やはりですね、有事の場合ですね、だから無線の周波数が合わなかったりということで方面隊同士の連絡とか、いろいろなことが火災等があったときに連絡等がなかなかだということで、周波数が合わないからということで、各個人の携帯電話を使ってやっているというようなこともちょっと聞いたものですから、であれば、個人的なものをですね、公のこのような災害の場合にそげん使わんないかんのかいということで、今年も志布志の予算と仕事ということでございまして、15ページですか、非常備消防費ということで、この中に9,094万円ですか。今度の予算で、補正で大体備品購入費が284万9,000円、委託料が嘱託職員の任用費ですか、報酬

が256万5,000円というようなことで、合計623万円ということで上がってきているんですが、やはりせっかく予算を付けていただくのであればですね、これをもう少し台数を増やしたりですね、市民のやはり3万4千幾らですか、人口に対するこの消防の備品等を無線機等を増やしていただいでですね、整備を図っていただきたいと思っっているわけですが、どうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話申し上げましたように、合併後は周波数の違うそれぞれの無線機の使用をお願いしていたところでございます。

しかし、その物についても老朽化しており、そしてまた交換部品の生産が中止になっているということから、修繕等ができない状態になっている物もあるということで、今回簡易型ではございますが、携帯の無線機の予算を計上させていただいたところでございます。

本来ならば、この無線機につきましては、全市で活用できる形で整備が必要ということになるということではございますが、今現在無線の中身について、アナログのものをデジタル化ということで整備が必要というふうになっているところでございます。その整備をすとなれば3億円の費用が必要となるということで、今回は携帯型の簡易の無線機で対応していただくというような計画でいるところでございます。

○11番（本田孝志君） 今のアナログ対応ですね、まずこれを近いうちに、アナログ対応を今のところ整備しながら近いうちにデジタルということですが、めどはいつ頃をめどにそのような計画、めどを示してください。

○総務課長（溝口 猛君） 今市長が申し上げましたとおり、同様の形ですとすれば、約3億円程度の事業費がかかるということでございます。

したがいまして、今後の市全体に防災無線が通じるような形の手法でございまして、いろいろ検討していることではございまして、何年度に整備するということはちょっと今の段階でははっきりしておりませんが、いずれにしましても、今の移動系の無線と申しますけど、移動系の無線が一番いいのか。それよりも新しい方式がいろいろございますので、どういう方式がいいのかということを経體的に検討して整備計画をつくるという考えでおります。

したがいまして、いつまでということは今の段階でははっきり明言はできないところでございますが、先ほど申しましたとおり、まず整備計画を、どういう方法が一番いいのかということを経體的に今から検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○11番（本田孝志君） 前向きにということで、近い将来ですね、補充を今度していただいて、あとは近い将来検討していただいて新しい方式の機械を導入されるようにですね、お願いして、次の質問に移ります。

次にですね、防災会議ということで、防災会議のメンバーは誰かということでございますが、メンバーをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の防災会議は、災害対策基本法に基づき、市の防災計画の作成や変更等について協議を行

うために設置しております。

市の防災会議条例に定められた委員をもって組織しております。委員は、指定地方行政機関から志布志海上保安署長、県から大隅地域振興局の関係部長及び志布志保健所長、県警から志布志警察署長、市長部内から副市長をはじめ関係課長及び各支所長、教育長、大隅曾於地区消防組合消防長、消防団長、指定公共機関・指定地方公共機関からN T T西日本南九州鹿屋営業所長、九州電力株式会社鹿屋営業所長、曾於郡医師会会長、その他市長が適当と認める者として、市の社会福祉協議会会長、志布志漁協代表理事組合長、そお鹿児島農協代表理事組合長、あおぞら農協代表理事理事長、市商工会長、市女性団体連絡協議会長、防災推進員、議会議長、議会総務委員長、市長部局以外の関係課長及び局長の32人となっております。

○11番（本田孝志君） そうそうたるメンバーのようでございますが、平成22年度は何回の会議をされたものかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成20年度、21年度、それぞれ1回開催しております。

そしてまた、22年度につきましては、6月開催の予定でございましたが、口てい疫発生のため中止しまして、開催がされておられません。

○11番（本田孝志君） 22年度はなかったということですね。

ではですね、今度この鹿児島の方から先ほどの一般質問の中でもございましたが、この防災会議のメンバーの中に、嘱託職員の任用、津波ハザードマップの作成の責任者ということですか、どのような格好になるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま防災会議の委員ということでお示したところでございます。今お話のありました嘱託職員につきましては、本市の事務局の職員という形でこの防災会議の資料等の作成をする立場になろうかというふうに思います。

○11番（本田孝志君） 私は、この防災会議のメンバーを聞きました。そして防災会議の役割と各機関・団体との連携、横の連携ですね、連携はどのようになっているかということをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回防災会議を開きながら、あらたに決めようとする防災計画についての審議もしていただくということになります。

そしてまた、その後実際に様々な場面で合同の訓練というものを開催していくことになります。その際、このような委員の方々が所属される部署についても積極的に参加していただきまして、各機関ごとのそれぞれの担うべき任務等を確認しながら訓練を行ってまいるということになろうかというふうに思います。

○11番（本田孝志君） あと1件お伺いします。

先ほども一般質問の中で、公民館連絡協議会の中でということを一一般質問あったと思うんです

が、本年度の目標ということで防災意識の高揚ということで、この前も6月1日に自主防災センターの研修ということで、各公民館長さん方が行かれたと思うんですが、そしてまた各公民館で炊き出しとAEDの応急処置、そして炊き出しの方法のやり方ということで、伊崎田校区が5月20日、原田校区もあったと思うんですが、あとの校区、市内のほかの所は、いつ頃この防災意識の高揚ということで、このような応急処置とか、防災組織の高揚のためのやる計画はいつ頃なんですかね。

○総務課長（溝口 猛君） 市民への防災意識の高揚ということで、本年度の予算の中で公民館単位でそういう訓練をしていただくということで、早速協力いただいたのが有明地区の公民館でございました。有明の伊崎田地区でございました。

あと志布志、松山につきましても、今モデルとなる公民館の方は決まりましたが、その日程につきましては、今から公民館の方と協議していただいてやるというような形になっているところでございます。

○11番（本田孝志君） それともう一つですね、この前避難所ですね、この東日本の津波が来るということで、なかなか志布志市の避難所の毛布の備蓄とか、いろんな懐中電灯とか、いろいろなことをちょっと話を聞いたところ、お粗末だったというような話でしたが、今後どのような考えで備蓄されていくものか。備蓄の充実ですね、どのようにお考えですか。やはり防災の関係でするので、一言お教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3月11日に東日本大震災の津波によります本市でも避難勧告を出しまして、そして避難をしていただいた方がおられたところでもございました。

文化センターの方に避難された方々に対しまして、その毛布等について十分なかったということについては、誠にその備えが足りなかったというふうに反省しているところでもございます。

今後、防災計画を改めるということになっておりますので、その中でまた備蓄等について備えるべき品目、あるいは数量等についての協議がされ、示していくものというふうに考えるところでもございます。

○11番（本田孝志君） 以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、本田孝志君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後4時33分 散会

平成23年第2回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成23年6月8日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

金 子 光 博

岩 根 賢 二

長 岡 耕 二

丸 山 一

出席議員氏名（20名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
4 番 丸 山 一	5 番 玉 垣 大二郎
6 番 坂 元 修一郎	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（4名）

3 番 西江園 明	7 番 鶴 迫 京 子
19 番 小 園 義 行	23 番 福 重 彰 史

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 木 屋 成 久	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 外 山 文 弘
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 米 元 史 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調 査 管 理 係 長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢 一 郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、鬼塚弘文君と丸崎幹男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、15番、金子光博君の一般質問を許可します。

○15番（金子光博君） おはようございます。

昨日は非常に厳しいやり取りが続いておりましたので、ひとつ今日はリラックスした気持ちで答弁していただければというふうに思っております。

それでは、通告に基づいて質問をしていきたいと思っております。

まず、施設園芸の燃料高騰対策についてであります。

今年是一年明けとともに非常に寒い低温の日が続き、また悪いことにA重油の価格も上昇し続け、現在九十四、五円で高止まりの状態であります。そこで、志布志市でのA重油の価格の推移と、本市のブランド作物であるピーマン栽培農家への影響はどうであったか。

また、今後の重油価格の推移をどう見ているのか答弁を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

金子議員の御質問にお答えいたします。

近年、産油国の政情不安などの影響から原油の価格が高騰し、施設園芸用暖房機の燃料であるA重油も価格が上昇しております。

施設園芸で暖房機を使用する11月から4月までの平均価格を平成17年と年次ごとに比較しますと、平成18年で10当たり5円、19年で24.5円、20年で7.3円、21年度で5.7円、22年におきましては13円とそれぞれ上昇しております。

例えば、本市の主力作物であるピーマンにおいては、栽培期間中10a当たり1万3,000円から1万4,000円を消費しますが、1万4,000円試算した場合、17年と比較して19年は34万3,000円、22年では18万2,000円、10a当たりコストの上昇があったところでございます。

ピーマン農家の経営面積が20aから30aであるため、平成22年産を平成17年産と比較して40万円から60万円重油代が余計にかかった計算になるところであります。

生産者の負担は増加しているということであろうかと思っております。

市といたしましても、暖房効率を高めるために生産対策事業の中で、中二重被覆の設置、循環扇の設置に助成し、暖房機用燃料の節減に努めていただいております。

なお、今後の重油の推移の見込みについてでございますが、現在の産油国の政情不安、あるいは東日本大震災において原発の事故があったということで国際的に原子力発電が減少傾向になるのではないかとということになるとなれば、さらに火力発電の比率が高まってくるということが予想されますので、決して下がってくるということはないのではないかとこのふうには思っているところでございます。

○15番（金子光博君） ただいま答弁をいただきました。

実際、ピーマンの農家の方々の中に入っていきますと、非常に厳しい状態だということがひしひしと伝わってまいります。市単独で二重被覆なり、循環扇なり補助をしているということでしたけれども、中二重については当然のことであり、あれが補助対象になっているとはちょっと考えられません。当初で付いているはずです。循環扇については、それなりに温度を均一化するということでまた病気の発生も抑えられるということで、有効的な補助事業になっているのではないかと評価をしております。

我が市では、21年5月に志布志ピーマンということで、鹿児島ブランドのブランド産地の指定を受けております。その中で生産者数73戸、面積にしまして約20町歩。生産者のうち公社の県外から来ていただいた公社の研修を終え、卒業生として自立された方々が約60%でございます。

やはり大きさに言えば命を懸けて志布志に来ているというような方々だというふうに思います。

先ほど市長も言われましたように、燃料費が一昨年に比べますと1.5倍の使用料になっております。また悪いことに一昨年に比べて本年産は価格が頭打ち状態で、平均単価が50円ぐらいキロ当たり落ちております。当然収入は下がり経費は増えたというようなことでございます。

ここに資料をもらっておりますが、売り上げから生産経費をしたときに、自分たちの労賃といえますか、反当50万円から70万円ぐらいの利益になるようでございます。3反歩を作ったときに約200万円程度の純益で、今部会の生産者の平均年齢が48歳ということでございますが、自分のことしてみれば一番お金のかかる年代でございます。200万円ぐらいの収益でどうやって子育てができるのかなというふうに非常に危惧しております。

先おとし、一昨年あたりまでは順調にきたわけですが、ここにきて社会情勢、そして原油の高騰と思わぬ外圧によって非常に苦しんでおられます。

そこで、先ほど言われましたそれ以外に何らかの手を考えておられないのか、ひとつ答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ピーマン農家におかれましては、昨年、一昨年在り価格がかなり高推移ということで極めて経営的に安定した形できたというふうには報告は受けていたところでございます。

そしてまた、部会全体も非常に活気がございまして、全体で12億円から13億円ぐらいの売り上げをされているということで、すばらしい成果を上げているというふうには認識しておったところでございます。

今年度の作況につきましては、今お話があったとおり価格が昨年に比べて安くなってきている

と、そしてまた原油が高騰してきているというようなことで、経営的に厳しい環境に陥っているということは聞いているところでございますが、現在の段階では新たに何かそのことについて取り組もうというようなことは考えておりませんでした。

○15番（金子光博君）　そういうことであればですね、せっかくブランドを築いてきたのにちょっと今までせっかく順調に育ってきたのが、つまりくというようなことになるのではないかと思います。重油価格が高止まりの状況では国庫事業によるヒートポンプの導入が非常に有効と考えられますが、市としてどう認識されておられるのか、答弁を求めます。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

ヒートポンプにつきましては、CO<sub>2</sub>の削減率が41%ということで、極めて環境的な面からしまして、優れた暖房の冷房の機具だというふうに認識しているところでございます。

そのような観点から、国としましてはこのヒートポンプの導入については、補助事業が創設されたものと考えるところでございます。

しかしながら、これはまだまだ極めて効率的に重油をたいした場合のボイラーの消費の観点からと、ヒートポンプを使った観点からしたときに、極めて重油の価格が安い段階では、ヒートポンプ導入については厳しい環境だったということについては理解しているところでございます。

ということで、今お話があるように重油が極めて高くなってきていると、それがまた今後高止まりの傾向、あるいはまた更に上がるというようなことになれば、経営効率的にも視する品目だというふうには、機材だというふうには思うところでございます。

○15番（金子光博君）　認識されておるということで、私も松山に去年ヒートポンプを導入した農家がありますので1軒、そこに行っているいろいろ包み隠さず「よかこっも、わりこっも、聞かせっくれんか」ということで話を伺いに行きました。

本人が言われるに、非常に効果があると、燃料費については約半分の節減ができたというふうに自信を持って言われました。今メーカーの方がリース事業ということで、農家の方を回っておる資料がありますが、大体若干の誤差はあっても的を得ているというような評価でございました。

燃料費の削減と、当然電気料は少し上がりますが、この差し引きをしても非常に効果があるというふうにおっしゃっております。そこで、ほかの農家を回ってみますと、今年度10件ぐらい希望者が手が挙がっているようでございますが、そのほかの方々については、非常に耐力がなくなってきているので、またこの中身をしっかり熟知していないもんだから、相当ヒートポンプの効果について、まだ疑問符を持っておるというようなことで、二の足を踏んでおられるような状態のようであります。

導入をしますとリース料が7年間発生してまいります。年間219万発生します。そこでですね、ひとつ私は、今非常に耐力が落ちておるので、最初の当初はリース料のほかにもろもろの経費も発生するだろうというようなことで、当初の2年間あたりを市の方で何とか手を差し伸べていただけないかなというふうに思っているところでございます。

2年間で倒れかけた人を立て直して、体力を蓄えてもらって、あと5年については自己責任で

やってもらおうと、7年を過ぎると故障も出るかもしれませんが、リース料がないわけですので、非常に有効な手ではないかなというふうに思うわけですが、そのことについてお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

燃料の高騰と生産コストの上昇ということで、極めて苦境に陥っているということでもあります。そういうことで、ヒートポンプに切り替えて暖房機として使用したいと、そのことで経営の維持に、あるいはまた経営の発展につながってくるのではないかなというこの観点からのお尋ねだというふうに思います。

私どももそのことにつきましては十分承知しております。ただ、先ほどもお話ししましたように、今回急激な形で原油が高騰してきていると。そしてまた、ピーマン農家におかれては、2年間極めて高い価格の推移の状態であったということでございまして、この価格につきましては、平成22年産では386円ほどの平均価格になっているようでございますが、そのような価格というのは以前も経験されておまして、このことのこの価格によりまして経営を維持して来られた方は多数おられるところでございます。

しかしながら、そのときにはまだまだ原油が安かったということで、今回は違う形の局面になっているということでございます。

そういう中でのヒートポンプの導入ということでございますが、まず前提として、やはりこれが今後も原油高騰が続いていくのかどうかというの見極めが必要かというふうに思います。

それから、私どもの町でもCO2削減につきまして、一生懸命取り組んでいるところでございますが、チャレンジ30というような形でCO2削減に取り組んでいるということでございますので、こういった面からもこの機材は極めて優れているという観点からも十分検討に値する内容だというふうには思っているところでございます。

ということで、今回のこの件につきましては、そのような観点から今御提案がありましたような内容も十分併せて検討させていただきまして、しばらく時間をおいた形で、しばらくと言うとちょっと語弊がありますが、次の暖房機の使用の時期には間に合うような形での整理をさせていただければというふうに思うところであります。

○15番（金子光博君） ひとつ、ピーマンはですね、市長もブランド推進室をようやく議会の理解を得られて設置ができました。これから、いろんなことに取り組んでいかなければなりません。もうピーマンについては、既に県が認めたブランドでございます。これをどうやって持続、伸ばしていくかと、そういうこともこの中の一つにあなたの本気度に掛かっております。

それと、おっしゃったようにCO2の削減ですね。

それとですね、もう一つ農協とも話をしてみました。こういうのがあるんだけどもということと申しますと、非常に苦しいということは農協はなおさら分かっておりますよね。市がそういうことで提案をしていただけると、話し合いの余地は議論する価値は大いにあるんじゃないですかというようなことでした。

農政課長、1回でも農協に足を運んでこのことで、ピーマン農家の方々のために話をしたこと

がありますか。

○農政課長（上原 登君） 本年度の原油価格の高騰、そういったものにつきまして、農協の方と少しはお話をさせていただいたところでは、農協の方では原油納入価格の補填というのを計画はいたしているという話は伺ったところでございます。

○15番（金子光博君） ひとつ、そういう意味でいろんな角度から頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

どんな事業でもですね、手当てをするときには、市長がいつも言われますようにタイミングを見て、いち早くタイムリーに手を打たないと、時が失ってから手をなんぶ入れたら効果は出ませんよね。やはりそのことをかねがね市長は言われておりますので、しっかりとお願いをしたいというふうに思っております。

それから最後ですが、市長の答弁は非常に重たいものがあるというふうに私は思っておりますが、私が12月議会で質問をしました後継者支援につきましてもですね、当初予算に反映させるというようなことではございましたけれども、農政課長から内輪の話は聞いておりますが、議長、ちょっとずれますが、農業で関係で、すぐ終わりますので。

まだ何の姿も見えておりませんが、始良市と我が市と比べたときに、農業の比重は我が市の方が非常に高いと思うんですが、始良市では5月5日の新聞にですね、新規就農者、そういう方々に新規就農者・農業後継者に奨励金をとということで新聞にも載っております。

やはり、農・商・工というふうにあると思いますが、どこでもそういうことはあると思います。始良市の方がもっと商・工の比重は高いと思います。なるべく早くそういうことはやっていただきたいというふうに思います。

バルク港の指定を受けて、非常に今元気が出ようとしておりますけれども、完成したときにですね、あれが今から始まって、肝心の畜産がすたれちよつたらならないもななんですよ。農業がすたれちよつたらならないもななんですよ。やっぱりそのときそのときよか日ばっかいなやってねわけですから、1から10ずいみんな甘えて助けてくれちな言いませんよ。そこにちょっと手を入れてあげれば、また起き上がるわけですからね、そういうことを考えながら適切に手を打っていただきたいというふうに思っております。

最後に市長の答弁を求めて、私の質問を終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市は合併以降、志布志港を中心として産業振興、そしてさまざまな福祉の向上ということについても図ってきている町だというふうに認識するところであります。今回のバルク港の指定というのはまさしくそのようなことになったのではないかと、国自体がこの志布志、南九州、そして九州という地域を今後も国全体の中の食糧基地として、特に畜産のための地帯として認めていただいたから志布志港のバルク港の選定があったものと思っております。

今お話がありましたように、10年先には必ず国際バルク戦略港として大きな船が往来する港になるというふうに思います。そのときには、当然輸入だけでなく輸出の何らかの形で準備がされ

ていなければならないということになるかというふうに思います。

そのような観点から、私自身は農業政策につきましては、特にきめ細かく、そしてまた深みをもった形で、いわゆるブランドになるようなものについては、手厚く推進してきているというふうに思うところでございます。

特に、現在畑かん事業が完了しようとするところでございますので、この畑かん地帯における農業というものはいかにあるべきかということにつきましては、関係課のみならず、市役所全体でそのことについては課題として取り組んでいるというふうに認識しております。

今後、今お話がありました新規就農につきましても、私どもの地域には、本市では家業再生支援事業というものも取り組んでいたりとしております。

そしてまた、各地でありますように新規就農された方々に対しまして祝い金ないし支度金というものの制度というものはあることは十分承知しております。そのことにつきましては、どのような形がいいのか十分まだ検討をさせていただければというふうに思います。

総体としましては、農業については、今申しました形で重点政策として取り組んでいるということをご理解いただければというふうに思います。

○議長（上村 環君） 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 質問に入る前に、東日本大震災で被災された皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、今なお復旧に向けてただひたすら努力されておられる皆様に敬意を表し、一日も早い復興を祈念をいたしたいと思っております。

私は、この東日本大震災の惨状や不自由な生活を強いられておられる被災者の様子をテレビ等で見るときに、私たちの日常の何気ない生活がどんなに有り難いものということを改めて感じました。朝、目が覚めてから夜寝るときまで、そして寝ているときでさえも安心して安全な環境の中で、それが当たり前の生活を送っています。

そのことに改めて感謝しなければいけないとつくづく思うところであります。

この大震災のニュースを見て、もしこれが私たちの町で起きたらどうなるだろうと、現在の防災計画で対処できるのだろうか、そう思っていた矢先に今定例会に防災計画の見直しのための補正予算案が提出をされました。

そこで、この防災計画の見直しに当たり、この防災計画は各項目が30から40項目ぐらいたくさんございますが、その中で特に次の項目についての基本的な考え方はどうなのか。市長と教育委員長にお尋ねをいたします。

第1点目は、津波発生時の避難場所や避難の方法、避難経路の確保についての考え方はどうか。

2点目として、自主防災組織のあるべき姿とはどうなのか。

3点目として、避難訓練はどのようにあるべきと考えているか。

4点目として、災害が起きたとき、情報や指示・命令等のやり取りをどのように行うのか。また併せて、災害や避難の情報をいかに住民に伝えるか、その伝達の在り方についてどう考えてい

るか。

5点目として、災害については、いろいろな民間の事業者や他の自治体と応援協定を結ぶこともあると思いますが、現在どこどのような協定を結んでいるか。また、今後それらに加えて協定を結ぼうとしている業界、または自治体があるのか。

以上の5点について質問をいたします。

教育長におかれましては、防災会議の委員でもあります。その立場としての考え方、また学校を預かる立場から教育委員会として、子供たちを守るためにどのような姿勢で臨もうとしているのか。その点についてお答えください。

なお、昨日も防災について同僚議員がいろいろ質問をしております。同じような質問になることもあるかと思いますが、昨日の同僚議員の専門的な指摘を受けて、昨日とはまた違う答えが返ってくるかも分からないなということで、その辺を期待いたしまして、第1回目の質問を終わります。

○市長（本田修一君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

防災計画の中でのまず津波発生時の避難場所、避難方法、避難経路の確保等についてでございます。

現在、本市の防災計画の第6節の避難計画の中で、避難の方法、避難経路、避難場所等について、明記しているところですが、避難経路については、災害の状況に応じて適宜避難経路を定めるとしております。

現状では、津波を想定した対策マニュアルや避難場所、避難方法、避難経路について明記した津波対策マップが作成されていないところであります。このようなことを踏まえまして、今議会に各種災害対策マニュアル等の作成のために嘱託職員雇用に関する予算、津波対策マップ作成に対する予算をお願いしているところでございます。

津波対策マップの作成の中で、避難場所につきましては高台の施設のほか、緊急避難場所として耐震化の鉄筋コンクリート造りの津波に対応できる施設等の指定に向けて理解を得られるよう働き掛けてまいりたいと思います。

また、避難方法、避難経路につきましても昨日議会で議論がございましたように、従来考えてはいなかったような形での志布志湾での津波の襲来があるかもしれないということも含めた形で津波対策のマニュアルの作成をさせていただければというふうに思います。

次に、自主防災組織についてでございます。

自主防災組織の必要性につきましては、ひとたび大規模な災害が発生したときに被害の拡大を防ぐためには、市や消防などの公助の対応だけでは限界があり、早期に実行性のある対策が難しいために、自分の身は自分の努力によって守る、自助とともに、普段から顔を合わせている地域の近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に積極的に組織的に取り組む共助が必要であります。

そして、自助・共助・公助、そして昨日は近所という言葉も併せて表現されたところでござい

ますが、このようなものが有機的につながることで、被害の軽減を図ることができるものと考えます。

現在の本市の自主防災組織の組織率は、平成23年4月現在で、68.9%であります。未組織の自治会におきましては、世帯の少ない自治会や高齢者世帯の多い自治会、または地域性からこれまで被害を受けていないなどの理由から組織化に至っていないようでございます。

今後はこの組織化に向けて、地域防災推進員の協力や県の防災センターの事業の活用等により、自主防災組織の必要性や、危機管理意識の向上、啓発に向けた説明会や研修会等を開催して組織化を高めてまいりたいと考えます。

避難訓練の在り方についてでございます。

避難訓練につきましては、本市の防災計画の訓練計画の中で、災害非常時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置が迅速に確実に実行されるよう、関係機関と協力して必要な訓練を行うとしております。

本市の避難訓練の実施状況につきましては、毎年全国統一の土砂災害に対する避難訓練を危険区域において、地元自主防災組織の参加の下、消防団による避難誘導やシート張り工法の実演、救急車と連携した災害時要援護者の搬送等の訓練を行っているところであります。

今後におきましては、避難訓練の在り方については、本市の地理的特性等も十分考慮して沿岸部におきましては、特に今回の東日本大震災、大津波を端としまして、津波避難訓練を定期的の実施することとしたいと考えます。

災害時の通信の在り方についてでございます。

災害時の通信の在り方につきましては、本市の地域防災計画の災害広報計画の中で、市民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について、市における広報担当及び他部との連絡、情報等広報事項の収集、住民に対する広報の方法、内容を定めまして、災害広報の迅速化を図っているところでございます。

今回の東日本大震災では通信網が寸断され、固定電話や携帯電話などが使えなかったところがあります。

本市におきましては、災害時の情報の周知方法としましては、防災行政無線や国の交付金で全国一斉に整備を行いましたJ-ALERTシステムのほか、今回情報通信基盤整備推進事業により各世帯に整備します行政告知端末、またコミュニティーFMによる放送等が有力な情報伝達手段になると考えております。

次に、諸業界や他の業種の方々や他の自治体との災害協定についてお尋ねでございます。お答えいたします。

災害協定につきましては、地域防災計画の消防計画の中で、消防活動が迅速かつ適切に実施できるように活動の組織、方法及び関係機関との協力体制の確立等について定め、消防活動の円滑な実施を図るとしてまいります。

現在、本市におきましては、平成18年4月1日に串間市と、同年11月1日に鹿児島県と消防相

互応援協定を、平成19年6月27日に鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定を、平成18年6月8日にふるさと協議会と大規模災害における応急対策に関する協定書をそれぞれ締結しているところであります。

今回の東日本大震災においては、災害時応援協定を締結していた市町村がいち早く駆け付け給水活動や支援物資の仕分けの支援を行い、被災地の復興支援にあたり、その活動につきましては、マスコミ等で報道されているところでございます。

このようなことから本市におきましても、今後都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑にできる体制の整備や多種多様な団体との災害時の応援協定の締結に向けてまいりたいと考えているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 学校関係の避難等についてお答えをいたしたいと思えます。

議員御指摘のとおり、学校におきましても、これまでの防災計画を見直していく必要があるということを今回の大震災で痛感したところでございます。

そこで、今回の東日本大震災を踏まえまして、防災計画の見直しの一環として、本市でも学校が津波の危険性がある場所に設置されている志布志小学校、香月小学校、通山小学校におきまして、津波を想定した避難訓練を実施いたしまして、避難場所、避難方法、避難経路の確認をいたしましたところでございます。

避難場所といたしましては、志布志小学校が志布志中のグラウンド、香月小学校が向かい側にあります伊勢神社、それから通山小学校が地域住民の御理解もいただきまして、通山保育園近くの高台と、いずれも津波の被害の心配はないと思われる高台を一応確保できたと考えているところでございます。

避難方法といたしましては、一刻を争う場合を想定いたしまして、児童が直接避難場所へ向かう方法も検討していくように指導したところでございます。

避難経路につきましては、香月小学校と通山小学校は御案内のとおり、国道220号線を横切ることになりますので、歩道橋を渡って避難をいたしました。

今回の避難訓練では、避難中の児童の安全を確保するため学校職員を必要と思われるポイントには配置をして、特に配置いたしましたので特に混乱は見られませんでした。

また、避難開始から避難場所への避難完了までの時間を測りましたところ、どの学校も15分以内に避難を完了いたしました。この15分がいいかどうかということは、また別問題でございますが、一応15分以内に完了いたしました。

これまで各学校とも、地震を想定した避難訓練は例年実施はしておりますが、津波を想定した避難訓練は初めての実施でございました。実施することによりまして、児童・生徒が避難場所、避難方法、避難経路を実感することができまして、大変効果があったのではないかと、昨日申し上げましたが、子供たちもあの大震災の津波の押し寄せてくる姿は映像をもって知っておったようでございまして、非常にスムーズに避難ができたのではないかと考えているところであります。効果があったのではないかなと思っております。

実は、私自身も通山小学校の避難訓練に参加をいたしました。まずは何と申しまして自分自身の体力のなさを痛感したところでございます。一番しんがりから駆けていかなければならないという体力のなさを痛感いたしました。それはそれといたしまして、避難経路そのものの安全確保につきましても関係各課、関係機関との連携強化を図りますとともに、できるものなら第2、第3の避難経路も設定しておく必要があるのではないかということを感じたところであります。

さらには、先ほど申しましたように、国道に架かっている歩道橋が使用不能となったら、あるいは休み時間に津波が発生したときは、子供は校内のどこにいるか分からないわけでございますから、それから土曜日、日曜日の休日の場合はと、などなど本当にいろいろな場面が想定されるんだなということを感じいたしました。

今後とも本市の防災計画を参考にしながら、各学校独自の危機管理マニュアルを早急に作成するよう各学校指導いたしますとともに、防災には何と申しまして、学校はもとより保護者、地域との連携が不可欠ですので、何と申しまして小学校低学年というのは弱者でありますから、どういうふうに避難されるかということにつきましては、どうしても御協力、御理解が必要でございます。

今後とも議会と協力をお願いしてまいりたいとこのように考えております。

また、今回の地震によりまして、津波だけが注目されておりますが、これも大変な災害なんです。ありますが、私は本市の農村部に設置されております大型貯水タンクですね、それから地下に張り巡らされているであろう給水パイプ等が地震でもって破壊されたとなったときは、それはそれでまた災害につながる危険性もはらんでいるのではないかというような取り越し苦労かもしれませんが、懸念をいたすところであります。

いずれにいたしまして、この天災が発生しないことを祈りつつもアンテナを高くして、災害接近の素早い情報キャッチと速やかな避難行動に努めなければならないと考えているところでございます。併せまして、学校教育におきましては、命の大切さ、それから家族のきずながいかに大事であるかということも学ばせていきたいし、そして便利な文明の力のみならず、ラジオ、ろうそく、懐中電灯の良さなども子供のときからもう一度見直させたいものだなと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（岩根賢二君） 教育長におかれましては、私が2回目以降に質問しようかなと思っていたのをほとんど答えていただきましたので、これからは質問の回数が少なくなるんじゃないかなと思いますが、各項目にですね、入る前に、防災会議そのもの、防災計画そのものについて若干確認をしておきたいと思っております。

昨日、防災会議を20年度と21年度は開催したが、22年度は口てい疫の関係で開催をしてないということがございました。

それでは、その前の19年度、18年度はどうだったんです。

○市長（本田修一君） 年1回開催ということで開催しております。

○17番（岩根賢二君） 年1回ということで、今回はたまたま大震災があつてこれから開くということなんですかね、それとも、もう開く時期になつてたということなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この防災会議につきましては、例年6月に開催するというところでしてございまして、今年度につきましては、6月17日に開催する予定になつてるところでございまして。

○17番（岩根賢二君） それでは、この防災計画自体は、多方面にわたつてですね、きめ細かく計画がされているわけですが、何かマニュアル的なものがあつて、それに当てはめて作成しているのか。それとも、市独自でいろんな場面を想定して計画を作成しているのか、その点はいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の防災計画につきましては、国の防災計画、そしてまた県の防災計画を受けて、本市に合うような形の防災計画に作成をしているところでございまして。

○17番（岩根賢二君） それでしたら志布志市の状況に応じた計画だということであるわけですね。

そして、例えばですね、防災計画の5ページを見ますと、地域危険度の調査研究という項目がありまして、防災アセスメントを実施して地域の災害の危険性を把握し、地域別防災カルテ、防災マップの作成に努めるとありますが、先ほど市長は津波に対するそういう防災マップは作成しておりませんということでしたが、その他については、ちゃんと作成がされているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在本市では防災マップを作成しておりますが、この防災マップにつきましては、土石流の危険箇所、そしてまた急傾斜地崩壊の危険箇所を中心にいたしまして、防災マップを作成しているということでございまして、津波に対しての観点からのマップではなつてなかつたということでございます。

○17番（岩根賢二君） 確かに私たちも土石流等についての防災マップはいただいておりますね、はい。

この防災計画そのものは、我々議員にも配付をすべきではないかなと思つておりますが、過去に配付されたんですかね。

○総務課長（溝口 猛君） ただいま議員御指摘の件ですが、議会の方には配付してないということでございます。

[岩根賢二君「していない」と呼ぶ]

○総務課長（溝口 猛君） はい。

○17番（岩根賢二君） 今度見直しが行われた後はですよ、せめて議会の方にも提出をお願いしたいと思つていますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災会議の委員に議会からも議長をはじめ、委員長が参加しておりますので、そのルートから

も皆様方には十分会議の模様と、そしてまた内容等についてはお伝えできるものと考えます。

○17番（岩根賢二君） 委員の方に配ってあるからもうそれで、ほかの議員の人は事務局で見てくれということですかね、そういうことですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話ししましたように、議会からも代表としまして、委員に参加していただいておりますので、その内容については議会の方々も十分認識されているものというふうに私どもは考えておりましたが、ただいまお話がありましたように、その成果につきましては、きちんと皆様方にもお示したいと考えております。

○17番（岩根賢二君） この防災会議のメンバーは現在32名ということで、昨日市長がいろいろ説明されましたが、今度ですね、防災関係で嘱託職員を採用してということでした。この方の経歴について、昨日説明があったんですけども、私はちょっとメモをしきれませんでしたので、再度どういう経歴の方かお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成17年3月まで鹿児島市の消防局に勤務されて、退職されたところでございます。

その時点では、中央署の署長さんを経験されて、そして県内の署長会の会長さんもされていたということでございます。

そしてまたその後、赤十字の方にも嘱託として勤務されておまして、各種災害対策のマニュアル作成、津波対策のマニュアル作成というものにつきまして、助言、指導をお願いするというところで、嘱託職員として来ていただいているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 昨日、同僚議員がこのことについて質問されまして、「防災会議のメンバーになるんですか」という質問をされましたよね。そのときに市長は、防災計画の作成をするこの人は事務員であるというふうに答えられましたね、それだったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回嘱託職員としましてお迎えしたのは、私どもが新たに防災計画を見直しをしようと、そしてその中で多方面にわたりまして具体的なマニュアルを作成しようということでお迎えしたところでございます。

その最終的な審議というのは、また会議の方で審議をしていただくということでございますので、その審議をするための準備の計画等の策定、計画等についてさまざまな形で御提案をいただきながら会議の準備をしていくための事務局の職員ということでございます。

○17番（岩根賢二君） 現在32名の方が委員ということですね。定数は34名ですよ。そういうことで、これだけの経歴をもった方であればメンバーの委員として、そういう会には出席してもらった方がいいんじゃないですかね。その前の段階でいろいろ策定をするということでしょうけれども、このメンバーを32名の方をちょっと拝見したときに、私の考えですけれども、各町の消防団長ぐらいは入ってもいいんじゃないかなと、分団長ですね。そういうことも感じましたね。地域の状況というのが分かっている人があまりにもこのメンバーでは少ないんじゃないかなと思

いますね。その件に関してはいかがですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

消防団の方からは、市の消防団長、そしてまた、地域の大隅曾於地区消防組合の消防長という方が参加され、委員として協議がされるということになっているところでございます。

定員から考えまして、いろんな各種団体の代表の方に来ていただいて、その上で計画を定めるということでございますので、その方々を参画していただいた結果、消防につきましては、この方々で十分消防の立場からの御意見はいただけるというもので委員として構成をしていただいているものと考えております。

○17番（岩根賢二君） この防災会議委員の見直しをする考えはないというふうに今受け取りましたが、やはり実行ある計画を策定するためには、もう少し地元の事情が分かっている方を入れられた方がいいのではないかなと思いましたが、申し上げました。

そして、この策定に当たっては、国や県の方向性を見てから作成するというので、昨日もやり取りがあったんですが、昨日の指摘を受けて、やはり市独自で作成をしなければいけない部分もあるのではないかなと感じましたが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然計画を定めるにつきましては、本市独自のものになるということは間違いのないというふうに思います。

昨日のさまざまな形の御提言、また御指導等も踏まえながら新たなものを作成してまいりたいと思います。

○17番（岩根賢二君） この委員の方には、この6月17日に委嘱状を渡されるんですか。

もう渡してあるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

任期につきましては、2年というふうになっておりますので、現在の方が該当するかどうか、ただいま確認しておりますので、すぐさま確認いたしまして回答をさせますのでよろしくお願い致します。

○議長（上村 環君） 質問を変えますか。

○17番（岩根賢二君） それでは、資料がくる前にこの計画の中で、ちょっと私の読み違いかも分かりませんが、1点だけ確認をしたいと思いますが、59ページから60ページに自衛隊を受け入れるためのヘリコプターの発着場が示されております。その中に志布志町、松山町は詳しく箇所が出ておりますが、有明町に関しては1か所も明示されていないんですね。これは何か理由があってこういうことなんですか。

○市長（本田修一君） 先ほど委員の任期についてのお尋ねでありましたが、任期2年で今回改選となっております。したがって、6月17日に開催する日に辞令を交付する予定とします。

○総務課長（溝口 猛君） 59ページのヘリコプターの発着場の準備ということで、有明町地域の部分がこの計画書にないわけでございますが、恐らく自衛隊との当時協議の中で、有明町の部

分が場所の協議がなかったというふうに思うところでございます。

[岩根賢二君「ちょっと聞こえにくかったですけど」と呼ぶ]

[「はっきりはっきりと」と呼ぶ者あり]

○総務課長（溝口 猛君） これはあくまでも自衛隊の方に申請しまして、それに基づきまして場所も指定があるわけでございますが、当時の有明町地域の部分が指定されていないということに対しては自衛隊との協議の中で、申請の箇所がなかったということではなからうかというふうには思っておるところでございます。

○17番（岩根賢二君） 防災会議の会長である市長は同じ見解ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、具体的に発着場についての認識がなかったところでございます。

ということで、ただいま総務課長が申しましたような経緯でそのようなものになったというふうに思うところでございます。

○総務課長（溝口 猛君） 自衛隊の指定におきましては、有明町地域はないわけでございますが、県の防災ヘリ、これにつきましては、有明地区の総合運動公園、運動場ですか、ここが指定になっているということでございます。ですから、先ほど申し上げましたとおり、当時自衛隊との協議がこの部分について、なされてなかったのではなからうかというふうに思っているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今度見直しをされるということですから、有明町内にもですね、やはりそういう場所は必要じゃないかなと思いますので、見直しに当たっては十分検討を加えていただきたいと思います。

それと、委嘱状が6月17日に渡されるということであれば、もちろん各委員の皆さんには文書等で連絡はいつているんですか。もしいつてなければメンバーの変更というのは考えないですか。

○総務課長（溝口 猛君） 防災会議の開催につきましては、もう既に委員に通知がしてあるところでございます。

○17番（岩根賢二君） 分かりました。

意見として申し上げておきますので、今度の嘱託の職員の方も実際にその会議に入っていたきたいなという私は考えております。

それでは、項目に入っていきますが、津波発生時の避難場所、避難方法、避難経路等について、避難場所については、各学校の体育館等が設定してあるケースが多いわけですが、昨日も若干そういうやり取りもありましたが、この体育館というのは、私の認識としては、そういう災害のときの備蓄基地にもなりうる施設であると、そういう作り方をしますよということで理解はしているんですが、そうではないですか、教育長。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

昨日もお答えいたしましたけれども、学校の施設設備は学校の子供たちの教育環境整備でもちろんであります。避難場所にも使われます。

さらにそこに備蓄倉庫等とか、多目的に使える建物でありますので、今後また耐震工事等を進める中で工夫ができるところは、やはりそういう利用もできるようなつくり方というんでしょうかね、改築の仕方もまたお願いしていかなければならないかなと、今回の震災を見て思っているところです。

○17番（岩根賢二君） 何年前になりますか、有明小学校の体育館が改築されたときに、そのときの説明では、倉庫の一部は災害時の避難場所として使われるから、その倉庫の部分にはいろんなものを備蓄するんですよという説明もございました。

ところが現状としては、そういう備蓄の状況にはないんじゃないかなと、災害が起きたときにじゃあそこに物を持ってきて、そこに備蓄するんですかということなんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

有明小学校にそういう施設があるということは、私もただいま初めてお聞きいたしましたので、早速行って見てみたいと思っております。

今おっしゃるとおり、そこが物置になっていたり、あるいは体育用具が入っててというような状況があるとすれば、これは備蓄場所にはなり得ないわけでございますので、撤去するか、あるいは可能な限りきちんと片付けておくかという指導は、これはしなきゃいけないかなと思っております。

なにせ学校もいろいろな設備がありますので、ついつい空いた所を使ってしまったのか、現実見ておりませんので、今日でも帰りに早速見てみたいと思っております。

○17番（岩根賢二君） そのことについては、その小学校の責任ではなくて教育委員会の責任だと思いますので、しっかり指導をしていただきたいなと思います。

それと、この避難場所ということですね、市長は先ほど津波に関しては防災マップも作成していなかったということですので、もちろん計画にも現在の計画には乗っていないわけですがけれども、今度の見直しに際しましては、そこまで津波が来たときはここ、ここに逃げてくださいよと、経路はこうですよというふうなそういうことが明示できるのかなと思っているんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の見直しにつきましては、想定外の大地震、そしてまた想定外の大津波ということが発生したことに伴いまして、防災計画の見直しが必要ということの観点からするところでございます。ということで、今まで私どもが持っておりました想定している範囲というものは、大いに見直されるべきだということになるかというふうに思います。

そのような中で、今後津波の避難場所については、どこを考えるのかということになるとなれば、例えば、尚志館高校とか一丁田の公民館、あるいは安楽地区の公民館、文化会館、老人憩いの家、夏井地区の公民館という、それから志布志中学校と、こういった高台にある所を考えたいと思います。

○17番（岩根賢二君）　そういう場所を今回はここの計画の中に入れていくということで理解していいですね。

その際には、教育長からもいろいろ話がありましたけれども、避難訓練をする中で、こういう所は経路として大丈夫なのかなというところもありますので、その経路まで考えてやっていただきたいと思います。

それと、この避難場所ということにつきまして、64ページにですね、大規模地震が発生したときの防災拠点として若浜港の旅客船埠頭が設定されている。どのような状況でこういう設定がなされたのか分かりませんが、今回の大震災を経過した後であれば、こういうことはとても設定はされないと思うんですが、その点については会長としてはいかがですか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

避難場所ということで、広場及び多目的に利用可能なオープンスペースということで緑地、そしてまた旅客船待合広場、旅客船埠頭駐車場という形で掲載してあるところでございます。

今回のような大津波が発生したときには、当然海浜地という地域については、そのような地区には当たらないというふうに考えますので、この部分については検討を加えて実質的に機能するような場所というものを明示していきたいと思います。

○17番（岩根賢二君）　ぜひそこは検討を加えていただきたいと思います。

それと、避難訓練あるいは避難の場所、方法等については、先ほどから学校関係については教育長からる説明がありましたので理解をしているんですが、沿岸部には福祉施設あるいは医療施設と、要援護者を抱えている箇所が何箇所もあります。そのことについては、昨日ですかね、市長はその要援護者のリストはちゃんとできてますということでしたが、そういう要援護者を避難させていく方法、そういうことについてはちゃんともう理解がされているのかなと思うんですが、いかがですかね。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

要援護者につきましては、昨日もお答えしましたように、現在その要援護者の把握ができておりまして、今後そのことについて、具体的に避難についてどのような形で対応するかということについては、今まで捉えていなかったところでございます。

今後このことにつきましても、その計画の中にきっちりと盛り込み避難誘導ができるような形の計画にしてまいりたいと思います。

○17番（岩根賢二君）　ぜひ、それは早急にやっていただきたいと思います。

それでは、避難場所のことですね、昨日市長の答弁の中に「避難場所がここですよ」という表示板を設置したいという話がありました。それはもう、ぜひやっていただきたいと思いますが、特に沿岸部につきましては、津波に関して申し上げるわけですが、ここのこの地点の高さは何メートルですよというようなですね、標高を示すような何か柱みたいなものも必要ではないかなと思いますが、通山小学校が昨日は3mっておっしゃいましたかね、ある人によれば0mじゃないのという人もあります。ですから、その辺の正確な標高を示すようなものが何かあれば、そうい

う避難のときにも役に立つんじゃないかなと思っておりますが。

それと、避難場所の場所は明示されるでしょうけれども、そこに行く経路とかいうのも明示、何かできる方法があれば検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年度の県の補助事業で、市の避難場所に市民の方々に周知を図るために表示の看板を設置するという計画にしております。この中に、標高等も盛り込んでまいりたいというふうに思います。

そしてまたさらに、現在自治会の案内看板等もございますので、設置されておりますので、こちらの方に追加して表示してまいりたいと考えます。

○17番（岩根賢二君） 私が言おうと思っていたことを言われてしまいました。そういうことで方法はいくらでもあると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に自主防災組織についてお伺いをいたします。

先ほど、自治会としては68.9%の組織率だということでしたが、各先ほどもありました福祉施設、医療施設等については、もう100%これは組織されていますよね。

○総務課長（溝口 猛君） 全てを確認しておりませんが、今回の震災を踏まえまして、市街地部の施設について調査したところでございます。消防法の適用がございまして、避難訓練等を毎年2回されているということで、組織内には自主防災組織は作られているということでございました。

○17番（岩根賢二君） そういうことで、各施設については、そういう認識は高いと思いますけれども、例えば志布志地区にあります複数の事業者が入っている雑居ビル等がございしますが、そういうところにつきましては、何か調査されましたか。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほど申し上げました施設以外につきましては、調査をしていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） そういうところも自主防災組織は必要ではないかなと思いますので、今後見直しにあたっては、そういうところまで気配りをお願いしたいと思います。

それと、自治会が68.9%ということで、もちろん自主と、自主防災組織ということで自主という名前が付いていますので、自分たちで進んでやっていただくということなんですけれども、こういう災害を目の当たりにいたしますと、もう自主ではなくて、半ば強制的にでも防災組織を作ってくださいよというふうな姿勢も必要ではないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 今回、東日本大震災が発生いたしまして、多分多くの市民の方々が自助・共助・公助ということが必要ということを認識されたのではなかろうかと思えます。

そのようなことで、今後この68.9%が100%近くに直ちに組織化されるものというふうに期待するところでございます。また、私どももそのような組織化につけて賢明な努力をしてまいりたいと思えます。

現在、100%まではいかない、70%ぐらいの自治会しか自主防災組織がされなかったと、立ち上

げられなかったということにつきましては、世帯の少ない自治体があったり、それから高齢者世帯の多い自治会もあろうかと思えます。

そしてまた、大きな要因かと思えますが、これまで被害を受けてないと、あるいは受ける可能性は低いというようなことから、そのような組織が少なかったというふう思うところですが、先ほども申しましたように今回の大震災を受けまして、どの市民もそのような組織の必要性については認識が深まったというふうに考えますので、改めて組織化を図り100%に向けて取り組んでまいりたいと思えます。

○17番（岩根賢二君）　こういう時でございますので、組織率も上がるのではないかなという期待をするという話でございました。期待するだけじゃなくて、やはり指導もしていただいて半ば制度的なことも考えてもいいんじゃないかなと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君）　制度的にということであれば、いわゆる自治会の組織があるわけでございますので、この自治会の機能を高めていただくという観点から自主防災組織というものの組織化をしているところでございます。

この防災という面からの組織化ということをきっちりとそれぞれの自治会で協議していただきまして、共通認識をしていただければ特段組織的に制度化するというような形をとるということをしなくても今回の大震災を受けまして、組織化が図られるというふうに思うところでございます。

○17番（岩根賢二君）　この68.9%につきまして確認ですけれども、自治会の数としてのパーセントなのか、それとも人口で見たときにこうなのか、その点はいかがですかね。

○総務課長（溝口 猛君）　68.9%につきましては、人口での割合でございます。

○17番（岩根賢二君）　それでは、避難訓練の在り方についてお尋ねをいたします。

この避難訓練については、防災計画の中では、訓練を実施した各機関は市長に報告をするということになっておりますが、年間どれぐらいの報告があるものでしょうか。

○総務課長（溝口 猛君）　訓練の報告につきましては、総務課の方には実態としましては1件もきてないという形になっております。

○17番（岩根賢二君）　これは防災会議の会長として、そのことを市長はどう捉えますか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

御指摘のように防災計画の中では、訓練を実施した各機関の長につきましては、速やかに防災会議の長に報告するということになっております。

現在、総務課長が答弁いたしましたように、報告はゼロということではありますが、実態としては多分先ほども話がありましたように、訓練をしなければならぬ機関、組織というものはございますので、きっちりそれについては対応がされているものと考えるところでございます。今後はこのことにつきましても報告を求め、その実施の率についても把握しながら指導を重ねてまいりたいと思えます。

○17番（岩根賢二君）　この計画がですね、ただ御書物に終わらないように実行あるものにして

いただきたいということで申し上げます。

この避難訓練ということにつきまして、昨日からいろいろやり取りがあったわけですが、避難訓練の在り方で一番大事なものは何だと思われませんか。

教育長、実際に避難訓練をされて市長もそういうこともされていると思いますが、避難訓練はどうあるべきか一つだけ教えてください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

避難訓練というのはやはりまずもって安全な行動、そしてスムーズに行動するために日頃からやっぱり訓練の意義というものをしっかりと各人が自分のこととして知らない。これはどうしても足並みがそろわないというふうに考えております。

ですから、子供たちの場合は特に、ややからかい冗談半分で学校の場合ではやる場合がありますので、しっかりと事前指導をしておいて、これは何のためにするのかと、どういうことなのかということをごすね、命に関わることなんだということなどを十分理解させてからかかると、事前指導がいかに大事かということは、この前も私もあの訓練でも痛感したところでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま教育長の方で答弁がありましたように、訓練をするには訓練の意義というものの認識、理解、そして訓練の内容について熟知するということが訓練の成果が上がる、また訓練する意義があるということになるかと思えます。

○17番（岩根賢二君） それが一番大事であるとは思いますが、私の一番大事なことは何かと言えば、繰り返し行うことだと思います。

それでは、次に、災害時の通信の在り方ということで確認をしたいと思います。

私の通告では、通信ということではしか書いてございませんでしたが、ちょっと言葉足らずで申し訳なかったんですけども、通信、広報、あるいは情報を伝達するということの在り方について、お尋ねをしたいと思います。

防災計画の28ページに、市が利用できる通信機能が麻ひした場合、放送機関への要請を行うということになっております。

また、市は広報車や防災行政無線や報道機関を通じて広報するとしてあります。

また、コミュニティFM放送については、新聞等でも報道されたとおり、昨年の奄美豪雨災害のときに大活躍をして、住民同士をつなぐ命綱の役割を果たしました。

ここで、コピーを渡すと書いてあります。

今回の東日本大震災の後にも多くのコミュニティFMが認可されて、また既存の東日本のFM局は出力をアップして情報発進をしているということであります。

また、被災した人たちにラジオを送るという運動も起きておりまして、実際には1回目が1万5,000台のラジオが被災地に送られたということでもあります。

我が市の情報基盤整備が進みますと、防災情報伝達の手段としても多いに期待されているわけですが、その告知端末の放送を誰もが家でじっと聞いているというわけではありません。

仕事や所用で外出している人にも市の情報を伝えるためにもラジオ放送は大変有効であります。

災害のときだけでなく、日常的に市の情報を流すことで、ラジオを聴く習慣が身に付き、いざ災害のときには車の中や避難場所でも聴くことができ、大いに役立つというわけであります。

地元のNPO法人のおおすみFMネットワークとは本市も防災協定を結んでおりますので、その活用が期待をされております。

私は昨年9月の定例会で、このコミュニティーFMとの放送契約に質問をいたしました。そのときに市長は、私の質問としては地元FMの4局がありますが、志布志を除く他の3局はちゃんと放送契約を結んでやっていますよと、志布志市も考えてもらいたいということで申し上げたときに、市長は、どのような形で他の市や町が活用しているか研究をさせていただき、最低限ほかの市並みにはやっていきたいと、はっきりこう述べられました。

9月からもう既に半年を経過しておりますけれども、その研究の結果どうなったのか。そのことについて、お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

災害時のコミュニティーFM放送につきましては、先ほどお話されたように、21年9月に協定を結んでおります。

そしてまた、緊急時には本庁より情報を流すこともしております。

今年度におきましては、月に1回程度試験放送を兼ねて防災情報を流すということの計画をしているところでございます。

このようなことで、普段から市の情報がコミュニティーFMに流れているということリスナーの方に知っていただくということの取り組みをしようということにしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 確認ですけれども、試験的にそれを行うということですか。その頻度はどうなんですか。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほど市長が申しましたとおりに、21年9月に災害時の放送に関する協定をやってるところでございます。災害時に関しては、緊急用と警報等の通常用と申しますか、そういう形になっているわけでございますが、例えば警報等につきましては、避難勧告等をする程度ではない部分につきましてはファックス等でお願いしまして、向こうから流すような形になっているところでございます。あと、例えば大津波警報が出まして緊急に放送する場合は、市役所内に割り込み用の放送設備がございます。これにつきましては、FMの方に直結しておりますので、非常時はここでFMを活用して緊急放送がFMでできるというような流れになっているところでございます。

○17番（岩根賢二君） それでは、緊急時以外ということであれば、今日の質問の項目には当てはまらないかも分かりませんが、この9月の定例会で市長が答弁されました他の市や町でどのような形で活用しているか研究をさせていただきたいと述べておられます。他の市や町はじゃあどのような状況だったんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今議員御指摘のとおり災害についてはですね、昨年の奄美の大水害、それから今回の東北地震等、FMの災害情報とか、避難所の情報とか非常に役割を果たしているという部分は十分ありますので、災害については、また協定も結んでおりますので、そういった形で活用するならば有効であろうというふうに思います。

それから、鹿屋市と垂水市、志布志市、肝付町、FMがそれぞれございますが、いろんな形で市の情報番組とかという形で予算化をして5分とかという形で情報は流しております。ただ、今回私も大隅地域コミュニティーFM活用協議会というのを立ち上げておりますので、この中で約10分間、3市1町ございますので、2回ずつ放送をしていきたいということで、今大隅地域のFMネットワークがございまして、そこを詰めているところでございます。6月以降になるとは思いますけど、各自治体2回ほどの放送をもつということで、今協議を進めさせていただいております。

以上でございます。

○17番（岩根賢二君） そのことは、ちょっと趣旨が違うんですね。市長が答えられた最低限ほかの市並みにはやっていきたいということですよ。

じゃあ鹿屋市はどういう状況で予算化してやっているんですか。垂水はどうなんですか、肝付町はどうなんですか、ちゃんと研究したんですか。そこを言ってるんですよ。

○企画政策課長（武石裕二君） 詳しいことは私もちょっと確認はしてないところなんですけど、以前から私も、実はFMを立ち上げをしたときから今日までずっとFMには携わっておりますので、現在もまた番組審議会の審議委員長ということでこのFMには関わってきております。

以前より各市情報番組をもつということで動きはあったんですけど、志布志市としてはこの災害の方で今進めているということで、中身についてはまた市独自の情報としての予算化はしてないんですけど、ほかの鹿屋、垂水、肝付については、それぞれ番組をもって放送をしているということです。

また、再度確認をして、またちょっと勉強させていただきたいというふうに思っております。申し訳ございません。

○17番（岩根賢二君） 市長が答弁されたのは9月ですよ。8か月たってますよ。何か月あれば研究が進むんですか。もう5分もあれば研究できますよ。市長はほかの市並みにはやっていきたいと、そこまで言われたんですよ。僕はそこで、ほんのこっじゃろかいと思って確認をしたんですよ。2回同じことを答弁されてますよ。それなのに、他の市や町の状況がいまだにつかめていない、おかしいんじゃないですか。やる気がないと、一言ですがね。

その定時的な放送について、もう私がここで言いましょ。鹿屋市は毎日5分の放送を午前と午後2回行っております。年間の契約料が141万5,200円。垂水市が週1回で、週1回だからということで1回の放送は15分間流すということで137万5,000円。肝付町につきましては、制作費込みということで5分の毎日放送をしております。166万5,300円と。ほかの3町は課長が言われたFMのネットワークですか、地区協議会ですか、そのことに加入をしていながらちゃんと予算化

して、放送局にお願いをしている。

志布志市は、それはしないで共同のときだけ乗っかりましょうと、ちょっとせこいんじゃないですかと私は思いますけどね。

ですから、そのことを含めて予算化をして、毎日、災害のときだけではなくてですね、コミュニティーNPOですから、力を貸してあげるということも必要じゃないですか。

市長は、施政方針のいいですか17ページ、ここは災害に特化して述べておられますが、FM放送を災害時の有効な伝達手段として活用し、災害時の防災情報の伝達に努めてまいりたいと、こう申されております。ですから、災害時にお世話になるんだったら、通常から通常のそういう放送関係でもお互いに助けたり、助けられたりということでその他の市や町並みにそういう予算化をして支援をしていくということも必要ではないですか。いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

9月の議会の時点では私自身はそのようなつもりで答弁したのではないかなというふうには思い起こしたところでございます。

本市では、災害については協定を結んで取り組んでいるところでございますが、他の時間帯については、広報という面からもしてないということで他市並みにしたいと、他の地域並みにはしたいということで答弁をしたというふうに思うところでございます。

そのようなことを答弁を受けて、直ちに担当の方で何らかの形のアクションはあったものとは思いますが、それがきっちりそのような形になっていなかったことについては、誠に申し訳なく思うところでございます。今後、改めましてこのことについては取り組みをさせていただきたいと思えます。

○17番（岩根賢二君） 先ほどコピーをお渡ししましたけれど、既にこれは南日本新聞のコピーですので、特別な新聞ではございませんので、目にされていたと思います。FMの重要さというのは十分認識していただけると思いますので、ぜひお願いをしたいと思えます。

それでは、最後に災害協定のことについてお尋ねをいたします。

大規模な災害が発生いたしますとライフラインや情報通信網が途絶えたりして、自治体自体の機能が麻痺してしまうことも考えられます。そんなときに民間の専門的な技術や援護物資を提供してくれる事業者と応援協定を結んでおくことも必要かと思えます。また、姉妹都市などの契約を結んでいる町からの支援も有効かと思えます。

そこでお尋ねをいたしますが、現在の認定状況はどうなっているのか。先ほどはふるさと協議会ということもちらっと出てきましたけれども、そのほかにどのような業界とこういう協定を結んでおられるのか。また、ほかの自治体との協定はあるのかなのか、その辺についてお答えをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階では、先ほど答弁いたしましたとおり、市内におきましてはふるさと協議会と協定を結んでいるということでございます。

お尋ねの他の団体、そしてまた他の地域、自治体との協定というものについては災害についての協定というものについては結んでいないところでございます。

○17番（岩根賢二君） では、結んでいないということですが、そういうこれから協定をしようかなという考えはあるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の東日本大震災の際に、私どもはすぐさま特定の地域に支援をしたいということを考えたところでございますが、具体的に相手先を見つけることができなかったところでございます。

結果的には、肝付町が取り組んでおりました協定書に基づきまして、大船渡に大隅半島4市5町のチームで支援するというような形での支援ができたところでございますが、このことの反省をいたしまして、今回私どもが東日本大震災並みの災害を受けたときにいち早く協定に基づいて支援してくれるところ、あるいは私どもの支援できるところというものを想定しながら、そのような結び付きを、あるいは協定書の締結をする必要があるというふう考えたところでございます。

現在、協定までは結んでおりませんが、交流をしてるということで志サミットの自治体、あるいは環境サミットの自治体、あるいは定住自立圏での都城市地区等が考えられるところでございます。

○17番（岩根賢二君） 他の自治体との協定というのは、先ほどの答弁では串間市とあるいは県と結んでいるということでしたけれども、今回みたいな大震災があった場合には串間市も同じように被害を受けるのではないかなと思いますね。ですからまた、条件の違うところとの協定というのが大事になってくるんじゃないかなと。市長がたまたま今申されましたけれども、平成18年ですかね、志縁サミットというのをされました。文字どおり「志」でつながっている町が全国にあります。そこと「志」を生かすためにも同じ志縁ということでございますので、志縁のある「志」の縁のあるところと支援をし合っていくということを考えられたらどうかなと思います、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成18年に志援サミットを本市で、全国11の自治体が「志」の字が付くということでサミットが開催されております。あらためて「志」の縁、そしてまたサポートする縁、支援ということからこの自治体については、今回の大震災を受けて協定の締結については前向きに考えていただけるものというふうに思いますので、取り組んでまいりたいと思います。

○17番（岩根賢二君） 他の自治体との協定ということについては、そういう形で進めていただければなと思います。

他の民間団体との協定のことで、現在は建設業としか結んでないということでございます。

新聞記事等を見ますと、いろんな業界と協定を結んでいるという例がたくさんあるようでございますので、その辺について、やはりお互いに手を取り合っていく必要があるのではないかなと思います。いかがでしょうか。そのことについて、自治体としては、そういう専門的な技術な

り物資なりを提供していただくことで助かるし、その業界としてもそういう支援をするということによって業界自体のイメージアップにもつながっていくのではないかなと思っておりますが、そのようなことを進めていくという考えはないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

災害復旧等公共工事的なことにつきましては、そのような関連の団体と締結しているということでございます。

その後、避難というようなこと、あるいは生活が壊滅的になった方々への救援ということを考えれば、当然食料というようなことが考えられますので、こういった観点からそのような業界の方、特に本市と関わりのある業界の方に協定の締結の申し込みをしてまいりたいというふうに考えます。

[岩根賢二君「終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

—————○—————  
午後0時01分 休憩

午後1時10分 再開  
—————○—————

○議長（上村 環君） 毛野議員、着席です。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

○14番（長岡耕二君） 昼からのスタートということで、和やかな感じでスタートしたいと思っております。通告しておりましたので、順次質問をさせていただきます。

まず、みなとサッカーフェスティバルのことで質問させていただきます。

志布志みなとサッカーフェスティバルについてですが、昨年度は宮崎県で発生した口てい疫のため中止になり、本年は8月1日から12日まで志布志市総合運動公園、そして志布志市営ふれあい広場などを中心に開催が予定されております。全国から県内外、約100校ほどのチームが参加して大きな大会になるということで計画されております。

主催にあたっては、志布志みなとサッカーフェスティバル実行委員会が立ち上げられて市職員をはじめ、市民の皆さんや地元企業の皆さんにいろいろ協力をいただいて大変大きなイベントとなりました。

関西方面から参加されるチーム、さんふらわあを利用も多く、また学生だけではなく応援の父兄一緒に来られる方々が、宿泊施設をはじめさまざまな経済効果が大変大きいものがあります。

また、冬休みや春休みの合宿の問い合わせも多いと聞きます。

今後、しおかぜ公園やいろいろな利用が増えてまいります。ただ、この大会が大きくなり実行委員会だけでは対応が難しくなり、志布志市の行事として取り組んでもらえないかと相談を受け

ました。

この志布志みなとサッカーフェスティバルが志布志の行事として取り組めないかお伺いいたします。

次に、畑かん事業についてお伺いいたします。

志布志市の畑かん事業も終盤を迎え、給水が本格的に始まりました。給水が始まり、給水の施設、給水の設置場所が再度見直されることも度々あります。手直しに必要なところが多く、この場合、工事代金が農家の負担が大きくて、なかなか移動工事ができない状況であります。せっかく畑かんが有効に安全に利用されるためにも、給水の設置の手直し工事など助成は考えられないか、お伺いいたします。

あとは、一問一答方式で質問させていただきます。誠意ある答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

長岡議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、サッカーフェスティバルについてでございます。

市内でのスポーツ大会やイベントによる地域の活性化につきまして、私も重要な課題として認識しており、観光入り込み客年間100万人を目標に掲げているところでございます。このため、年間を通したスポーツイベントの開催や、市内の4大イベントによる集客、そして特色ある観光振興ということが必要であると考えております。

特に、観光等の推進状況につきましては、体験型観光の推進、イベントの強化、食や特産品のPRにより、志あふれるおもてなし日本一のまちづくりに取り組んでいるところであります。

具体的には、宿泊助成やフェリーさんふらわあと連携したスポーツ合宿の誘致、体験型観光モニターツアーの実施、歴史資源を活用したまちあるき観光等を推進しております。

また、食については、県内の商店街グルメS-1グランプリを獲得しました「背白ちりめん三昧丼」を中心として、志布志市の豊富な食材を活用した食の魅力発信に取り組んでいるところであります。

これらのスポーツ・イベント・観光振興の推進によりまして、宿泊業や飲食業のみならず食品や農林水産業など幅広い産業に経済効果や新たな雇用、そして税収を生み出していくものと期待しております。そして、そのような戦略を推進するために本年度は市全体の長期的な観光行政の指針となる、観光振興計画を策定するところであります。

この中で、ゾーニングやそれぞれの役割について検討し、そして観光入り込み客の目標達成や「おもてなし日本一」に向けての取り組みを実践してまいりたいと思っております。

観光・イベント・スポーツ振興を総合的に推進し、地域経済の浮揚や、地域活性化につながるものとしてまいりたいと考えているところでございます。

スポーツ団体の振興につきましては、教育委員会の方で回答いたします。

続いて、畑かん事業についてでございます。

給水栓の設置についての手直し工事の補助ということでお尋ねでございますが、お答えいたし

ます。

畑かん事業における給水栓までの工事の負担につきましては、国が50%、県が29.5%、市が20.5%を負担し、受益者が同意をされた場所に受益者の負担なしで工事を実施しております。原則給水栓までの工事につきましては、市が20.5%を補助しております。移設に補助を出すことは二重補助となることから補助は行っていないところでございます。ただし、給水栓設置の工事の関係では場への出入り等に明らかに支障を来し、農家の方々に不便をお掛けしているほ場につきましては、土地改良区や県と協議し、場合によりましては県から施工業者へ移設を指示することもあります。

これまでに、給水栓の移設をしたいと土地改良区に申請をし、移設された方が数件あると聞いていますが、全て自己負担で移設されております。問い合わせにつきましても自己負担で施工していただくというような説明をしているところでございます。

以上のようなことから設置場所の状況等を総合的に判断し、県や土地改良区と連携を密にしながら個々の対応をしてまいりたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

サッカーフェスティバルは、議員も御案内のとおり先ほどもありましたが、毎年8月1日から12日間、県内外の高校生を本市に招いて練習試合形式で行い、市内の高校のサッカーの先生方が中心となって運営して、本市を含む高校生の競技力向上に寄与している大会であると認識しております。

平成8年度にわずか8校で始まりまして今大会も、前回平成21年度には86校まで広がってきた大会でございます。開始当初から市といたしましては、市商工会とも連携しながら、石灰や水及び氷の提供等の支援をしてまいりましたが、参加チームが年々多くなってきて、行政のバックアップも必要ではないかという意見もありまして、平成20年度に志布志市スポーツ団体誘致推進協会が立ち上げられました。

その中で、このサッカーフェスティバルの後方支援という形でコートづくり、離島など遠方から参加するチームのバスの送迎、開催散らしやパンフレットの作成及び水や氷等の提供等、側面的な支援を大会運営者と相談しながら行ってまいりました。

このサッカーフェスティバルは、本市の地域経済やスポーツ振興の活性化に寄与しているものと、私ども教育委員会も認識しておりまして、教育委員会においてサッカーフェスティバル実行委員会を立ち上げて、大会運営者の意見等を聞きながら本市で開催されるイベントの一つとして、今後とも大会運営を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（長岡耕二君） 市長と教育長が言われたとおりでございます。

私も内容はあんまり詳しく分かりませんでした。主催者の方々の話を聞いてみますと、志布志市教育委員会にもかなり協力をもらっているということで感謝しているということでありました。

その中で、ちょっと私分からない点がありますが、第14回志布志みなとサッカーフェスティバル、これを資料をいただきまして見させていただいたとき、主催が志布志市サッカー協会、そして協賛の中にいろいろな会社がありますが、そのほかに志布志市スポーツ団体誘致推進協会とありますが、この団体の内容というのをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○生涯学習課長（米元史郎君） お答えいたします。

目標とするものは、本市におけるキャンプ・合宿等を行うスポーツ団体を誘致して、併せて関係機関・団体と連携し、来訪者を歓迎するとともに、スポーツ観光の誘客並びに振興を図るとされております。

構成メンバーとしましては、市観光協会長、商工会長、旅館組合長、体育協会理事長、株式会社ダイヤモンドフェリー志布志支店長、観光特産品協会、その他関係団体の方々ということで顧問として、志布志市長、教育長、議会議長となっております。

以上でございます。

○14番（長岡耕二君） 私がちょっと聞いたとき、やはり志布志市でも教育委員会という形で誘致に協力してもらっているという話でありました。

この中で、主に主催されている先生方から聞いてみますとですね、今志布志でもこのスポーツ団体誘致ということで、協議会が発足しておりますが、いろいろなイベントの中で誘致合戦がもう始まっているということで、今回が16回目の資料を頂いておりますが、この中でも志布志が集中してグラウンドも多くて、大変好評であるということでありました。その中でやはり誘致合戦があって、昨年ここが大会ができなくて、ほかの大会に参加させてもらった。その中でやはり今までこれだけ大きな大会になったんだが、今後を心配しているということを言われました。

その中でも、今まで大会があった部分の場所、そこがちょっと落ちめになって志布志も結構あるということで、今年の参加人数が100を超すんじゃないかという想像をしているということでありました。お問い合わせ、そして資料を送った学校が121校あるということです。

そして、志布志市の市長も言われたようにさんふらわあを利用されるチーム、そして宿泊の奨励金なんかを今回から市から助成をいただくということでありました。その中でいわれる部分が、今鹿児島県内でもいろいろな誘致合戦がありますが、そしていろんなところでみんな各市地域で努力されているということをお聞きはさんで、その中で一番大きく考えておられるのが誘致ということで、鹿児島市が今度大きなグラウンドができ、その中で新幹線、そして九州管内の方、そして志布志の場合はさんふらわあを利用して大阪、京都、滋賀県の付近の高校生が来られるということでもあります。

そこで新幹線を利用して来られるチームがかなり増えて、今薩摩川内かどっかか大会がありましたが、そこが宿泊がちょっと少ないということで、鹿児島からその大会に行かれるチームが多いということで、その中で鹿児島で今度あれば、そこが大きな大会になれば、志布志もちょっと誘致にも今後どういう形で進むかということで心配されておりました。

市長や教育長が言われるとおりの、経済効果というものがかなりのものがあるだろうというふう

に市長も捉えているようにあるかと思えます。その中で、やはりこれだけの大きな大会になったとき、やはり誘致、実行委員会、それだけで可能なのかなというふうに思われます。その中で市長も言われたように、いろいろなこの地域の特産品、そして入り込み客の計画に考えているということですが、その誘致合戦ということで大変主催者も心配されておりますが、その面について、市長と教育長がどのような見解をもっておられるか、ちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このサッカーフェスティバルにつきましては、市になる以前から尚志館高校の先生が自ら手作りで大会を運営され、そして長年の期間をかけて現在のような大会に仕立て上げていただいたというふうに本当に有り難い内容だというふうにいつも私も感謝しているところでございます。

昨年、残念ながらサッカーフェスティバルという形では開催できなかったところではありますが、それでもこの地がいいということで30チームか40チームの方が交流練習をされていたようでございました。

そして、今年はフェスティバルということで改めて募集をしていただいているということですが、現在の段階で100校を超えそうだという事については、本当に有り難いというふうに思っています。

志布志市は、今回しおかぜ公園も新たに開設できたところでございます。ということで、さらにこの大会については、たくさんの方が訪れていただく大会にしていきたいと、そして夏の大会のみならず冬も、そして春もキャンプを張っていただきたいというようなことのお話もしていたところですが、今年は早速春のキャンプもアンダー15の方々が20チームほど来られまして、大会ができているところでございます。

お話のように県内各地で、スポーツ団体の誘致が競い合っている状況でございます。その誘致合戦に負けない形での本市でのスポーツ団体の誘致ということについて取り組むために、スポーツ団体誘致のための推進協議会を設置したところでございます。このような団体を通じて誘致に努め、そしてまた大会開催となるとなれば現段階までは、今までつくり育ててくださった尚志館の先生方が運営しやすい形の在り方という形で、今回の場合はサッカーフェスティバル実行委員会を開催して運営するという事になっておりますが、今後も開催するにあたって運営がしやすい形がどのようなものか、そしてまた、更に大会を充実するためにはどのようなものが必要かということを先生方と協議しながら進めさせていただければというふうに思うところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、平成21年度は県内が42校、そして県外が44校、86校だったわけですが、そのときはですね、会場は志布志運動公園陸上競技場、それからふれあい広場、多目的広場、志布志高等学校グラウンド、松山の城山総合公園多目的広場を市内のものとしては使ったわけでございます。市外の会場といたしまして、鹿屋高等学校、鹿屋の田崎総合グラウンド、串良の平和公園、それから大隅広域公園、都城工業高等学校で開催をいたしているところでございます。

本年度におきましても、参加チームの状況によって変わってくるとは思いますが、この

会場に加えて、今回先ほど市長が申しましたように、しおかぜ公園の3コートを加えて開催することになるかと考えております。

ただこの会場、志布志を中心として行うわけですが、あと問題になりますのは宿泊所の問題ですね、これをどういうふうクリアするのかということ。それから人工芝ではありませんので、冬場の芝の養生を行わなければならないという天然芝のネックがございます。隣の鹿屋辺りでは、ちょっと過酷に使いすぎて今度はもう使えないんじゃないかということもちょっと漏れ聞いておりますが、そういうところもあるもんですから、これ以上を参加チームが増えますとですね、御案内のとおりサッカーというのはもうグラウンドを一面走り回るスポーツでありますので、大変グラウンド管理ということ等もまた問題が出てくるのではないかなと少し懸念しているところでございます。

以上でございます。

○14番（長岡耕二君） ありがとうございます。私が質問しようと思ったところを教育長が答弁していただきましたので、スタートしやすいんですが、今夏の大会ということで100チームほどがありまして、市長も言われたように春のキャンプということで、いろいろと多方面に盛り上がっているということでもあります。

その中で、やはり教育長が言われたとおり、このグラウンドが12月1日からですかね、3月31日まで芝養生のために使えないということであるということ、夏に来られたチームの方々から、春、冬の冬休み、春休みのキャンプ合宿に利用したいんだけどということであるそうでございます。その中で、芝養生のためにこの場所が制限されるということでもあります。もし、夏の大会だけじゃなくて春、冬の大会があれば、この半分ぐらいのチームは来るだろうということでもあります。ほかのところは、今教育長が言われたとおり人工芝の部分もあるそうでございます。

その中で、やはり宿泊施設、経済効果というものを考えたとき人工芝のグラウンドは考えられないか。そして、この12月1日から3月31日までの養生の期間をちょっと短縮か、一部使える形にできないだろうか、そうすることによってかなりの経済効果、そして誘致にもほかの場所と比較したとき、かなりの効果があるだろうというふうに聞いております。その部分とですね、やはりこの志布志のグラウンドというのは集中もしておりますが、水はけがよくて、雨が降っても使えるというのがここのいい条件だというふうに聞いておりますが、その人工芝と春の養生、それに関連して市長、そして教育長はどのようなお考えをお持ちかお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人工芝のグラウンドということにつきましては、私自身も何回も担当の方に検討をさせてきたところでございました。工事費に億を超える予算が要するというので、かなりこのことについては、慎重にならざるを得ないなというふうに思っているところでございます。

しかし、人工芝があればJ1も誘致が可能であるというような話も聞いておりますので、更にこのことについては検討を加えてまいりたいというふうには思っているところでございます。

そして、冬の養生期間の関係でございますが、尚志館の高校の先生にお話を聞きますと、それ

なりの対応、予算と対応が管理があれば可能というふうなお話も聞いているところでございます。そのことについては、今回ふれあい広場、そしてグラウンド、それからしおかぜ公園というコートの使用状況等を見ながら対応をどうするべきかということを検討してまいりたいというふうにご検討のところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長が答弁いたしましたように、人工芝という手も選択肢にあるわけでございますが、大変経費がかかるということですね。試算によりますとですね、人工芝に思い切ってやってしまった方が一時的には億という金がかかるけれども、後の維持管理のことを考えればとんとんだという説もあるにはあるようですが、果たしてそういうものかどうか私もよく分かりませんが、ところがですね、人工芝にいたしますと、利用種目が限られるわけですね。サッカーはもう使えるわけです。

しかし、ほかの例えば今私どもが持っております運動施設は多目的に利用しておるわけございまして、人工芝にしたときにグラウンドゴルフでありますとか、ゲートボールでありますとか、あるいはソフトボールでありますとか、そういうものに使用可能なかどうかということになりますという、やはりもうサッカー専用になってしまって、広く市民の方々に愛用していただくということにやや無理があるんじゃないかということも出てくるわけでございます。ですから、一概に人工芝ということには踏み切れない事情も御理解いただきたいと思っております。

それから、今市長もしおかぜ公園の話をしていただきましたが、これは元来県の施設でありまして、あくまでも港湾施設の中の緑地帯という位置付けでありますために、これを例えば人工芝にするとかいうようなことは恐らくしおかぜ公園に関しては無理だろうと、こういうふうにご検討のところでございます。

○14番（長岡耕二君） 人工芝は無理だということでありまして。ちょっと小耳にはさんだことがあります、芝の中でも冬芝というものがあるそうに聞いたんですが、この冬芝を混合して養生のときどういう形で使えるかちょっと分かりませんが、冬芝を張って養生のときといいますか、そういう形で使ったらいいよというふうに聞いた部分がありますが、そういうことは考えられなかったのか、ちょっともう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

冬芝の養生といいますか、養成といいますか、冬芝については、夏場に冬に寄生する種をまいて、水をまきながら管理していくということでグラウンドが用意できるというふうには聞いていたところございました。

しかしながら、それをした中でそのような形のコートを使用する団体があるのかどうかということも、まだ現在の段階でもないというふうなことでございましたので、そのことについては取り組んではないところでございます。

しかしながら、今年の春のように春にキャンプを張っていただければいいところがきっちりできていくということになれば、そのことについて取り組んでまいらなければならないのかなというふう

には考えているところでございます。

○14番（長岡耕二君） ぜひ、市長も教育長もかなり興味を持っておられますので、誘致合戦ということで、かなりの地域との競争というものはあるだろうというふうに想像しております。後であるときしていけばよかったという後悔のないような形で、今後ぜひその誘致に負けない対策をとっていただきたいというふうに考えます。

それとやはり、ほかのところのこともあります。私が最初に言いました誘致と志布志サッカー協会の主催であります。話し合いがつく形であれば、このサッカーフェスティバルを志布志市の主催にする考えはないか。最後にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このサッカーフェスティバルが、現在まで連綿として、そしてまた隆盛を重ねる形で歴史的にあるということは、先程来申しますように尚志館の先生方の熱心な働き掛けによりまして、全国各地に働き掛けによりまして、このような形になってきているということでございます。私どもはその先生方の今後も全面的な御協力をいただき、そしてまた先生方が動きやすい環境をつくっていただくというような形での組織をつくって、本市に経済効果が及ぼすような形、そしてまたスポーツ振興が図れるような形をとっているところでございます。

更に大会が大きくなってくるとすれば、新しい形での運営組織の在り方というものは当然考えなければならないというふうには思うところでございますので、現在の関係者の方々の御意見を十分賜りながら、そのことについては協議は進めてまいりたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） ただいま市長も答弁いたしましたように、教育委員会といたしましても先ほど申しました宿泊所の問題、あるいは冬場の芝の養生の問題、あるいは冬芝を植えていく、これは冬芝というのは毎年植えていかないといけないと聞いておりますので、そのまた経費・労力等々かかるようでございますので、それらとも十分の様子を検討しながら、これが大々的にこのフェスティバルを市の一大イベントとして更に発展させる余地があるのかどうかということは、十分研究してみないといけないなと思っております。

御案内のとおり、このサッカーフェスティバルというのは優勝を争うようなものじゃございません。これはあくまでも選手個々の技術力向上、あるいはまた審判技術の向上というようなことをメインとしておりますので、今後またこれを例えば市長杯みたいなものを位置付けてですね、そして優勝を争う、そういうイベントにするということになりますとまた話は別でございますが、いずれにしてももう少し条件整備を考えてから、かからないと尻すぼみになってしまうという危険性があると、このように考えております。

○14番（長岡耕二君） ぜひこの大会を成功させていただいてですね、これに関連して春、冬のキャンプ、そして先生方が思っておられますが、この高校のサッカーの選手がJリーグとかいろんなところ、そしておられる方々おられるそうです。そういう人が大変志布志の条件というものを大変期待しておりますので、ぜひ前向きに考えて、この夏の大会だけではなく、そして春、冬の大会も頭の中に入れて、そういう参加ということ。そして志布志を売っていくという形で、や

っていけたら有り難いというふうに思いますので、ぜひそういう参考にして、この大会をいつかは春の主催が志布志の市長杯とか、これは教育長が言われたとおり借りて言いますと、そういう形で発展していったら有り難いというふうに考えています。

ぜひ、放っておかなくて前向きに進めてほしいというふうをお願いして、このサッカーの方は質問を終わり、次にいきたいと思います。

今畑かんの方に進みたいと思いますが、市長が言われたとおり、畑かんが水が供給でき、そしていろいろな形で畑を使われてまいりました。その中で、耕作する人と地権者という形で、今かなりそういう形が増えてきてまいります。その中で、畑かんの放棄といいますか、畑の一面にあるわけですが、私が農家の方に聞くこととですね、地権者そして利用される借りられる農家、その中で、やはり問題がかなり増えてくるような気がいたします。貸す人はその土地だけしかありません。借りる人は大型農家になっていきます。そうすることによって農機具が機械が大きくなって邪魔になる部分が増え、今もきていますが、今後はなおさら増えてくるんじゃないかなというふうに考えています。私が農家さんと畑かんの松山に事務所がありますよね、あそこに申請してくれということで農家さんと一緒に行った時の話であります、やはり一面のあの入り口の所をのかすだけでも四、五万円はかかりますよということでありました。

そして、そのパイプから短くする方は、そう余計はお金は要らんかもしれんけど、延ばす方には、かなりの金額として工事費が負担しなくてはいけないということ聞きまして、地権者の方もそれだけの手出しであればもうやめておこうという感じであります。

そうすることによって、借りる農家が制限されるというのが現実であります。そういうところを考えて、もう1回市長の答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、新たにこの給水栓の移設を望まれる方については、そのような事情があるようでございます。

しかし、私どもまた国・県の方につきましては、今回の移設につきましては、原則自己負担でしていただくというようなことでしていただいているところでございます。

この事業自体が給水栓の設置につきましては、県営事業で個人の負担がないという形で設置をさせていただいてるということでございまして、その設置に際しましては、十分地主の方と協議を重ねた上で設置がされているということでございます。

その後、今お話があったようなことで土地の利用状況が変わるということはあろうかと思いますが、そのようなことで給水栓の設置については事業化されているということで、その後について移設の希望をされる方は自己負担をお願いしているということでございます。

○14番（長岡耕二君） 給水のその事業は、やはり個人負担ということでもありますね。

やはり、今はそれでいいかもしれませんが、農家の事情、そしていろいろな形で利用される方々に利用しやすい形をつくるということも一つの条件ではないかなというふうに考えています。

それはなぜかと言いますと、この移設のお金だけではなくてですね、利用される場合は、反当

1年に幾らずつですかね。その部分とか事業費はあまり自己負担がなかったんですが、あとの維持ということで、かなり負担が増えてくるだろうというふうに考えていますが、その部分についてお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移設を希望される方は先ほどから自己負担でお願いしたいということでお話しているところですが、そのケースによりまして費用が違うということで、おおよそ低い方で5,000円、そしてまた高い方で5万円ぐらいでできるというようなことの見積もりがあるようでございます。ということで、今後もそのような形でお願いできればというように思います。

そしてまた、この給水栓につきまして、私どもが設置の取りまとめをしたところでございますが、それについては、十分地主の方の同意をいただいて設置がされたと。そしてまた、その後につきまして今後は水の利用という問題があるわけでございますが、水の利用については、その耕地の性質によって利用の料金の体系が決められているということでございますので、その耕地の作物によってそれぞれの耕地の水の使用料については、地主の方、耕作者が十分御承知の内容かというふうに思っているところでございます。

○14番（長岡耕二君） 作物によって利用の金額が違うということで、ちょっとその部分をちょっと説明をお願いします。

○農政課長（上原 登君） 畑地かんがいの水使用料につきましては、普通畑で10a当たり3,600円、施設園芸のハウスで6,000円、お茶で1万2,000円利用料をいただいております。

○14番（長岡耕二君） 今説明があったとおりでございます。3,600円から1万2,000円までありますが、この部分がやはりこれは耕作者が払うということですよ、地権者じゃなくて、ちょっと教えてください。

○農政課長（上原 登君） 基本、水使用料につきましては、耕作者の方がお支払いになる部分が多いのではないかなと思いますが、中には地権者の方がお支払いになり、それが借地料の中にも含まれる場合もあろうかと思えます。

○14番（長岡耕二君） この部分がですね、やはり今後どういう形で進んでいくかということが、やはり関心があるわけですよ。何でこういうことを言いますかと言いますとですね、やはり今後畑地かんがいのされているところの借地料というものがですね、やはりいろいろな形で変化してくるだろうというふうに考えます。それはなぜかと言いますと、今までは反当幾らということで耕作者も借りるわけです。そして、地権者も反当幾らということで借地料を決めるわけですよ、お互いに。その中で耕作する人がですね、うちの機械は入らんからほかんどこに借りてもらってくださいとか、そういう部分がかかなり出てくるわけですよ。

最初、地権者と耕作者と契約されておって、畑の入り口というか、その農家によって機械の大きさが違うわけですよ。そのとき、私が聞いたときがうちの機械が入らんからほかの人に貸してくれということで、そういう形で、この邪魔になる部分をのかすか、それともほかの人に貸すかということでですね、いろいろそういう今後の問題点っていうのがかなり出てくるような気が

いたします。

それをやはり行政の中で、余計は要らないと思うんですよね。市長が言われたとおり私が聞いたその場所で聞いたのが、1回、のかすのに普通が平均で4万円から5万円ぐらいでしょうということで話、畑かんの事業所の中でそう言われました。

やはり、今耕作する作物が少なく制限される中でですね、借地料の問題がかなり出てくるわけですよ。その中で負担がお茶の場合が1万2,000円、そういう形ではありますが、やはり今後また問題になってくるだろうというふうに考えますが、そういう形で農家の負担というものがかなりの部分出てくるだろうというふうに考えましたので質問させていただいておりますが、今は少ないかもしれませんが、今後はかなり増えてくるだろうというふうに考えていますので、ぜひ今後の検討材料として考えなければいけないというふうに考えています。その部分で市長はどういうふうにお考えになるか、もう1回お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県営事業につきましては、東部で88.2%、南部で59.8%ということで、東部でも間もなく終了するということになります。そして、南部でもあと3年、4年すれば済むということになるかと思いますが、そのような中で工事がされている中で、そのような移設ということについての補助ということについては、難しいというふうに考えるところでございます。

工事完了後、何年かたって、また新たな、議員御指摘のように新たな畑の利用の形態が多く見られるというような中で対応が必要ということになれば、そのときには何らかの形で農業振興という見地からしなければならぬ場面もあるのかなというふうには思ったところでございます。

○14番（長岡耕二君） ぜひ、そのときは理解して考えてください。

これで、私の質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩いたします。



午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開



○議長（上村 環君） 鬼塚議員、早退です。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、丸山一君の一般質問を許可します。

○4番（丸山 一君） 昼からの一番眠い時間帯ではありますが、執行部の明快なる誠意ある答弁を求めて質問をいたします。

冒頭にあたりまして、一言、市長にお伺いをいたします。

市長は施政方針の中で、自然災害等につきましては、情報をいち早く伝達するための手段としてうんぬんとあります。しかしながら、先日行われた公的会議におきまして、この地域は過去を

ひもといってみても地震・津波などは絶対発生しないと断言されたようであります。

このことは、我が地域は安心・安全な地域であるから安心して下さいよというような意味で発言されたのではないと思うんですけれども、出席者にとっては真意が伝わっていなかったのではないかと思います。昨日、8番議員も言いましたけれども、そういう意味で言いますけれども、出席者の何人からか電話等がありまして、課長はこう言ったよ、市長はこう言ったよというような言い方をされて、断言するとはどういうことだとかそういう時代に。過去にもいろいろ地震等もあって津波等もあったじゃないかと、それを絶対起きないんだという断言をされたよって、かなり憤慨されて実際おったわけですね。

そういうことを考えますと、実際に地震災害等が津波等が起きないんであればですね、防災計画を先ほどから答弁で言いますけれども、防災計画の見直しをするんだとか。今回の補正予算の中でも嘱託職員を1名任命したい旨、議案提案がありましたけれども、それは何だろうかなと、実際私は感じます。

しかもこの6月議会におきまして、13人が一般質問をしますけれども、その中の8名が防災についてであります。ということは、地域の代表である我々議員がですね、やっぱりこの東日本大震災に鑑みて実際それだけ意識が高いということを代弁しております。

そのような形の中で、共通認識を我々持っているのにも関わらず課長、市長等がそういう発言をされたということは、何をかいわんやと私は考えました。やっぱり公人である人たちがですね、発言をする以上は、やっぱりTPOを考えて慎重な発言をするべきだと思います。

そしてまた、危機管理意識が低いんじゃないかというふうに考えます。

そのように過去に発言をされた。市長はですね、そういう発言はやっぱりTPOを考えて慎重な発言をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、市長の見解をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

昨日の質疑の中でもそのことについて御質問があったようでございます。私といたしましては、その発言につきましては、過去志布志湾においてはそのような大地震、あるいは大津波が発生した痕跡はなかったというようなふうにお話を申し上げたところでした。

それはまた、昨日も担当課長の方で改めてお話を申し上げましたように、そのような歴史的なものがなかったということでありまして、それでは、その歴史の長さは幾らかということを考えてときに考えれば、その歴史の単位で超える歴史ではあったのかもしれないというふうには今反省して思い直しているところでございます。

それは、昨日の議員の中のさまざまな資料に基づいたお話の中で改めて認識をさせられたところでございます。

しかし、昨日以前の中でも改めて東日本大震災というものの大きさというものを考えるならば防災計画の見直しというものは、当然必要だということの認識は持っていたところでございます。

今後、今お話がありましたように、公での発言につきましては慎重な形で発言をしてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○4番（丸山 一君）ここに週刊ポストがあります。私は市長のところに持っていきませんけれども、この中にですね、やっぱり過去日本史上の主な巨大地震といたしまして、869年です。これ貞観（じょうがん）地震と言いまして、マグニチュード8.3~8.6だと、概率的には東北三陸沖でこれが発生した。確かテレビで見ましたけど、これは東北大学の地質学の教授が発見を、内陸部確か5kmぐらいの崖の所から探しまして、それが海岸の砂泥等が堆積していたというのがありました。そのときの津波の高さが確か40m、東北で40mの津波が起きたのであれば、多分こちらにも何かしらの影響はあったであろうと思います。

それと今度は1498年ですから、鎌倉幕府ができて6年ですよ。1492（いしくに）だから6年です。これは明応地震と言いまして、太平洋の広範囲に大津波が発生した。昨年（昨年）の10月の末に行きましたけれども、鎌倉の大仏殿が倒壊をしております。鎌倉の大仏殿と言いますと海岸から何キロあるんですか、2kmぐらいだと思います。高さ的に言うと相当な30mか幾らか高いと思うんですよ。でも、あれは大仏殿がむき出しになっている。ということは、建物が崩壊してなくなったということでもあります。

それと、慶長伏見地震というのがあります。1596年、これは関ヶ原の戦いのちょっと前になりますね。これは伏見城が倒壊したということでもあります。

1707年、これは宝永地震というのがあります。東海・東南海・南海というこれが3連動で起きた地震でありまして、富士山もそのとき爆発をしておるというのがあります。

1853年、1854年、1855年で安政東海、南海と江戸という大きな地震が起きております。これが8.4です。そのときに静岡の方にあります駿府城と掛川城も倒壊をしておる。江戸においては埋め立て地が相当やられたというのが、実際過去にもあるわけですね。

それとチリ沖地震では、私がいろいろ聞いたところ、安楽川では平城橋上流の方で、平城橋からちょっと300mぐらい上ったところ右側にう回をしてS字になってますね。あそこの所まで川を遡上している。菱田川ではですね、蓬原橋のたもとの所にはボートの練習場みたいなのが今は使っていないですけど、ありますよね。あそこのまできています。前川におきましては、市街地で床下、床上が相当数出たということが実際あります。

それと1911年です。これは喜界島でマグニチュード8.0が発生をして首里城がやられたと、たまたまそのときの建物が低くて、地震によって亡くなったのはたった一人だったということでもあります。そのときも津波が発生しております。

過去にもですね、あまりにも資料が多くて夕べ取りまとめて持ってくる時、訳が分からなくなったんですけども、日向灘沖地震がですね、過去100年ぐらいの間に30回か40回ぐらいマグニチュード3から4、5というのが発生しています。ただ、ここ30年ぐらいはあまりないですよ。ということは、かなりのエネルギーがたまっているなど、もしもプレートの跳ね返りがあったときには相当なことが起きるなど、私はそういうことを実際考えておるわけですね、ですからいろんな対策を考えてやってきておるんですよ。我々がそういう意識をもって取り組んで、防災士会で一生懸命しているときに、市長等がですね、そういう発言をされると、いかがなものかと思ひ

ます。

それと、8番議員は昨日、MBCの津波のシミュレーションを示しましたが、私が見たのは文部科学省が作ったシミュレーションです。それを見ますと東海、東南海、南海の地震で3か所で例えばマグニチュード7とか8ぐらいが起きたときには、津波がどういうふうが発生するかというシミュレーションです。実際これ私は映像で見ました。ただ志布志湾にも相当な高さで押し寄せてくるというのは、津波のシミュレーションがあるわけですよ。ですから、そういうことを考えますとですね、実際我々はこの志布志湾地域は、そういうことはないんだなと、ないというような断定的なことをされるのではなくて、先ほど市長が答弁をされましたけれども、やっぱり慎重に公的場で発言をする場合はですね、そういう発言をお願いをしておきます。

それでは、通告に従いまして質問をしていきます。

まず1番目、市内自主防災組織の確立について、お伺いをいたします。

今回の東日本大震災の報道等を見ますと、隣近所声を掛け合って、助け合って逃げ、よかったというのをテレビ等でよく見ました。やっぱりこれは日頃からですね、隣近所でコミュニケーションを図って深めておけばいざという場合にお互いが助け合うこともできるし、自主防災組織が機能しておけばかなりの確率で生存率が上がるんだなということを認識いたしました。

そのような意味からも自主防災組織の確立が急がれるわけですが、我々防災士会の指導で有明、松山、志布志の順番で確か自主防災組織の確立をやってまいりました。あと確立されてないのはどのぐらいなのか認識しておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

松山地区、志布志地区、有明地区とあるわけでございますけれども、全体でまだ157が組織化されてないということで、68.9%の組織率になっているということでございます。

○4番（丸山 一君） 我々防災士会ですね、前原さんと川崎君、大浜さんが一生懸命になりまして、自主防災組織の立ち上げに一生懸命になっております。

まだ157ということではありますが、今年是有明の川西地区が二つ、志布志の方で6か所をぜひやりたいという意気込みでおります。私らも行ってくれという電話は来るんですけども、あの人の性格上ですね、その日の朝に電話して来るもんだから、なかなか対応できないというのがあります。この自主防災組織はですね、我々地元は特に海岸端に住んでおりますので、いざという場合のやっぱりお互いの助けあい運動を考えますと、ぜひですね、これを自主防災組織というのは必要だなと考えます。

特に、こういう大震災の後ですので、できれば海岸端等もですね、できればぜひ立ち上げて、日頃からいろんな活動をしていただきたいというのがあります。我々防災士会が行くんですけども、そのときですね。

ぜひこの自主防災組織をですね、全集落立ち上げていただきたい。先ほどの今までの市長の答弁の中にありましたけれども、やっぱり369ある自主防災組織の中で、5人とか10人とかいうような小さな組織もあるわけですね。そういうところで、自主防災組織の立ち上げというのはなかなか

か難しいとは思うんですけども、なるべく、自治会の合併じゃないですけども、それを進めておりますし、なるべくこの自主防災組織の確立というのに市の方もですね、真剣に取り組んでいただきたい。その中で我々防災士会とタイアップをいたしまして、その中でと私は思うんですけど市長、どうですか。

○議長（上村 環君） ここで申し上げます。

会議規則第83条の規定により、会議録署名議員に鬼塚弘文君と丸崎幹男君を指名いたしましたが、先ほど鬼塚弘文君が早退をしたために、会議録署名議員に野村公一君を追加して指名いたします。よろしく願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の大震災を受けまして、市民の方々が防災意識が高まってきていると、そしてまた自助・共助・公助による、そしてまた近所の助け合いによる組織での災害に際しての救援体制というものが必要だということについて、十分認識が高まっているということにつきましては、昨日来答弁しているところでございます。

実際、議員もお話がありましたように、そのような申し出という形での設置が見込まれるということでございますので、私どもといたしましても、全面的にこのことにつきましては組織化に取り組んでまいりたいと思います。

○4番（丸山 一君） それでは、次の、防災マップの見直しと津波ハザードマップの周知徹底について、お伺いをいたします。

現在防災マップと津波のハザードマップはどういう状況になっているか、再度お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災マップにつきましては、合併後平成19年度に旧町の防災マップを基に、避難場所や土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、津波・高潮警戒区域等を掲載しましたマップを作成して、市内全世帯に配布を行っているところでございます。

見直しを今回するというところでございますが、現在のところ、今年の12月をめどに土砂災害警戒区域の指定に向けて、市内の帖、新橋、伊崎田の地区において作業を進めております。この作業を終了いたしまして、区域の指定がされるということになりますので、合わせてマップの見直しをしていきたいというふうに思います。

そして、ただいま議論がありますように津波につきましても、改めてこのことを盛り込んだ形でのマップの作成をしてまいりたいと考えております。

○4番（丸山 一君） 防災マップは各世帯に配布はしてあると、今度の大地震の影響によって見直しをするんだという答弁ですよね。

我々自主防災組織を立ち上げるときに立ち上げた自治会におきましては、我々も配布をしています。防災マップをですね。我々の物とそういうのを協議をしながらですね、進めていけばと思います。

それと、津波のハザードマップも実際我々は作っております。この海岸流域を約2mぐらいの長い紙に図面上落としまして、それを実際作っておりますので、できればですね、そういうところも活用していただければと思います。

もう一つ申し上げたいんですけれども、情報基盤整備事業が7月より実際稼働するわけですね。そのときに確か市民チャンネルというのがあったと思うんですけれども、そこにですね、できれば防災マップなり津波のハザードマップ、津波のシミュレーション、そういうのを載せたら皆さんにも情報開示ができるし、ただ書面上とかですね、こういう書類上とかこういうので皆さんに配布してもぱらぱらとめくってテーブルの上に置くのが通常なんです。ですから、テレビ等で見せるようにしたらどうかと思うんです。我々議会も議会中継をするということなんですけれども、——————を映すよりはですね、そういう形の方法をした方がいいんじゃないかと思うんです。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） 情報通信基盤整備事業によりますサービスに行政告知端末機での告知放送、そして、CATV局による市民チャンネル開設があるところでございます。

どちらのサービスにつきましても、この防災情報というものについては頻度を高めて流していきたいと。そしてまた、内容につきましても現実的に特にテレビにつきましても、現実的に緊迫感がある形での映像というものを流してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○4番（丸山 一君） 市民チャンネルですね、皆さんが見れるようになりますとやっぱり意識向上もするだろうし、やっぱり防災教育という面からもですね、すごく僕はいいと思うんですよ。

それとやっぱり映像で津波の到着という形をですね、僕はテレビで何回も見ましたけれども、ああいうふうに関実に自分の目で映像で確かめるとですね、やっぱりこれは危険な区域にいるんだなというのが実際分かると思うんです。ですからできればですね、8番議員も言いましたけれども、MBCのニュースナウで出たものもあるし、文部科学省のものもあります。ですからそういうのをですね、ぜひ皆さんにお示しをというふうにご考えておりますので、その取り組みを最善を尽くしていただきたいと思ひます。

次に、緊急時の連絡は大丈夫か。道路整備について問うであります。

現在志布志市内では防災無線による市民への情報伝達がなされておりますが、風向きや戸締まり、車の中等々の理由により、全然聞き取れない状況にあたりいたします。そんな中で情報をキャッチした人が隣近所に伝え合うことで少々はカバーできるのではと考えます。幸いにして、我々市内におきましては、情報基盤整備事業は6月末をもって完成し、7月より運用開始となりますので、行政告知放送端末により緊急時の連絡は今まで以上に可能になるのではないかと考えるわけですが、市長の見解をお伺いをいたします。併せて現在の加入率がどのぐらいなのかもお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（上村 環君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

午後2時41分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（上村 環君） 会議を再開します。

○情報管理課長（徳満裕幸君） まず告知放送の申し込み状況でございますが、3月31日現在で1万3,136世帯で、申込率が市全体で94.2%でございます。

それから、ケーブルテレビの加入状況につきましては、6月2日現在で3,729世帯となっております。

○市長（本田修一君） 今課長の方からお答えいたしましたように、1万3,000を超える世帯が行政告知端末機を設置していただいているということでございますので、当然ただいま議論になっております津波が襲来される地域についても、かなりの確率で行政告知端末機が設置されますので、その際には、放送等が直前まで十分に発せられるという内容になるかというふうに考えるところでございます。

○4番（丸山 一君） 今の答弁にありましたとおりですね、行政告知放送端末が94.2%も市内の世帯に入っているということであれば、緊急時の放送はかなり徹底されるんじゃないかと、非常に喜ばしく思っております。

実際、今までの緊急時の放送はですね、車におったりとか、戸締まりをしちよったりとか、雨が降ったりすればなかなか風向きとか考えればなかなか周知徹底はできなかったというのが実際ありまして、この間の3月11日の日もですね、あれは到着時間は4時半だったと思うんですけど、なかなかですね、放送を僕はもう何回も聞いたからうちに帰って自治会放送を3回したんですよ。それでも集落内を心配になったから回ってみたところ、ほとんどの人がいるわけですね、坂を上って来たのは92歳になるばあちゃんが一人だったですよ。そんなもんなんですよ、実際がですね。第2分団の人たちと手分けをして、ずっと走り回ったんですけども、実際、「くいもんや」と、「心配ないが」というような意識レベルなんですよ。ですから、僕はそういうことを含めてこういう教訓を生かせという意味で実際いたします。

やっぱり94.2%もですね、これだけあるということはすごく有り難いと実際思います。ケーブルテレビはもうあれは営業上の問題ですから、あればいいんですね。これを100%という形にはできないんですか。

それと市内の公共施設にはもう全部付いているんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3月31日まで94.2%ということで、私どもはこの行政告知端末機の設置については、何回も何回も設置を希望されない方について御案内申し上げ、設置していただくよう要望を重ねてきたところでした。

しかしながら、6%未満の方が設置ができなかったということについては、残念な結果になっ

たところでございますが、今後改めて今議会にもこのような方々にも対応するべく予算の計上がしてありますので、また審議いただきまして、その上で私どもとしましても緊急時にこのようなシステムで対応できるんだということを改めて御案内を申し上げて、加入率を少しでも高めるための取り組みをしてまいりたいと考えます。

[丸山一君「公共施設はどうなんですか」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） 公共施設につきましては、本事業の中で、全て設置がされております。

○4番（丸山一君） なお一層の努力をされまして、ほぼ100%になるようお願いをしたいと思います。

それでは、道路整備についてお伺いをいたします。

今までの何回も質問をした結果ですね、私らの区域は前は海で後ろは崖やと、大変な所に住んでいるんだなど、同僚議員から冷やかしの言葉をいつも言われるんですけども、実際我々は大変な区域に住んでおまして、でかい台風が来たときはですね、私が小さいときもかなり台風の最中ですね、逃げ回ったこともあります。前の松林の前に堤防がなかったもんですから、松林の中を台風の越波（えっぱ）ですね、波がきよったわけですね。旧国立病院の下辺りまで水につかったりということが実際あったわけです。

今は、管理道路と言いまして築堤がされておりますので、それを飛び越えるということはない。ただ、7年、8年前にはあの堤防がなくなったという事実はあります。ですから、そういう危険な区域であるということを我々地区民は、皆さん認識はしております。

その中でですね、やっぱり道路整備についても必要だなということで、旧町時代に私は一般質問をしております。これは有明町と大崎町との境目、飯山歯科から下の方におりて、旧役場職員の竹之内さんの家までのあの区域です。150mぐらいしかないんですよ。あそこをできれば、新設道路を造って、ちょっと1mぐらいの高い道路にしていきたいというのを前もしたことがあります。

その理由は、菱田川の水位が上がりますと、あそこの我々通山地区から西押切地区まで流れておりますシラス対策事業で造った排水路を逆流して、今度は菱田川の水が上がってくるわけですね。あそこには水門は付いておりますけれども、あの水門がゲートが閉まらんわけですよ。何回も県には、今まで何回も申請はしております。ちょこっとした、溝口さんが県議会の議長をされるときも来られてしまったけれども、応急処置をされただけであって実際ゲートが完全に閉まらんもんだから、川の水が逆流してきて、原田一三さんのところなんか今までも3回か4回か床上浸水をして、電化製品もそのたんに駄目になっているというのは、実際事実があるわけです。ですから、原田一三さんの後ろに道路新設をしていただきたいというのが実際あります。

菱田川の右岸側になりますけれども、菱田地区にあります水路があります。上松広場の方から流れてくる水門があります。今回はあそこがですね、改良工事がされるわけですね、同じ菱田川の右岸、左岸の所でありながら何で向こうが改良工事がされて、我々の地域の方はされないんだろうかと思っておりますので、そこをですね、調査していただいて、ぜひ水門の改良工事と、もしくは

水路のかさ上げ工事というのも検討をしていただきたいと思います。

それと、私は通山の信号から上に登る道路、この間、通山小学校の子供たちが避難訓練をするときに駆け上がった道路であります。当日ですね、教頭先生が子供たちを引率して走っていくときに、下から見て左側の方ですよ、車道ですよ、あそこは歩道がない。車道の所を登っていくんだと教頭先生が言われたから、車道だったら危ないですよと。上から車が降りてくる所に子供は行くわけですから、「駄目ですよ」と言ったんですよ。

ところが、教頭先生はどう言われたか、「いや丸山さん右側の歩道はやばいですよ」と、「何ですか」と言ったら、法面工事は全部されてますけれども木があるわけですね、上の方に。特に坂を上りきる辺りはオーバーハングになってまして、通山保育園に入っていく所のあそこに木がいっぱいあると、「子供たちをこういう所を走らせるわけにはいかん」と言われたんです。「いや車道を走るよりはこっちの方がいいだろうと」言ったんですけども、もう聞かずにですね、車道を駆け上がっていかれた。ですから、なぜああいう意識になるのかなと思いますと、やっぱり歩道を駆け上がっていくと、木がもしもということがあるから教頭先生はそういう答弁をされたと思うんですよ。そういうことを私も前から想定をいたしまして、道路左側の谷を埋めてくれと言っていますよね。実際埋められてもう5年たつんです。執行部に聞きますと、「いや丸山さん自然転圧をしとるとこや」と、ところがもう5年もたつとですね、自然転圧は十分じゃないかと思うんですよ。

ですから、今回の避難訓練を考えましてもですね、教頭先生の心配もありますので、できれば道路をセンターに動かして、今埋めて5年たつわけですから、そこを道路のセンターにさせていただけるように、測量は確か終わってますよ、あれはびょうが打ってあるから。だから、ぜひそこをですね、道路改良という形でやっていただきたいとあります。

それともう一つ、有明町と志布志町の町境にあります線路跡地から海岸までの道路です。これも今まで2回ほど一般質問をしております。

今回、有明町が造ってきた水路、それに志布志町の方に水路が上げて、直線で今度は安楽川に水がいくようにしました。

だから、この町境の所が手前側が民地なんですよ、コンクリート柱が立っていると、地元の人が海岸に行つて、帰ってくるときにコンクリート柱の所を90度で逃げなくちゃいけないと、しかも軽トラしか通らんと。邪魔なような、これはいざというときには何かおきつどなど、通常でもこれは車を引っ掛けたり、何たり起きるなというのがありまして、地区の人たちも「できればここに道路ができればよかたっけどな」と言われます。

線路跡地も、今まで何回も言いましたけれども、冠水も今度の雨はちょっとしょぼしょぼ雨ですから起きてないんですけども、何回も道路改良をされても冠水をしておりますので、ぜひですね、その冠水をする水を分離をする意味でも何回も私は言いましたけれども、できればですね、そこを道路改良と、あそこは距離も短いですから、250mぐらいかな。ですから、そこを埋めてですね、どういうふうに対応するのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 何点か御質問がございましたので、順番にお答えしたいと思います。まず、竹之内さんの所に至る道路につきましては、町境の所の道路につきましては、非常に狭いということで、私自身も何回も通ります、その改良ができないかということの話をしていたところでございます。

用地買収の件で何か引っ掛かっているというようなことで、話が進んでいないのではないかとというようなふうに聞いていたところでございました。

また今後、そのことにつきましては、改めて調査をいたしまして、そして大崎町とも協議をしなければならない区間でございますので、協議をさせていただければというふうに思います。

それから、その地区から菱田川に至る所の水門の件でございますが、このことについても改良の要望は重ねているところでございますが、大崎町側ができるとなれば、改めて私どもの方の志布志側についても要望を申し上げたいというふうに考えるところでございます。

それから、保育園下の道路改良についてでございますが、御指摘のとおり、現在埋め土をしまして、もう3年ほどになっているのではないかなというふうに思っています。地盤もそれなりに落ち着いてきていると思いますので、今後上の改良部分が進むとともに、その上についても改良の工事の予定としておりますので、しばらく待っていただければというふうに思っております。

それから、一丁田の方の海岸でございますが、このことにつきましては、排水の分散なども含めて考えていかなければならないということの答弁をしているところでございますが、整備をしていくとなればその手法、そして費用と。

また、今お話がありましたように、個人の所有地でそのような障害物が立てているという、そのような経緯等も複雑な経緯があるようでございますので、そのことについても整備をしていかなければならないということでございますので、慎重に対応させていただければというふうに思います。

そしてまた、海岸からの避難ということでございますが、このことにつきましては、もう少し道路自体をきちんと整備すれば、それなりの対応は可能かなというふうには思うところでございます。迅速に避難ができるような形での対策にさせていただければというふうに考えているところでございます。

○4番（丸山 一君） まず、有明町と大崎町の町境の道路についてですが、地権者もですね、我々の知っている人だけでありますので、進みやすいんじゃないかと実際思うんですよ。用地の種目によってちょっと面倒なところがあります。

中島坂もですね、なぜこうまたまた言いますかという、坂を上りきった所に今度宅地造成が始まったわけですよ。その道路と市道と市有地との取り付けの関係がありますから、またそこで道路を上げるとか、市の方は道路を上げていることをしていますけれども、今度は宅地造成をする業者さんは、今の市道の高さで取り付けをしています。ですから、そういうところを含めてですね、できれば対応を早くしないと、また後でトラブルになるなというのがあります。もう実際5年ぐらいたつわけですから、自然転圧はあそこは十分です。小学校の子供たちが、また避難

訓練を来年する時でもありますね、また今のままであればまた車道を走ってこないかん。実際、車道を降りてくる車のドライバーがですね、目を白黒してるわけです。子供たちがいっぱい自分の目の前から出てくるわけですから、ですから我々も一生懸命になってガードをしながら上らせていきましたけれども、そういうことを考えればですね、ぜひこれはなるべく早く対応をしていただきたいというのがあります。

あと一丁田の所に関しましては、それは民地がありますけれども、実際あれは民地の中を便宜的に昔から我々が利用してるだけであって、あれは実際道路じゃないんですよ。祝田さんが釣り具してる時からですね、ありましたけれども、それ実際利用してるだけでありまして、養豚場が昔ありましたけれども、そこを通りながらしよったわけですから、できればですね、そういうことを含めまして対応をしていただければと思います。

それでは、次の津波避難訓練の実施状況についてお伺いをいたします。

昨日、8番議員がですね、名取市の松林を飛び越えてくる写真を朝日グラフの写真を見せましたけれども、あれはですね、実際私もでかい津波がきたときのことを考えて、ああやっぱり自分が思っていたような映像ができたなど。実際自分も思ったんです。僕らの手前の松林を飛び越えてくるとああいうふうには絵になるわけですね。しかもテレビで見たときに、松林を飛び越えてくる波の手前側の県道か市道か知りませんが、軽トラなんかじゃんじゃん走ってましたよね。多分あれも全部巻き込まれて、多分亡くなられたと思うんですよ。

ですから、ああいうことを考えて私は議員になりました年にも一般質問をして、避難訓練をしたらどうかと、7年か8年前になりますけれども、そのとき1回だけ行われて、あと行われてないんですよ。なぜ、ただ1回で終わってしまったのか、見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられました件につきましては、平成17年に有明町で津波避難訓練を実施しているようでございます。

その後、この地区におきましても津波避難訓練というような形での訓練は実施しておりません。

今、振り返ってみますと、その後、災害等が発生しているわけでございますが、集中豪雨的な災害の発生、土砂災害が多かったということで、それに対する訓練というものを総合防災訓練というような形でやってきているところではございます。

そういう観点からの訓練になってしまってきた結果、津波に対しての訓練がされなかったというふうに思うところでございます。

今後は、津波を中心とした訓練を重ねてまいりたいというふうに思うところでございます。

○4番（丸山 一君） 今市長の答弁にありましたけれども、実際5月25日にですね、通山小学校の避難訓練が行われました。

そこに、我々防災士会のメンバーと自主防災組織のメンバーがアドバイザーとして参加して、それは南日本新聞にも実際載りました。通山小学校が海拔、多分3mぐらいだったと思うんですよ。平日頃我々地区民が考えておるのは、ここは低いなというのが皆さん思っているわけですね。

やっぱり我々も津波を想定して避難訓練というのは必要だなということは言っていて、ただ私が1回質問しただけで1回で終わってしまったと。でも、今回は通山小学校の先生たち、教育委員の人たちが重い腰を上げられて、これからもやっていこうという意識になっておりますので、市の方もですね、できれば継続的にやっていただきたいと思います。

ただ、そのときですね、感じたんですけれども、引率する先生、もしくは来られた教育委員会のメンバーの人たちがですね、あごを出しておまして、子供たちは助かるなど、小学校の校庭に集まってですね、上へ300m、400mぐらいあるのかな。そこを登っていくのにはですよ、もう国道に出てしばらくしたときには、もう教育長なんかあごを出して歩いてるわけです。あの歩道橋をやっとかっとなんて登っていくような感じだったわけですね。

それで、坂になりましたらですね、ここにも課長がおられますけれども、奥さんなんか子供たちが後ろから押していくわけですよ。

到達しても子供たちは、「まだ走りたい、まだ走りたい」と言って馬力があるわけですよ。ですから、避難訓練をしたときに、実際のときもそうですけれども、実際子供は全員助かると思う。だけど助からないのはあれは大人だと、実際そう思いました。

だから、そういうことを考えるとですね、避難訓練のそれは余談ですけれども、避難訓練というのは大事だと。昨日も8番議員、13番議員が言いましたけれども、群馬大学の教授が避難訓練をやっていたと、そのお陰で小学校と中学校の並行している学校の中学校の子供たちが、小学校の子供たちを助けに行き、引率をして、手を引いて逃げていったと、それで第1次避難所まで、指定された避難所まで行った。それでも、ここもやばいんじゃないかと、想定を越えてもう1回避難をしていったお陰で、その両方の学校の子供たちは全員助かった。

それで、震災後教授が尋ねて行って全員助かったというので泣いて喜んでおりました。

ですから、日頃のやっぱり訓練のたまものだなということを実際私も思ったわけですね。ですから絶対ですね、これは毎年やるべきだと。

今年は、志布志小、香月小という形でやられたと思うんですけれども、その中でちょっとここに資料等がありますけれども、この「避難路の石段上がれず犠牲に」というのがありますね。香月小は伊勢神社の所に登っていかれたということですが、あの狭くて急な階段を上っていくのにはですよ、子供たちも何というか渋滞というのか、詰まってしまうんじゃないかと思うんですよ。であれば、別にやっぱり考えるべきであって、例えば水ヶ迫の方に回るとか、松下病院の裏山に階段を別に造っておくとかですね。そういう避難訓練をしながらですね、やっぱりそういうところまで考えるわけですが、ちょっとそれについて答弁をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

全く見苦しい場面をお見せいたしまして、申し訳ありませんでした。

今おっしゃいましたように、特に香月小学校につきましては、先ほど野村議員からも御指摘がございまして、あそこに上がるよりも、あそこの水ヶ迫を上った方がいいんじゃないかということをお指導いただきましたので、あそこの道路が、ゴルフ場か何かちょっとあるんだそうで

すが、あそこに到達できるような道路があるのかどうか、道がですね。今日また帰りに見てみたいと思います。

そして、これもまた先ほどの話に出ておりますように、ちょうどあその所を道路工事が何かされているようですね、カーブの所。もしそうであれば、併せて担当課に申し訳ありませんけれども、今度また駆け上がる避難階段というんですかね。そういうものも一緒に造っていただければ有り難いなど、こうも考えております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま教育長の方から答弁がございましたように、この区間につきましては、改良工事の予定で道路改良の工事の予定にしております。ということで、その改良工事の際に、ただいまお話がありますように避難の通路についても設計の中に盛り込めれば盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

○4番（丸山 一君） 避難訓練をしながらですね、そういう問題点が発生して、それについては前向きに対応するということですので、有り難いと思います。

もう一つですね、通山小学校の避難経路は、あそこ1か所を想定するのではなくて、もう1か所ミネサキの裏山があります。あそこは県の急傾斜工事で実際工事が行われて、3分の2ぐらいまで階段が付いております。完成検査の後に県の担当にフェンスがしてありましたので、これを開けてくれと言ったんですね。開けてくれという理由は、みなとまつりの花火をあそこで見たいというのが地元の声がありまして、それを言ったんですけれども、県は「開けておいて、もしも子供たちが上がって行って、そこでけがでもしたときには、管理責任を問われるんですよ」と言う。まあ実際そうでしょう。だけど通常ですね、鍵は地元の自治会長なり、もしくはすぐ下の山下さんがおられますので、その人たちに鍵を預けとって、いざという場合にはオープンにして、そこも駆け上がると。そこも工事が終わって、今もう何年になるのかな、8年、9年ぐらいになりますけれども、誰一人そこを通ったこともないし、登ったこともないですよ。下手をしたら鍵もさび付いているかも分からん。であれば、小学校の避難経路としてもやっぱり下通山の自治会の人たちは避難経路としてもうできてるわけですから、これは県の急傾斜工事をやっておりますので、そこもですね、県の方とも協議していただいて避難経路もですね、いっぱいあったにこしたことはないんですよ。だって、あんな2mぐらいの所をみんなで押し合いへし合いしたところで10mのような津波は来ないとは思うんですけれども、もしも来たときにはもうみんなやられちゃうことになりますからね。だから、何箇所もですね、対応をというふうに考えますので、それについてもちょっと答弁をお願いします。

○議長（上村 環君） 建設課長、できますか。

○建設課長（中迫哲郎君） 今の急傾斜の件につきましてはですね、市長の移動市長室でもですね、通山のところで質問が生まれて、当時私が回答したところでは目的がですね、急傾斜の階段ということで管理上とかいうことで、避難路についてはちゃんとした避難路を設けて造っていくべきじゃないかというような趣旨でですね、回答したところでございました。

急傾斜の階段はあくまでも管理、急傾斜の施設の管理上の階段でございますが、そこに不特定多数のたくさんの方が上るといことはいかがなものかという考えではおりますが、今回の震災を見ましても人命第一というようなこともありますので、その辺はいろんな角度から検討いたしまして、また利用できれば利用できるような方法をですね、県の方とも協議していきたいと考えているところです。

○市長（本田修一君） ただいま担当課長の方から答弁いたしましたように、今後県の方に今回の防災計画の見直しの中でも、そのような箇所が別途あるかもしれませんので、そのようなことについての県の対応の方針変更ということを検討していただくような形の要望はしていきたいというふうに考えております。

○4番（丸山 一君） 次にいきます。

市内に津波想定高を提示する考えはないかについてであります。

今回の大震災をテレビで見ておりまして、田老地区だったと思うんですけども、崖の中腹に明治何年の津波到達点みたいな感じで何箇所も表示してあったんですね。あれを見たときに、やっぱり常日頃からああいう表示がされておれば何年に、江戸時代にきた、明治時代の何年に、昭和何年にこういう所まで波が来たんだなということを住んでいる住民の人たちが気付くと思うんですね。

そしたら、それが潜在意識として埋められるんじゃないかと思います。それを例えば年寄りから、だんだん若年層へ子供たちへという知識の伝達みたいなことも起きるであろうと思うわけです。

我々この菱田川から前川の区域ぐらいまでの沿岸部は3m、5mぐらいの地域でありますので、そういう所にですね、市内に津波の到着点を表示したらどうか。腐らないようなカラフルなやつで、高さを表示するわけです。

例えば、県道であったり市道であったり、公園であったり、スーパーの角でもいいわけです。そういう所にここは3mですよ、ここは5mですよという表示を市内あちこちにしておけば、常日頃そこを利用する道路で走る人たち、もしくはそこを通る人たち、職場に行くときにもそういうのを見聞きするわけですから、そういう所は表示したらすぐ皆さんのためなるんじゃないかと私は考えるんですけども、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの御質問につきましては、昨日もお答えしたところでございますが、今回県の補助事業で、市の避難場所に市民の方々に周知するために表示板を設置する計画でございますので、この中に標高等を表示してまいりたいと思います。

そしてまた、市内各地に自治会の案内板等もございますので、こちらの方にもその地の海拔が標高が分かる、標高を示すというような形での整備をしてまいりたいと考えております。

○4番（丸山 一君） 今津波のですね、想定高と言いましたけれども、実際地形によりまして津波は低い所には流れ込んできて、それから今度はかけ上がっていくと、なかなかそこを大体こ

こまでくるであろうという想定というのはなかなか難しいですので、一番分かりやすいのは標高と言いますか、海拔と言いますか、ここは何メートルだよと。例えば、志布志支所が何メートルか御存じですか。あそこは9mなんですよ、9mか10mなんですよね。

ですから、常日頃から表示する箇所がですね、市内あちこちにあれば、自分が今走ってる所は何メートルなんだと、じゃあ3mの津波が来たときにはこまでくるんだと、到着と標高とは実際少々はずれはありますけれども、地形的なものがあったり、障害物であったりとかいうのでありますので、明確にそこは表示はできません。ですから、できれば海拔何メートルというのを先ほど市長が答弁されましたけれども、市内各地にそれを設置していただきたいと思います。

昨日の答弁にもありましたし、今日の岩根議員の質問に対しても答弁をされましたので、なるべく早急な対応をと考えます。

それでは、次の、河川堤防のかさ上げを県に進言すべきではないかについてであります。

これは、7年ほど前になりますけど、菱田川右岸ですね、大崎町側の方になりますけれども、ここが下は間知ブロックです。上の張りブロックが距離にして300mぐらい剥がれて落ちちゃったわけです。堤防が間知ブロックで、犬走りがあって、張りブロックがしています。ここが水が入ったことによって全部ずれ落ちちゃって、ちょうど今大崎養まんがあるあの区域です。あそこが300mぐらい張りブロックが落ちた。かろうじて堤防は残っていたわけです。同じ台風で安楽川の鉄橋のすぐ上、右岸です。ここも天端（てんば）5mぐらいありますけど、1mだけ残って全部えぐれちゃった。鉄橋のすぐ上です。それとすぐ下、それとまた200mぐらい下、そこも今度今工事が始まってますけども、工事がほとんどほぼ終了しますけれども、あのちょっと上の方がそこも同じように天端（てんば）幅5mが1mしか残らんで、全部削がれ落ちたというか。県に写真を持っていきまして説明をして県の人に来ていただいて、そこで応急的な復旧工事はされました。

同時に見せたのが今度は志布志町側の方です。鉄橋より下、左岸です。あそこは3mぐらい下から間知ブロックを積み上がっていきます。間知ブロックの天端（てんば）が開いてきたんですよ。実際10cm、15cmぐらい鉄橋から下、300mから全部下がってきたから、そのときはまだ岩川に合庁がありましたので、次長に来ていただいて説明をしました。写真も持って行って皆さんに説明をした。

ところが、その当時の県の答弁は、こんなの災害じゃないというような言い方だったです。ちょうど7年前ですね。今度は、鹿屋の方の地域振興局になりましたけれども、ところが不思議なことに工事が今度始まったわけですね。私が言ったことがやっと今形になったなど、すごく二、三日前で工事終了しましたので、すごく喜んではおるんですけども、実際ですね、台風の最中僕はよく危険ですけども、よく見に行くんですよ、どこまで来るか水位が。あんまり危ないとは行きませんが、大体ですね、菱田川も安楽川も大潮満潮時の台風の上げ潮のときにはですね、天端（てんば）より1mぐらい下までくるんですよ、水位が上がる。水位が上がるというのはただ流れていだけじゃなくて下から上がってくるわけですから、脇をシューって波を起ししながら走っていくわけですよ。

ですから、ああいうことを考えれば、ぜひかさ上げが必要だと、台風の満潮でさえこんな感じだからできればかさ上げをと、「もたないですよ」と僕は言ってるし、地元選出の国会議員にも何回か言ったんですけれども、先日確認しましたところ、まだ計画はないということではありますが、ぜひですね、それをやっていただきたい。

ただ、前川におきましては、中洲撤去を今実際、宝満寺の辺りでやってますね。宝満寺のちょっと上辺り、あそこは何年か前に子供が一人いなくなりましたので、ぜひ中洲撤去はしていただきたいということが、この三つの川については何回も申し上げておりますので、一昨年は菱田川のサンキョーミートの対岸を撤去しました。今年は前川をやっております。中洲の撤去と堤防のかさ上げについてですね、ぜひ県の方に要望をしていただきたいと思います。

事務所に確認をしましたところ、地元からそういう声を挙げてくれということでもありますので、ぜひその対応についてお願いをしたいんですけども、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

堤防のかさ上げについてでございますが、確かに近年の雨の降り方というものにつきましては、ゲリラ豪雨と呼ばれておりますように、側溝や河川の排水能力をはるかに超える雨が短時間に降るということで、川自体が排水能力が不足している。また、それが満潮に重なれば、今お話があったような光景が出現するんじゃないかなというふうに思っています。

ということで、かさ上げにつきましては、川の増水に対しまして有効な手段ではなかろうかというふうに思いますが、具体的にどの場所をかさ上げするのか。また、河川に設置されているもとの構造物、それから橋りょうの高さと、それから用地などの問題というものがあるようでございますので、今後県とも協議を重ねながら、また県にも要望を重ねながら取り組んでまいりたいと考えますので、御理解よろしくお願いいたします。

それから、寄州（よりす）の除去についてでございますが、現在は、前川の宝満橋から小淵橋までの間の寄州（よりす）の除去が実施されているのを確認しております。そのほかにも安楽川で護岸の突出部の除去が実施されております。寄州（よりす）の除去につきましては、順次要望をしておりますので、もしお気付きのところがありましたら、また私どもの方にもお知らせいただければ、県に要望を重ねてまいりたいと思います。

○4番（丸山 一君） 今市長の答弁にありましたけれども、我々地元の声を代弁する者としてですね、やっぱり我々がこうやって言うわけですから、そこはぜひ県の方も力強く言っていただきたい。私も県の方に用事があっていったときには、県の河川課なんか行ってですね、実際こういう話をするんですよ。そしたら、地元から声を挙げていただきたいというのがあります。必要とあらば我々も公民館長名であったりとかいうことは対応いたしますので、ぜひですね、前向きに対応していただきたいと思います。

それと、県の方も財的になかなか副市長もおられますから言いにくいんですけども、なかなか財政的に苦しいような状況でありますので、できれば地元選出の国会議員にですね、県を通り越していった方が早い、絶対そっちの方が早いですよ。もう県と対応してですね、ああじゃこう

じゃちゅう言い訳を聞きながら対応していくのはものすごい時間が、神経衰弱みたいになっちゃうんですね。ですから「もう頼みますよ」と言うのが鶴の一声で、現場に来ていただいて説明をすればですね、「ああ分かった」て、通山押切海岸の32億円だってそうですよ。国交省の予算を、早かったですよ、あれは3か月か4か月で対応してくれたわけですから、工事は始まって4か月で終了したんですよ。ああいう感じでですね、県の人たちはちょっと機嫌は悪いんですけども、できればそういうふうに一応県に要望をしてなかなか進まないようであれば、通り越してやっていただきたいと思います。

それでは、次の8番目、湾岸道路建設の進捗状況を示せてあります。

これは、平成20年の第2回定例会におきまして、国道220号のバイパス道路を造ったらどうか一般質問をしております。

そのときの市長の答弁は、待ってましたというような言い方で、湾岸道路というような名前で行われたですね。答弁の中で行われたのは、志布志港の拡充計画、整備計画の中でこれは取り組んでいくんだというような答弁がありました。けどもう約3年になるのに、何の進捗もしていないという考えておりますけれど、どうなってますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましてお答えする前に、先ほど通山海岸の人工リーフのことでお話があったところがございますが、この件につきましては、もちろん国が補助事業を付けてくれたということで実現しているところがございますが、これは県が県の負担をきっちりするんだということを決断していただいた結果、国の事業が取り込めたということでございますので、その点についても御理解していただくようお願いいたします。

湾岸道路の件についてでございます。

国道220号は、大隅半島を横断して志布志から鹿屋、垂水、国分へ延びており、国道448号は一部国道220号と重用して志布志湾沿岸へつないでおります。

しかし、海岸線を通り抜ける道路が市街地近くになく、時間帯によっては渋滞が発生している状況であります。このような現状を改善し、交通量の緩和、沿岸環境の改善、湾岸沿線の市町との交流促進などに寄与する道路として、志布志湾岸道路を提案しているところでございます。

また、海岸線に道路を入れることによる後背地への防災機能が強化され、地域住民の安心・安全な生活も期待できるところであります。

現在、市としましても、地元国会議員と相談しながら行政懇話会や土木事業推進会議等、各種会議におきまして要望をしているところであります。

東九州自動車道や都城志布志道路の整備中であり、国・県とも厳しい財政状況であると思っておりますが、今後も継続的な陳情、要望を行い、県土をつなぐ交通ネットワーク構築の重点事業としまして、採択に向けて一層の努力をしているところでございます。

ということで、これまでもパンフレットの作成をしたり、国会議員へ趣旨の説明等、そしてまた要望をし、大隅地域振興局へ説明を重ねております。そしてまた、港湾の関連の企業、船会社

等へもこのような形での推進をしているということの説明をいたしまして、理解も求めるいるところでございます。

○4番（丸山 一君） 市長の答弁の中に、20年の質問の答弁中でありましたけれども、大隅総合開発期成会においても来年度、正式な議題として取り組んでいただけるよう準備していただきたいと思いますけれども、それはどうなつたでしょうか。

○議長（上村 環君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。

○

午後3時29分 休憩

午後3時42分 再開

○

○議長（上村 環君） 会議を再開いたします。

丸山議員より発言の取り消しの申し出がありましたので、発言を許可します。

○4番（丸山 一君） 先ほどの質疑の中で、ちょっと不適切というか、  
———というような不適切な言葉を言いましたので、訂正、削除をお願いいたします。

○議長（上村 環君） ただいま先ほどの発言について、会議規則第67条の規定によって、丸山一君から不適切な発言部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、丸山一君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

○

○市長（本田修一君） 湾岸道路の整備についてお答えいたします。

この湾岸道路の整備につきましては、平成20年度の第1回大隅地域行政懇話会において正式議題として、本市、そして大崎町から提案をしたところでした。その後、この懇話会ないしは大隅総合開発期成会の場での審議の対象とはなっておりません。

ということで、今後私どもとしましては更にこの路線が大隅全体の県・国に対する要望となるよう、更に大隅総合開発期成会に要望をしまいたいと考えております。

○4番（丸山 一君） このことにつきましては、なお一層の努力をしていただきたいと思います。

実際ですね、私がこの道路にこだわっておるのは、ここに5月8日付けの林野庁の海岸林で津波被害軽減という新聞の切り抜きがあります。これが私が考えておると大体似たような津波の軽減策なんですけれども、これには沖合いに防波堤を造って、波打ち際に消波ブロックを造り、防風林を設けて中間に畑地を設けて、後ろ側にまた防風林をセットして農地、住宅という感じになっているわけですね。

実際管理道路が流出したのが平成15年です。あれはたった一晩の台風で高さ8m、天端（てんば）幅5mの築堤が1,700mぐらいが一晩の台風でなくなっちゃったわけですね。残ったのは試験的に鋼矢板を打ち込んで試験的にやった50mが残っただけです。あとは全部一晩でなくなった。

松林のすぐ目の前が波打ち際になっちゃったと。これは大変なことだということで、国会議員等に働きをして短期間にこれは対応していただいたわけですがけれども、そのときの協議会において提言したのは、沖合いに人工リーフをしていただきたいと、人工リーフも景観を考えて大潮・干潮時でも水面下1mが天端になるようにしていただきたいというふうに設置をしました。これが1番目ですね。

よく低気圧等がきたときに2m、3mぐらいの波を見ていると、沖合いで立ち上がってくるんですけども、その人工リーフの上に来たときにはですね、波が腰砕けになって中は反転流で回っていますので、これがこうきて中で砕けていって沈むんですよ、静かになって波打ち際にぶつかってくるとというのが実情なんですよ。ですから、沖合いでまず波を殺すというのがあります。

2番目に管理道路といいますか、築堤ですね、そこで、中に鋼矢板、10mの鋼矢板やらを打ち込んで連結してありますので多分これで間違いないだろうというのがあります。この高さは約5mを想定して造ってあります。

その後ろに松林があるわけですね、ちょうどこの絵と同じような感じなんですよ。その松林の中に僕は先人たちは偉いと思うんですけども、昭和3年かどっかに国から払い下げになったときにですね、この有明町の区域においては7m敷地を直線で残してあるわけですね、一丁田の所から、西押切の所まで一直線である、これ7mです。

この7m敷地を利用されれば、湾岸道路としての整備は可能じゃないかと、あと大体14mを国道448の延長上と考えれば14mが必要です。あと7mですよ。であれば、後ろ側の手前側の民地か、もしくは先の市有林の方を拡張すれば14m敷地は拡張できるわけです。そうすると、第4の防波堤ができるということで、ぜひこれをやっていただきたいというのが、実際私が地域の人たちと協議した結果であるんですよ。

ですから、こういう今まで第3の防護柵はありますけれども、第4の防護柵として、実際それをやっていただきたいというのがあります。

実際、今回の東日本大震災におきまして、あれは福島かどっかだったと思うんですけども、海岸線から平地でずっときていて後ろに東北自動車道が走ってしまっていて、そこに8mの高さであったと、津波がずっと流れてきてちょうどそこに対流しはじめたですね、ちょうどその上には事故処理しておったお巡りさんが一人おったですね、そこは超えなかったと。逃げた人たちもその上まで逃げ込んだ人たちは助かったけど、下におられた渋滞したとか、いろんな逃げ遅れた人は、そこでほとんどの人が亡くなってるわけですね。ああいうことを考えればですね、やっぱり堅固なつくりで湾岸道路みたいな感じで14mの敷地でぴしゃっとしていただければ、いざというときにはですね、絶対これは間違いなく防護堤になると思うんですよ。

ですから、そういうことを考えて私はいつもこうやってこだわって質問をするわけですがけれど

も、私はそういうことを地区の人たちと協議をしてやっていくわけですが、市長、もう一度答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この湾岸道路につきましては、先ほども申しましたように、平成20年度に提案をしていたところでございますが、この当時から都城志布志道路、そしてまた東九州自動車等、そしてまたグリーンロードがこの年に完成しているわけでございますが、そのようなことで、高速道路、新道の整備についてこの地域はいろんな形で要望を申し上げ、そして工事が進んでいるというような状況の中での新たな道路の要望となったところでございます。

国会議員の先生にお話ししましたところ、今議員の方がおっしゃるようにこの道路については、いろんな道路が整備されているので、道路の整備というより護岸というような形での要望の方がよろしいんじゃないかというような形のお話もいただいたところであります。

その後、平成21年に新若浜港が開港いたしまして、まさしくこの新若浜の幹線道路とつなぐ道路として、機能性が更に発揮できるような形の構想となっておりますので、改めてこのことについては関係機関へ要望を重ねてまいりたいと考えているところであります。

○4番（丸山 一君） 市長、今回ですね、国際バルク港指定になりましたので、多分志布志港を中心としたインフラ整備が始まると思うんですよね。その中でやっぱり港だけがいくら整備されていってもですね、それを利用するインフラが整備されなければあまり意味がないんですよね。ですから、そういうところを含めますとやっぱりインフラ整備の一環としてもですね、ぜひこれを強力な力で推し進めていただきたいと思います。

それでは最後になりますけれども、通山小学校などを高台に移転したらどうかについてお伺いをいたします。

平成18年の志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会を立ち上げて協議を重ね、平成22年には志布志市立学校規模適正化推進委員会を設置をして、学校の統廃合に係る調査研究、検討で学校規模適正化の基本方針が策定されました。その中で、「学校の再編等は、保護者や地域住民の理解を得ながら可能な限り早期に実施できるよう進めるものとする。」とあります。

通山小学校は先ほどから言いますとおり、海拔3mぐらいの地域にありまして、距離的には400mぐらいしかないわけですね。ですからそういうことを考えますと、我々地域住民はこれはやばいなと。南部消防署が今度志布志町の高台の方へ移転というのが決まりまして予算化をされました。その次は、今度は小学校の移転よなというのが、我々地域の人たちの共通認識であります。そういうことを考えますと、いざというときを想定したときにですね、ぜひこれは基本方針の中でもうたわれているとおりですね、ぜひこの通山小学校だけじゃないんですけれども、今度避難訓練等で確認されたとおり、香月小学校も志布志小学校も実際、低地10m以下の所にありますので、どのように考えておられるのか。まず設置者の市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話のように、通山小学校のみならず、志布志小学校、香月小学校の標高は3mでござ

ございます。

ということで、今回の大震災に伴う津波ということを考えてなれば、当然この津波はこの小学校には襲来するという事になるかと思えます。しかしながら、この3校を津波の襲来から守るために高台に移転するとなると、用地の確保、建設費等ばく大な費用が必要というふうになるかと思えます。

また、その地が高台になりますと、現在は海岸端の子供たちが通学している子供が多いわけですが、この子供たちの通学手段の確保、そしてまた、地域住民・保護者の理解を得ることが必要というふうになりますので、現在のところ直ちに移転ということは困難ではないかなというふうに考えます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

通山小学校ほか2校を津波の被害から守るために高台に移転することにつきましては、ただいま設置者であります市長の答弁によりますと、諸般の事情から困難のようではありますが、そんなのかなと私も思ったところがございます。となりますと、現在の設置場所で児童、教職員の安全確保を最優先にさせるためのあらゆる方策を講じるよりほかはないと、こういうふうに考えております。

また、本市では先ほど議員御指摘のとおり、これまで本市の学校の在り方や適正化推進について協議をして5年を経過しております。

そこで、去る4月に公表いたしました適正化の基本方針は、御案内のとおり中学校の統廃合を先行させることとなっておりますので、小学校の統廃合等につきましては、中学校の推移を見て今後話題になってこなければならぬものと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（丸山 一君） 今、市長、教育長の答弁にありましたとおりですね、まず中学校だとは実際、私も認識をしております。ただ、いろんな今度の震災を考えたときにやっぱり我々地域民も含めてですけれども、学校関係者も教育委員会の人たちも同じような共通認識になったと思うんですよ。ですから、基本方針の中では中学校を最優先でそれはしていくとしても、やっぱり小学校の統廃合についてもですね、これは検討していかなくちゃいかんだろうと実際思うんですよ。

市長の答弁にありましたとおり、それは経費はかかりますよ、実際ですね。じゃあ三つの小学校を移転できればと、ところがなかなか用地的に難しい面もありますね。通山小学校を例にいたしますと、まず野井倉開田のほ場整備をしなくちゃいかんだろうというのがあります。野井倉開田のほ場整備をした中で余剰地を造って置いて、そこに移転という形でしかないのかなと、実際。農振法でいう白地の区域はありますけれども、大体そこは住宅地に変わりつつありますので、なかなか農地法の関係で、昔は公共用地であつたら簡単にできたんですけども、今の農地法の改正がありまして、公共用地といえども県に申請をするようになっていきますよね。であればなかなか難しいんじゃないかと思えます。であれば、まず通山小学校の移転に関しましては、まず野井

倉開田のほ場整備を先にして、余剰地を2町か3町ぐらいの余剰地を造っておいて、そこに通山小学校を移転させ、なおかつそこに我々通山校区のコミュニティーセンターも必要であろうと思うんです。実際、避難訓練をされて教育長も感じられたとおりですね、上の敷地にはないんですよ、公共用地が。みんな民地で民家ですから、そういうことを考えればですね、やっぱりひとつはそれも必要であろうと。ですから、これは構想ですね。そういう意識レベルを持っていただいて将来どうするかという考えを持っていかななくちゃいけないなど。

ですから、今この地震、大震災を契機にですね、やっぱり検討委員会においても基本方針を出してきたわけですから、ここでやっぱり将来を見込んでですね、そういうことを考えればと思うんです。

もう一度答弁をお願いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員がお話になりました、野井倉地区の基盤整備をした上で用地を捻出すればいいのでは、というようなお話でございます。すばらしい案ではないかなというふうに今考えたところでございます。

しかし、この用地を捻出しながら基盤整備を行うという前提の基盤整備をする前段において、まだまだ地域の方々の同意が全面的に得られない状況でございます。

そのことの整理がまず必要なというふうに思っています。

そしてまた、学校の移転ということになりますと、先ほどもお話ししましたように現在の地域の方々の全面的な御理解と、そしてまた推進がなければ、これはとても成し得ない内容ではないかなというふうに思っています。

そしてまた、通山地区におきましては、今後小・中学校の統廃合の対象の学校になるのかというふうに考えましたときに、その対象にはなりにくい、なり難い学校ではなかろうかというふうに思っていますので、そういう観点からも地域の方々の全面的な御理解が必要ということになりますので、そのことも含めて、そしてまた、なぜするのかといったことを考えたときに、大震災が発生して大津波が発生して、小学校が丸ごと飲み込まれた地域があると、そしてまた、通山小学校もそのような可能性のある学校だということが前提の上で話があるということを考えまして、またそういったこともお話をしながら地域の方々の考えを十分しんしゃくして進めていくべき内容かというふうに考えるところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、先ほど申しましたように100名を超える3校でございますが、もう本市におきましては大規模校に匹敵するような学校なわけでございますが、本市ではまだまだ10名、20名というごく小規模校を抱えておりまして、中学校もそうでありまして、そちらの方の教育条件整備と教育環境整備ということを主眼といたしまして、在り方検討委員会を設置したわけでございます。そこへもってきて、今回のこういう大震災ということでございましたので、正直申しましてこれまでの5回の検討委員会では話題には全然ならなかったということは御理解いただきたいと思っております。

それで、こういうことでございましたので、本市これから、このごく小規模校を抱えてる本市において、市民及び在り方検討委員会等で議題にした場合に果たしてどういう理解が得られるのかどうか、まだ見当もつきませんが、今度また近々会をやる予定でございますので、こういう意見があったということは、在り方検討委員会に推進協議会にですね、委員会にですね、手配してみたいと思っております。

○4番（丸山 一君） 通山小学校もですね、江戸末期からの歴史をひもといてみますと、江戸末期頃、寺小屋等があって5人か10人ぐらいの当時の子供たちが勉強しちよつたと。

それから、山下住宅の所に移転して、それからまた別の所へ移転して、今の位置が確か覚えてないんですけども、4回目ぐらいの移転先なんですよね。やっぱり、その時代時代の背景を踏まえて移転というのが行われている。

今回は、大震災ということ踏まえてやっぱり検討すべきじゃないかという意見でありますので、これは構想ですので、今実現しろと私は言ってるわけじゃないですよ。実際それは今やるってそれは不可能です。ですから、基本方針が出た中で今教育長が言われたとおりですね、ぜひそ上に上げていただいて、それを検討していただきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、市長がですね、防災計画の見直しをどうのこうの言われましたけれども、ぜひ我々の防災士会の方にもですね、お声掛けしていただいて、我々も相当な資料を持っておりますので、共に協議をしながらですね、新しい良い防災計画を立ち上げていければと思います。

津波のシミュレーションも言いましたけれども、あれもすごいんですよ。あれをDVDに入れてですね、皆さんに市民チャンネルの中で放送していくというのもこれは一つの手だと思うんですよ。

いろいろ申し上げましたけれども、変にですね、いたずらに私は不安をおおるわけじゃないんですよ。この志布志市内の湾岸部におきまして、住むべき所じゃないようなことを私言っているわけじゃない。そういう可能性は高いですよと、常日頃からそういう危機意識をですね、市民の人たちに持ってもらうなきゃいかん。それを持たせるためには、我々議会を含めて、ましてや役所の方もですね、それには努力をしていただきたいという気持ちがあるからこうやって言ってるわけでありまして、いたずらにお金を掛けて沖合いに防波堤を造れとか、私はそういうことは言っておりません。

田老地区におきましても、あれだけのギネスに載るような所でありながら、10mの堤防が10mを超える津波でひっくり返ったと、あれは何千億とかかっているんですよ、30年ぐらいかけてやってるわけですね。コンクリート製品の場合は、30年間か40年でもう劣化するわけですから、お金をそんだけかけとって30年、40年たてばもう壊れやすくなるわけですから、そういう公共的な投資をするよりは、いざもう逃げるが勝ちと、そういう危機意識を皆さんに植え付けていただきたいというのがあって、私はいろいろ言っておるわけでありまして、最後にですね、そういう意識改革というか、意識レベルを上げてもらうためにも、その周知徹底を図っていただきたいと

いうのを私は申し上げたんですけど、市長の答弁を聞いて終わりにしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の防災計画の見直しにつきましては、当然その会議の中で審議してまいるところになるわけですが、それに至るまでにさまざまな形の御意見を賜り、そして、その会議の資料に起用したいというふうには考えているところでございます。

特に、地域防災推進員の方におかれましては、常日頃からこのような形で率先して、地域の防災活動について取り組んでおられる。そしてまた、防災意識の高揚についても取り組んでいただいているということでございますので、皆さん方の御意見というものは十分参考にさせていただきながら、新たな防災計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

○4番（丸山 一君） 終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後4時05分 散会

平成23年第2回志布志市議会定例会（第4号）

期日：平成23年6月9日（木曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

西江園 明

東 宏 二

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（23名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
24 番 野 村 公 一	

欠席議員氏名（1名）

23 番 福 重 彰 史

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	清 藤 修
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	溝 口 猛
情報管理課長	徳 満 裕 幸	企画政策課長	武 石 裕 二
財 務 課 長	野 村 不 二 生	港湾商工課長	萩 本 昌 一 郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	小 辻 一 海
福 祉 課 長	木 屋 成 久	保 健 課 長	若 松 光 正
農 政 課 長	上 原 登	耕地林務水産課長	井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長	山 田 勝 大	建 設 課 長	中 迫 哲 郎
松山支所長	溝 口 敏 久	志布志支所長	外 山 文 弘
水 道 課 長	木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者	中 崎 秀 博
農業委員会事務局長	堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長	津 曲 兼 隆
学校教育課長	金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長	米 元 史 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 善 文	次長兼議事係長	仮 重 良 一
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢 一 郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、丸崎幹男君と野村公一君を指名いたします。

---

○議長（上村 環君） 岩根議員より発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○17番（岩根賢二君） 昨日の一般質問の中で、私は防災会議のメンバーに関して、各町の分団長を入れたらどうかという発言をしましたが、「分団長」ではなくて「方面隊長」ということで、訂正をお願いいたします。

○議長（上村 環君） ただいま岩根議員から昨日の会議における発言を訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって議長の許可を得てすることになっています。

ただいまの岩根議員からの発言訂正の申し出は、これを許可します。

ここで、昨日の岩根議員の一般質問に対し、教育長より発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

○教育長（坪田勝秀君） 昨日、それからその前の日、小野議員の質問でも話題になりました備蓄倉庫の設置状況のことですが、補足答弁いたします。

このことについて、有明小学校にあるのではないかという質問でございましたが、私が明快に答えることができませんでしたので、早速、昨日議会終了後に有明小学校に立ち寄ってみましたところ、体育館の用具倉庫がありまして、その奥の方に広さ32㎡の備蓄倉庫という表札のある部屋がございました。

現在、体育用具を入れておりましたので、いつでも本来の目的に使用できるよう整理整頓しておくようにと指示しておきました。

なお、このほかの学校には備蓄倉庫なるものはございません。

有明小学校だけにどうして造られたのかということも、その意図も現在よく分かりませんが、少なくとも本市では有明小学校に32㎡の備蓄倉庫と、ちゃんと表札が掛かっておりました。があるということだけを明確にできましたので答弁しておきます。

また3月11日の津波警報発令のときには、有明中学校に約20名の方が通山方面から避難されたということも聞いてまいりました。

以上でございます。

---

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許可します。

まず、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

○3番（西江園 明君） では、本日のトップということで、通告しておりましたので、順次質問をしてみたいと思いますので、簡潔に分かりやすい答弁を期待いたします。

まず、人事異動ということで通告してございますけど、今年度年度当初に行われました人事異動のことでお尋ねします。

本田市政の2期目のスタートですから、大きな人事異動になることは予想しておりました。

職員は難しい採用試験に合格し、そして希望に燃え、夢を持って職員になり、採用1年目の人もあれば、定年間近の人もおります。それぞれ志布志市の職員としてプライドを持って仕事をしていると思います。その人たちを異動させるわけですから、それなりの思いを持って異動を発令されると思います。

そこで、冒頭にお尋ねします。

市長と教育長にお聞きしますが、職員を異動させる場合の基本的な考えを、まずお聞かせください。

○市長（本田修一君） おはようございます。

西江園議員の御質問にお答えいたします。

本年4月1日付けで、市長部局は89名、市長部局外33名、計122名の人事異動を実施しております。組織には退職、採用は当然のことではありますが、それ以外にも組織を構成する職員を適切な部署に配置し直すことが必要だと考えております。

また、各課・各系の事務量及び事務内容は、年度により変更しておりますので、新たな事務事業や市民の方々が求めるニーズに対応できるよう自己申告書や各課長ヒアリングに基づき、在課年数等を考慮しながら人事異動を実施しているところであります。

職員数が減少する中で、組織の効率的な行政運営を図ること。また、職員を新たな課・係の中で育てることによって、職員としての更なる資質向上につながることから人事異動は大変重要なものであると認識しております。

したがって、職務を遂行するに当たり、それぞれの職員の能力向上とともに、市民サービスの低下を招かないように配慮しながら人事異動を実施しているところであります。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会が行っております人事異動ということになりますと、学校の教職員が中心になるわけですが、学校の教職員につきましては、県の人事異動の標準、あるいは人事異動の方針に沿って、県職員でございますので、県の方針に従って行うということが学校職員の場合は、県職員の場合ですね、基本でございます。

そして、もちろんその間には本人の希望、そしてこれまでの経験、そして特技というんでしょうか、そういうものも踏まえ、あるいはまた家庭事情等々も考えながら行っているところでござ

いますが、嘱託職員につきましては後でよろしいでしょうかね。そういうふうにやっておりますが、私は教育長として、学校教職員の場合は、学校長、それから市町村教委、そして教育事務所と、この3段階を踏まえて行うわけでございます、その間に内内示、内示、発表とこういう段取りで行われます。その間に本人の事情聴取をまた改めてしながら、やはり教職員がやる気を持って、そして地元の地域住民と十分コンタクトを取れる気持ちを持って赴任するよということをもって考えておりますので、そういう市役所の職員とちょっと違った形で人事異動は行われているのが実状でございます。

以上でございます。

○3番(西江園 明君) 今教育長の方はそういう県職というからみでですね、そういう答弁をいただきました。市長の方からも事務量、職員の希望等を取って考慮して行っているという答弁をいただきましたが。

ところで、今回の人事異動で課長と課長補佐、両方とも異動させた課というのは幾つありますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の定期異動で、課長及び課長補佐が同時に異動した箇所は、総務課、企画政策課、保健課、松山支所建設課、志布志支所建設課でございます。

[西江園明君「税務課は違うんですかね」と呼ぶ]

○3番(西江園 明君) 出先を含めて五つということで、そのような異動というのが理解できないんです。中には係長も異動になったところもあるようです。

組織というのは、ピラミッド型というか三角形だと私は思っております。私も行政経験ですから、そう思っていたところです。

ところが、上に立つ者が総入れ替えで、命令で動く職員というのは戸惑うでしょう。今までは、この程度まで課長に報告すればよかったということが、方針が変わるかもしれないんです。せめてそこに課長補佐でも残ってくれば防波堤になってくれたのにと、職員は迷ってしまいます。組織というものを理解している人がするとは、とてもじゃないけど私は思えないんですが、市長はこのような課長、課長補佐ともに総入れ替えをするということに対して、どのように考えてこのような異動を行ったのか、お聞かせください。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほども述べましたように、今回の定期異動につきましては、自己申告書、そしてまた各課長のヒアリングに基づいて、在課年数等を参考にしながら、退職者の補充、そして若手職員の配置替え並びに重要施策の推進というようなことから、新たな体制を図るとともに、スタッフ職員を確保しまして配置したところでございます。

課全体で考えますと、総務課、企画政策につきましては、それぞれの課で考えますと、総務課、企画政策課につきましては、課長補佐級の職員が在課しているということ。そしてまた、保健課につきましては、在課していた課長級の職員を課長へ配置したということ。それから課長級及び

課長補佐級の同時異動につきましては、各支所の建設課ということになるかと思えます。

しかしながら、このような場合でも在課している職員及び前担当者との連携やフォロー体制というものを取りながら、職員一丸となって行政を運営しておりまして、市民サービスの支障がないような形のものとなっていると考えております。

○3番（西江園 明君） 市長の考えということですね。

今市役所というのは、本庁と支所で組織されているわけですけど、支所というのは見方的には、見方ではですね、出先のなものと考えざるを得ないところもあります。だから、本庁の課長が責任というか、そういう権限を課長が持つわけですけども、そこで支所の職員から言わせれば、今まで本庁の課長は、重要案件さえ報告してくれれば、今までの支所で済むことは支所で処理して下さいと言われたのに、今度本庁の課長が変わることによって、全て本庁の課長に判断を仰がなければならず、出張等で課長が不在のときは、結論が出るまで時間がかかり、今市長が言う市民サービス、事務処理の低下になっている状況が発生していると。

課長も人ですから、人間ですから、それぞれ違うでしょう。どれが正しいのか私もそれぞれ判断は分かれると思います。でも、今言ったことが現場の声だと、そういう現場の声があるということを知っていただければ結構です。

次にお尋ねしますが、総務課、財務課、企画政策課の3課に職員は何人在籍していますか。

課長でもいいですよ。

○総務課長（溝口 猛君） 40名でございます。

○3番（西江園 明君） では、その40人のうちに、出身町別というのは分かりますか。

○総務課長（溝口 猛君） 出身町別でございますが、旧松山町が2名、旧志布志町が19名、旧有明町が16名、そして合併後の採用職員が3名という形になっております。

○3番（西江園 明君） 合併したのだから関係ないと言いたいでしょう。でも、世間や職員間ではそうは思っていないんですよ。

40人中、松山町出身、私は1人と聞いたんですが、2人のようですけれども、40人中、松山町出身は2人だけです。

私は志布志町の出身ですけど、私のところでさえ、このような現場の声、不満の声というのは言ってくるわけです。人事というものは、それだけ厳しいものなのです。

市長はどう考えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市長となりまして5年が過ぎているところでございます。毎年毎年、そしてまた、時には臨時的に職員の人事異動をすることでございますが、合併当初はともかく、今回の異動につきましては、特に旧町の職員が何人ということを考えて取り組みを人事の配置をしたということではございませんでした。

特に、職員の異動につきましては先ほども申しましたように、異動することによって更なる資質の向上が図られるということでもあります。当然、職員自身もそういったものを望んでいるわけ

でございますので、私自身としましては、特に本庁、支所間の交流というか、異動というものが年次的に図られるような流れをつくっていきたいということを念頭に置きながらしておりまして、そのような中で、今回たまたまこのような構成になったというふうに思うところでございます。

旧町間の垣根をそれこそ取り払いながら、地域事情を十分出身町でないところも考慮できるような職員の資質の向上というものが、市全体の発展につながってくるというふうに思うところでございます。

逆に言えば、他の部署においてはこのような現在、今お話になられました部署において、松山が少ないということでございますが、他の部署においては、松山の職員が多い部署があるということになるかと思っておりますので、その職員の在課年数というのがありますので、積極的に人事のローテーションの中で動いていくんだということをしているというふうに理解いただければと思います。

○3番（西江園 明君） 先ほども人事異動については市長、教育長に基本のお考えをお聞きしました。職員も十人十色、能力差もあるのも当然ですので、それをするわけですから、それなりの御苦労は理解いたします。でもですね、中には病気になり、長期にわたって休まざるを得ない職員もおるし。また、この病気で長期に休んだ人の復帰後の配置が松山支所が多いという職員もいます。これはプライバシーに関することですので質問はいたしません、職員配置を見て、松山町は有明町の吸収合併かという市民・職員もいるということです。

人事権は市長の権限ですので、これ以上は申しませんが、今そういうさまざまな意見があるということを知っていただければ結構です。

次に、嘱託職員のことでお尋ねいたします。

教育委員会に勤務する嘱託職員のことでお尋ねします。

教育委員会の所管には学校の関係、図書館とか、いろいろ嘱託職員がおりますが、私の所属する文教委員会の中でもこのことは何回も議論されております。嘱託職員について、どのように考えているかという質疑に対して、課長はその委員会の中でも、教育委員会の場合は、一般事務と違って特殊で一人配置のところが多いので、異動などは考慮するように人事担当である総務課の方にもお願いをしているとの答弁がありました。

また、一般職員とは別で5年間にはこだわらないということですが、この方針は変わらないのですか。まずお伺いします。教育長でも結構ですし、市長でもどっちでも方針を。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市に勤務している嘱託職員は、現在227名となっております。内訳としまして、市長部局に108人、市長部局外に119人となっております。

専門的な知識経験が必要な保育士、道路作業員、介護支援専門員、給食センター調理員、学校助手、学校司書、公民館主事等の職種。また、窓口部門や伝票処理等一定の専門的な業務を担っていただく職種につきましては、嘱託職員として任用を行っております。

基本的には、ただいま述べました業務の特性を考慮いたしまして、市長部局につきましては特

別な事情がない限り、人事の異動は実施していないところでございます。

また、この嘱託職員の雇用の期間につきましては5年間ということで、平成19年に定めておりまして、24年中にその任期はくるところでございますが、今後改めてその期間についての協議をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（上村 環君） 教育長、答弁ありますか。

○3番（西江園 明君） 今市長の答弁は、その平成19年に5年間ということは今言われましたけれども、これは市長部局じゃなくて、さっき言った227名の嘱託職員全員を対象にということですか。市長部局の考え方ですか。

○市長（本田修一君） 先ほど19年と申しましたが、訂正させていただきます。嘱託職員制度を導入しましたのが平成20年度でございますので、平成20年度に採用された嘱託職員は、24年までということで期間の定めをしております。

このことについて、見直しをしたいということでございます。

そしてまた、教育委員会の嘱託職員につきましては、教育委員会での嘱託職員の取り扱いと、職員の取り扱いの中で定めるということが適当かというふうに思うところでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ私は、教育委員会のことを聞いてるわけですから、今市長の答弁は教育委員会は別に、別途定めてということですね。教育長、答弁してください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会における嘱託職員の異動についてお答えをいたします。

まず、公民館主事について申し上げますと、九つの条例公民館がありまして、それぞれに公民館主事を配置しているところでございます。

御案内のとおり公民館主事は、最も市民との接点がありまして、条例公民館の管理運営をはじめ、市が推進する生涯学習講座の実践。それから、校区公民館が主催する地域づくり活動及び各種機関団体を支援する業務などをお願いをしているところでございます。

長年同じ所に同じ主事が勤務することは、地域の事情把握や地域住民の方々をよく知るという意味で業務運営がより効果的かつ円滑に推進できるというメリットがあることは認識しております。

しかし、これとは逆に同じ主事が1か所に長く勤務することによるデメリットもあるわけでありまして、例えば同じ公民館主事の仕事であっても、地域や人口、あるいはまた扱ういろいろなイベント等の違いによりまして、業務量に偏りや不均衡及び公民館主事自身の地域とのなれ合いというものが生じてまいります。

そこで、定期的な異動によりまして、これまでの経験を新たな場所で生かすといった業務改善の浸透に伴う硬直化、マンネリ化の防止や気風の刷新、公民館主事自身の能力向上と人間的成長などで、市内全域における公民館業務の均衡ある推進によりまして、公民館活動の向上や活性化がより一層図られるものと考えているところでございます。

そのような観点から、毎年度末に行います。公民館主事、事務補助員、学校助手、司書補等、

対象者全員、今年も86名でございましたが、この86名を4日間にかけて面接をいたしまして、本人の健康状態、仕事への意見、あるいは次年度への意思確認等を踏まえまして、同一箇所3年以上の勤務の方を対象に異動を行ったところがございます。もちろん、特殊事情を申された場合は、その限りではございません。

これも数年前から行っているわけですが、先ほど私が学校教職員の話をいたしましたように気風の刷新というようなこと等から踏まえまして、それぞれ新しいところで、また新しいその人の持ち味を発揮していただくと均衡ある公民館活動に寄与するのではないかというふうにも考えて、公民館主事も、あるいはまた学校助手、司書補もそういう形で異動をしているところがございます。

以上でございます。

〔「委員会の答弁と全く逆の答弁だ」と呼ぶ者あり〕

○3番（西江園 明君） 今、るる教育長が模範的な答弁を、教育長がそうやって言われると、私が聞いているのは5年間というのは、市長は、そのことを聞いているのに、今長々とそういうことを言われると、言わんでよかことを言ってしまうんです。今ちょっとやじもでましたけれども、今市長部局の方では、嘱託職員の異動はないと、していないということで市長は先ほど答弁されてますから、そういうふうに理解していいんですか。確認です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保育所の保育士につきましては、合併後5年以上経過した嘱託職員を今回異動対象として異動させております。

○3番（西江園 明君） 5年たったから異動させたということですね、はい。

本庁や支所にいる窓口とか、各課にですね、いる職員というのはあくまでも市の職員、嘱託職員は市の補助的な市の職員の補助的な立場ですから、もしその嘱託職員がいなくてもほかの職員が隣におりますから、即お客さんに対してとか、電話でも対応はできると思います。

しかし、教育委員会の嘱託職員というのは一人配置ですから、同じようにはいかないわけです。そこを簡単に市長部局はしていないのに、我々委員会の中では、そういうことがしないように人事担当である総務課と協議をすると行って、ということはもう異動は極力避けるようにとか、その5年間にもこだわらないようにというふうに市長部局、総務課の方と協議をするというふうに委員会の中では答弁をしているんですよ。それが今教育長の言ってるのと全然まるっきり反対のことなんですよ。

総務課と協議した結果が、市長部局は異動させないけど、教育委員会は異動させてくださいと、異動してくださいというふうになったということで理解していいんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、今先ほど市長も申されましたが、教育委員会の場合の業務というのがやはりある程度専門的な色彩を帯びてまいりますので、それと市民ですかね、直接接する職種が多いもんですから、そうしますと当然いろいろな御意見が私どものところに出てまいります。

もう少し長くいてほしいんだけどということももちろんあります。しかし、なかなかなので今度また異動させてくれないかと、また当然御本人からも、もうここには3年、もう私はとても5年は続かないとかいろいろあるもんですから、私どもといたしましては、やはり職種以上、単なるいわゆる庁内で一般事務をずっとされる嘱託職員の方とはやはり学校助手とかあるいは司書補とか、あるいは公民館主事は違うものだから、やっぱり難儀もあったり、苦勞もされる学校職員にいたしましても大きな学校におられる学校助手の方、あるいは小さな学校におられる学校助手の方、やはりそれなりの御苦勞もあると思いますので、できるだけ公平になるようにということと3年をめどにということを行っているわけでありまして、なお、5年間は異動はさせないということにつきましては、現在今後また総務課とも協議をいたしまして、特に学校、教育委員会におられる嘱託職員の方については、ぜひそこを考慮していただきたいということも、今後協議していきたいとは考えております。

○3番（西江園 明君） では、総務課とは協議したんですか、してないんですか。

○教育長（坪田勝秀君） 協議、正式というより私の方で総務課長にもこういう事情があるので、ぜひ早めにこれを解決しましょうよということは話は持ってっております。ですから、今年度中には何らかの形で、もしそれがどういう形になるか分かりませんが、市長の考えもお聞きして、教育委員会の職員についての扱いについては別と言いますか、もしいい工夫が、知恵があればそういう方向で結論が出せたらいいなと考えてはおります。

○3番（西江園 明君） 最初、教育長が口述書をずっと読まれた基本方針的なやつと、今その前の答弁とは違うんですかね、食い違ってることは、最初はずっとるる述べられましたけど、後のやつは希望があって本人が辞めてからとか、とってこういうふうにしたというふうになれば、それはそれで理解しますけれども、だから我々に委員会の中では総務課と協議して、そういうふうになっている。肝心の総務課所管にも嘱託職員の異動はないのに、そういう発想が理解できないんです。

私は、以前も教育委員会の職員配置には疑問を感じて何回か一般質問をしてきました。

図書館の件でも、一度に3人が退職するが、職員体制は大丈夫かとただしたところ、急きょ教育委員会内で異動が行われました。昨年も新規採用の職員が、新採の職員が病気になって長期にわたって休まざるえないような配置をして、結果、係長が一人だけという系の体制になり、質問をしましたら慌てて課内異動が行われました。

教育委員会といえば、教育長をはじめ外に出れば指導する立場の所管だと思います。指導する先生たちを指導している立場なんですから、そこが立て続けに指摘をされて、慌てて対応する姿勢はどうも理解できませんが、先ほど教育長の答弁もありまして、いろいろ公民館主事のこともありました。ああ言えばもっと言いたいこともあるんですけども、もう言いませんけれども、今回も公民館の主事の異動がありました。理由は分かりませんが異動になった途端に一人の主事が辞めることになりました。志布志町だけのことを言っただけですけど、志布志町には三つの条例公民館があり、それぞれ1人ずつ3人の主事がおりますが、ここ3年ちょっとの間に何人の

公民館主事が辞めましたか、伺います。

○生涯学習課長（米元史郎君） 旧志布志町分について申し上げます。

安楽地区。

[西江園明君「何人かでいいですよ」と呼ぶ]

3名の職員が、今回まで含めまして4名の職員ということになります。

○3番（西江園 明君） ここ3年の間に4人の主事が辞めたということです。これが教育委員会の実態です。これ以上はもう申しません。

私は、いつも何回も一般質問をしております。現場の声が届いているのか、現場の声をもっと反映させるべきではないかとですね。

次に、市長のモットーというか、であります日本一のまちづくりについてお尋ねいたします。

ブランド推進担当が創設されたせいもあるでしょう。最近では日本一のうんぬんといろいろ掲げ、職員も大変のようです。

今までも何回かお聞きしておりますが、市長の考えているブランドとは何か、そしてブランド推進室とは何かをまずお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併以来、志あふれるまちの実現をまちづくりの基本理念として、さまざまな志あふれる事業を展開しているということでございます。このことにつきましては、行政執行の目的ということで、市民の最大幸福の実現をします。そしてまた、福祉の向上であり、公平・公正なまちの実現ということにつながると思います。同時に多くの市民の方々がこのまちに住んでよかったと、子供たちをこのまちに住ませたい。そして誰よりも自分の住んでるまちが大好きであり、そして誇りうるまちなんだという自信を持たせるということも目的となろうかと思っております。

そのようなまちの実現のために、志あふれるまちの実践が必要であり、そしてそれを実践するためには市民の全面的な共生・協働の協力がなければ達成されないと考えてるところであります。

そのようなまちをどのように実現できるかと考えたとき、私どもはさまざまな分野で日本一づくりに挑戦していくことが、まさにこれが実現の方策というものになるのではないかと考えたところでございます。

さまざまな日本一づくりをしていくということで、この志布志という地域ブランドを確立していくのだということでございます。

地域ブランド、志布志ブランドを確立する目的は、地域の活性化であり、市民の所得の向上につながっていくものだ。そしてまた、地域への市民の誇りと愛着が生まれるものであるということでございます。

今回4月の組織再編で、企画政策課内にブランド推進室を立ち上げたところでございます。このブランド推進室を中心といたしまして、ただいま申しましたブランド推進を図ってまいりたいと考えてるところでございます。

○3番（西江園 明君） 今、るる述べられましたが、その目的達成のために期待をし、大いに

志布志ブランド、志布志市をPRしていただきたいと思います。

そこで伺いますけど、通告書にもありましたけれども、企業と役所の連携という表現がしてありますけれども、市長が盛んに言われます環境とかというのは、どちらかというソフト的な部門かなと思いますし、ハード的というの分かりませんが、品物、物品のブランド化をどのように考えているのか。生産者がつくったものを流通させて、すなわち販売ルートを確認し、乗せて志布志の名前を売り出すことで先ほどから市長が言う地域ブランド、志布志ブランドは形成されるものと考えます。

そこで、企業が生産者とタイアップして、大々的に志布志産と銘打って、大型テナント店で販売をするから、志布志の名を売るチャンスでもあるので、記者会見等を開いて大々的にPRしたいから市長にも出席できないかと依頼をしたら、一応市長の予定はおさえましたが、まだブランド指定をしていないので、行政としては動けないとのこと。民間企業が自分で生産から販売ルートまで確保し、これからブランド化を目指そうと努力しているのに、市長の言うブランドというのは、確立されたものを言うんであって、これからブランド化を目指すものは含まないということですか、まず確認です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志ブランドというものは、地域ブランドというようなふうで考えてるところでございます。総体的に、この志布志のさまざまな産品というものをそれぞれブランド品として販売していくのは当然でございますが、その産品のみならず志布志市全体の産業振興、それからさまざまな事業についての取り組みを総体的に日本全国に、そしてあるいは世界に発信していきながら志布志という名前を高めていくと、認知度を高めていくというような取り組みが地域ブランドの発進ということになるかというふうに思います。

そのような意味合いからしまして、先日国の方で志布志港につきまして、国際戦略バルク港の指定を受けたわけでございますが、このことによりまして、この志布志という名前が全国に知れ渡ったのではないかなというふうに考えるところでございます。

この国際戦略バルク港は、今回は指定でございますので、実質的に日本一の穀物の輸入港になるべく、今後更なる努力を重ねていくということになるわけでございますが、そのような取り組みをすること自体でブランド力が、志布志のブランド力が高まっていくというふうに考えるところでございます。

そして、そのものが穀物の輸入港でございますので、その穀物の輸入によって当然畜産品が産出されるわけでございますので、その産出される畜産品について、例えば黒豚なら黒豚というのが志布志の国際戦略バルク港から使われている飼料で生産された志布志の豚というような形の認知がしていただけることによって、志布志の産品、豚肉がブランドとして流通していくというような流れになっていくのではないかなというふうに思うところでございます。

ただいま志布志港の国際戦略バルク港の指定についてのお話をしたところでございますが、さまざまな日本一を掲げて得る内容についても、それぞれがそのような流れで、志布志全体の名前

を全国に、そして世界に発信していく取り組みになるということでございます。

ただいまお話がありました特定の企業、そして特定の製品について、いまだ志布志のブランドというものは確立されてないものではなかろうかというふうに思います。

しかし、そのものが本当に日本一になるというような内容のものがあるとするれば、私自身としてはそのものは積極的に取り組み、そして支援をしまして、志布志ブランドとして確立してまいりたいというふうには考えております。

ただいまお話になられました企業につきましても、私自身としては積極的に対応をしているつもりでございます。

今お話になられたような形でのお気持ちであられるということであれば、もう少しその企業の方とお話を申し上げて、全面的に一緒になってブランド化を果たしていきましようというようなことの取り組みはしていきたいというふうに考えております。

○3番(西江園 明君) 民間の企業は必死です。志布志産という付加価値、今市長が言うブランド、付加価値が付けばですね、志布志産、志布志という付加価値に期待して補助金を出せと言ってるのではないんです。大々的に大型店を巻き込むには、行政がそこに志布志市という行政が表に出れば全然相手の受け取り方も違うわけです。

せっかく難産の末、市長が難産の末つくったブランド推進室が縦割り行政のはざまですね、つぶれることのないよう期待して、次へ移ります。

今市長が言われましたが、リサイクルを含め、環境対策にはかねがね絶対的な自信をお持ちのことと思います。

そこで、環境美化のことで伺います。

公衆トイレのことであります。

市が管理する公園、運動公園というのは公衆トイレは本当いつもきれいでですね、私はもうこれはもう自慢してもいいぐらいだと私は思います。いつもきれいです。

一方いつも汚いのが志布志港にあるトイレです。質問の前に伺いますけど、市長が言っている日本一というのは市の分だけということじゃないですね、県とか国も合わせてということですか、まずそこを確認。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

地域ブランドということでございますので、志布志市域全体、そしてまた私どもの市のみでできる内容ではございませんので、国・県も合わせて一緒になって取り組みをしていただきたいというふうには考えているところでございます。

○3番(西江園 明君) 聞いて安心しましたけれども、先般行われました生涯学習講座の開講式で、市長は挨拶の中でも「日本一」という言葉を何回か言われました。

私は、この生涯学習講座は日本一ではないかと私は思っております。

私も過去三つの講座を受講したことがあります、地方にあるこんな小さな自治体がたった2,000円で、1年間勉強できる講座が100以上もあるところなんてそんなないでしょう。

これは別として、「環境美化に努め年間100万人の入りあい観光客を目指す」と市長は挨拶されていました。先ほども言いましたが、運動公園なんかにある市が管理するトイレは清潔で、自慢していいぐらいだと思います。

ところが、志布志の玄関、志布志に来たお客さんを案内するのが観光バスといわれる、ここです。場所は市長はお分かりですか。花火大会が行われる所です。ここのトイレが汚いと市民から電話をいただきましたので、私も見に行ってきました。電話では紙もないということでしたので、私が行ったときは紙はありましたが、とてもじゃないが、出しもんも出らんごっないぐらいの汚れ方でした。すぐに港湾商工課に電話をしたところ、県の方にお願いをしますということでしたけれども、その後も私も何回か行ってみましたが、ごみは捨てられているし汚い状態です。それで、港湾商工課の方にも二、三回は電話をしました。

そしたら、先日前回電話をもらった市民の人から全然改善されていないので、直接港湾事務所に電話をしましたということでした。この人には最初電話をもらったときに、あそこは県管理ですからねと話をしたから県の施設だというふうにその人は理解をされたと思います。

でも、一般の人は分かりません。志布志市の公衆トイレとしか見ないんです。この現状を日本一の環境を目指す市長は利用する気にならない環境にあるトイレをどのように思いますか、伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私も議員の一般質問があるということで、あらためて現場を確認に行ったところでございます。

その現場は、環境的には汚れていることではなかったところでございますが、一部ごみが散見された。そしてまた、トイレトーパー等が備え付けのトイレトーパーを巻き取るところが壊れていたり、それからペーパーが用意してなかったりということでありましたので、そのときには港湾事務所に連絡してきれいにさせていただくようお願いするということにしたところでございますが、この地につきましては、そのようなことで常にしてもしても、そのような状況というようなことではないのかなというふうに思ったところでございます。現在、週2回の清掃ということでそのような汚れの具合ということになるとなれば、その回数を増やしていくということが必要ではないかなと。そしてまた、清潔の協力をお願いをするような取り組みもしなければいけないというふうに考えてえたところでございます。県の港湾事務所と今後協議してまいりたいと思います。

○3番（西江園 明君） この場所は、非常に釣り人も多いし、対岸にさんふらわあも見えますし、昼なんかけっこう昼ご飯を食べている人も多いです。それだけ訪れる人も多いから、当然利用も多く、一方ごみの不法投棄も多いのです。外に捨てるわけにいかんからトイレにごみを置いていくのです。今朝も環境対策の職員と話したら、「やっぱりごみが多かったです。」ということです。

私は、以前も1回言ったことがありますけど、このような場所にごみ箱を置くべきではないか

ということを1回言ったことがあります。とかく日本という国は規制の国と言われるように、でも規制だけできれいになるのか疑問を持つ一人です。考えてみてください。今から暑くなるシーズンです。もう暑いですが、志布志市は港から市街地に職場が集中しております。その関係から働いている人は半分以上、ここに来る人は半分以上は市外の人です。志布志の人じゃないですよ、外から来る車が多いんです。朝コンビニなどで弁当を買って、昼に公園や車中で弁当を食べて、その食べ終わった弁当殻を熱い車に置いておけますか。もう腐ってとてもじゃないけど、においが残り暑いのに夕方まで家に持って帰ることは不可能になります。だから、どっかで処分しなければなりません。結局不法投棄です。毎日道路の不法投棄の後始末にパトロール車が走っています。

子供に母親がごみの分別を指導しているのに、一步出て学校への通学は不法投棄のごみがしょっちゅう落ちており、子供の教育に悩むと話をされたお母さんもいらっしゃいました。

そこで、どこに捨ててあるか分からないごみを探して拾うのではなく、決まった所にごみ箱があれば、そこへ回収に行けば不法投棄も減ると思います。そげなこつすれば、すぐ満杯になり、何でも捨てられてしまうことになると言いたいでしょう、思うでしょう。でも、現に現在何でもどこでも捨てられて汚いんです。担当も苦情処理に大変でしょう。回収に行く所を決めた方が楽でしょう、どうですか。

公園など人が集い、憩い、そういう環境美化に努めなければならない所にごみ箱を置くことは考えられませんか、伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

何年ぐらい前になるかはちょっと覚えはないところでございますが、20年あるいはもう30年という単位になるか分かりませんが、日本全国でごみ箱の撤去が随所で始まったところでございます。ごみ箱を設置すれば、そのごみ箱にわんさかと家庭内のごみまで持ち込んでごみの撤去に苦勞すると、そのような形でなく、それぞれの市民が、国民が自分で自分の出したごみについては責任を持って、分別ないし収集に協力するというような体制が日本全体で取り組まれてきて、現在の状況があるかというふうに思います。

今、現在、どの会場に行っても公園に行っても、あるいはイベントの会場に行ってもごみの持ち帰りの協力をお願いをしているところでございます。

現実的には、今申されたような状況が、情景が発生するところでございますが、私どもはそのことにつきましては、不法投棄をされる方にそのような心ない行動はやめていただくような呼び掛け、そして仕組みというのをつくっていかなければならないのではないかなと考えるところでございます。

今申しましたように、このトイレにつきましては、トイレ周辺につきましては、いつもいつも汚れているというような光景があるとすれば、先ほども言いましたように、週2回の清掃で間に合わないとなれば回数を増やして行って、いつもいつもきれいな状態にしていくということが、心ない利用者にとりましても、そのような心ないことをするということがいけないことというこ

とを気付いてくれるというようなふうになっていくのではないかなというふうに思っております。

そのようなことをするために、実現するために、今お話がありましたように市外の車両が多いと、市外から来られる方が多いということになるとなれば、港湾関係の出入りされる業者の方の車だろうと思われまますので、港湾関係の方にこのように非常に困っているということをお話し申し上げて、そして出入りする関係業者の方にも積極的な協力をお願いするというお話の申し上げたいと考えてところでございます。

○3番（西江園 明君） 市長は言われましたけれども、してもしても追いつかん汚い状態という、さっきのトイレはですね。そういう市長が今おしゃたことは理解できます。でも現実はこの暑い時期に食べた弁当殻を車の中に、昼食べて帰るまで置いておけるかと、じゃあそれをどうしてくれるのというそういう現場の問題もあるということを考えていただければいいですから、市長が言うそういう理想的なやつは志布志は取り組んでおります。でも、せめてきれいにしておかなければならない人の憩う場所には置くべきじゃないかなと思う一人です。

副市長も今回志布志に縁あって見えて、ごみが厳しいのにびっくりしたことと思います。ついていけなくなってですね、ノイローゼになり引っ越した人もいる、志布志にはおります。責任感のあるお母さんだったんですけどですね、こういう人もいるということも事実です。次に移ります。

地域情報基盤整備事業について、またお尋ねしますので、またかと思わず誠意ある答弁を御期待いたします。

まず、難視地域の対策についてということで、前回お聞きしましたらNHKから1世帯当たり2万8,000円の補助があるので、今までの会費負担を合わせれば当面市民の負担は大きくないので、市の対策としては考えていないと答弁がありました。

先般、このような地域に住む人から隣近所はアンテナを立てればテレビも映るが、どうしたらいいかなと相談を受けましたので、NHKからの補助があるんだから、あとの維持費を考えればケーブルテレビの方が安くつくのではないですかと勧めたところでした。そうしたら、そこはNHKからの補助はないとのことでした。

前回の議会では、共同視聴地域はNHKからの補助があると答弁されましたが、補助がない地域もあるというのは、市長は前回のときは御存じだったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回の答弁の時点では、そのような地域があるということについては認識していたところでございますが、対策については考えていなかったということでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ市長は3月に答弁をしたときには、NHKの補助がない地域があるということは御存じだったんですね。

でも、そういう答弁がなかったから、私は「議会だより」にそのまんまNHKからの補助があるというふうに書きました。

今回、通告をしましてから予算書を見てみましたら、補助金が計上されているようでしたので安心したところでしたが、これも一般財源で手当てをしています。NHKとですよ、どのような

協議をしたらこのような措置、市の単独を出さざる得なかったんですか。まずそれをお聞かせください。

○市長（本田修一君） 今回NHKの難視のところにつきまして、NHKが2万8,000円、地デジ対応で助成金を出すということにつきましては、当然そういった流れになるかというふうに思います。

しかし、今回NHKの対象にならない地域につきまして、私どもといたしましては、どのような対応をするべきかということにつきまして、国の方と相談いたしましたところ、国の方では本市は情報通信基盤整備事業を導入しているのです、そのような中での対応をお願いしますというようなことであつたところでございます。

そのようなことで、今回は改めてそのような地域につきましては、本市といたしまして、独自の難視地区対策補助金の創設をしたところでございます。

○3番（西江園 明君） ちょっと答弁がずれていますが、そのNHKはどうしてこだけ対象外なんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地デジの対象、新たな導入の際に従来の共聴施設につきましては、難視ということで共聴組合が設立され、それで今回地デジに対応するときには2万8,000円されるということになったところでございますが、新たな地デジの電波を発信する際に、今回調査があつた中でNHKの放送については、受信が可能ということ。しかし、他の民放については受信が難しいというような地域がありまして、NHKといたしましては、この地域については対応ができないというような方針でされているというふうに聞いているところでございます。

そのような中での本市での難視地区対策の補助金の創設となつたところでございます。

○3番（西江園 明君） さっき申し上げました市民から相談を受けたときに、私は3月議会で市長が回答したようにNHKからの補助があるからというふうに説明したら、どうも話がかみ合いませんので、担当課の方に尋ねてみましたら、補助の対象外であるということで、理由はちょっと今の説明とは違いますけれども、対象外の地区があるということを知つたところでした。

3月議会のときの質問のときは、市長も知らずに答弁したのではないかとお聞きしたところでしたけれども、市長は分かっていたということですから、今市長の答弁でNHKが映るところは補助がない。映らんからということで、これは新しい地デジがですか、それとも昔からずっとNHKが共同アンテナをつくることからの話ですかね。今の話ですか、どっち。

○情報管理課長（徳満裕幸君） ただいま市長の方が答弁しました内容につきましては、新たな難視地区ということになります。

そして、NHK共聴につきましては、今回既に地デジ対策を行っている所が1か所があるということですので、ここはもう見れるということで対象にならないということでございます。

そして、今回NHK共聴については、志布志城山という共聴組合がございしますが、ここがNH

Kの方から対象にならないという連絡があったということでございまして、この分についても今回志布志市の支援措置で対応したいというふうに考えているところでございます。

○3番(西江園 明君) ちょっと分かりにくいんですけどね、ここで時間をつぶしたくないもんですから、ちょっとだからNHKがこう言ってきましたからとって、そこでもうちょっと、はい分かりましたと引き下がって、こんな金を突っ込むんだったらもうちょっと協議する余地はなかったのかと疑問に思うんですけども、この予算書では世帯数に単価を掛けて計算されていますけど、これは組合に補助するんですか、個人への補助ですか。

○情報管理課長(徳満裕幸君) 今回の補助制度につきましては、ただいま申し上げましたNHK共聴組合の世帯ごと。そして難視地区につきましても世帯単位ということで考えております。

○3番(西江園 明君) じゃあ、個人に補助するということですか。

○情報管理課長(徳満裕幸君) 個人の世帯ということでございます。

○3番(西江園 明君) もう少しこんな一般財源を突っ込むよりNHKとの交渉の余地があったのではないかと思いますけど。もう次に移りますけれども、通告書にありますように端末機、ケーブルテレビの加入状況と工事の進捗状況を、直近の状況でいいですから、数字を教えてください。

○市長(本田修一君) 行政告知端末機の加入状況につきましては、3月31日現在で1万3,136世帯です。

ケーブルテレビの加入状況は、6月2日現在で3,729世帯となっております。

工事の進捗状況につきましては、ほぼ計画どおりに進捗しております。6月2日現在で、伝送路設備工事が83%、センター設備工事が86%、告知放送端末の設置が完了した世帯は1万1,285件で、86%となっております。

○3番(西江園 明君) 5月に入りましてから急に各家庭に端末機の取り付け工事が行われているようです。日中不在の特に志布志方面はですね、不在の家が多くて業者も苦勞しているようですが、有料と勘違いされての申し込み漏れや、全くこういうこの事業を知らなかった人などいろいろ理由はあるようですが、このような世帯についてということで質疑する予定でしたが、これについても補助があるというふうに計上されていまして、安心したところですが、この議案上程のときも少しちょっとやり取りがありましたけれども、100%と50%のこの内訳を再度もうちょっと詳しくお願いします。

○情報管理課長(徳満裕幸君) 今回、この告知放送端末の設置費用でございましてけれども、交付金事業内に設置して申し込みをしていただくと、地域情報通信基盤整備推進事業交付金を活用しまして、実質ゼロで整備ができるというようなことでございます。

今回この告知端末機の推進につきまして、職員をはじめ各家庭まで戸別訪問をしながら推進を図ってきたところでございます。この中で、ぜひ今回設置してくださいというようなお願いを申し上げながら推進してきました。そして、この事業完了後になりますと、個人負担がありますよということも十分御説明申し上げて推進してきたところでございますが、残念ながら今回取り付

けないという方もいらっしゃったところでございます。

そのような経緯等もありましたので、今回半額補助ということで考えておるところでございます。

[西江園明君「100%は」と呼ぶ]

○情報管理課長（徳満裕幸君） 100%につきましては、4月1日以降、志布志市に転入された方、それから転居された方、それから新築住宅を新たに建てられた方、こういう方々については100%ということで考えております。

○3番（西江園 明君） 50%補助というのは、市民に対してのペナルティのような説明ですけども、先月の議案上程のときも専決処分の中で第1号補正でしたですかね。大震災の被災者への支援が計上されておりましたけれども、この中にも支援を受け取れない対象外の人もあり、どのような目線でですね、こんな判断が出てくるのかと、何を目線で判断をお持ちかというのを今回も100%補助と50%補助、同じ市民に差をつけるという発想に感心するやらあきれんやらです。

施政方針に市長はいつもあります。市長が言っている市民目線でなく、私はお上目線だというふうに感じて、じゃあ今そこで課長が50%漏れの人たちについて、いろいろありましたけれども、その差を自信を持ってですよ、「うんにゃおまんさあは50%やど」というふうに自信を持ってこの作業が職員が行えるかというのが疑問なんです。

先ほど震災のことも言いましたけれども、あのときだって知人の援助を受けている人の場合は対象外という表現がありましたけど、じゃあ誰がここを判断するのか、いや私はもらっていませんと言えばそれでいいのかと、そういう不安な要素があるのに、こういう差を市民に差を付ける補助というのを設けるというのが私は理解できないんですけど。

財務課長にお聞きしますが、今回補正を計上するにあたって、このような計上になった経緯を伺います。

担当課が予算書を作って財務の方で査定をして、副市長が市長に上げるといいます、予算というのはですね。どの時点でこの数字というのは50%、100%と決まったんですか。

○財務課長（野村不二生君） お答えいたします。

この件につきましては、所管課から上がってきた内容を財務課で検討しましたけれども、この内容につきましては、市長査定ということで送りまして、実際市長、副市長等を含めてですね、担当課と協議をして最終的な結論を出したところでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ、担当課からも最初からこういう形で提案されたということですね。議論はしたけど、担当課からの提案どおり決まったということですか、確認。

○財務課長（野村不二生君） 協議の中で、最終的な方向性が出たということでございます。一応案としては上がってまいりましたので、そういったことでございます。

○3番（西江園 明君） その協議したオブラートに包まないでいいですよ。提案どおり決まったなら決まった。協議したと言えば変わったというふうに理解してしまうんですよ、どうなんですか。

○財務課長（野村不二生君） 提案があった部分についてですね、協議をして最終的な結論を出したということでございます。

○議長（上村 環君） もう1回。

○3番（西江園 明君） そんなら担当課からは100%補助できたけれども、協議した結果50%というのは市長なんかと決まったということですか。協議という表現をされると、そういう言葉でとられるんですよ。担当課から上がってきたらそれでいいんですよ、それで。

○財務課長（野村不二生君） 今回提案をしている内容でですね、主管課の方から上がってきたということでございます。

○3番（西江園 明君） もう時間もですね、もったいないから、なんとんしれんとにとらせんでくださいよ。担当課が提出されたということは、先ほども言いましたように、担当課のお上目線というふうに私は思います。この100%と50%の差は大きいですよ。じゃあ、これに絶対的に先ほども言いましたように自信を持って区別できますか。役所側は50%補助というふうに考えていたところに、そこに私のように理屈をこねて頼まれてきたりとか、あるいは名前を出して悪いんですけども、議長が「ここはどうにかならんけっ」ちきたり、あるいは市長が「今度はどうかせんか」ときたときに絶対断れますか。もしそういうふうに、というのは後から、あの人に頼んだら50%が100%になったち。そんなうわさがたったら大変なことですから、そういう不安な要素があるような補助率を決めるんじゃないくて、先ほど一般財源でしょう。しれてますがね、40何万、50万円もないですよ。何も縛りもないんだから100%一本にはできませんか。

100台見込んじよって、そのうち20台をそのような2割の市民に50%ということ。ここに差をつけて議案上程のときには、経済効果うんぬんっち言っせえ、財政状況を見てち、ここにどれだけの財政効果、経済効果が出るんですか。

これが市長の言う市民目線というふうに思うんですか、これが市民の言う市民目線ですか、伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政告知端末放送機の設置につきましては、本事業の最大眼目ということでございますので、この推進については、一生懸命取り組んでまいったところでございます。

昨年12月末を一旦はじめの当初の締めというふうなところで取り組んでおりましたが、なかなか加入が促進されないと、申し込みが促進されないとということで、職員におきましては申し込みがされない所につきましては、特別に訪問をして推進をするようにということの指示もしたところでございます。

そして、また改めて3月31日まで工事が延期になりそうだということで、3月31日までの申し込みの期間を延ばしてしてきたところでございますが、この間にも再三再四、案内を申し上げ、そして最終的には配達証明の郵送で、この申し込みの加入の確認をさせていただいたところでございます。

そのような経緯がございまして、今回の申込率は最終的に94.2%となったところでございます

が、しかし、この事業が開始になったときには、必ずこの方々の中にも改めて入りたいという方がおられるということが出てくるということは想定されますので、それではこの方々に対応するために私どもとしましては、当初この事業につきましては、一戸当たり8万8,000円事業費としてかかりますと、そしてまた、この事業につきましては、国庫の交付金で本市の持ち出しというのはごくわずかな形で推進されるということのお話も申し上げてきたということもございまして、今回改めてそのことについて加入の申し込みがあるとするならば、さまざまな本市の持っている補助事業を勘案いたしまして、50%が適当ではないかなというような形での御提案ということになったところでございます。

私どもとしましては、本来この段階で100%ですよというようなことで、お話を申し上げたところでございますが、市民の中に私どもの家ではそのようなものは要らないということで、再三再四断られたというような形での結果ということを御理解いただければというふうに思うところでございます。

○3番(西江園 明君) 職員が今いろいろこの事業については、申込書の回収や説明会などですね、大変だったと思います。

特に借家の多い地域の担当の職員などは大変だったです。でも一方職員にとっては余計な業務ですから、回収にも個人差があり説明にも個人差がある。これはもう仕方ないことです。確実に回答をもらうまで回った職員もあれば、もう不在だったらそこで済ますことも、そしてその結果、市長が今言われたようなこともあったようです。このような職員の個人差とか、いろんなことで市民に不公平があってはならないと思います。

昨日も1日目でしたか、1番議員からこのことについて市民が理解していないじゃないか、まだ設置がないんじゃないかというふうな一般質問もありました。それが現場なんですよ。

だから、私は市民目線を聞いたんですけど、市長が今るる述べられましたけれども、じゃあちょっと確認ですけど、最近引っ越してきた人は当然申し込んでいないんですけど、これは先ほど課長の説明100%補助ということで理解していいんですか。

○情報管理課長(徳満裕幸君) 転入者につきましては、100%補助ということで考えております。

○3番(西江園 明君) ここにですすね、用紙がありますけど、私が今100%と50%の補助というのは厳しいし大きいですよということを言いたいんです。この用紙というのは、今年度から自治会の助成金の仕組みが変わりますから、企画政策課の職員が自治会や公民館単位で説明会を開催した時、配布された資料です。

かねがね議会の中でもいろいろ何回も出ますけども、自治会への未加入者が多く、執行部も加入促進には苦勞されているようです。

その一環か分かりませんが、この用紙の下の方にですすね、新年度から新規加入世帯1世帯当たりにつき5,000円の補助をするとあります。私のところの自治会でもこれがこういうのを見ましたので、3月に引っ越してきたりとか、そういう、あったんですけども、未加入者を加入してもらったりして五、六件以上追加をしたと思いますけれども、補助金を受けるために4月になって

から市役所に届けるわけです。

でも申し込みは、先ほど今市長が言いました3月まで申し込みですよ。でも自治会は、補助金をもらうためには2月、3月に引っ越してきても、もう4月に届けをした方が自治会のためには運営上楽なんですよ、大きいんですよ5,000円というのは1世帯当たり。ですから。今市長が言った行政端末は3月までと言いながら、一方じゃ補助金は出しますから、自治会の加入促進をしてくださいということで、言っていることと、やっていることが違うんですよ。

現場の方は、自治会の方は当然補助金をもらうために4月に提出するでしょう。ですから、4月以降の転入になるんですよ。典型的な、私は縦割り行政の弊害だと思う。こんな世帯も有料なんですか。だから線引きができますかというふうに聞いてるんですけど、どうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政告知端末機の市民への全世帯への加入という見込みの世帯につきましては、12月31日現在の住所がある世帯について、そのような形での取り扱いをしたところでございます。

しかし、その後一部転入等がございましたので、対応できる部分については対応しているというふうに思いますが、原則としてはそのまま線引きをして申し込みを受け付けているということでございます。

そしてまた、その後転入というような形になられた方には100%の補助というような対応になるかというふうに考えます。

○3番（西江園 明君） 100%補助ということで安心はしたんですけど、そういうふうに理解をしますけれども、先ほど言いました50%市民に、100人のうちに20人ですよ、の人が50%補助、80%は100%です、予算上はですよ。この20人のうち50%補助、これをさっき言ったいろんな要素があって、そういうふうに50%を払わないかん。この50%を例えばですよ、90人にしたら100%補助になりますよね。ちょっとここに私、手持ちがあっちの席にありますけれども、あと20%の人、2割の人を100%に補助したときに幾ら必要ですか、財源は。49万円幾らでしょう。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 50%補助の方を100%とした場合に必要な財源は、あと49万3,000円ということになります。

○3番（西江園 明君） これが市の財政にどんな影響を及ぼすんですか。

市長どうですか、この49万3,000円はやっぱり市民にとっては大きい。これがなければぼったりいかんというふうになりますか。これで市民に差をつけて、いろんな問題を不安要素を残すような決め方をして、これで突っぱねますか、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回のこの補助金の内容につきましては、先程来お話しますように、私どもは再三再四加入のお願いに回ったところでございます。

そして、最終的には配達証明という形を取らせていただいたということで、どうしてもうちは入れないというようなことのお断りがあったということでございます。

そして、この事業の中で対応するとなれば、国の交付金を活用できるのですよということもお

話し申し上げたところでございます。

そのような中での今回事業開始後の加入というような形になるわけですが、そのことにつきましては、ほかの補助金との兼ね合いも考えまして5割というような形の設定をさせていただいたところでございます。

○3番（西江園 明君） 市長が言う日本一のブロードバンドを整理してというふうにして、言ってることとしていることと市民に差をつけるということは理解できないんですが、周知の仕方、回収の仕方などですね、このことについてはよく検証して市民に不公平感が出ないようにしていただきたいと思います。

次に、工事の進捗状況についてお尋ねします。

非常に厳しい工期であることは、契約議案が提案されたときも指摘したところでしたが、やっぱり3月までは無理で6月をめどに進めますという回覧も配布されました。

業者も5月の連休もその後は土曜、日曜も休みなしの状態で工事がされているようです。契約後工事の状況はなかなか見られず、4月に入ってからそれも連休になってから急に工事車両が増えて急ピッチで工事がされているというふうに思います。こんなに遅れるということは、コンサルタントから施工業者への渡す設計書が遅れたんじゃないか、指示書が遅れたんじゃないかというふうには思うんですけども、施工業者には契約後直ちに着工できるような設計書は渡してあったんですか、伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

設計業者、そしてまた施工業者、そしてまた発注者である私ども市役所の連携につきましては、密に重ねておりまして、工程会議を度々開催しております。

そのような中で、業務の進捗についてお互いに確認をしながら業務の遂行をしているところでございます。

○3番（西江園 明君） 私の聞いたことに答弁して。

設計書は施工業者に渡してあるんですか、ということを知りたいんです。

○市長（本田修一君） 当然それは渡してあるものでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ工事が遅れているということは、施工業者が責任というふうに当初設計書を渡してあるということですね。ですから、遅れるということは施工業者の責任ということになるが、そのように理解してよろしいんですか。コンサルタントの業務はちゃんと工期内で終わっているということですね。そういうふうに理解していいんですか、お尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施工の遅れにつきましては、さまざまな事由がございまして、このことにつきましては、誠に申し訳なく思うところでございます。

しかしながら、今回私どもにとりまして不幸にも口てい疫等が発生しまして、当初の出だしが非常に遅れてしまった。そしてまた、契約の変更というものもございまして、そちらとの関連でも遅れてしまったということでございます。

このことにつきまして、設計業者、そして施工業者、その後真摯にこの遅れを取り戻すべく事業については、取り組んでいるものと認識しているところでございます。

○3番（西江園 明君） 3月から4月にかけてどこも総会シーズンですので、4月の中旬だったと思いますけれども、ある自治会の会長さんがこの事業で立てる電柱が市道、私ではない、市の管理する市道のとんでもない所に立てるように舗装が切られているが見てくれということで、私も見に行ってきました。交差点の中に突き出たような所が準備され舗装が切られておりました。電柱を立てるばかりになっていたわけですが、でも私も見てよくこんな所に建設課も許可したなと思い、支所の建設課に行ってみました。

そしたら支所は、支所の方にはこういう占用については連絡がないので実状が分からないので現場を調査してみますということで即対応してくれました。

その後、どうだったかと確認をしたところ、建設課の職員いわく「考えられません。直ちに業者に連絡し、中止します」とのことでした。こんな所に電柱を立てるような設計書を作ったコンサルタントが市長が盛んに言われます業務に精通したコンサルタント業者、資格を持ってないから業者という言葉が適切か分かりませんが、業務遂行に不安だからと大手のコンサルタント業者を契約解除し、精通していると自信を持って推薦したコンサルタントがしている仕事です。どう思いますか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回交差点に自営柱ですかね、自営柱が立ててあったということでございますが、自営柱については施工業者、電送路を施工される施工業者が仕事に当たられたところでございます。

○3番（西江園 明君） 業者が申請するんですか。コンサルタントが占用申請をするんじゃないですか、占用申請はどこが作るんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 自営柱につきましては、まずちょっと流れの方を御説明申し上げますが、この光ファイバーにつきましては、九州電力それからNTTの電柱に共架するというようなことで今回志布志市はやってまいりましたけれども、コンサルタントにつきましては、九州電力、NTTにこの添架申請をするところまででございます。

そして、その結果、その九州電力の電柱等が使えないと強度不足ということで許可が下りない場合には、その後の仕事は施工業者が、自営柱を計画して立てるということになります。

今回のケースの場合、自営柱を立てたということですので、この計画から施行については、施工業者がやっていただいた仕事ということになります。

○3番（西江園 明君） 施工業者がするのか。設計監理というのは何をやるんですか、ほんなら。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回のコンサルタントの仕事と、それから施工の内容につきましては、ただいまのこの線引きを明確にするために、仕様書の中で、ただいま申し上げましたことをば

明記して仕事をやっていただくということで実施をしたところでございます。

設計監理につきましては、全体の施工も含めた進捗、そういうものも含めた監理をばやっていたいております。

○3番(西江園 明君) もう時間がないからですね、もういきますけど。でも私も施工業者に聞いてるんですよ。いいかげんな質問はしてないんですよ。もらった設計書では、とてもじゃないけど使えなかったの、私たちの方で設計をし直ししたりして配線をルートを決めてやりますと、いうことをですね。ですから、その中で自営柱が発生したら、その分については施工業者が申請するというので、私から見れば何のためのコンサルタントかなというふうに、何のために設計監理で3,000万円も金を取っているのかなと。あとの監理をするのが現場の状況に応じて監理するのが、その設計監理というふうに私は思うんですよ。その設計監理、3,000万円も上積みした金は何のための監理かなというふうに思いますけど、そのようなところは、また調査して今後またしたいと思いますけれども、でも現場の施工業者から設計からやり直しているというのが現実です。

ですから現場の状況、どこが精通した、そんな使えないような設計書を作るコンサルタントがどこが精通したコンサルタントかと疑ってしまうんですけども、建設課長、申請書が提出されたのはいつですか。道路占用の申請書。

○建設課長(中迫哲郎君) 今回情報の関係の自営柱ということで、市道に自営柱の道路占用の申請があったのは、23年2月16日から5月末までに15件ほど出ております。随時発生したところで申請をいただいているところでございます。

○3番(西江園 明君) 建設課長、15件というのは立てる本数が15本分ということですか。それとも1冊とか、ファイルになると何百件あるっち聞いたんですけど。

○建設課長(中迫哲郎君) 申し訳ございません。15件は申請の件数で本数でいたしますと、1,130本ほどございます。

○3番(西江園 明君) 今でさえ5月20日に申請書が建設課にくるんですよ。現場が遅れるのは当たり前ですがね。建設課の方も、私もですね、尋ねにいったときに、もう書類をもらったばかりで、何百件も一度にももらったので中身を精査するところまではいっていません。それはもうそうでしょう。やっと5月20日になってからも道路占用の申請書が出てくるぐらいのところですよ。だから、私は最初聞きました。早々と施工業者に設計書は渡してあるんですかというふうに、したら渡してあると市長は答弁されましたけれども、実際使えないということですね。

ですから、もう時間がないですから飛ばしますけれども、今回設計変更を私はですね、3月議会やろうか6月議会やろうかといつも思いながら出ているんですけど、設計変更の議案が提出されないなというふうに思っていたんですけども、先ほど全協の中で追加議案で出したいということで、市長が説明をされましたけれども、これをですよ、今からまだ6月いっぱい終わって設計変更までできて、例えば普通、役所であれば決済をして、そして議案を提出して6月末まで終わりますか、そういう作業が現場が終わって精算がとれるんですか。

○情報管理課長(徳満裕幸君) ただいまこの工事にかかる事務を進めているところでございま

すが、まず数量確定というところを今週末頃までに確定するというところにいたしているところでございます。出来高の数量確定ができないと全体の工事ができないということでございまして、今その作業を行っているところでございます。

○3番（西江園 明君） 今議会中に工事が終わるか、6月末までですから、その前に今週中にめどを出すということですが、それを設計書を作って決済を受け、議案を作る準備をして間に合うかなと、施工業者が泣くことがないようにですね、そういうことでお願いします。

私は今ですね、先ほど有料で100世帯分追加をしてありますけれども、先ほど市長は申込率が94.何%ですよ、余裕があるわけですよ。別に市民からお金とか一般財源を出さnden、設置個数には財務省の方が何か6月いっぱいまでに工事を終わらんないかんということですが、まだ戸数は余裕があるのに、何で一般財源をつぎ込んでせんないかんのか、まだ今から申込書をじゃんじゃん受け付けて、全世帯で発注してるでしょう、発注世帯は、どうなんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 現在のまだ申し込んでない人も、今からでも間に合うのかということですが、この工事をするに当たりまして事前に施工用の設計図書、これを作るということになります。

そして、施工業者の方々はこのどこに何を付けるというものをば施工用の設計図書を作成して、それから現場に行って工事をするというところでございます。

この分について、施工業者等々もいろいろ協議したところですが、3月末までに確定したものではないと6月まで工期には間に合わないということで、今回はそのような理由で施工ができないということになります。

○3番（西江園 明君） 全世帯で発注しているんですよ、世帯はですよ。でも、施工は90何%、だから申し込み100%ないんだから世帯数には余裕があるわけですよ、単純にいけばですよ。

今課長の答弁では3月までうんぬん、だから私は財務とか6月という工期にこだわらずですよ、事故繰越しをしたんだから1か月延ばして、2か月延ばして、契約工期の変更は議決事項でもないですよ。だから、その地デジのやつは仕方ないとしても、そっちは急がんないかんとしても、今から申し込みを、工期を延ばしさえすれば、一般財源を使わなくても余裕があるんじゃないですかということをお願いなんです。財務省とかそういう事故繰越しのことで協議する余地というのはないんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回の志布志市の事故繰越しにおける期限ですが、6月30日までに必ず終わるようにということで、九州総通局から強い指導を受けているところでございます。

○3番（西江園 明君） さっきのNHKとの交渉の余地もなかったのかと言いましたですが、その辺も交渉の余地で、一般財源をこれだけ使うんだったら、残すわけですからね、100あつとを90しかつてなくて、そんな余地を考えれば一般財源を使わんでも工期を延ばせばできたんじゃないかなと私は思うんですよ。

ですから、さっきの述べてました。急いで契約変更して施工業者が泣くことのないようにコンサルタントは3,000万円も高く、ぬれ手であわで落札しているわけですから、工事の施工業者が泣き寝入りにならないことをお願いをしたいと思います。

次に、裁判のことでお聞きしますけど、今裁判はどこまで進んでいるんですか。確か5月にもあったと思いますけど。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

裁判につきましては、第1回口頭弁論が2月22日に開催され、5月17日に第2回口頭弁論が開催されたところでございます。

なお、第3回の口頭弁論については、7月11日の予定となっております。

○3番（西江園 明君） 分かっていますけれども、議会だよりに掲載の関係から再度お尋ねしますが、弁護士に支払った金額と支払日と支出費目を再度お尋ねします。お聞かせください。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 現在まで裁判にかかる費用としまして、弁護士にお支払いした額でございますが、着手金としまして10月7日、52万5,000円支出をしております。

それから、旅費等でございますけれども、一般管理費、総務課の一般管理費の中から報償費として10万円、2回分を支出しております。

○3番（西江園 明君） じゃあちょっと時系列でお尋ねしますけれども、私は9月議会の一般質問の中で、この事案は裁判になると、可能性が大きいですよと言いましたが、一般質問はですから9月の上旬に行ったわけですけども、告訴状が届いたのはいつですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 9月22日付けで東京地裁から届いております。

○3番（西江園 明君） そして、9月いっぱいには議会ですから、その後先般課長は3人の弁護士と面接をしたとの答弁ですが、9月22日に届いて訴状が届いて、弁護士と面接したのはいつですか。

○議長（上村 環君） 答弁準備のためしばらく休憩します。

○

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○

○議長（上村 環君） 野村議員、早退です。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○

○議長（上村 環君） 会議規則第83条の規定により、会議録署名議員に丸崎幹男君と野村公一君を指名いたしました。野村公一君が早退したため、会議録署名議員に平野栄作君を追加して指名いたします。

○

○議長（上村 環君） ここで、先ほどの西江園議員の一般質問に対し、生涯学習課長、情報管

理課長から訂正の申し入れがあります。発言を許可します。

○生涯学習課長（米元史郎君） 先ほど西江園議員の質問に対しまして、私の答弁が、「3年間で4名」ということを申し上げましたけれども、20年度におきまして、体調不良によって5か月で退職された方がいらっしゃいましたので、正確には「20年3月から23年5月までの間に3公民館で退職された方は5名」ということになります。

おわびして訂正をお願い申し上げたいと思います。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 先ほどの西江園議員の御質問の答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

裁判費用として支払いをしました着手金の支払いを10月7日と申し上げましたが、正しくは11月11日でありました。

次に、報償費から10万円支出しましたと申し上げましたが、正しくは10万5,000円でございます。支出については6月16日の支出予定でございます。

以上、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○3番（西江園 明君） 11月11日に支払ったち、市長はこの前の3月議会では10月7日と答えているんですよ。3月議会までどうなんですか、こんなことを時間をとりたくないですけど。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

負担行為の日が10月7日ということでございます。そして、支払いが11月11日ということでございました。

○3番（西江園 明君） 9月末までが去年は議会だったですけど、3人のさっき弁護士と面接をしたということでしたけど、弁護士と面接したのはいつですかと聞いたんですけど、どうですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 3人の弁護士に面会しましていろいろ相談をしたところでございます。

町村会の弁護士につきましては、5月26日に面談しております。

それから2人目の弁護士でございますが、7月20日でございます。

それから、現在弁護人契約をしております弁護士につきましては、7月28日でございます。

[西江園明君「7月」と呼ぶ]

○情報管理課長（徳満裕幸君） 7月28日です。

○3番（西江園 明君） 7月って去年の7月のことですか。

じゃあ訴えられない前に弁護士と面接をしっせえ決めていたということですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回の場合には弁護士の先生に、この契約の内容の相談ということで、その内容での相談ということでございます。

[西江園明君「答弁になってない、弁護士と、その決まる前に弁護士と決めてたのかということですよ、訴えられる前に聞いてる」と呼ぶ]

○情報管理課長（徳満裕幸君） 相談ということで、7月28日まいりまして、10月7日の日でご

ございますが、コンサルタントとの損害賠償請求立件に係る弁護士契約を結んだところでございます。

○3番（西江園 明君） もう相手からじゃあ訴えられる前に、もう裁判を見込んで、弁護士を決めて、それを見込んで相談しているということですね。そして、入札したのは確か7月初めで、10日過ぎだったですよ。その後にもう弁護士と裁判になっどということで、そういうふうな相談をこの宮崎の弁護士と7月28日に相談してるということでしょう、確認ですけど。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 裁判ということではなくて、あくまでもこの契約内容についての相談ということでございます。

〔西江園明君「宮崎の弁護士かということ」と呼ぶ〕

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回3人の弁護士の先生に相談しましたが、全て契約内容についてということでございます。

○3番（西江園 明君） 宮崎の弁護士と相談してるのかと聞いてるのに、ちごたこつ。

支出負担、でも3月の議事録では10月7日というふうに確かなってると思うんですけども、支出負担行為が10月7日ということで市長が今訂正をされて、先ほども課長が11月11日に払ったということで訂正がありましたけれども、私はこの件については何回も聞いてきまして、弁護士費用がいつ出っくつとやろかいと思ったら、やっと3月議会で出てまいりました。

そして、3月議会で10月7日に予備費から52万5,000円支払ったという答弁をあったわけですから、このことを議会に説明をしたのかということを知りましたら、全協で説明したと答弁をされました。えっと思いました私もですね。私はもちろん聞いて記憶もなかったの、本会議場です、この場で言ったの、いや聞いてなんて見苦しいやり取りはできませんから、後でほかの議員にも確認してみようと思いましたので、その場は3月議会は終わったわけですから、でも私の一般質問がそのときは確か最後だったものですから、議会終了後、副市長とちょっと課長は記憶にないんですけども、課長だったと思いますが、市長の答弁に対してですね、あのよう答弁はしたが、全員協議会で説明したということは定かではなく記録もありませんと言ってられました。私も議会事務局にも聞いてみましたが、そのような記録はありませんとのことでした。同僚議員にも尋ねたんですが、その大事なことだったら覚えているよ、聞いた記憶はないとのことでした。私が尋ねた議員の中で一人だけ聞いた人がいましたが、その全協はいつの全協で説明したんですか。

○議長（上村 環君） 答弁準備のためしばらく休憩します。

○  
午後1時09分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（上村 環君） 会議を再開いたします。

○3番（西江園 明君） 通常、議会の中の全員協議会の中で市長が説明するときには口述書は

作ってありますよね。口述書に基づいて説明をするんですけども、その口述書というのは担当課が作るんですか、総務課が作るんですか。総務課長で結構ですよ、全協での説明。

○総務課長（溝口 猛君） 全協の口述書につきましては、担当課の方で作ることになっております。

○3番（西江園 明君） じゃあ今担当課長もお見えですけども、その日程とこのときの口述書というのは担当課では作ってあるんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 情報管理課の方で口述書は作成をしております。

[西江園明君「いつやった全協は」と呼ぶ]

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今ちょっと確認しています。

○3番（西江園 明君） じゃあ全協で説明したということ、そのときの口述書は作ってあるということですね。全協はいつか分からんかですね。

ここにですね、9月28日、最終日の議会で全協があったわけです。このときの全協で情報管理課分もありますけれども、このときの全協で説明したことは、裁判に訴えられましたという報告のことはこのときにしています。そのことは全協で説明を受けてますけれども、支払ったとか、いつ支払って、裁判着金が幾らとかというのは一切そういう全協、だから全協はいつの全協であったかと聞いているんですよ。じゃあ結構です。

議長、続けます。

じゃあ課長、どうしても説明したというふうにおっしゃるんですね。

分かりましたか。いつの全協か分かった。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 口述書については、口述書の中身とあとQ&Aを付けておりまして、その中で説明をされたというふうに思っております。

○議長（上村 環君） 分かりました。

○3番（西江園 明君） 口述書はあって、それをいつ使ったかも分からんわけですか。どうしても説明したというふうにおっしゃる。おかしいでしょう。一般質問の中で12月の私の一般質問の中で宮崎県の弁護士に依頼しましたと、はじめてそのときに答えているんですよ、宮崎県の弁護士は。

だから、それだったらそれで時間的余裕がなかったから、こういうふうになりましたと、後で処理しましたという報告でもすればいいんですけども、もう隠そう隠そうという姿勢しか見えてならないんです。

こういうことは、じゃあ事前に議長にも相談も何もなかったんですかね。先ほど報償費も何か払ったという出てきますけれども。

市長、議長にも一切相談せずにしたということですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

着手金、そしてまた報償費の支出についての議長への報告等はしておりませんでした。

○3番（西江園 明君） もう時間がないからですね。言ったの言わないのは、またそれは後か

ら答弁をいただくこととして、この事業が市民のためでなくケーブルテレビの会社のためのBTVのための事業ではないかと、今までも盛んに述べてきました。行政告知放送だけだったら理解するんですよ。

そこで伺いますけど、市長は職員に対してケーブルテレビの加入をどのように話をされていますか、勧誘を含めてですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の情報通信基盤整備事業につきまして、CATV事業を同時に導入するということについて、市民の方々にお知らせするようにと。

そして、その経営についてはBTVの方にIRU契約でお願いするというのでお知らせするようしております。

そして、その契約のCATVの加入については、BTVの方でされると、そしてまた新たなCATV事業の中に市民チャンネルが開設されるというような内容の説明をするようには職員には指導をしております。

○3番（西江園 明君） 私が聞いているのは、市長が職員に対して、BTVにケーブルテレビに加入するように、職員は加入するようにといい話をしていませんかということを知っているんです。

○市長（本田修一君） 今回CATV事業が導入されると、その中で市民チャンネルも開設されると。そしてそのことは、市民の方にも積極的に加入していただけるようお願いするというので、職員についてもそのようなことについては前向きに積極的に取り組むようにとというようなことの話はしてきているところです。

○3番（西江園 明君） 事業に積極的か、職員からも市長から加入しろということだったと不満の声も出ているんです。

BTVの営業の人も正々堂々と市長が係長以上には加入するようと言ってきていますと、堂々と話をしているんですよ。以前も何人かの議員から全協の中でも出ました。職員がBTVの営業的な勧誘業務はおかしいからしないようという指摘もありました。

市長はそこまでBTVの営業をしなくてはならない理由があるんですか。なぜ職員に加入を勧めるのですか、もう1回そこを簡単に簡潔にお願いします。

○市長（本田修一君） 今回の事業につきましては、市内全域に光ケーブルが市内全世帯に光ケーブルが敷設される事業と。そしてそのことによりまして、行政告知端末機の設置と、そしてCATV事業が開設されるということでございます。

この事業を通じて、私も本市の市民の一体感を醸成するための情報伝達的なものを構築したいということでございますので、このCATV事業の中に市民チャンネルも開設されて、そのことによりまして、市の行政情報等が市民の方々に直接的に絵としてお届けできると。

そしてまた、そのことによりまして、市民の方々の一体感、そしてまた市民の方々が行政が何をやっているか。そしてまた、こういった方向に進もうとしているのか。また市民の方々がどう

いったことをされているのか、ということを知られるシステムだというようなことでございますので、このことについて加入については、積極的にお願いしたいということで話をしているところでございます。

市民の方々にそのような形でお願いするという事になれば、推進する私どもとしましては当然じゃあ市民の方から、あなたはそういうふうに進めるけど、入っているのと言われたときには、いいえ私はこれこれに入ってませんということは言えないのではないかなというようなふうにいるところでございます。

さまざまな事業について私どもが取り組んでいる中で、そのことについて職員として共に一緒になってやっていただけるのが当然ではなかろうかというようなことで、職員については加入について積極的に対応していただくようお願いしているところでございます。

○3番（西江園 明君） 職員も給料は下がった上に懲りずにまた入る、そんな不満というものですね、そこまで市長が職員に言うべきなのかなと私は疑問に思います。

ここにですね、一通の手紙が、昨日か一昨日いただきました一通の手紙があります。匿名のため差出人は不明ですが、私の議会だよりを読んだので、この事業に対して、またほかの市政に含め、市政に対しての厳しい意見の内容の手紙でした。

この中に裁判のことに触れてあって、市民の税金で裁判をしているんだから、議会だよりで裁判の経緯を知るのではなく、市報で詳しく載せるべきではないかとの意見がありました。私は3月議会のことでも、ちょっと一部触れましたけれども、どうですか、市長。市報に経緯、経過を報道すべきではないかと私は思うんですけど、お尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議会だよりを通じまして、西江園議員の一般質問の中で度々裁判のことが出ているということで、私どもとしましても予算的な処置をしておりますので、この裁判については、内容をどの程度まで盛り込めるかどうかはまだ検討してないところでございますが、裁判が起こされていると、訴えられているという内容については掲載をしてみたいと思います。

○3番（西江園 明君） 3月議会と違って一歩前進して、市報に掲載するということでしたので、ぜひそのことをですね、お願いをしたいと思います。

この事業につきましては、今までも散々言ってきましたように、議会への説明とは違ったことが事業費にしろ、後から後から先般の一般質問でも出ました。おかしいところが出てきます。隠しているんじゃないかと思われても仕方がないようなことが多々あります。後からでも説明を受けていけばですね、言わんでんよかこつ、聞かなくてはならなくなるんです。このできるだけ隠して進めようというのが本田市政の姿勢なのかと疑ってしまいますけれども、まだまだお尋ねしたいことがあります。時間がありません。

運営会社やBTVに決めた経緯、IRU契約などですね、疑問に思うことが多々ありますけれども、もうすぐ供用開始ですので見守っていきたいと思います。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

次に、18番、東宏二君の一般質問を許可します。

○18番（東 宏二君） 一般質問を通告しておりましたので、通告順に従って質問をさせていただきます。

最初に、3月11日に起きた東日本大震災で被災された方々にお見舞いを申し上げます。一日も早く復興を願う一人ではあります。

では、通告順に従って質問をさせていただきます。

5月31日付けの新聞で、九州から唯一穀物バルク港として選定をされたとの報道がありました。大変うれしく思い、これからは志布志港は変わっていくんだ、大きい港になるんだということで大変期待を寄せています。これからがスタートだと思っております。

港ができて道路アクセスが遅れてはならない、都城志布志道路の完成予定も未定であります。

バルク港の完成年度は、2020年度とのことでございます。都城志布志道路も港完成年度に合わせて全線開通しなければ港の機能は十分発揮できない。そこで、市長として国・県にどう働き掛けをされて、今後どう取り組んでいかれるのか、お聞きいたします。

○市長（本田修一君） 東議員の質問にお答えいたします。

都城志布志道路につきましては、九州縦貫自動車道都城インターチェンジと志布志港を連絡する自動車専用道路であります。

整備状況につきましては、現在、末吉インターチェンジから有明北インターチェンジ間、五十町インターチェンジから梅北インターチェンジ間が供用されており、志布志市内及び都城市内の整備区間において用地買収と橋りょう等の工事が進められております。

県境区間は、計画区間のままですが、一部、環境影響調査が実施されております。また、本年4月には、志布志インターチェンジから志布志港間、梅北インターチェンジから諏訪山インターチェンジ間が整備区間に指定されまして、この区間も事業着手されるところであります。

これまでの取り組みにつきましては、都城志布志道路建設促進協議会をはじめ、大隅総合開発期成会や曾於地区土木協会と連携をとりながら、国土交通省、九州地方整備局、地元選出国會議員、鹿児島県、宮崎県など関係者に対しまして、都城志布志道路の必要性を訴え、早期完成に向けた要望活動を行っております。

今後の取り組みですが、志布志港が国際バルク戦略港湾に指定され、物流拠点として志布志港の機能強化が図られるためには、都城志布志道路の早期完成が不可欠でありますので、今後は更に強力な要望活動に取り組んでまいりたいと考えます。

○18番（東 宏二君） 今、認識どおりの説明でございました。私もそれは持っております。

今後、取り組み方で完成年度も未定ということで、2020年にはもうバルク港も供用になるんだということで新聞報道がされております。その中で、この都城志布志道路はですよ、何年に計画があったわけですかね、何年今たっていますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昭和62年に、志布志線が国鉄志布志線が廃止になりまして、その後、平成2年に都城志布志間

高速道路対策特別委員会の設置が都城市の方でされております。

平成3年に都城志布志間地域高規格道路建設促進協議会が設立され、平成6年に全線40kmが計画路線に指定がされております。

○18番（東 宏二君） 平成6年ということは、もう15年目に入っていますよね。15年目で供用開始は何kmですか。今供用、現在、ちょっとお聞きします。

○建設課長（中迫哲郎君） 今、供用開始が末吉インターから有明北間が約8kmでございます。それから、宮崎県側五十町インターから梅北インターまでが約3kmとなっております。

○18番（東 宏二君） 今建設課長の方から合計で宮崎県と鹿児島県で11kmの供用開始だと、15年かかって11km、港のバルクの供用開始は2020年、あと9年少ししかない。この中で、先ほど市長の方で取り組んでいくということで期成会等いろいろな形で取り組んでいくということだったが、手ぬるいような感じがするんですが、このバルク港を指定を受けて、道路アクセスが整備されないことには志布志の港は機能を果たせないと思うんですが、その取り組み方がですよ。ちょっと遅いんじゃないですか。やはり市長として、やはり国・県に要望をしていくのが、当然されると思いますが、やはり地元の国会議員ももちろんなんですが、やはりいろいろな企業、団体の方々と力を連携しながらですね、やはり早期実現をしていかないと間に合わないと思うんですが、このことについて市長は業者、企業とかそういう団体に、今もう既に呼び掛けをされておられると思いますが、その辺どうですか。

○市長（本田修一君） 先ほどお話し申し上げましたように、大隅総合開発期成会、それから曾於地区土木協会、そしてまた、関係機関にも働き掛けをしているところでございます。

今回の志布志港の国際戦略バルク港の指定を受けまして、更に取り組みを強化してまいりたいということでございますが、国自体もこの志布志港というものの重要性を認識され、国際バルク戦略港に指定があったということになろうかというふうに思います。

そのようなことから、その機能性を高めるために、今回特に志布志インターチェンジから志布志港間の区間、あるいは梅北インターチェンジから諏訪山インターチェンジの区間が整備区間に指定され、この区間も事業着手の流れとなっているということでございますので、開港がなされるまでには、必ず全線の開通が図られるのではないかな、そしてまた、それらに沿うような形の運動は更に強化して取り組みをしてまいりたいと考えます。

○18番（東 宏二君） 宮崎県の方では、国交省、また宮崎県の直轄事業、鹿児島県でも直轄事業ということで県がやっているわけですが、ここでやはり五十町と鹿児島県境の中で、宮崎県の直轄事業で進みが悪い、進捗状態が悪いということで、まだ県境の方が調査区間ですか、やっとなんとか埋蔵文化財とかいろいろな形でそういうのを今やっていますが、あと今市長の答弁では何とかバルク港の供用開始までにはお願いをしていくんだということなんですが、この国交省、宮崎県、鹿児島県ということで何か壁があるんじゃないですか、その辺どうですかね。

○市長（本田修一君） 私自身も市長に就任当時は、この区間が計画区間で長い間おかれているということにつきまして、県同士あるいは河川、国道事務所同士で縦割りになっていて連携が取れ

ていないのではないかなということを懸念したところでございます。

その後、このことについて関係機関に県ないしは国道事務所の方にお尋ねしましたところ、決してそういったことではなく、連携してこの区間の指定に向けては取り組みをしているということでございますので、今後もそのような形で更に整備区間への格上げを目指してまいりたいと思います。

○18番（東 宏二君） あのですね、事業当初は志布志から始まって都城からきて、両方からきて、早期実現になるということで、当時の町長もお話をされておられました。これが逆ですね、進んでいない。あと10年で供用開始になるのかは、今から市長、いろんな形で陳情活動もしていないといけない。また予算も確保して、あるいはそういうバルク港という指定を受けたわけでございますので、国・県も変わってくるだろうと思いますが、やはりここにですね、24人の議員の方もおられるんですよ。行政でできなければ、やはり議員の方にもですよ、いろいろな形でですよ、お願いをしていくのが当然じゃないですか。我々も一生懸命バルク港を応援してきたわけですので、その辺はどう考えていますかね。

○市長（本田修一君） 推進運動につきましては、当然議員の皆様方のお力もお借りしながら進めていかなきゃならないというふうに考えているところでございます。大隅総合開発期成会、そしてまた南九州地域の総合開発期成会においても、議長もその一員として参加しておりますので、その中でこの路線についての推進もしているということでございますので、実際に具体的な総決起大会、あるいはまた大きな形での取り組みということになれば、議員の皆様方についても全面的な御協力を賜った形で開催がされなければならないというふうに考えるところでございます。

○18番（東 宏二君） 我々が一番危惧しているのが、やはりこのバルク港が供用開始になってこの重要な都城志布志道路が開通しないと、都城も畜産県ですよ、それと結局は業者系の方が、今、日本ハムとか伊藤ハムとか鹿児島県、宮崎県に預託で農場を持っておられます。その方たちがやはりこの港に近い所に工場を持ってきて、直営で飼料を供給するような話も聞いております。

その辺で、やはりそういうことが一番道路アクセスがよくないと、あるいはそういうコスト高になるわけだから時間がかかると、そういうことで、私も一般質問をしているんですが、ちょっと手ぬるいような気がするもので、その意気込みをもう1回ちゃんとした形で答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） ただいまお話になられましたように、志布志港の重要性というのを認識されて、この地域にさまざまな方々が進出してきていただけるという流れになっているということは本当に有り難い話でございます。

当然、都城志布志道路の開設があった上で、この志布志港の機能性が高まるということでございますので、現在もこの推進については、最大限に尽力をしているつもりでございますが、更に努力を重ねてまいりたいと思います。

○18番（東 宏二君） 港湾関係の企業の皆様もですよ、取り組んで一体となって、ちょっと企

業の方々も冷え込んでいます。

やはり、市長の方からお願いをしていって、やはり一緒にやりましょうよというようなことでお願いをすればですね、今バラバラのような気がするんですよ。14番議員も言いましたけれども、やはり一緒になって取り組んでいかないとですね、このバルク港も成功しないと思いますので、その辺はまた協議をしていただいて、理解ができる形でやっていただければ道路も早くできるのではないかなと思っておりますので、その辺も要請をしておきます。

次に、東九州自動車道路は、大隅の弥五郎インターまで開通をしていますが、志布志市内では用地買収がどこまで進んでいるのか、バルク港の開設に間に合うのか。今後の取り組みをお示してください。また、バルク港として東九州自動車道は必要不可欠だと思いますが、市長はどのような認識でこの東九州自動車道に取り組んでいかれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

東九州自動車道につきましては、北九州市から鹿児島市に至る高速自動車国道で、志布志から末吉財部間、清武から日南間は新直轄方式で事業が進められております。

整備状況につきましては、現在、曾於弥五郎インターチェンジから末吉財部インターチェンジ間が供用されております。志布志から曾於弥五郎インターチェンジ間及び清武ジャンクションから日南間の整備計画区間におきましては、用地買収と橋りょう等の工事が進められております。日南から志布志間は基本計画区間のままですが、一部環境アセスメントの手続きに向けた調査が実施されております。また、本年2月には、鹿屋串良インターチェンジから曾於弥五郎インターチェンジ間の供用目標が、平成26年度と発表されたところでございます。

これまでの取り組みにつきましては、東九州自動車鹿児島・宮崎建設期成会や東九州自動車道建設促進協力会など関係団体と連携をし、国土交通省、九州地方整備局、地元選出国會議員などに対し、東九州自動車道の必要性を訴え、早期完成に向けた要望活動を行っているところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 用地交渉がどこまでという御質問でございますが、鹿屋串良～曾於弥五郎間17.7km区間につきましては、おおむね96%進んでおります。

それから、鹿屋串良から志布志までの19.2km区間でございますが、約66%となっております。申し訳ありません。平成23年1月末の現在でございます。

全体といたしましては、87%の用地の進捗ということでございます。

○18番（東 宏二君） 今建設課長の方で用地買収の方をお願いをどこまで進んでいるのかお願いしたわけですが、全体で87%ですか。それと、鹿屋串良の方がちょっと遅れている、串良～志布志間が遅れてるような気がする。この原因は何かあるんですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） 遅れているということではございませんで、今先ほど市長が答弁しました26年までの供用ということで鹿屋串良までの供用を急いでいるというところでございます。

○18番（東 宏二君） 市内の状況ではどの辺りがまだ用地買収に入っていないか、分かってお

ればお聞きをしたいと思いますが。

後でいいですよ分かなければ、もう後でいいですが、時間ももったいないです。

この東九州自動車道も宮崎まで延びていく計画でございまして、志布志～串間間、日南間の間がまだこういう具体的な案も出ていない。ルートも出ていないような気がするんですが、この志布志から有明を通り大崎を通って串良、鹿屋の方、逆に言えば、志布志から乗れば弥五郎までいった方が近いような気がするんですが、この全線開通の見通し鹿児島県内、どう予測されておられますか。

あと何年ぐらいだと市長は思っておられるのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話し申し上げましたように、曾於弥五郎から鹿屋串良間が平成26年度までに開通させると、そして平成28年度以降、志布志まで開通させるということの発表があったところでございます。

この路線につきましても、志布志港が国際戦略バルク港として機能性が発揮できるまでには、開通ができるものというふうに思うところでございます。

○18番（東 宏二君） あと5年すれば、ある程度の供用開始になるということなんですが、東日本大震災で大きな痛手を受けている東北地方がですよ、今度どういう復興の形になるのか。増税で賄われるのか、それとも一部地方の事業を停止して復興に充てるのか、見通しは分からないわけですが、そのバルク港に間に合うような形で我々も理解をしていいわけですかね。その辺のことは、見通しはもうついているということで理解をしてよろしいわけですか。

○市長（本田修一君） 私どもとしましては、国会議員の皆様、先生方にバルク港の指定を受けていただいたので、きちりそのことについてはそのような機能が発揮できるような港の整備に一日も早くしていただきたいと。そして、そのためには予算を付けていただきたいという要望をすることでございます。国の方針もそのような形でされているというふうに理解するところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほどの志布志市内の関係でございまして、面積ベースで、今約38%ほど進んでいるところでございます。主に宅地やら建物の補償とか、そういうのを優先させております。

したがって、農地、比較的農地の多い肆部合とか野井倉地区がまだ進んでいないという状況でございます。

○18番（東 宏二君） 38%、農村部がまだ進んでない。建物優先ということで買収がなされていてということですが、やはり早くですね、この買収を進めていかないとは、事業は前に進まないと思うんですよ、まず買収から先にして買収が終わったところからどんどんやっていくというような形、市道でも県道でも一緒だと思います。その辺のことをですよ、やはり道路公団なり国なりにですね、早くしていただいて一日も早い開通を望んでいるわけですが、当初予算で志布志から曾於の末吉までの20年度で73億円ということでしたが、今年の予

算の見通しはどのぐらいの予算が付く予定でございますかね。分かっておればお知らせを願いたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 今年の予算でございますが、昨年度が議員が御指摘のとおり73億円ということでございますが、本年度は67億4,000万ということで内示がなされているところでございます。

○18番（東 宏二君） 6億円ぐらい少ないような、少ないわけですよ。20年度は補正で1億円また後で補正があったようでございますが、やはりこれがまともにきて67億4,000万円。

先ほど言いましたように、地震の東北地方の復興に充てればまだ減る可能性も出てくるのではないかというような気がするわけでございますが、市長としてやはりこの予算をです、できるだけ少しでも多く、またこれ以上に確保するような形でですね、国・県またはいろんな形で要望をしていただいて、このバルク港の供用開始に向けてですね、この全線開通を頑張っていただきたいと思っております。

この件は終わります。

次に、国道220号線は、志布志市街地から有明の通山付近まで朝夕車が多く渋滞になります。今のままでは大変なことになるのではないかと思います。

湾岸道路も計画がされているようでございますが、国道の方もバイパスなり整備をしていく必要があるのではないのでしょうか。このことについて、市長はどう考えておられるのかお聞かせを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国道220号のバイパスということでございますが、国道220号につきましては、大隅半島を横断して志布志から鹿屋、垂水、国分へ延びる国道になっております。

しかし、海岸線を通り抜ける道路が市街地近くになく、時間帯によっては渋滞が発生しているというような状況であります。

本市としましては、このような現状を改善し、交通流の緩和、沿岸環境の改善、海岸沿線の市町との交流促進などに寄与する道路としまして、志布志湾岸道路を提案しているところであります。

これまでの取り組みとしましては、地元国会議員の皆様にご相談しながら、行政懇話会や土木事業推進会議等、各種会議におきまして要望しているところでございます。今後もこのことにつきましては、今回志布志港のバルク港の指定がございましたので、引き続いて各種会議におきまして要望を重ねてまいりたいと思います。

○18番（東 宏二君） 昨日も4番議員の質問の中で湾岸道路が出て、防災にも向けた道路だと、必要な道路だということで質問があったわけでございますが、やはりですね、今でも港から国道に出る信号待ちが、多いときで五、六回ですね、スムーズに通ったことが1回もありません。信号機をつくれれば国道優先で時間も枝線から出てくる信号の時間は短いわけでございますが、国道が優先的に長いわけでございます。その中でですね、やはり港から荷物を積んだらトラックがで

すね、スムーズに出やすいやはりそういう湾岸道路なり、国道220号線のバイパスですよ、をつくらないと大変なことになると思っております。今でも大変なことですので、その辺は市長も分かっておられると思いますが、昨日もグリーンロードの関係も出ました。グリーンロードも朝夕は多いですが昼はあまり通ってません。やはり220号線がやはり主道路として利用されているようでございます。

そこで鹿屋方面、宮崎・日南方面の方に出るわけでございますが、この枝道ですね、信号をなくしてやはりバイパスをつくっていただくような形、信号があると、高速道路みたいにもう信号をつくらずにですよ、インターみたいな形で国道に乗り入れるような形が一番私の考えでは混まなくてスムーズに行くのではないかと思うんですが、この事業について湾岸道路なのか、220号線のバイパスなのか、その辺の位置付けがちょっと分かりませんが、この見通しはどうなんですかね。国会議員とか、私が今質問したものに対しては国会議員とかいろんな期成会で皆さんにお願いをしているということなんですが、この見通しはどう市長は見ておられますか。

○市長（本田修一君） 昨日丸山議員の方にも答弁を申し上げましたように、現段階では大隅総合開発期成会の懇話会での御提案申し上げまして、協力をお願いしていると、そしてまた国会議員の先生に構想としてお話を申し上げているという段階でございます。

今後、この都城志布志道路の整備、東九州自動車道の整備というものが進むとともに新たな道路のアクセス道路の整備等。そしてまた、国際バルク戦略港湾が開始となると新たな交通量の発生があるということで、この構想についてはしっかりとした計画路線として位置付けてもらえるような取り組みをしてまいりたいと考えます。

○18番（東 宏二君） 昨日の質問でも港からいけば西側の方だけのバイパスのような湾岸道路という考え方だろうと思っておりましたが、私が思うにやはり東側の方、日南線の方にもですよ、やはりそういう必要があるのではないかと考えております。

やはり都城に柿ノ木志布志線の関係、220号線、日南線、串間、このことも大事ではないかと思うんですが、その辺の考え方はまだ市長から聞いてませんが、市長はどう思っておられるかお聞かせを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） 現在、志布志湾岸道路として志布志市・大崎町が構想として持っている路線につきましては、志布志港を中心として東西に延びる路線でありまして、西側の方はただいま議員のおっしゃるような路線になろうかと思っております。東側につきましては、現在の志布志港の新若浜から若浜に至る道路がございますが、それをまっすぐ延伸いたしまして、警察署横の橋を渡って第二突堤を通り、そして第一突堤、さらに築港の上を橋りょうを設置しまして天神の方に抜けるルートというような形で想定した構想になっております。

このような湾岸道路の実現というものを一日も早く果たすように更に取り組みを高めてまいりたいと思います。

○18番（東 宏二君） 今市長が言われるように旧志布志町の中でも、港から大師公園の下を通って、権現を通って天神に抜ける構想があつて、柿ノ木志布志線につなげるような構想があつた

わけですが、今のところ頓挫をしているわけですが、この道路も大変重要じゃないかと思っているわけでございます。このことについても、やはり市長、取り組んでいただきたいと思っていますが、このこともやはり国・県、代議士なり要望をしていかないといけないと思っているんですが、このことについても力を入れていただきたいと思っていますが、このことについて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話ししました路線につきましては、旧志布志町の時に立てられた構想を基につくられております。

ということで、権現橋の南側、築港の上を橋で通りまして天神に抜けるということになりますので、今後この区間につきましては、1区間になるのか2区間になるのか分かりませんが、そのような区間の指定を受けて整備の促進というものについて要望を重ねてまいりたいと思います。

○18番（東 宏二君） あのですね、小浜地区は災害津波がきたときにですね、逃げ場がないんですよ。今見ても大師公園の下、すごい高い道路もない。やはりそういう湾岸道路の延長線ですね、あそこに道路ができれば避難道路としても地区住民の方は本当に安心して暮らせるわけでございますよ。一番危ない所は小浜地区なんですよ。100mか150mしかないわけで、もう土手に当たったら帰ってくるのは早いわけですから、その辺のこともですよ、考えながらですよ、お願いを要望活動をしていただきたいと思っております。

次に入ります。

バルク港の選定を受けて5万t級以上の大型船が志布志港にも入港するわけでございます。先の議会でも航路指定の件で質問をしましたが、前向きな答弁はなかったわけでございます。大型船の入港となると、今までない危険性が高まると考えられます。漁船や航海する船舶の安全のために、航路を指定するのは必要なことだと思いますが、今から取り組んでいかないといけないと思いますが、市長の見解をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国際バルク戦略港湾の選定につきましては、穀物で選定されました5港湾中、茨城県鹿島港に次ぐ2位の評価で選定されることとなりました。

このことは、昨年4月に志布志港湾振興協議会内にバルク検討部会を立ち上げ、計画書作成のフォロー、フォーラム・決起大会の開催。そしてまた要望活動、そして署名活動と官民一体となって取り組んできた結果であると考えて、関係者各位に感謝申し上げたいと思います。

この選定を受けまして、今後おおむね3か月以内をめどに鹿児島県が民間との協働で「国際バルク戦略港湾育成プログラム」を作成し、現在提出している計画書の内容をブラッシュアップするとともに、計画の具体化に向け、県と地元関係者が一丸となって集中的に取り組むこととなります。

議員御承知のとおり、国際バルク戦略港湾に指定されたことに伴い、今後、志布志港は大きく2段階に分けて整備されることとなります。

第1段階は、2015年までに現在ある最大級の穀物船、通称パナマックス船が満載で入港できる

ための整備。そして第2段階では、2020年までに今後登場するであろうパナマックス船より更に大きい穀物船、通称ポストパナマックス船が満載で入港できるための整備がなされることとあります。当然、その穀物船に対応するための設備等の整備もなされます。

このことにより、大型船での一括大量輸送による、穀物の安価かつ安定的な輸送が実現し、ひいては畜産業の経営安定・維持・拡大につながることを期待しております。

各段階における整備が完了すると、当然志布志港への穀物の輸入量が増えることになり、また、2020年段階での整備完了後は入港する船舶が大型化しますので、志布志港内における航行形態が変化すると考えられます。

今後、国際バルク戦略港湾に選定され、志布志港において新たな整備が始まることとなりますので、2020年の整備完了時、志布志港内における各関係者が、その航行に支障を来すことがないように、鹿児島県や海上保安署、そして志布志漁協などと連携を密に進めてまいりたいと考えます。

○18番(東 宏二君) 私も2回ほど一般質問をしまして、今準用港だから航路指定は無理だと、これを特定港に格上げをして、航路指定をしていかないといけないということで、外国船も一日に2隻あたりぐらいしか志布志港に入っていないから当てはまらないということで、回答をいただいておりますが、今回バルク港の選定を受けて5万t級以上、7万tあるいは10万t級の船がバラ積みで入ってくるということになると、相当な大型船になると思います。もう今現在ですね、見たことのないような船が入ってくるのではないかと考えておりますが、この31日の南日本の新しい港の予定をしてみると、新若浜の供用を開始されてるちょっと頭の方に水深17mのバースをつくるというような形で写真も載っております。そうすると、志布志港の入り口がだんだん狭くなるような形になるわけです。分かりますよね。突き出ている所がまた突き出して、入り口が今550ぐらいしかないのに、その入り口が狭くなるということは、これはやはり水先案内人を使ってもですよ、大変なことだと思っております。

この前も私魚釣りに行きまして、土曜日でしたかね、土曜日の日に8,000tから1万t級の船が6隻出港していきました。鹿児島へまわり内之浦の方に行く船、宮崎の都井に向けていく船、その度に波を受けてですね、私の船は小さいもんだからちゃぷちゃぷいいながらですね、捕まえていたと記憶をしております。やはりですね、このことについて、やはり特定港に格上げをして、海上保安庁の部長さんが指定をするわけですので、喫水もいろいろな条件があるということで、前の一般質問の中でも答弁をいただいております。この取り組みをですよ、早くしないことには、やはり協議する関係団体が多いと思うんですよね。市長も答弁の中で、そんなときになったらやはり取り組んでいくということなんですけど、この取り組み方は、市長はいつ頃から取り組んでいくと思っているんですか。今の答弁では5年をしたら5万t級が入る、その2020年にはあと10年後には10万t級程度の大型船も入ってくるという答弁でございましたが、市長がいつ頃からこの航路指定の協議に入られると思っておられるんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

国際バルク戦略港に指定され、今後港のしゅんせつが始まり、それに伴って船が大型化して大

型船が入ってくるということでございますので、船舶が大きくなるということになるとなれば、当然そのような関係の船は減ってくるのではないかなというこの予測がされております。

しかしながら、その大型船で輸入したものが一時的にとうもろこし等が内航フィーダー、あるいはサイロに詰められたのをまた持っていくというようなことになるとなれば、若干この船につきましては増えていくということで、2020年で約現在に対して、現在が376隻ほどになっておりますが、これが272隻ほど増えるということの予測がされているようでございます。このような予測に基づいて、それでは航行の安全というものを地場の方々が保つためにはどのような密度が、どれぐらいの密度までが必要かということの協議を今後重ねてまいらなければならないというふうに思います。

今回バルク港の選定がされ、そしてまた先ほども申しましたように、育成プログラムが発表されますので、その流れに沿って船舶の予測がされるということでございますので、このことでもって地元漁協を中心とした関係者と調整を進めてまいりたいと考えます。

○18番（東 宏二君） このバルク港選定を受けたわけでございますが、このバルク港選定を受けたということになると、この港の今までは準用港でしたが、これは特定港に格上げされるんですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ただいま市長がお答えしましたように、2020年には今申し上げましたように船舶が大型化しますので、大型化する分、そういう飼料の運搬船は少し便数が減りますけれども、志布志から日本、特に九州を中心とした各港への内航船が増えますので、総体的には便数は増えることになります。ただし、今御質問でございましたように、そのことによって準用港から特定港へのというようなことについては、政令等でいろいろ定めがあるようでございますので、そのことをもってすぐに特定港へということはないようでございます。

○18番（東 宏二君） 前の質問では準用港だから航路指定はできない。特定港に格上げされればそのことが可能であるということでございましたね。

やはり、新聞等を見ているとやはり八代港との関連もありながら、やはり熊本の方にもそういう生とうもろこしを逆に志布志から船に積んで、熊本の方に工場に持って行ったりとか、いろいろな形が想定されているわけですよ。船の往来も多くなるのは当然、増えていくのは当然なんです。この5万t級という船を想像したときに、あなたたちはどういう船を想像されますか。

○市長（本田修一君） 5万t級の船は、船の長さが225mと、船の幅が32mということで、喫水が13.2mというふうになっております。

ということで、この船においては、さんふらわあのもも匹敵するような大きさになってくるのかなというふうに思っています。そしてまた、ポストパナマックス船というのは更に大きくなっていくということでございますので、想像を絶するような船が入ってくるというふうには思うところでございます。

しかし、今申しましたように課長が答弁いたしましたように、大きな船自体は入ってくるのは、減っていくんだという方向が示されているようでございます。

○18番（東 宏二君） そのときにならないと分からない。5万t級という船はですよ、今さんふらわあは2万t級ないんですよ、さんふらわあは。旅客船と貨物船では違うかもしれませんが、志布志の港から沖を見ると大きな島が動いているような感じなんです。そういう船が志布志のあの狭いところに入ってくるんですよ、枇榔島の沖からずっとこうやって入ってくるんですよ。その辺をやっぱり認識しておかないとですよ、事故が起きたら大変ですよ。前も言いましたがね、簡単に車みたいにくぐって入って来て止まるんじゃないですよ。自力ではもう入って来れないんですよ、タグボートに押されて港の付近からいくんですよ。その大きな島はですよ、流れるようなところですよ、小さな5t級の船が漁船ですよ、目にもつきませんよ、そのぐらいの想像ですよ。

また更に10年後には、その倍の船が入ってくるんですよ。ピラミッドみたいなのが入ってくるんですよ。そういうことを想定していますか。そういう大きな船が入ってくるから航路を指定しておかないと大変ですよということなんです。

だから能書きじゃないんですよ、ちゃんとそういうことしていかないと、バルク港が船が入ってくるようになって漁民とのトラブル、いろいろな形でですよ、またちりめんのバッチの操業もされております。その辺の話し合いもしておかないと、いろいろいかんわけですがね。その辺のことでまだ特定港やどうやじゃないですよ。やはりそういう大きな船を想定したときに、これではいかんかと、では今からそういう形で段取りをしておかないといけないなというような協議にも入っていかないといけないと思っているんですが、その辺どうなんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

航路の安全というものについては確保しなければならないということですが、この航路指定がなされたときにどうなるのかということで漁協の方に確認しましたところ、航路指定が想定される新若浜港西側の海域は、ただいま議員お話のようにバッチ網漁の好漁場だということでございます。

航路指定によりまして、操業が規制されるということになれば、当然バッチ網漁の水揚げにも関係してくると、そしてまた漁協の手数料にも関係してくるとということでございますので、これらの方々との協議が必要になってくるというふうに考えます。

○18番（東 宏二君） そういうことを想定しながらですね、早く取り組んで、航路指定をするなり、そういう別な方法があれば別な方法で結構なんです。今のところ航路指定しかないですがね、安全を確保する大型船が入ってくるあの航路は。航路を指定して、そこに小さい船がきて汽笛を鳴らしてばんばん鳴らして船は止まりませんよ。私はそういうことを言っているんですよ。

そのことは、今後また時間があと二、三年はあると思いますので、その中で協議をしながらですね。漁協とも話し合いをしながら、やはりいい方向に進めて、やはり漁民の方々の安全を図りながらですよ、そういう形でバルク港の発展を願っているわけですので、その辺は理解をさせていただきたいと思います。分かっておりますね。しっかりやってくださいよ。

はい、これで国際バルク港の質問は終わります。

次に、2番目のグラウンドゴルフ場についてでございますが、市内にはグラウンドゴルフ人口が3,000人とも言われております。小学生から高齢者まで幅広いスポーツでございます。志布志ふれあい広場は、大会が多く利用度も高いですが、グラウンドコンディションが悪く愛好者の方々から、グラウンド専用場として指定はできないのかという声も多くあります。

しおかぜ公園も利用できるわけですので、サッカー等ハードなスポーツはしおかぜ公園でできるわけですので、ふれあい広場をグラウンドゴルフ場として位置付けて、高齢者方の楽しい憩いの場にできないかお聞きします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ふれあい広場をグラウンドゴルフ専用場として位置付けできないかという御質問でございますが、御案内のとおり、現在志布志運動公園ふれあい広場は、サッカー、グラウンドゴルフ、ソフトボール、公民館や保育所及び幼稚園の運動会や市民によるジョギングやウォーキング等に利用されております。さらには警察による部隊訓練に利用されるなど、その活用は多岐多様にわたって競技力向上はもとより、市民の健康増進や憩いの場として広く利用されているところでございます。

以前から専用コートとして利用できないかという御意見があったことは承知しております。

私も近くでありますので、よくウォーキング等に利用させてもらっていますが、場所的にも高齢者の利用には適しているのではないかと認識をいたしております。

しかし、現段階におきましては、ただいま申し上げましたとおり、グラウンドゴルフ以外の利用者もかなり多いことから、グラウンドゴルフ専用コートと限定することは、やはり不特定多数の市民の利用状況から無理なのかなと考えざるを得ないことを御理解をいただきたいと思っております。

ただし、昨今の高齢化社会が進行している現状から、グラウンドゴルフ愛好者は今後増加するものと予想されますことから、近隣市町の事例等を参考にしながら、本年度設置予定の志布志市スポーツ振興審議会の意見を聞きながら、本市にある体育施設全ての利用形態の在り方を含めて研究していただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

[東宏二君「市長は、答弁ください」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） お答えいたします。

グラウンドゴルフ協会の皆様方には、グラウンドゴルフの振興につきまして、いつもいつも率先してその運営に取り組んでおられ、活性化に努めておられるということにつきましては、感謝申し上げたいというふうに思います。

そして、私自身はこのグラウンドゴルフ愛好家の人口、あるいは協会加盟の皆様方の国への登録の会員の増加というものを更に促進してもらえないかということの相談もしているところでございます。

そのようなことから、グラウンドゴルフにつきましては、更なる振興を図っていただきたいと

いうことを考えているところでございます。

ただいまお話のように、このグラウンドゴルフの専用コートということにつきましては、現在の利用の形態を見たときに、ただいまの教育長の答弁のとおり、他の団体も使用しているというような関係で、現在の段階では難しいというようなふうに考えるところでございます。

○18番（東 宏二君） 今度もごみゼロ、4月10日に延期になりました。さんふらわあ促進利用全国グラウンドゴルフ大会、いろいろな形で大会をするわけでございますが、場所的にも放送設備等、いろいろな形であそこが一番いいということで、今利用して我々愛着を持ちながら草取りをしたりとか、始める前に草取りをしたりとかというようなグラウンド整備を皆さんにお願いしているわけです。

市長もいろいろな大会に来て絶好のグラウンド日和だと言われますが、グラウンドは絶好じゃないんです。最悪のグラウンドコンディションなんです、本当なんです。うちの議員の中にも何人か一緒にされる方もおられますが、サッカーであればボールが大きいから蹴ったりとかもいきます。グラウンドゴルフのボールはこのぐらいしかないんです。真っ直ぐ狙ったときに左いたり、右いたり、もう高齢者の方々は、こらどうしたもんかいというような形でですね、言われるわけですよ。サッカーが悪いとは言ってません。サッカーをされてもグラウンド整備する。整備してないんですよ、真っ直ぐ。私の頭みたいなんです、芝は剥げて、あちこちもう大変ですよ。見に行ったことありますか。さっきの14番議員も言われました養生期間が短い冬芝もあるからということなんです、サッカーをした後では養生期間は1年あっても元には帰りません。だから、私は専用のグラウンドゴルフができるような場所がほしいという声が高い。

市長、どうですか、私ども志布志町のグラウンド協会でも社会福祉協議会に70万円以上の軽トラック、軽の車を寄贈していますよ。去年の口でい疫でも、市の方に幾らお金を寄附しましたか。貢献しているんですよ。鹿屋は田崎の方に立派なグラウンドゴルフ場を持っているんですよ。

また、福祉課の保健課の課長にも言いますが、健康増進にも役立っているんですよ。見に来てくださいよ。70、80の人が走って喜んでこうやっておられるんですよ。

市長としても、今度しおかぜ公園のこけら落としにやろうかという声も出ているんです。その中で一方はそういう声を出しながら、一方はグラウンドどげんでんよかと、それじゃあおかしいですよ。

その辺の考え方はどうですかね、教育長にも聞きますけれども。

○市長（本田修一君） 一方は良くて一方はどげんでんよかというようなことは決して考えてないということで、御理解いただければというふうに思います。どちらもそれぞれ振興されれば有り難いというふうに思っております。

そのような中で、じゃあこのふれあい広場のもので、活用をどうするかということになるかと思えます。バックネットも設置されております。そしてまた、サッカーの団体も使用の頻度が高いところでございます。環境的にスポーツをする方々にとっては非常に良い環境のグラウンドということで利用度が高いわけでございますので、その利用の在り方については、今年度、市の

スポーツ振興審議会を開催されると、設置して開催されるということでございますので、その中でも各団体の御意見を賜りながら、グラウンドゴルフの専用場として、していいものかどうかということについても協議をしていただければというふうに思うところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長が申し上げましたが、ではその志布志市スポーツ振興審議会でどんなことを議論するのよというふうにもまた思われるかもしれませんが、もちろん私の個人的な見解でございますが、できることならば利用種目の制限とか、あるいは仕分けとか、さらにできることならば、今グラウンドゴルフのということでございますので、ある種目が予定される数日前にはそこをしばらく養生して休めるというような利用ができるものかどうか。

それから、今議員も御指摘ありましたが、グラウンドを整備するいわゆる大型機械なものをですね。購入できるならば、そういうものも利用できないのかとか、いろいろな選択肢を考えながら、この審議会でも議論をしていただいて、いずれにしても今度はしおかぜ公園もできたことでございますので、あれも含めながら効果的、多目的に、そしてまた、更に市民の皆さんが、十分利用されて健康増進にも役立つようなスポーツ施設になるようにということを目的としながら、この振興審議会でも十分議論を尽くしていただけたらいいなと、こういうふうに考えているところでございます。

○18番（東 宏二君） あのですね、サッカーをした後でも結構なんですよ。けどもあそこが整備されてないわけですよ、きれいに。

今何人で、しおかぜ公園とふれあいと、多目的、何人の従業員というか、人で整備に当たっておられるんですか。これは多分管理公社に指定管理者で出していると思いますが、その辺分かっておれば、何人で整備されてああいう状態なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○生涯学習課長（米元史郎君） 二人の方をお願いをしているところでございます。

○18番（東 宏二君） はい、二人ですね、間違いなく二人です。二人でしおかぜ公園まで手が届くはずがない。業者にも任せずに安上がりで管理公社に丸投げして、浜砂を振ったり、川砂を振ったりするだけ、草も取らん。管理がよければサッカーをした後でも、ソフトボールした後でも使えるんですよ。管理が悪いから凸凹してグラウンドをされる方やら、いろいろな方から苦情がくるんですよ、そこですよ。

だから、指定をしていただきたいというのはそういうことなんですよ。あなたたちがぴしゃつと管理していただければ何も言いませんよ。管理が悪いから芝が剥げたり、段ができたり、穴がほげたりしているわけですがね、そこでこういうボールを転がして楽しむんですよ、分かりますか。

審議会でも答申されても、いつそれがあるんですか、いつ分かるんですか、指定できるかできないかというのは。

○教育長（坪田勝秀君） 審議会の開催につきましては、まだ正式に決まっておりませんが、先ほど今議員御指摘のように、確かに二人で更に広がりまして、しおかぜ公園まで面倒を見てもら

うというのは土台無理だろうと認識しております。

ですから、そこら辺りの管理体制も含めて研究し、また検討し、できるように早く実施できるように考えてみたいと思っております。

○18番（東 宏二君） 今二人で本当に無理だと思いますよ、言われたとおり。剥げれば砂を振るだけだから芝の肥料もやれないですよ。肥料をやれば、こうはるんですけれども、やっぱりサッカーをされたりとか、ハードのスポーツをされれば芝が傷むわけですよ。だから、その辺の管理が悪いからグラウンドコンディションが悪いということなんですよ。

一方、形、考えを変えてですよ、体育館の東側に今駐車場として2町幾らか3町近い使っていない空き地がありますがね。あの利用はどう考えておられるんですか、普通財産だと思いますが。

○市長（本田修一君） 体育館の東側の空き地につきましては、駐車場として管理しているわけでございます。

大きなイベントが開催されるときに、現在の体育館周辺の駐車場が不足するというので、あの場所については、そのようなときに駐車場として対応ができるように確保されてるところでございます。

○18番（東 宏二君） 年に何回使われるんですか。この前の国際バルクのときの集会の時に1回使っただけですよ。イベントですよ。

サッカーフェスティバルで使うほどのことはないですよ。あそこはいつも空いている。

市の財産を、有効財産を利用するのが当然じゃないですか。昨日の14番議員でも出ました。あそこに人口芝でも張ってサッカーをさせて駐車場も使えるわけですがね、人工芝は下がびたっとなっておれば、でしょう。芝を張っても駐車場になるわけですがね、違いますか。

今ダグリの駐車場、海水浴の駐車場は芝が張ってありますがね、夏場は車を入れて駐車してありますがね。そこまで、ああいう有効利用をしないんですか、あの公有財産をあれは市民のものですよ。それを利用しないということはおかしいんじゃないですか。14番議員のサッカーフェスティバルの市の主催でやってまだ大きくしていけばということ、だけど会場がないと、昨日の答弁では鹿屋とか都城を使っているが、あまりいい顔では貸してくれないと、貸すはずがありませんよ、傷むわけだから。芝がもうぼろぼろになるわけだから、それは貸しませんよ。

であれば、ああいう2町幾らのあるああいう広い所をですよ、体育館に沿った場所があるわけですがね。あそこに芝を張ったぐらい、どうですか、国の補助金でもらってきて、今のふれあいには国の補助金で張ってあるんですよ。そのぐらいのこともしてもいいんじゃないですか。スポーツ、市長は日本一が好きだから、サッカーも日本一に合宿をして300校ぐらい呼んでですよ、やらせてもいいですがね。志布志のグラウンドゴルフも全国大会やりますよ。そのぐらいの気持ちは持ってますよ。

どうですか、あそこを改良してサッカー場なり、我々の愛好者のグラウンドゴルフ場なり整備をする考えはないですか。

○市長（本田修一君） 体育館東側の空き地につきましては、旧志布志町の時代から何らかのイ

ベントをする際の駐車場と、駐車場の確保ということで、そのような利用がされてきているところでございます。

現在もみなとまつり、ないしはお釈迦まつり、そして、サッカーフェスティバルのときもあの駐車場については、解放して使っているというような状況でございます。

ただいまお話がありましたように、年に数回しかないそのような大会の駐車場として用意しておくのがふさわしいかどうかということにつきましては、今回新たにしおかぜ公園も開設されますので、あちらの方の駐車場がどのような形で確保できるかということもまた大きな課題になってこようかと思えます。

そしてまた、ふれあい広場が更に高度に活用されとなれば、この活用があったときの駐車場の確保ということも問題になるかというふうに思います。そのようなことも考えながら、今ありました空き地についての利用というのは、今後の協議の材料の一つにさせていただければというふうに思います。

○18番（東 宏二君） 今気付かれましたか、あそこに大きな土地があったんですよ。やはりですよ、芝を張っても駐車場になるわけですので、利用できますがね、芝を張っても、年に何回しか使わない。車が乗ったぐらいでは大丈夫ですがね、違いますかね。

だから、そういう形の中でですよ、サッカーなり、いろいろな大会が志布志でできるようにして経済効果が出るような形をもっていくのがやはりあなたの仕事じゃないでしょうか、私はそう思うんですね。

だから、全国グラウンドゴルフ大会もさんふらわあ促進事業の中でも百四、五十の方が泊まられますよ。経済効果は出ているんですよ。さらにそういう大きな大会を志布志でできるようにすれば、まだ経済効果は出ますよ。あの2町どひこの空き地がですよ、利活用できるわけですので、その辺もですよ、早めですよ、その活用方法をいろいろな形で決めながらですよ、前向きに取り組んでいってもらわないとですよ。やはりグラウンドゴルフをされる高齢者の方はですよ、自分が真っ直ぐ狙った所にボールがいけば喜んでもう本当に子供みたいにはしゃがれるんですよ。あの顔を見るとですね、ああやっぱいよかグランドコンディションでさせた方がいいなというような気持ちになるんですよ。ホールインワンが出れば、今度は松山にそういう軽自動車でももらおうかという我々は意気込みを持っているんですよ。

その辺市長、分かるでしょう。もう1回組み方をちょっと、しっかりした考え方を聞かせてみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

グラウンドゴルフをされる方のだご味は何といってもホールインワンだと、本当にそれは思っています。そしてまた、それがダイヤモンド賞でも得られればもう最高だというふうに思っております。そのような喜びがあるからこそ、あのような形で競技される方がどんどんどんどん増えてきているということ。

そしてまた、それが健康増進につながっているということで、私自身としましては更なる競技

人口を増やしていただきたいということの願いをしてるところでございます。

そういう意味で、ホールインワンが出ないグラウンドというのは大きな不満ではなかろうかということについては、改めて認識をさせられたところでございます。

今の段階では、できる限りグラウンドの整備をきちっとさせていただければというふうに思います。

そして、今後の体育館東側の空き地につきましては、現在どの程度駐車場として利用がされているのかというのを調査いたしまして、そしてそれがグラウンドとして整備されたときにどのような形になるかということも含めて、勉強させていただければというふうに思います。

○18番（東 宏二君） 審議会もですよ、早めに開催していただいて結論を出していただいて、今市長が言われたようにグラウンドコンディションの整備もぴしゃっとして、来年度はいい形の中で高齢者の方々が喜んで、スポーツに励まれるような場所を提供していただきたいと思っております。

また、その駐車場の方もですよ、志布志町時代は使ってなかったんですよ。あそこは建設課の物置だったんですよ。あその砂を取ってからきれいになったわけですよ。志布志の出身の課長が笑っていますがね、そんなもんですよ、あっちもこっちも笑ってますよ、現状を知ってる人は。

あそこは駐車場じゃなかったんですよ、そういうことでございますので、市長もいろいろな形でグラウンドゴルフの大会にも顔を出されて、あなたの支持者も多いと思います。その辺は分かかっておられると思いますので、深くは言いませんけれども、そういう形の中です、やはり80代の高齢者の方々が喜ばれるような、楽しくレクリエーションできるような場を提供していただければと思っております。

教育委員会の方にもグラウンド整備の方もお金は要るかも分かりませんが、やはり今私が申したようなことでございますので、ぜひ力を入れて、また今度大会がございまして、このことも皆さんにお伝えしたいと思っております。

あまりいい回答じゃなかったということをお申し伝えして、来年度にどういう結論が出るかは期待をしておりますので、そのことも皆さんにお伝えして、私の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

ここで、2時50分まで休憩いたします。

○  
午後2時39分 休憩

午後2時51分 再開  
○

○議長（上村 環君） 毛野議員、鬼塚議員、早退です。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 先ほど西江園議員の御質問の中で、全協の説明した期日をば御質問されたところでございますが、この全協でございますけれども、9月24日に議会事務局に申

し入れしまして、9月28日、最終本会議の全協で御説明を申し上げたところでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 次に、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○7番（鶴迫京子君） 皆さん、こんにちは。

私たち議員は、市長と同じく志を持って議員になっています。

今回の6月議会は、未曾有の大惨事となった東日本大震災と福島原発事故を受け、この議場にいらっしゃる全ての方が3月議会のときとは違う意識を持って望んでおられると考えます。真剣にまっすぐな質問をいたしますので、市長も逃げずに、切れずに、ぶれずに、真剣な答弁を期待いたします。

6月20日、昨日現在震災被害の警察庁調べの被害状況は、死者1万5,391人、不明者8,171人、避難者9万3,379人という戦後初めて日本を襲った大惨事となりました。被災者の皆様には、心より哀悼の意を表します。そして、一日も早い災害復興に向けた取り組みがなされ、安住の地に安心して暮らせる日が少しでも早く訪れるよう、そしてまた、つくり笑顔ではなく心底から笑える、そういう輝きのある日がやってきますよう心よりお祈り申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

最初に、社会福祉についての質問です。

島根県の海士町と広告会社が共同で新しい母子手帳を作成し、好評とのことであります。先例に倣い本市独自の新しい母子手帳を作成する考えはないかであります。

ここに3月14日の新聞があります。「新しい母子手帳を作ろう」ということで、正式名称は母子健康手帳であります。これは、1942年に妊産婦手帳として導入され、所持していれば食糧の配給を優先的に受けることができた。こうした事項を背景に全国でも普及、保健指導を促し乳幼児死亡率の低下につながった。そして、国際協力機構JICAや非政府組織NGOを通じ、日本から世界の約20か国へ普及した。

また、大きな見出しで「育児不安、課題に対応。記録欄や助言充実、父親の参加も意識」ということで書いてあります。新聞ですので、少しはしょって読んでみたいと思いますが、どういう母子手帳を作ったかといいますと、このプロジェクトではどういうふうに取り組んだかということ、まず手帳に関するアイデアをツイッターで募集と書いてあります。そしてまた、そのツイッターで3,000件以上の意見が寄せられて、親子の記録に活用したいという要望やら、父親には疎外感があるというようなことが寄せられたそうであります。

そしてまた、その意見を基に子育て世代や保健師らが評価して、新手帳には五つの機能を追加したということで、病気管理もできる記録欄を充実したり、そして予防接種の欄をまた広げたり、そして初めて歩いた日などの記念日を書き込めるページを付けたとか。余白には育児に関する格言をちりばめ、ふとしたときに目に留まるように工夫も凝らした。それにまして、父親の育児参加を意識して、名前は母子健康手帳から親子健康手帳に変えたということでもあります。

そして通常は6歳までだが、中学生以上も使えるようにし、将来は両親のメッセージを添えて

子供に贈ることもできるとあります。

今の母子手帳でいうと、こういう母子手帳が配布されてます、鹿児島県の。これは、おいの子ののを預かってきました。決して私のもではありませんが。

今の母子手帳でいうと、7歳からの病歴や健診記録など記入する欄が少なくて記入漏れになり、子供が成長して情報が必要なときに分からない、6歳までは大事に使っていたが、引っ越しとかどこやったらいいのか、しまい忘れたということになりかねません。本市も海士町に倣って、そこで少し工夫して、今からの子育て状況に合うような中身を改良することはできないものでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

母子健康手帳は、妊娠が確認された時点で各支所の窓口で保健師が使用方法を説明して交付しております。

本市は、国の示した全国共通のものを8種類の母子健康手帳を親に選んでいただきまして、親子の地域支援者である母子保健推進員の名前と連絡先を手帳に記入し、成長の記録としてほとんどの親が大切に保管しております。

現在、市で使用している母子健康手帳については、妊婦、乳幼児の発育、指導記入欄等の省令による事項に加え、50から96ページを任意記載事項として日常生活や育児・食事等に関する情報欄を設けています。健診や予防接種、医療機関受診時等で母子手帳の記録を見ながら医療関係者や保健師等が必要な支援・助言を行っております。

私どもも御紹介いただきました海士町について調べてみましたが、隠岐諸島の一つの島で人口が2,581人、平成22年度の母子手帳発行数は10人となっております。

海士町には産院がなく、出産・育児には厳しい環境の中で、地域で出産、子育てを支える必須道具として母子健康手帳を利用できるように新しく改良され、本年4月から運用されているようであります。

少子化、核家族化、共働き世帯の増加等によりまして育児不安を訴え、一人で悩んでいる親子も多いと思われれます。

育児情報をインターネットや雑誌等で得る父母もいますが、どの情報を選択してよいか悩む父母もおられます。

海士町の母子健康手帳は、一般的な手帳が6歳までの記録欄であるのに対して、小学校から高校までの健康記録欄を設け、また予防接種欄の工夫や父親の記録欄など多くの情報を記載し、親子を応援する内容となっているようでございます。

本市では、健診、教室、相談、訪問による支援の更なる充実を図ってまいりたいと思っております。常に親子の意見を聞きながら、対象に合った情報を提供してまいりたいと思っております。

今後、海士町や他の市町村、そして、全国的に共販されている母子手帳などを参考にするとともに、実際にお使いになられている父母の方々や母子保健推進員の方々の意見を聞きながら、利用者にとってよりよい母子健康手帳を配付してまいりたいと考えております。

○7番（鶴迫京子君） ただいま保健師や市民の声を聞いて、新しい母子健康手帳を作成する方向に検討するというふうなふうに理解したのですが、その理解でよろしかったのでしょうか。まず、それだけお聞きします。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁いたしました中で、私、議員のお話になられた件につきまして、あまち町というふうに答弁いたしました、海士（あま）町ということでございますので、訂正させていただきます。

母子健康手帳につきましては、ただいま答弁したとおりでございます。今回、議員のお勧めになられました手帳も私自身、実際に見させてもらいました。そのようなことで、現在使われているものの便利性についても意見を聞きながら、また8冊でございますので、それに1冊新たに加えるというやり方もあるのではないかなということも考えておりますので、今後そのことで、そのような方向で検討させていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） はい。理解力が一致しましたので安どしましたが、この母子健康手帳も大変0歳から6歳まで十分よくできているんですね、情報的に、大変いいとは思いますが。

ここで少し、以前講演を聞いたことがありますので、ちょっとお話したいと思いますが、講演で聞いたことと申しますのは、思春期まっただ中の反抗時期ですね、子供は大変反抗します。そういうときに相当子育てにてこずって、もうどうにもならないということで、親がたまりかねて、はっと思ひまして、この母子手帳に書かれている赤ちゃんから今までの成長記録を見せて、へその緒とか手形とか、そういう赤ちゃんからのありますね、そういうところを見せて、その子供に手渡して、そしてそこには子供の知らないことがたくさん書かれてあって、初めて見たそうであります。

そして、大事に大事に自分はこんなにかわいがられて、小さい頃赤ちゃんの頃育てられたんだなというのが、多くのくどい今までの親の説教ですね、いろんなことがあったということよりもたった1冊の、この母子手帳の存在が、今まで見ていなかった親の愛情をその母子手帳が気付かせてくれて、そして感じさせてくれて、もう子供は、その手帳を読みながらおいおい泣いたそうであります。もちろんそれっきりで、子供が反抗しなくなったのは言うまでもありません。

このように子供の成育歴を示し、これからの生き方を確認させるのに有効な親子手帳であります。親と子のきずなを深く結びつけてくれる一躍を担う親子手帳であります。もちろんこんなときだけでなく、成人式に渡してもよいし、結婚するときでもよいし、各家庭で一番よい、ここぞと思うときにメッセージを添えて子供に贈るならば手帳も生きた手帳としてたんすの中で肥やしにならずに生き返ることでしょう。

また、もしその子供たちが親になったときには、子育てに迷い行き詰まったときなど、自分が手帳に励まされるのではないのでしょうか。

今あるものを変えることは、携わる人にとっては難儀を強いることですが、今一度真剣に検討をほしいと願います。

再度、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、母子健康手帳に記載されている内容というものにつきましては、本当に親子のある意味ではドラマが記されているのかというふうに思うところでございます。

そのような意味合いから、現在のこの手帳を超える形で、使われる手帳というものがあるとなれば、当然子どももそれを参考にしなければならないというふうには考えるところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 前向きな回答、答弁をいただきましたので、大変期待いたしまして、その方法とかやり方は担当課の方で詰められて、改善された母子手帳、母子手帳ということの一つだけは絶対お願いしたいと思いますが、父子家庭とかいろいろなことがありますので、母子健康手帳というのは国で決められた名前ではありますが、正式名称ではありますが、できましたら新しく本市独自で作り直すのでしたら親子健康手帳に変えていただきたいなと要望しておきます。

そこで、先ほど私が質問いたしましたが、このことは教育的意義が大変あると考えますので、このことを教育長には質問を通告しておりませんでした。学校教育の現場でこのことがどう扱われているのか、また教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、母子手帳というのは、成長期の子供にとって、これまでの生育歴が記載されておりまして、子供たちにこれからの生き方を確認させるためにも有効なものであると考えます。

現在小学校におきましては、母子手帳を親子のきずなや生命尊重、それから特に子供自身が自分の生命を大切にするという観点から、道徳の時間、それから学級活動で、また小学校4年生は半成人式というのをやっている学校がありますが、こういう学校行事等で活用しております、現在。

また、中学校におきましては、確か家庭科の幼児の生活と家族という単元があるように記憶しておりますが、その単元のとき、あるいは道徳の時間で活用しているのではないかと考えております。子供たちはこのような教育活動を通しまして、議員御指摘の親の有り難さでありますとか、自分の成長も知ることができますし、自分という人間を見つめ直す機会になるのではないかと考えているところでございます。

今回の大震災でも人間のきずなの大切さということが言われておりますが、教育委員会といたしましては、親子のきずなや生命尊重の観点から、子供や親の人権に十分配慮しながら、今後とも、教材の一つとして活用するよう指導してまいりたいとかように考えております。

○7番（鶴迫京子君） ただいま教育長の答弁によりまして、学校教育現場でもこの親子手帳、母子手帳を使って命の尊さ、親と子のきずなの在り方、そういうことを教えているということをお聞きしまして大変安心しました。まして、今回震災が起きまして、このことが一番学校教育において子供に対する教育において、大事な教育ではなかろうかと思えます。

いろいろな同僚議員が質問をされました。それは取りも直さず自分の命を守る、まして命の尊

さということではなかろうかと思しますので、ぜひこのことをしっかりやっていただきたいなと思ひまして、1番目の質問は終わります。

次に、2番目、教育環境についての質問です。

地球温暖化の影響で、毎年、猛暑が予想されます。運動会を初夏に実施するところが増えてい。そこで、本市でも来年度から、特に小学校など実施できないかであります。

ここに「初夏の運動会增加」という見出しで、また新聞であります、「10小学校で実施しました。雨少なく練習涼しい」という記事が出ています。昨年は、100年に一度の猛暑と言われました。そこで少し読んで見ますと、鹿児島市内で5月に運動会を開く小学校が増えてきた。秋に比べて、雨の影響が少なく、涼しい時期に練習できることなどが理由。4年前は1校だったが徐々に増え、30日は広木小や名山小など10校で開催された。広木小の教頭は、「9月は残暑が厳しく、子供の体力が心配」と、またその6年生の有村君は、「9月に練習していた頃、暑さで頭が痛くなった」。また6年生の濱島さんは、「リレーの練習で新しいクラスがまとまった」と話をした。母親の一人は、「兄弟が多いと秋は運動会続き。小学校だけでも先に終わるとホッとす」。

また、名山小の教頭は、「慌ただしい面もあったが、各クラスの団結につながったと思う」と話す。ある母親は、「涼しくて過ごしやすい。熱中症の心配も少ないので安心」ということでもあります。

今年も猛暑になると予想されています。おとといの一般質問の市長とのやり取りの中で、市長の答弁で、昨年の熱中症は発症率が全国で5万3,843人、死者は167人、県で689人、死者は3人ということで65歳以上の高齢者が室内で、また18歳から64歳までの人が運動中、工作中ということで、ほとんどが大人であるとの報告がありました。

しかしながら、特に体力のない小学生など、この答弁報告からいきますと、中学生なども考えてもらいたいんですが、このことで練習時熱中症などで生命の危険にさらされないように、9月の残暑の厳しい時期の運動会を、5月に早めて実施できないかどうかをお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年は地球温暖化の影響等で立秋を過ぎたとはいえ9月も残暑厳しい日々が続いていることは認識しております。

小学校の運動会でございますが、子供の日を祝う小運動会、それからスポーツの秋に行う大運動会をこれまで実施してまいりました。完全学校週5日制以降は、授業時数との関連から運動会を秋にだけ行う学校がほとんどになっております。秋の運動会は、残暑の中で練習いたしますので、各学校では、子供たちの健康面には十分配慮して行わなければならないことは自明の理であります。

具体的には、諸注意等を伝達するときは、必ず木陰で行うと、あるいは冷水を入れた水筒を持参させると、あるいは休憩時間を確実にとると、あるいは練習会場には必ずテント設置するというようなことを留意しながら各学校練習しているようでございます。

ここ数年、初夏に運動会を行う学校が、鹿児島市において少しずつ増えているということは、

私も新聞記事で拝見いたしました。どういうメリットがあるかと言いますと、記事にも書いてありましたけれども、熱中症にかかる頻度をなくすることができるか、あるいは涼しい中での練習のため体力を消耗することは少ないと、あるいはそのために授業に集中することができる。また、学年・学級の一体感を年度当初に培うことができると、などなどメリットはあるようでございますね。

ただ、鹿児島市の場合は学校単独の運動会なんですね。ですから、校区と合同運動会を行っている学校はほとんどございません。本市の場合は、小学校16校中、9校は校区との合同運動会形式なんです。

そしてまた、そのためには、これをもし初夏にするとなりますと、校区との協議、PTAとの協議もしていかなければなりませんし、そしてまた祖父母が孫の運動会に参加できるように、市街地の学校と農山村の学校の運動会を日を別々に同一にならないように工夫しなければならないなどの課題があるようございますので、教育委員会といたしましては、どの時期に運動会を開催するのが最も望ましいかということにつきまして、各学校の実情に応じて保護者の方々とも検討をさせてみたいと、こういうふうを考えております。

なお、熱中症のことでございますが、先日小野議員からも質問がありましたので、熱中症計を早急に各学校に購入するか、させるかということをお今総務課の方で検討しているところでございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） 熱中症についてお答えいたします。

熱中症につきましては、今ほど議員が述べられたとおりでございますが、約46%が65歳以上の高齢者、そして41%が18歳から64歳未満というふうになっていまして、ほとんどが高齢者と成人ということになっております。

場所は、住宅が半数以上と、そしてまた高齢者は住宅、成人は仕事中、少年・児童生徒は運動中ということでございます。

特に、児童・生徒につきましては、夏場の運動中での発生が多く、屋内・屋外を問わず一定時間ごとのこまめな水分補給を行う必要があろうかと思っております。

本市では、県の通知情報に基づき、防災無線で発生しやすい状況であることをお知らせいたしまして、水分補給や日常生活での注意、めまいや脈が速くなる等の症状があった場合の対処方法等についても伝えてまいりたいと考えております。

○7番（鶴迫京子君） まず先ほどの教育長の答弁にありました。父兄の方にその話を持って行って検討してもらおうということでありました。それはもちろん大事なことでありますし、教育委員会の教育委員会でもそれを検討するというようなこともなかったようでありますし、また校長会で話をするとか、そういう教育サイドの方の答弁をもらっていないように思いますが、そのことも求めます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

来年にできないかということはこれはちょっと無理かもしれません。もう既に学期はスタートしておりますのでですね、年度がスタートしておりますから。近々また校長会等がございますので、恐らく学校長は関心ある者はちゃんとその記事を見てると思いますので、こういう所もあるんだと、今こういうふうに動いてるんだということは見ておると思いますので、ぜひこういうことがあったと、また私は各学校には議会終了後、答弁要旨というものを教育長が答弁したものは、各学校にすぐメールで送ることにしております。

そして、学校が何をしなきゃいけない、教育長は何と答えたかと、学校はこう指導しているとか、こうしますと言っているわけですから、そこを熟読してよく対応するようというふうにしておりますが、今回もこのことも併せて熱中症その他、議題になりましたことは、学校長に流しまして、これもいろいろ学校で、あるいはPTA総会等で議題として考えられる材料にするようとしておきます。

なお、教育委員会といたしましても、調査いたしましたところ、例えばある学校は合同運動会をしている。そして、実施は大体九月二十四、五日、その間に今度は5月の初夏はですね、修学旅行、日曜参観等もやっているものですから、これをまた変えるとすればひっくり返るかどうかしないと、授業時数の確保ということではできませんので、そういうこともしなければならぬ。

それから、5月にほとんど修学旅行、集団宿泊学習等が入っておりますので、それとの行事の関連も、また考えなさいということも併せて指導してまいりたいというふうを考えております。

○7番（鶴迫京子君） 最もな答弁だと理解します。このことはやはり初夏の運動会ということで、新聞に出ておりましたので一応メリットの方が強調されて出ていると思います。デメリットとして運動会が各校区と一緒にやっているところもある。9校あるということでありますので、その教育サイドとしては、いろいろな課題があると思います、乗り越えなければいけない課題が。ですので来年は無理としまして、私の質問といたすことによって、問題提起といたしますか、みんなまで今まで社会環境とか世界の、世界とまではいきませんが、身の周りの環境が、本当に今までの自分たちの常識では考えられないような状況になっていきますので、そういう意味では今までやってきたことが確かに正しいとは限らないということが、多々出てきております。ですので、そこでもう一遍ゼロから考え直してみるべきだと思います。

この地方は猛暑、猛暑と言っても残暑が厳しいですね、夏もですが、9月というのは相当厳しいですので、そういうこともいろいろ踏まえまして、一步でも何か前進して、そして1校でもじゃあ自分の学校はやってみようかというようなところがありますならば、そういう父兄もですね、先生たちもみんなの意見が総意されて、そういう合意形成に当たる学校があるならば、1校でもそういうことを一応モデル的にでもやってみたら、またそこで見えてくるものもあろうかと思えますので、ぜひこのことも先ほど教育長がおっしゃいました。こういう議会とか、いろいろなところであったことは、すぐさま下に流して、そしてそれが徹底されるようにやっているということでも自信ある答弁でありましたので、私の質問もこういう質問があった、ということも隔々まで

広げて、そして議題に上げて検討されることを思います。

○教育長（坪田勝秀君） ありがとうございます。今私の答弁でちょっと間違いありましたので、来年はできないと申し上げました。これは今年の間違いです。今年度はもう動いていますので難しいかもしれない。

来年度につきましては、すぐまた議題になってですね、検討するのであれば、今議員御指摘のようにどこかモデル的にもですね、できる場所があれば、また、十分PTAの方々とも農繁期の仕事の関係もありますので、そういうことも十分視野に入れながら、できませんかというようなこともちょっと打診してみたいとこのように考えております。

以上であります。

○7番（鶴迫京子君） そうですね、私もすごく相当顔は笑って、笑っていませんが、真剣な顔していたんですが、がっかりしたんですね。来年でなくて再来年、もう来年だったら何とか検討ができるのではないかなと思いました。大変了解する答弁が、また訂正の答弁が返ってきましたので、これを了といたしまして、また3番目の質問に入りたいと思います。

次に、男女共同参画社会についてであります。

男女共同参画社会基本法に基づき、国は平成12年に男女共同参画基本計画を策定し、施策の基本的方向及び具体施策の内容を示し、目標を挙げ推進を図ってきました。

平成17年、第1次基本計画の取り組みを総括し、第2次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。方向性として、平成32年度までを見通した長期的な施策が上げられていました。その第2次基本計画のポイント⑩の重点取り組み事項のうちの⑤である「新たな分野への取組」として、防災、災害復興の分野における男女共同参画の推進ということが加わりました。

今回の大震災と原発事故により、個々の取り組みの遅れを大変危惧しております。今回の災害を検証して教訓として、この視点に立って関連施策を立案し、実施していく必要が本市にもあると考えます。

そこで、2点お伺いします。

平成23年度志布志市男女共同参画事業計画の中に、そのようなことが計画されて、予定されているのか。

また、防災計画も見直されると思いますが、そこにこのことをどのように反映させるのか、その意気込みをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3月11日に発生しました未曾有の大災害となりました東日本大震災の犠牲になられた方々、また避難生活を余儀なくされておられる方に心からの哀悼の意と見舞いを申し上げたいと思います。

のどかだった田園や活気あふれる港が想像もできなかった大津波にのみ込まれていく様子に、私たちは声も出ず、また同時に志布志湾を抱く本市が、同様の地震や津波が発生した場合を想像すると、とても遠いことのように思えないところでございます。少しずつ時間の経過とともに、被害の甚大さや不自由な避難生活の様子を知ることができましたが、体育館や公共施設で、わず

かな仕切りの中で生活している住民の皆さんの心身の疲労は、極限に達しているであろうと想像するところでございます。

議員のおっしゃるように、国は平成11年に施行しました男女共同参画社会基本法を、平成17年に第2次男女共同参画基本計画としまして、新たな取り組みを盛り込んで改正し、その一つに、防災・災害復興対策も含まれており、更に昨年度策定されました第3次男女共同参画基本計画には、防災が重点課題として明記されております。

平成20年に策定しました「志布志市男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」には、それを施策にしておりませんでした。昨年度、県で開催されました「防災セミナー、災害に強いまちづくり」に男女共同参画担当者が参加し、防災や復興の分野に男女共同参画の視点から、取り組む必要があることを改めて知ったところでございます。本市の「男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」は、策定直後から事業の進捗状況を把握し、評価しておりますが、平成24年度でその計画が満了となるため、国の掲げた重点課題と本市プランの事業を統合しまして、平成25年度からの第2次「男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」の改定の中に施策の一つとして掲げなければならないと考えております。

また、それまでの間、今年度は災害が発生した場合に、避難所生活等について、しっかりと男女共同参画の視点を取り入れることを市民の方々に広く認識してもらうために、市内の消防関係者、公民館、各種女性団体などにも、広く呼び掛けて防災に対する講演会を開催したいと考えております。

東日本大震災のような大災害がいつ起こるとも知れません。被災者が避難所生活を余儀なくされた場合、女性、男性がしっかりとその人権を尊重され、特に女性が女性であるがゆえに受ける不利益や被害を回避する治安対策や対応マニュアルの確立を急がなければならないと考えます。

来年度のプランの見直しとともに、防災計画にも男女共同参画の視点を盛り込んで取り組みたいと考えます。

○7番（鶴迫京子君） 質問通告しておりましたので、第2次基本計画についてということで質問しておりました。

今、市長答弁にありましたように、今現在、平成22年、去年の12月17日に第三次基本計画が国として出ております、閣議決定されて。

そして、そういうような中で、もっと内容がちゃんと明記されております。二次基本計画よりですね。その中にやはり防災における男女共同参画の推進ということで、施策の基本的方向ということで方向性が位置付けられております。

「被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する」とあります。その中にまた具体的施策として、アとイとウということで掲げてありますが、この防災分野における女性の参画の拡大ということで、防災計画、地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人などの視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図るということであります。

そして、防災分野における政策、方針決定過程への女性の参画ですね。そしてまた、防災現場における男女共同参画といたしまして、るる述べられておりますが、その中に消防職員、消防団員、警察官、自衛官など現場に女性が十分に配置されるよう採用・登用の段階を含めて留意するというようなことで、第三次男女共同参画基本計画というのがたくさん閣議決定されてあります。

そしてまた、その中で去年の11月24日に県で防災セミナーというのが行われたということで、ここには防災推進、地域防災推進委員の防災士の前原徳雄さんがここに述べられてます、志布志市の。

今後の、地域防災力向上のかぎを握るのは女性だと思います。メンバーのうち3名は女性です。彼女たちのような専門的知識や技術を持った女性が一線で活躍できる体制が必要です。早速、市役所には防災会議への女性の登用を要請しましたとあります。

ここにありますが、私も総務委員長ということで救護委員として、防災推進会議のメンバーで6月17日に地域防災会議が行われるのでということで、出席の要請がありました。

市長、もし総務委員長になったので救護委員として出席できるわけではありますが、女性は地域女性連絡協議会の方がお一人となっております。多分去年もそうであったのではないかと思います。こういうところに、まず救護委員、市長が必要と認めた者は任命することができる、というのがあります。そういう中に女性の意見が出やすい人、だから女性の参画ですね、こういうところにそういう送り込まなければ、災害分野の取り組みとしても、市民の声の届かない草の根的なそういう方たちの声は届かないと思うんですね。ですので、こういうことは、まずどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり市の防災会議には、委員31人中、女性の委員は一人ということであります。

そしてまた、安全・安心まちづくり推進協議会も20名中女性が一人であります。極めて女性の登用率が低いというふうに考えるところでございます。

今ほどお示しになりました、第3次の男女共同参画基本計画、国が定める中にも女性の登用率を高めるというようなことが盛り込まれているということでございますので、本市でも更に女性の登用率を高めてまいりたいというふうに考えるところでございます。その参画できる体制というものについて検討をしてまいりたいと考えます。

○7番（鶴迫京子君） 検討するということですので、そういう視点を持って、まずこういうところから検討していただきたいと思いますと思います。

志布志市は、消防団員ということで消防団の女性団員の状況ということもここに出ております。新聞にも出ておりました。10年間で消防、女性消防団員が4倍になったということで188人であるということが出ています。しかし、市では3.3%であるということ、県では1.8%、全国では4.1%でその状況は、であるということであります。

こういうことも踏まえまして、今、消防団員の確保ということで大変難しく、消防団の退職制というのを廃止して、またOBの方にも復活するような取り組みも本市ではなされているのではないかと思います。このことにおける災害防災部門における女性の参画を進めるということに対して、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましては、女性の消防団員はゼロということでございます。女性団員を入れるということになれば、それなりの設備の変更、あるいは施設の対応ということも必要になるかというふうに思います。そういった観点からまだ検討がされていない内容なのかなというふうに思っております。

今後、地域でそのような防災を担う方が、全体的に不足するということになれば、女性の活用も十分消防団員として取り組まなければならない面が出てくるかとは思っておりますが、現在の段階では、そのような声が挙がっていないということでございますので、今後の課題ではなかろうかというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） この男女共同参画についての質問であります。今ののは防災分野における男女共同参画ということで、一応具体的なことで申し上げましたが、まず1番、今回質問をしようと思ったところはですね、やはりいろいろ施策的にいろいろ取り組まれています。女性、男女共同参画推進室の方で、もう大変取り組んでいる状況ではなかろうかと思いますが、この分野だけがなぜかしら触れられていないし、またそれは私たちの責任でもあるかもしれませんが、そういう思いで今回質問をしています。

今回、震災がありまして、ここにセミナーでも言われています。阪神・淡路大震災の現場で起きたことということで、これが同じようなことがまた今回の東日本震災で起きています。皆さんも情報的にはもう読まなくても御存じだと思いますが、ここに書いてあるのを読み上げますと、避難所では家屋の倒壊等で犠牲になった女性高齢者が多かった。プライバシーや安全が確保されない避難所で、女性は着替えや授乳、睡眠、トイレの利用がままならず、健康を害したり性暴力被害に遭う女性がいた。また、粉ミルクや生理用品などの必需品が不足するなど、女性のニーズは理解されなかったとあります。

本当に、このこともテレビの映像で映りましたよね。夜中に赤ちゃん、乳児がいるときにミルクをやるのに、皆さんが寝静まって、夜泣きしたりとかいろいろするので、皆さん寝静まって外の雪が降る冷たい中で授乳をしているお母さんの姿がテレビで映りました。本当にこういうところは、本当に防災、今度の震災にとっては、そういう大惨事の中の小さなこととして取り扱われないという、そのこと自体がやはりこの防災と男女共同参画を推進しなければいけないというところに根差しています。質問をしているわけでありまして。

家庭・職場ではと申しますと、今度は防災の被災親族を受け入れた家庭では、その状況が長期化するほど嫁の立場にある女性がやり場のないストレスにさらされた。しかし、それらの女性の苦勞は救援や復旧作業の前線に比べて取るに足りないことで片付けられた。

また、これは、女性だけではないんですね、男性もそうですよね。三日三晩寝ずに仕事として職場で男性は駆り立てられますね、労働力として、いろんなことで、そういう意味でもストレスがたまって、そしてそういう暴力に走る。また暴力に走れない人は、今度は疎外感で孤独死するという男性の方もいらっしゃると思います。

だからこういうことは、女性だけがそういうわけではないんですね、こういう非常時には。だからやはり男性も女性も人として、この男女共同参画という視点を持って、この防災復興とか計画に入れ込んでいかないと、この本市のまちづくりというか、そういうことが担えないのではないかと。防災だったら防災分野だけの人で集まって協議して、計画を立てて進めればよいというのではなくて、そういうことで、先ほども申しましたそういう審議委員に女性も登用するというお話しています。

まず、市長、こういう状況をやはり取るに足りないこととか、身をもっては実感はできないでしょうか。今度の震災を受けて、向こうの被災者たちの状況を見まして、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

実感としては、そのようなものはわからないということですが、今お話になられた状況というものはあったのではないかとすることは想像するところでございます。

○7番（鶴迫京子君） そういう状況ですので、厳しい状況であります。そういう状況の中で、先ほど市長が答弁として述べられました。あれは一般的な答弁でありますね、多分去年であったらそれで許されているような気がする答弁であったのではなかろうかと思いますが、やはりここは真剣にそういうふうに頑張りますとか、男女共同参画を目指しますとか、そういう類いのものではすまないと思うんですね。しっかりと年次的に数値目標を示して、ほかの施策と一緒にですよ。ほかのものは担当課で、総務課は総務課なりに一つの男女共同参画の視点と捉えたら、そのことで計画が立っているではありませんか、今まで。総務課は総務課、港湾商工課、生涯学習という課ごとに部署ごとに、そういう男女共同参画の視点に立った施策の方向性も決められているし、そしてまた努力目標も決められているしということで、きめ細かに決まっています。そのことの防災分野における新しい取り組みの中をうたう。そういうことをきめ細かに決めて、実現可能な目標数値をあげたりして中に仕組みを作っていかなければ、作られてないわけですよ、今のところ。

答弁では、今年度の計画としては防災のそういうセミナーを行うって、セミナーは聞くだけじゃないですか。一方的に聞いて2時間とか1時間とか、はい終わりましたって会場を抜けたらもうこっちから抜けてですね、お茶のみに行こうかと言ってですね、防災の半分ぐらいしか残りません。

だから、そういう研修の在り方とか、そういうのもひっくるめて、各課でどういうことが女性の視点として大事か、ニーズ、そういうことを具体的に出して、あぶり出して、そしてこういうことだよというふうに示さないといけないと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど防災会議の委員を31人というふうに答弁いたしました、32人に訂正させていただきたいと思っております。誠に申し訳ございません。

まず、そのようなさまざまな協議会、審議会、委員会に女性の参画を促すということが第一条件かと思っております。その上でさまざまな事案について、具体的なことを想定いたしまして、それをマニュアルに盛り込んでいくということになるかと思っております。

今回の場合は、先ほども申しましたように防災についてのプランの中に、全員の盛り込みがなかったということでございますので、そのことにつきまして、具体的に盛り込みをしていきたいと考えます。

○7番（鶴迫京子君） はい、今市長が認められましたので、プランの中になかったということで、やはり福祉課だったら子育て支援とかあって、その福祉課と防災と言ったらターゲットが絞られてきますね。こういうことに努力しよう。今度は保健課と防災となったらまた違います。

そういうふうに課と防災とつなげたときに違うわけですね、視点が。そして、そういうことをみんなそれぞれ共有して出し合って総合的にまとめたものがなければ、努力目標だけになるんですね。実行できないんですね。担保が、実行をするという担保が得られないじゃないですか。だからやはり、そういう計画を練ったりするのは行政の仕事ですので、その計画を練ったり行政文書にしたりするには相当努力が要りますし、時間もかかります。それが無駄になるわけですよ。だからそれを実効性のあるプランなり、そういうことにしなければいけないわけです。だからそこが大事ですよ、その作る、仕組みを作るところが大事で。

そして、そのことの詰めが大事ですよ。ただ何かこう絵に描いて、こういうのをつくったらいい男女共同参画のあれができたなあって、それでは満足ということにはならないと思っておりますよ。ですので、そこをしっかりと質問しているわけです。

最後にしっかりした答弁を真剣によろしくお願ひします。

○市長（本田修一君） 新しく第2次の「男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」の改定をするところでございます。

これの改定の際には、当然さまざまな方々の御意見を聞く場を設けなければならない。

そしてまた、各種会議につきましては、女性の登用の率を定めて、目標を定めておりますので、その登用の率に少しでも早く近づけるよう更に努力を重ねてきたいと思っております。

今回、防災会議につきましても、また、このプラン策定につきましても、女性を登用いたしまして、その観点からの御意見が、きっちりとマニュアルに反映できるようなマニュアルづくりをしてまいりたいと考えます。

○7番（鶴迫京子君） その研修というか、この男女共同参画の視点に立った、防災における施策なり、そういうことのそれを推進するためには、実行するためには、いろんな研修とかありますね。まずそういう方法論としましても、どのようなふうに考えていらっしゃるんですか。

まず申し訳ありません。先ほども言いました女性だけの視点ではなくて、今度は男女共同参画ということ、男性の問題もあるということで男性の意識改革ということも大事じゃなからうかと思

います。その男性の意識を改革する変えるというか、こういう防災に対することに対してですね、それをひっくるめて防災からの切り口で変えていくということで、どのような方法があると思われますか。

○市長（本田修一君） 防災計画の見直しにつきましては昨日、そしてまた一昨日、さまざまな観点から課題を提示していただいたところであります。それらの課題を解決するためには、現在さまざまな資料が積み上げられておりますので、これらの資料を、関係する機関で、全員で研修していく場というものをしていかなければならないなど、そして、また先進地の事例を十分参考にする場をつくっていかねばならない。

そして、専門的な方々の御意見を承る場をつくっていかねばならないというふうにかんがえるところでございます。

そのようなものを重ねていきながら、防災計画の見直しをしていくということになります。その中に女性の委員の登用を更に高めていくと、そしてまた女性の方々の女性ならではの視点の提案というものを十分受けていきながら、防災計画の見直し、そしてまたプランの策定というものにつなげていきたいと考えます。

○議長（上村 環君） 前に進めてくださいね。

○7番（鶴迫京子君） 今防災計画の見直しにおいて、そういう女性の登用も含めまして、検討していくという答弁をいただきました。

そこで一つだけ、これ市報の5月号ですかね、4月号ですね。震災の、大隅半島の4市5町が被災地の大船渡市に混成職員で行きましたということで報告が出てますね。これは大変いいあれですよ、職員が初めてこういう震災の場所に行って、経験したことを載せているということで、大変本当に皆さん読まれたと思います。

しかし、こういう市報も3割ぐらいしか手に取らないというようなこともあります。そういうところで一つの提案ですが、こういう方々が3月からずっと今継続していっておられると思います。そういう職員の方々の実体験ですね、見てこられた震災の様子やら、いろんなのがあると思います。その中に先ほど私が触れましたことが、そういう全部入っていると思います。そういう視点でいろんなことを感じ取って帰ってこられています。貴重な体験でありますので、これを生涯学習講座とかそういうのもありますが、出前講座というのがありますよね、そういうところで、もし市民の方々が希望するならば、そういう方々に来ていただいて、環境学習の出前講座とかもあります、ああいう形で各課からこれ派遣されていますよね。ということは、先ほど私の言ったことがもうそういうことをすることによっても少しは改善されて、市民との距離が短くなって、防災ということの一つの取っ掛かりになるのではないかなと思います。

男女共同参画とか、そういう堅苦しいことを言わないでもですね、防災という中の切り口でいけば一つのあれになると思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 3月11日の東日本大震災の発生以来、本市といたしましては、4市5町の災害派遣支援チームによりまして、職員を派遣しているところでございます。

現在10人近くになっているところでございますが、それらの職員の体験というものは貴重なものがあるかというふうに思います。

そしてまた、それぞれの職員は派遣が済んだ後は、私の方に報告をしておりますので、それらのものはまとめて市民の皆さん方にも御紹介したい。そしてまた、体験を聞きたいということであればどんどん活用してまいりたいというふうに思いますので、御要望があれば対応はしてまいりたいと考えます。

○7番（鶴迫京子君） 今市長が対応するというのでありますので、担当課の方でどういう具体的にはどういうふうに、即答はできないでしょうか。

○生涯学習課長（米元史郎君） 具体的に出前講座ということであろうと思いますので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

出前講座は、項目が50項目ほどございます。それにつきましては、もう既にそれを所管する担当課と合議が整っておりまして、窓口が生涯学習の一環ということで、出前講座は生涯学習係が受け付けをしております。およそ50項目のメニューにないものでございまして、事前に御相談があれば協議に応じるようになっております。

ですから、できるだけ具体的な内容の要望をお伝え、申し出くだされば、私どもの方で担当課、この復興支援ということであれば、多分各課にまたがっておりますので総務課長、総務課と協議をして人材を送るということになるかと思っております。ニーズによりまして、どういう体験をしたか、それぞれの職員もいろんな違う体験をしていると思っておりますので、利用者のニーズに応じた体験に近い体験をした職員を送れるかどうか検討させていただいて、御報告するということになるかと思っております。

以上です。

○7番（鶴迫京子君） 出前講座は、あそこに掲げられてあるものしか、出前講座はしていただけないかとそういうふうに理解していたしましたので、それは間違いだったということに気がしましたので、大変いいお答えをいただいたと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、この件につきましてはもう最後になるかと思っておりますが、ここに大隅半島4市5町支援チームで、今度は垂水市の保健師が二人と、社会教育課の女性職員一人が現地入りすると書いてありますね。ここにありますが、そして傘、エコバッグで復興支援ということで行く職員の方たち。こういうエコバッグを作っているというこういう写真、新聞報道がありますが、まさしくこれですよね。男性の災害復興支援にいくという、こういうバックを作るとか、そういうことにはならないかと思っておりますので、やはりこのことは男性も女性も復興支援に派遣されるということで、大変素晴らしいことだと思っておりますが、保健師の方は大変また気苦労も多いかと思っておりますが、この本市にとってこれは順番的に派遣されていくので、本市の保健師も行くような計画になるのでしょうか。

最後にお伺ひします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、4市5町の災害復興支援チームには、保健師も派遣するというので、大船渡市の方からの要請があるところでございます。

それに基づきまして、順次それに対応できる市、町については、計画を組んで対応するというになっておりまして、本市でもその対応ができるように体制を整えているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 本市も保健師の方が対応して派遣されるということでもありますので、またそれはそれで見識のある、また勉強されている保健師の方でありますので言うまでもないことですが、やはり1週間ほど派遣されて行かれますので、十分そういう、ただ行かれるからああいというのではなくて、男女共同参画推進室とか、いろんな担当課とか、そして今まで行かれた方からの連携を取って情報をいただいて、しっかり自分の思いがかなうような、仕事ができるようによろしくその方たちの支援体制を、よろしくお願ひしたいと思います。

次に入らせていただきます。

次に、公共用地の先行取得についてお伺ひいたします。

まず、はじめに土地の価格が低落状況の中、公共用地を先行取得することについて、市長はどのように考えておられるか。一般的な見解と、また計画があるのかないのかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

土地の先行取得につきましては、将来必要になると考えられる土地を、事業施行前に取得することであると認識しております。

本市における先行取得につきましては、これまで、志布志城跡公有化事業や志布志消防署建設事業、道路整備に伴う土地の購入等を行ってまいりました。

現在市として先行取得を行う場合は、一つ目に、市の要請により土地開発公社が取得する場合と、二つ目には、土地開発基金を使ってあらかじめ取得する方法があります。

土地開発公社で購入する場合は、取得目的及び用途を明示することや、建物付きでなく更地の状態であることが条件となっております。

また、土地開発基金につきましても同様に、計画があり目的のはっきりしている土地を取得する場合に適用しております。

したがいまして、本市における先行取得の考え方としましては、事業計画があり、市が必要としている土地が売りに出された場合に事業が滞ることのないよう、土地開発公社または土地開発基金で先行取得をしており、市の予算が付いた段階で買い取るという方式にしているところでございます。

今年度、先行取得する計画は特にありませんが、緊急を要する事象が発生した場合には、先行取得によることもあるかと考えております。

○7番（鶴迫京子君） ただいま本市における状況がよく理解できました。

次に、そういう中で紀州造林跡地を先行取得して、公共用施設建設などのため、また無秩序な開発防止のために、将来を展望したまちづくりの推進を図るべきであると考えがどうかであり

ます。

このことになりますと、先ほど今述べられました2番の基金を使って購入してということになるのかも分かりませんが、3月11日の午前中、総務委員会で、(仮称)志布志消防署建設予定地の現地調査を実施しました。1万148.56㎡の建設用地は、今まで県道側からしか見ていませんでしたが、広さを実感できました。そして、その残りの用地もあと3倍ぐらいあるとのことで、視野に入らないぐらい広大なものでした。

このことで、迫田元議員が一昨年(2011年)の12月議会で、生涯最後の一般質問をされております。まさしくこの土地は、先行取得すべき土地だと私も直感しましたが、そして調査地をあとにしました。その日の午後でした。東日本大震災と原発事故が起きました。国会中継を観ていたときでした。テレビに映し出された津波の映像は、今でも脳裏から離れません。自然災害の恐怖、志布志の市街地は全滅するのではと気が遠くなりました。

今回の震災で庁舎が津波で流され、町長まで亡くなられています。本当に痛恨の極みであります。志布志支所も大丈夫でしょうか。

一昨日同僚議員の質問のやり取りの中で、海から800mある支所は、2分で津波が到達すると言われました。テレビ映像を見ながら海より大体60mぐらいの高台にある紀州造林跡地を先行取得することが真っ先に浮かびましたが、高規格道路や高速道路のインターチェンジに近く、有明、松山からのアクセスもよい、紀州造林跡地を先行取得することで、志布志市の将来のビジョンが大きく開けます。

また、志布志港が5月31日、国際バルク戦略港湾に決定しました。志布志港が穀物の輸入港として食糧基地として、本市に必ずや変革をもたらします。

津波災害と国際バルク戦略港湾、この二つのことをもってしても、本庁舎の位置が、今のままでよいのか、今までと角度を変えたゼロからの視点と発想で、しっかりと議論するべきときが来たように考えます。そこを踏まえて、紀州造林跡地を先行取得する考えはないか、まず市長の見解をお伺いいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

紀州造林跡地の問題につきましては、今議員の方からありましたように、一昨年(2011年)の12月議会で迫田議員からも質問がありまして、そして提案があったところでございます。

その際は、市役所の本庁舎建設、学校の統廃合に伴う新校舎の建設、南部消防署の移転地、そしてまた、これらの活用を含めて、紀州造林跡地の購入というようなことで御提案があったところでございます。

本庁舎の移転につきましては、人口重心地の件や、それから費用の問題があり、十分このことについては、慎重に対応していかなければならない。

また、学校建設につきましては、既存施設の耐震化がまず先決というようなことがございました。

そしてまた、消防施設につきましては、今回、紀州造林跡地に一部購入させていただきまして、

建設地として利用させていただくことになったところでございます。

残りの土地につきまして、約3万7,000㎡でございますが、現在の段階では計画はないところでございます。

しかし、将来におきまして、ただいまお話がありましたように、都城志布志道路のインターチェンジ、あるいは東九州自動車道のインターチェンジ近く、また国際バルク戦略港の指定ということの大きな指定がございましたので、このことも改めて地域の将来性にどういった形で、本市が更に発展していかなければならないかというような観点から、この土地の活用については考えさせていただきたいというふうには思うところでございます。

本年度は、後期基本計画の策定も予定しておりますので、この中でも十分議論をさせていただければというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子君） 通山小、香月小、志布志小の津波対策における学校の位置問題など、いろいろ今までの一般質問の中のやり取りでありました。

また、少子化に伴い学校の統廃合問題。そういう問題によって統廃合して、学園モデル都市をつかって、その創造をする。

また、防災公園とか、そして災害時の仮設住宅用地として、または、高齢化社会に向けて高齢者用複合型施設の住宅施設や福祉施設など、そしてまた企業誘致等々、夢を描けばきりがありません。その場その場で緊急性、必要性に迫られても土地がなければどうすることもできず間に合いません。用地交渉の計画をしても相手のあることですから、何だかんだと言ってちゅうちょしていたら、切り売りされて、ほしいときにはもう手に入らない。必要だなんて、もうぜひとと思うときには手に入らないということにもなりかねないと思いますが、市長、ですから早急に手を打つべきだと思うんです。

一昨年12月みたいな答弁ではなくてですね、だけどそのときも土地開発公社で買おうという経緯がありましたよね。それがまた塩漬け土地になるというので、決まらなかったということの経緯も大分前にあったみたいですが、今回先ほども何遍も言いますが、震災事故があって、この学校の統廃合、あの位置でいいかどうかとか、いろんなことがありますね、津波対策。

そういうことで、このことを真剣に考えてほしいんですね。大原大地の中心的な広い所であります。そういうような町の志布志町の町民にとっては大変広い所で、志布志市にとっても大変重要な場所になるのではなかろうかと思いますが、そういうような所が乱開発されて、無秩序的に不本意な商業施設や娯楽施設などができないとも限りません。未来を担う子供たちのために、今私たちにできることは、それはやはり紀州造林跡地を先行取得して、ああいういい場所にありまので、土台をしっかりと築いておいてあげるべきだと考えます。

今できないことは、5年後、10年後、20年後にはもっとできない、そのような気がいたします。

市長の誠意ある答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、私自身市長になって、この紀州造林跡地を見させていただ

きまして、すばらしい土地だというふうを感じ、そして、このことについて、土地開発公社で購入したいという御提案を申し上げたところでございます。

しかし、その時点ではまさしく当面の利用の形態についての中身がなかったということ。そしてまた、若干用地が高めであるということがございましたので、土地買収に至りませんでした。しかし、今お話がありますように、私どもは、この紀州造林跡地につきましては、会社側と度重なる話し合いをさせていただいているところでございます。

そして、その後さまざまな変遷を経まして、今年の2月28日に消防署建設用地として、一部につきまして土地売買契約ができたということでございます。

今回、消防署建設用地として、土地売買の契約ができたところでございますが、おおよそ4分の1ほどの土地でございます。この4分の1につきましては、私どもとしましては更に4分の2になるところ、消防署建設予定地の奥の方につきましても買収というようなことも考えたところでございますが、当面はこのことについても、この土地についても、利用の計画がなかったということで、そのような買収まではならなかったところでございます。

そしてまた、さらに残り半分につきましては、この会社の方で何らかの事業の計画があるようでございますので、話には至らなかったということでございます。

今後、消防署の建設が進むに連れまして、また会社側のさまざまな状況等の変化もございましょうから、私どもはこの土地については、今お話があったような状況の変化がございしますので、会社側と更にお話をさせていただければというふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 答弁としては、最悪の答弁ではなくて少し期待できる答弁ではあったろうと思いますが、市長、通告しておきましたので、真剣に考えられたと思いますが、あそこの担当、管理されてる方がいらっしゃいますね。そういう方と私の通告書が出た後、お会いになって話をされましたか。また、そこのところはお知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、今回、消防署建設用地の売買を契約した後、そのような内容について、特に大震災が発生して後には話をしておりません。

○7番（鶴迫京子君） 市長、そして今この答弁によりますと、迫田議員のそういう12月議会のこともありまして、少し前向きに検討していってますというような答弁に聞こえたのですが、今お聞きしたら、私の通告書が出ても、そういう今の現状を調べようともされていないということが分かったわけでありまして、ただもう通告書を見て、ああそういうことかぐらいで済んでしまったのでしょうか。情報収集とか、どうしようとか、自分自身の考え方とかいうのは何もなければですか。そこをもう一度お聞かせください。

○市長（本田修一君） この紀州造林跡地につきましては、先ほども申しましたように、平成20年で、土地開発公社で取得したいということの申し出をしまして、そして議案としても提案しましたが、結果的に議案の採案をいただけなかったということで、非常に会社側に迷惑を掛けた形になっておりました。

その後、会社側は自前でその活用について努力をされて、利用計画がされているようでございます。私どもは、その利用計画がある期間を待って、消防署建設用地の交渉をしたところでございます。

そして、消防署建設の予定地の交渉が成立いたしました現在でも、更に残りの土地については、会社側で何らかの計画をお持ちであるということでございますので、そのことについての確認は現在していないところでございますが、そのような経緯があったということで、その期間が終了したのちに、また改めてお話をするところかなというふうに考えていたところでございます。更に情報の収集を努めていきたいと思っております。

○7番（鶴迫京子君） やはり市長の思いと行動が伴っていないような気がするんですね。先ほど答弁の言葉と、その行動が伴ってないですよ。

復興支援のときは伴いましたよね。大隅半島4市5町、肝付町にできて、なぜ志布志はできないんですかって全協で言いましたら、早速動かれて、今のようなことになっているじゃないですか。

同僚議員も、市長って鹿屋市長のことですね、自分が最初に動けばいいじゃないですか、先頭に立ってっていうことを同僚議員がおっしゃったら、早速先頭に立って動かされたじゃないですか。そのことですよ。それは復興支援ということで対比があります。このことは、まだ本庁をどこにもっていかうとか、いろんなことがまだ決まらない中で、土地だけ買うということにちゅうちょされるかもしれません。だけど、間に合わないということがあるんですよ、こういう交渉ごとは。そうじゃないですか、あら、もうだって情報収集されてないわけですから、調べてみたらもう売れてたとか、そんなんなったらもう絵空事になります。絵に描いた餅になりますね。

そういうところの何か、そういう復興支援に対しては、さあってリーダーシップをとって、もうさっさと動かれる市長。このことは検討して動いて、そっちの方向にいきますよと言いながら、情報収集をしてない。何か理解ができませんね。同じ市長でしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来答弁いたしますように、私どもはこの紀州造林跡地につきましては、会社側に御迷惑をお掛けした場面があったということでございます。

それで、会社側の意向を十分尊重しながら、今回の消防署建設予定地につきましても、買収ができた、契約が成立できたという内容でございます。

そのような内容の中で、残りの土地については会社側の方で計画があるということを私どもははっきり告げられておりますので、そのことの推移を見守って対応したいということを申し述べているところでございます。改めてこのことについては、もう1回情報の収集はしてまいりたいと考えます。

○7番（鶴迫京子君） 今の答弁は市長の苦しい答弁でありますし、人のよい市長だという、一般質問でもありましたが、そこが出た答弁ではなかろうかと思っておりますので、また情報収集をされまして、そして先ほど今年と去年は違うということですね。一昨年と今年は違うということで、

皆さんそういう意識はあられると思います。小さな鳥の目、猫の目ってありますが、小さな単眼的小さな目ではなくて、大きな目をもってですね、将来ビジョンを描いて、こういうことに取り組んでほしいという思いがあるわけですね。ですので、質問しているわけでありましたが、ここに今日の新聞に出ていましたね、全国で津波防災事業を国交省が新法制で方針ということで、ハード事業とソフト対策でやっていきます。国が新しい法律を作ってやっていきます。その中でやはり土地利用の見直しなどの分野とかいうことで、国も全面的に制度を作りやっていきますので、この中に志布志湾も入るのじゃないかなと期待しているのですが、このことはそのように捉えてよろしいんでしょうか、まず市長、お願いします。

○市長（本田修一君） まだ、国交省の今回の東日本大震災への対応の中で、このような津波防災事業が出されたということであるわけですので、今後南海、東南海、あるいはほかの地域で発生が考えられる地域にも対応されるものというふうには思うところでございますが、今お話があったような内容での事業の導入というのは可能かどうかというのは、少し分からないところでございます。

しかし私自身は、この記事を見まして、ハード事業の例という中で、海岸、堤防とあるいは盛土構造の道路ということが出ておりましたので、これはいわゆる湾岸道路に該当するのかなというふう考えたところでございます。

そのような観点から、この事業の取り組みができるとすれば、湾岸道路の推進というのは、いち早くできそうかなというふうに考えましたので、この件につきましても更に情報収集を努めて、本市にも事業ができるような内容につきましても、取り組みを図っていきたくと思います。

○7番（鶴迫京子君） そうですね、私もこの新聞を見まして、ここの事業例を見まして、先ほど市長のようなこともあります、道路のことも。

ここに避難タワー、防災公園というのもありますよね。このことが紀州造林跡地のそういうことにもならないのかなと、(仮称)志布志南部消防署の建設も予定されていますし、いろんな意味で自分なりに夢を広げていますが、いい朗報ではなかったかと思えます。

そこで、今質問しましたこの4番目の質問のことで跡地利用のことですが、副市長、副市長も初めて今回6月議会初めての議会でありますので、震災も受けまして、そういう国の機関にいらしたりしますので、そういう経験を踏まえまして、私のこの質問通告とか、そういうこと土地利用ですね。そのことに関しての方向性とか感想なり、ひとつお聞かせ願いたいと思います。感想でよろしいですので、よろしく申し上げます。通告してませんのですみません。

○副市長（清藤 修君） 感想でよろしいということですので述べさせていただきます。

私も本日、朝この新聞記事を見まして、非常に期待が持てるなと思いました。

ただ、得てしてこういうものというのは、いろんな省庁から横やりが入ることが多いので、ぬか喜びはできないなというふうには思っております。

ただ、今こういう状況ですので、こういう方向で進むというのは可能性としては高いのかなという気はしておりますので、そういった国土交通省あるいは財務省あたりですね、状況もいろ

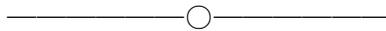
いろと聞きながらですね、どういうふうにこういう事業ができるかというのを情報収集するというのが、今の段階ではないかというふうに今思っております。

○7番（鶴迫京子君） 最後になりますが、今日、四つの質問をいたしました。

この質問は、やはり根底にあるのは、命ということを根底にして質問したつもりではありますが、何せ要領が悪くてちょっと質問が下手なものですからちょっと届かなかったかもしれませんが、ぜひ男女共同参画ということで、男性だからとか女性だからではなくて、ここにいらっしゃる一人一人の方々と一緒になって、そしてまた市の職員、市民の方皆さん志布志市全体で、いろんなことを乗り越えていかなければいけないという使命でありますので、ぜひいろんなことを前向きに真剣に検討していただけたらなあと思いますので、ぜひよろしく御検討ください。

質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。



○議長（上村 環君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで延会します。

午後4時26分 延会

平成23年第2回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成23年6月10日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

下 平 晴 行

出席議員氏名（23名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
24 番 野 村 公 一	

欠席議員氏名（1名）

23 番 福 重 彰 史

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	清 藤 修
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	溝 口 猛
情報管理課長	徳 満 裕 幸	企画政策課長	武 石 裕 二
財 務 課 長	野 村 不 二 生	港湾商工課長	萩 本 昌 一 郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	小 辻 一 海
福 祉 課 長	木 屋 成 久	保 健 課 長	若 松 光 正
農 政 課 長	上 原 登	耕地林務水産課長	井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長	山 田 勝 大	建 設 課 長	中 迫 哲 郎
松山支所長	溝 口 敏 久	志布志支所長	外 山 文 弘
水 道 課 長	木佐貫 一 也	会 計 管 理 者	中 崎 秀 博
農業委員会事務局長	堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長	津 曲 兼 隆
学校教育課長	金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長	米 元 史 郎

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 善 文	次長兼議事係長	仮 重 良 一
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢 一 郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、丸崎幹男君と平野栄作君を指名いたします。

○議長（上村 環君） 鶴迫議員より発言の訂正申し出がありましたので、発言を許可します。

○7番（鶴迫京子君） 昨日の一般質問の中での「父兄」という表現を「保護者」に訂正させていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（上村 環君） ただいま鶴迫議員から昨日の一般質問における発言を訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定により、議長の許可を得てすることになっております。ただいまの鶴迫議員からの発言の訂正は、申し出をこれを許可します。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

ちょうど3か月前のちょうど3月10日、一般質問をさせていただきました。その明くる日に東日本大震災ということで、3か月の間大変な御苦勞をされている地域の方々ですね、毎日死者の数とか、そういう行方不明の数、変わるわけですけど、7日現在で、昨日も鶴迫議員の方からもありましたように約9万3,270人。まだ現実に避難をされていると、そして死者の数は1万5,382人、行方不明者が8,191人と、7日現在でそういった状況であります。亡くなられた方々に対して、本当に御冥福を祈りしますとともに、早い復興をですね、みんなで力を合わせてやんなきゃいけないというふうに思っているところであります。

私たち日本共産党も全国の党組織を通じて、救援募金、そして救援物資の現地への輸送と、そういったことに全力を挙げて取り組んでいるところであります。

そうした中、国会を見てみますと、内閣不信任決議案が出されるということで、国民の目線から見たときに、本当に何をやっているんだというふうに思われている方々が、世論調査等を含めてたくさん出ております。もっと政治というのは、スピーディーにその困っている人たちのために何をなすべきか、これは国会の今のような状況では、とても安心して任せられないというふうに思うところであります。

そういった意味からしても、もっとそれぞれ政権についでる側、また野党の側も含めて真摯に被害に遭われている方々に対しての復興に、全精力を向けてやっていくときではないかというふうに思うばかりであります。

私もそういった立場から今回通告をしておりますけれども、5点についてそれぞれ質問をしてみたいと思います。

まず、政治姿勢と防災についてということで、3月10日のあの時点で、私は本田市長に、隣串間市の4月10日に行われる原発についての住民投票について、どういったお考えをお持ちですかということで質問をしたところであります。まさかその明くる日にですね、こういったことが起きて、その次の日に原発のいわゆる建屋が水素爆発を起こすと。こういったことが起こるであろうということは、恐らく想定しておられなかったと思います。

もちろん私自身も、そういうことが次の日に起こるということは想定はしておりませんが、原発についての考え方は一貫して、15年前に串間市に、17年前ですね、そういうものが九電が発表してからは絶えず学習もし、やってきたところでありました。

そういったことで、市長に原発に対しての基本的な考えをお聞きをしたところでありました。

3月議会での市長の答弁は、いろいろ自分の政策を遂行していく上で、あそこに原発が立地されることについては、大変危惧をしているということで、私自身はもっと踏み込んで勇氣ある答弁をされた谷口芳郎町長の例も出しながら、反対というそういった表明もしていいのではないかとこの質問をしたところではありますが、市長は危惧をしているということに答弁としてはありました。

そこで再度、その後の地震が起きました。原発が水素爆発を起こして、今大変な状況になっている。そういった福島原発の状況を踏まえても、なおかつ3月議会の答弁と何ら原発に対しての一般的な考え方は変わらないのか。そこについての状況を受けての、現在の考え方をまずお聞きをしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

串間市の状況としましては、3月14日の市議会定例会において、野辺市長が、「原発には安全が絶対条件と考えてきたが、現状では市民の理解が得られず混乱を招く恐れもある」として、原子力発電の是非を問う住民投票を見送ると表明されております。

またその後、5月30日には定例会見で、「安全性が担保されているとは言い難い」とし、「今任期中には住民投票を行わない」と述べられ、任期中の住民投票については、断念されたという状況でございます。

先の3月議会における私の答弁といたしましては、私の考えるまちづくりは、環境、そして健康というものが大きな柱である。その実現について大きな危惧が生じるというお答えをしたところでございます。

その後、福島原発の状況を受け、改めてその思いを強くするとともに、まちづくりを担う市長

という立場を重く受け止めたところであります。

東日本大震災を発端としまして、世界的、日本的にも大きく状況が変化しております。国においても震災後の政策推進方針の中で、この大震災がもたらしたショックとして、地震・津波・原子力災害の複合災害を原因とする経済環境の寸断による供給ショック、発電施設の損壊による電力制約ショック、原子力発電の安全性についての認識や放射線被害を契機とした日本製品、日本ブランドへの信頼性の動揺ショックの三つを挙げており、これら全て私たちを取り巻く環境へも大きな影響をもたらしております。

このような中で、福島原発事故を受け、串間市においても住民投票は行わないという結論が出た現状におきまして、また私が危惧していた事態が発生したことを受けまして、極めて高い安全性が担保されない限り、進めるべきではないと考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 今の市長の答弁でいわゆる大変危惧はしていると、この危惧というのは恐れているということですよ、辞典調べますと、日本語の意味としてはですよ。

今いろんな状況を含めて、極めて高い安全性が担保されない限り、難しいというふうな答弁がありました。世界の状況、この3か月の間で大変変わりましたね。これはいわゆる人間が今の持っている英知、そういうもので原子力を完全に自分の手で対応が難しいということを現実に示していることだというふうに思います。

ドイツも脱原発の方針に転換をしました。その他の国もそうです。

そして、原発を抱える自治体の県知事や首長さんたちが、定期点検の停止で、今やっているその再開についても同意はなかなか難しいという状況で、再起動が難しい状況に今陥っている状況ですね。

そうした状況の中で、市長は、極めて高い安全性が担保されない限り難しいと。ということは、端的に言うと安全性が確立されていないということであるわけですから、これは仮に、九電が串間市にそういった状況で申し込んだとしたときには反対だというふうに理解をしいいんですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、福島原発の事故を受け、その後、全国各地の原発が定期点検のために休止に入っているという状況でございます。

その再開に向けては、改めて地域の方々がさまざまな形で表明されてるということでございますが、佐賀の玄海町を除いて、ほかの地域におかれましては全て反対と、再開については安全性が保たれない限りは再開は認められないという方向になっているようでございます。

再開される原子力発電所ですら、そのような状況ということでございますので、新規で開設される原子力発電所については、更にその深みが求められた安全性というものが要かというふうに考えます。

そのような状況でございますので、現在の串間原発の設置については、現段階では設置は不可能ではなかろうかというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 不可能ということは、可能性がないということですから、反対だという

ふうにそういうふう理解をしたいと思います。

市長の口からこの原発については、もう反対ですよということをね。15年前の3月議会で言いましたね、谷口芳郎町長、ときの町長が安全性が確立されるまでは反対いたしますと、明確に述べられたんですよ。僕は勇気ある答弁だったと思います。

そこで今回ですね、福島原発の事故の原因や事故対応を検討する国の第三者機関、いわゆる事故調査・検証委員会というのが設置されて、その委員長に畑村洋太郎東大名誉教授が就任されてるんですね。7日の会合でこういうふう述べておられます。「原子力は危険なもの、それが安全なものとして取り扱われてきたのは間違いだったと思う」と述べた上で、事故の真の姿を捉えるために、責任追及を目的としないという基本姿勢を述べられたというふうに新聞報道がありました。これは全くそのとおりだというふうに思います。今起きてるものをきちんと収束させなきゃいけないわけですから、そのための前段として、いわゆる国がつくり出したその安全神話、それに乗っかってやってきた私たち日本の歴代政府ですね。これ含めて、本当にここに、この畑村教授がおっしゃるように安全なものとして扱ってきたのは間違いだったと思うと、この明確なですよ、こういったものからはじめて私は次へ進んでいくのではないかというふうに思うんですね。原発はトイレ無きマンションというふうに言われます。あの使用済み核燃料棒、これはずっと冷やし続けなきゃいけないわけですよ。これは無害化するのに10万年かかるんですね、いろんな本で調べてみたら。10万年というのは、中国の歴史4000年じゃないですか。すごい時間かかってですよ、ものが無害化していくという状況の中で、この原発については、極めて高い安全性が担保されないと難しいという今の市長の答弁と、この畑村委員長の発言をどんなふう受け止めますか。

○市長（本田修一君） 今後の国の原子力発電に対する方向性を決める委員会の委員長が、そのような発言をされ、そしてまた、そのことに基づいて委員会が進むということについては、極めて重いものだというふうに思います。

○19番（小園義行君） じゃあ市長、再度もう1回お聞きしますね。原発に対して、今の段階で基本的に市長はどんなふうにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、私どもの環境を考えましたときに、CO<sub>2</sub>の問題というものが大きな問題となっております。地球温暖化の原因がCO<sub>2</sub>が増えていく、そのような中で、温暖化を防止するためにどのようなエネルギー体系がいいのかという中で、原子力発電というものが総体的に地位が高まってきたというふうに考えるところでございます。

しかしながら、今回の事故を契機として、あらためてその方向性については、大きな見直しをしなければならないというふうに国自体も、そしてまた国際的にも、そのような方向性がとれるものと考えます。

○19番（小園義行君） やっぱり市長の中には安全神話と、それにまだ少し乗っかってるんだなと、でも今おっしゃった極めて高い、先ほどの答弁で、極めて高い安全性が担保されない限り、

原発について新設、そういったものについて難しいというふうに理解してよろしいですね。

○市長（本田修一君） そのように理解していただければ有り難いと思います。

○19番（小園義行君） じゃあそういうふうに分かりましたので、これから先、あなたが、環境やそういったもので日本一のまちづくりをしたいということで取り組まれている中では、これから先、この今の答弁はずっと生きていくと思いますので、ぜひですね、やっていただきたい。

通告では、防災計画の見直しということについてやっています。これは、後に少しさせていただいて、この東日本大震災で少しこれと関連しますけど、本庁に本市ですね、本市にいわゆる、がれきの処分だとか、そういったものを少しでもこっちでできないかと、みんなでやらないといけないわけでしょう。私この議会から一部事務組合に派遣をされている議員でもありますし、そういった問題等でも申し入れみたいなのは、本市には全くなかったのかですね、そこらについてはいかがですか。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 東日本大震災で、約2,490万tのがれきが出たということでございます。

このことにつきましては、一部事務組合、大崎町を含めてですね、組合の方で一応協議をいたしました。これで我が町の受け入れられる、何らかの形でこれを受けられることができるかどうかということについて協議したんですが、まず恐らく限界としては、年間の2,500t程度のものについては受け入れができる。ただし、不燃ごみのみ、そういうものしか受け入れできないだろうということで、一応は一部事務組合の方から回答はいたしたところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひそういったいろんな要請等あるでしょう。そういうときは対応をですね、今回の人の支援もここで予算の中にも出てはいますが、そういったものもぜひ対応していただきたいと思います。

この防災計画の見直しについては、少し後で触れさせていただきます。

3番目に、学校教育の中で、原発に対する学習の在り方かどうかということで通告をしておきました。

この問題に入る前に、教育長に、先ほど市長とやり取りをやりました。教育長として原発に対する基本的な考え方、3月11日以降のですね、問題それ以前でも結構です。そして、現在とどういふふうな認識でおられるか。そのことをまず1点だけ伺いをします。

そして、その後のいわゆる通告をしておきました点も含めて質問させていただきます。

○教育長（坪田勝秀君） あの3.11以降、私どもも本当に胸痛む思いであります。特に、私どもは学校が避難場所になり、そしてしかもそこにまた仮設住宅まで建てられるというような、まさしく本来の学校教育が完全にゆがめられてしまっているという現実を見たときに、何をしても、やはり原発の安全性というものが最優先されなければ、今後原発についての開発とかあるいは運転とかうんぬんというようなことは、しばらくは封印されなければならないのではないかとはいふふうに考えております。

○19番（小園義行君） まあそういう立場でですね、今教育長の方から安全性が最優先されなき

ゃいかんということで、原発に対しての基本的なお考えをお聞きしたところであります。

じゃあそこで、現在の学校教育の中で、原発に対する学習の在り方というのがどういうふうに行われているものかということで通告をしておきましたが、現状を少しお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市学校教育の中での原子力発電所に対する学習の在り方についてでございますが、現在小学校では、失礼いたしました、学習指導要領では、社会科や理科などの教科の学習において、原子力やエネルギーに関する適切な教育指導の充実が求められておりますので、現在小学校では、3、4年生の社会科の学習、中学校では1年生の社会科、3年生の理科の学習の中で取り扱われているところでございます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 今教育長の方から答弁がありましたように、それぞれ資料もここにいただきましたが、子供たち小学校はですね、わくわく原子力ランド、これ文部科学省がこれ出してるんですね。これによって学習をされていると。そして中学校は、原子力ワールドということで副読本としてこれが出ております。

今、教育長からありましたそういった状況の中で、これを、教育長は当然お読みになったと思うんですけど、この原子力ワールド、わくわく原子力ランド、これ読まれてなくても結構、読まれたと思うんですよ、出しましたのでね。これ、読まれていかがでしたか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

実はこれは、御指摘のとおり、文部科学省と経済産業省が各学校に教育委員会を通さずに、そのまま直接配布したようでございまして、私も正直申しまして、今回議員の質問があるまでは正直いって知りませんでした、こういうのがあるということ。

そして、しかもそれが1冊ずつ各学校に配ってあると。どういうことだろうと、正直1冊あってどう使うんだろうと思ったところでありますが、副読本としてということでございましたけれども、やはり感想といたしまして、正直なところ、3.11以前でございましたので、やはり原子力エネルギーの良さというんでしょうか、あるいはそれが必要であると、我が国において、ということを強調され、そしてもちろん安全性は保たれなくてはいけないけども、これに頼るしかない現状があるんだよというようなことが書かれてあるなということでございましたけれども、しかし、こうなった以上は、現状が今こうできた以上は、これはもうまさしくもう1回見直されて、そして純粋な子供たちには配布されるべきものだろうと、このように考えております。

○19番（小園義行君） これは、やっぱり安全神話をつくり出すために、小さいうちから原子力発電所は安全なんだよということをちゃんと取り込もうということ、言葉は悪いんですけどね、そういったものであるんだなというふうにし少し私はこれを読んで学習もさせてもらいましたけど。これは文部省と文部科学省がですよ、合体をするんですね、2001年にですね。

その前に、当時のエネルギー特別会計で、この原発を推進していくという方針が出てくるわけですよ。

そして、2005年10月に原子力政策の大綱が決まるんですね。こういうふううたってます。児童生徒の発達段階に応じて、放射線や原子力を含めたエネルギー問題に関する小・中・高等学校における指導の充実、これを決定すると、国がそうやっていくんですね。そういうことで、こういう形でそのいわゆるお金は当時のそういう特会から出ているんですよ、このいわゆる、わくわくランド、そして、インターネットサイトの「あとみん」という、これもその後消されましたけど。現実にそういう形で、学校にいったエネルギー政策大綱で、原子力大綱で小・中・高等学校の指導の充実というのを決定して、国のそこに乗った形でのものになってるということで、非常に状況はそういうことです。これ、私も全部読みましたけど、少し教育長、いいですかね。これ読むとね、本当にあれですよ、原子力発電所の世界的な関係ですね。その中で、どれだけあるかということで、いろいろ書いてあって考えてみようと、こう書いてあります。

火力発電と原子力発電を比べてみましょう。少ない燃料でたくさん発電できるのはクエスチョンですね。二酸化炭素の出る量が少ないのは、発電所から出るごみはどこが違うと、みんなこういうことですね。

次にね、原子力発電所の安全を守る工夫と、今度はこういうふうに、原子力放射性物質を閉じ込めて対策としてこういうふうに、原子力発電所で放射性物質が外に漏れないよう五重の壁でしっかり閉じ込めています。また、間違った操作や装置に異状があっても、原子炉の運転が自動で止まるように設計されています。もし異常が発生しても事故にならないよう緊急に運転を停止したり、原子炉を冷やしたりする仕組みがあります。

事故の教訓から学ぶという欄ではですね、小学校ですよ、これ。これまでの原子力施設の事故ということで、スリーマイルアイランドの原子力1979年ですね、ここはですね、こんなふうに言ってますね。原因は、機器の故障や運転する人の判断ミスが重なったことによるものと。チェルノブイリ、これも原因は、運転員が原子炉の安全装置を動かないようにするなど、規則を守らなかったからです。日本の原子力発電所の原子炉は、チェルノブイリ原子炉発電所で使われている形式の原子炉と仕組みが異なることや、安全確保の対策がなされているから同じような事故が起こることはほとんど考えにくい。

日本では、このような事故を教訓に、原子力施設の事故を防ぐ仕組みをし、前よりも安全を確保する仕組みになっています。運転員の訓練を増やし、万一運転員のミスが起きても安全機能が働くような仕組み、つまり事故が起きないように、また起こったとしても、人体や環境に悪影響を及ぼさないように何重にも対策がとられているというふうに言ってます。

1999年のJCOでありましたね。このときもね、原因は、作業員が正しい作業手順を守らなかったためですと、こんなふうにして一切原子力発電所としては安全なんだと、それは人が悪かったというような教訓、事故の教訓から学ぶという、これを子供たちは副読本という形で学習を先生がする際に使うんですね、これ。

そして、中学校ではですね、どういうふうに言ってるかということ、原子力施設で事故が起きた場合の防災対策、これスリーマイル、チェルノブイリ、ここ全部全く同じようなことがここに載

っています。中学校もそうです。これが生徒用ですね。

そして解説編、これ教師用、先生のもですよ。原子力発電所の安全対策と地震対策ということでここにですね、安全確保の仕組み、多重防護の仕組み、五重の壁、原子力発電所の地震対策ということで、五重の壁というのをこれをちょっと読みますね。原子力発電所で放射性物質が外に漏れ出さないように五重にわたって壁を設けて、第1の壁ペレット。ペレットはウランの酸化物という科学的に安定的なものを高温で陶磁器のように焼き固めたもの（セラミック）などで、大部分の放射性物質は飛散せずペレットの中に留まる。第2の壁、被覆管。ガラス状の放射性物質の一部はペレットの外部に放出されるが、ペレットが入っている燃料棒の被覆管は気密に造られているので、燃料棒の外には出ないようになっている。第3の壁、よく出てきますね、原子力圧力容器。何らかの原因によって放射性物質が原子炉内の冷却剤に漏れた場合でも、圧力容器や配管が防壁になり、外部に出さないようになっている。第4の壁、原子炉格納容器。圧力容器の外側にはさらに格納容器という防壁があり、主要な原子炉機器をすっぽり包んでいる。これにより圧力容器から出てきた放射性物質を閉じ込めて周辺への影響を低く抑える。第5の壁、原子炉建屋、これもよく出てきますね。一番外側には厚いコンクリートで造られた原子炉建屋があり、放射性物質が外に出ることを防ぐ。そして、原子力発電地震対策、日本は地震国であり地震に対して発電所の安全を確保する必要がある。このため原子力発電所は大きな地震に対し、放射線による被害を周囲に及ぼさないよう以下のような安全性の確保がなされていると、ここにありますが、今この言ったものが、こういうふうに安全ですよと、これ、先生用の解説編ですよ。

こういうことで、先生は子供に原子力は安全だということを教えるんです。これと全く真逆のことが、今現実に起こっているわけですが、教育長、いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど議員から御指摘があったように、国の方針としてエネルギー知識を充実させようと言ったというふうに御指摘がありましたが、私はもしそれを言うのであれば、正しい知識の習得、そして正しい判断能力を身につけようと、つまり何事にも光と影があるんだよと。影の部分をお教えにですね、光の部分だけを誇張して教えるようなことであれば、これは何の教育だってエネルギーに限らず、私は、間違いだと思っております。携帯電話にしてしかりであります。やっぱり便利ではあるけど、その便利さの裏に大変な影を引きずっているわけでございますので、ただしこういうことがあるよというようなこと。

それから、先ほど御指摘のように、やっぱり人間の力には限界があるんだと、人間が悪い人間が悪いというふうな書き方をしてあるようですが、それは人間の力にはやっぱり限界があるということと。ある私、本で読みましたが、この核燃料というのは、原子エネルギーというのは神の火だったと言われている。その神の火であったものを人間の火として乱用してしまったところに、こういう大きなツケがきたんだというようなことを、私も痛感しておりますが、いずれにいたしましても、やっぱり影と光の部分というのをしっかりと教えなければ、何の教育にしても教育にならないと、そういうふうに感じております。

○19番（小園義行君）　そういうことでこういう安全神話をですね、繰り返すようなことではいかんというふうに思うわけですね。

これを繰り返しやられると、私たちほとんどの方々含めてですよ、安全だというふうに今回の事故が起きるまでは思われてたんじゃないですかね。でも、絶えずこのことを国会で追及したり、いろいろやってきました。うちの国会議員も含めてですね。

私は、教育というのは、この心理や真実を教える人格形成の場であるということ、今なすべきはですよ。この事故を見て子供たちが、本当に真実はどこにあるのかということ知りたがってると思うんですね。そういった意味で、科学的な事実をきちんと教えることだろうというふうに思うんですね、これね。

そういった意味で、安全神話の間違いだと、先ほど原子力、この調査委員会の委員長さんおっしゃったように、安全神話は間違いだったと、こういうふうにおっしゃっているわけですから、そういったことと含めて多様なエネルギーへの可能性。それとか放射線の有害、これをですね、きちんとやっぱり教えて、何が正しいのかと。今教育長がおっしゃるような、そういった学校現場教育の在り方でないといけないんじゃないかというふうに思うんですね。今朝も私、朝早く起きて新聞配ってましたけど、ラジオから流れてくる専門家が言ってるんです。大丈夫ですよ、そこら辺に放射線ありますよって、これは確かにそうでしょう。でも、安全だったら逃げないでいいじゃないですかね。30km圏逃げてくださって、国が指定してる。それでもまだ懲りずにラジオからは、そういう専門家が言っているんですよ。びっくりして、どうしようもないなこれはというふうな思いがありました。

やはり、私は教育委員会として、こういった安全神話、そういったものについてはですね、しっかりと何が正しいことなのかということも含めて、今までのそういったものも間違いであったということをはっきりとですよ、国に対して言うようにやらんといかんというふうに思います。

なぜかという、これ、新学習指導要領対応ってなってます。学習指導要領の中に原発がこんなに安全だということを教えなさいって、教育長、書いてありますか。ないですよ、いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君）　お答えいたします。

それを強調して指導しなさいということは、新学習指導要領にはないと思っております。

○19番（小園義行君）　今教育長からありましたように、わざわざですね、ここに、教育長、いいですか。新学習指導要領対応って、学習指導要領はそんなこと求めていませんよ、これ。

そういった意味で、今教育長がおっしゃるようになりますね、ぜひ子供たちが知りたがっているもの、その真実は何なのかということを含めてですね、しっかりと教育現場の中で対応するようにしてやるということです。国にきちんと声を挙げてですよ、こういったものについては見直しをさせるということを、教育委員会としてもきちんと、これ、声を挙げないといけないというふうに思います。そういう立場だということでしたので、分かりました。

ぜひですね、そういうふうにしてやっていただきたい。子供たちのそういうこれから社会に出

ていくときに、国の方針の下請け機関で教育委員会があっちゃいかなでしよう。これは戦前でも学んでますよね。そういうことにならないように、今回この福島原発の事故をですね、教訓にして、私たちは本当に何が真実なのかということも含めてですね、この安全神話から抜け出して、本当に原発に頼らない、いわゆる経済の在り方、発電含めてですよ、多様なエネルギーへの変換という、そういった立場に国も向かうべきだというふうに思います。

この学校でのいわゆる安全神話を繰り返すようなやり方については、今教育長も問題ありだというふうに答弁がありましたので、ぜひ国にもですね、そういったことを含めて見直しをしてほしいと、そういう声を挙げていただきたいと、それはもうそういう方向だということでありました。分かりました。

ぜひ、そういう立場でやっていただきたいと思います。

次に、防災計画の関係ですが、これ今回の議会の中でたくさんの議員の方が、防災計画の見直しということではありました。

私は1点だけですね。この僕たちが、志布志市の防災計画で地震に対して、揺れの問題は防災マップとかいろいろありましたね。

今後、予定されている地震が起きたら津波、大体3mだというようなことで、ここではなっているんですけど、そういった問題も含めて、これまで多分私欠席しておりましたので、やられていると思います。

1点だけお願いします。

今回、国・県そして市町村含めて防災計画の見直しがあると思うんです。そのときにですね、昨日も鶴迫議員の方もありましたが、本庁の位置、本庁舎の位置が果たしてここでいいのかということも含めて、防災計画を見直す際に、本当にそのことの議論も含めて見直しを進めてほしいというふうに思うわけですが、市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の対策マニュアルでは、災害対策本部を本庁総務課に置くとしていただいているところですが、津波を想定した場合、当然志布志市の沿岸部において大きな被害が想定されますので、本庁と同様の現地対策本部を支所において対応することもあろうかと思えます。

この場合、通信手段については、電話回線が寸断したとしても、本庁と支所の間にMCA無線機によりまして情報収集が可能でありますので、対応は可能というふうに考えます。

また、県との情報伝達につきましても、本庁に無線電話がございますので、これも情報伝達が行えるということでございます。

このようなことから、本庁は、現在の位置で災害時においても対応ができていると考えますが、今後、防災計画を見直す中で支所の体制の在り方につきましては、津波対策マニュアル作成段階において検討は加えてまいりたいと考えます。

○19番（小園義行君） 市長はそういう考えでしょう。でも実際にですね、本当に、本庁の位置の問題、これまでもずっとやってきましたが、こういう大きなことが起きない方がいいですけど

ね、仮に起きたときに対応をどうすべきかという点では、遠くから見ているというよりもですよ、これ仮に5年後だったら、多分支所には人はほとんどいないじゃないですか、申し訳ないですけど。そういった問題も含めてですね、今回見直しを本当にされるのであれば、そういう人の問題も、職員の人を本当に本庁に多分5年後は、もう志布志の向こうだってそんなに人はいないですよ。そういうことなんか含めてですね、防災計画をするときに一番先頭に立ってやられるのは、ここにおられる公務員の方々ですよ、職員の方です。その人たちをどこに本当に置いておくのが一番いいのかということも考えて、私はやるべきだろうというふうに思います。

今のこのあと人員計画も含めていくと、ほとんど松山支所、志布志支所は、本庁方式をとると人はいない状況になって、一番頑張ってやらなきゃいけない所に人がいないという状況が生まれると、そういうことがあっていいのかなということがありますので、今回この見直しをされる際に、そういったことも含めてですね、検討ができんのかなと、もう1回お願いします。

○市長（本田修一君） 今ほどお答えいたしましたように、災害が発生した場合、津波が発生した場合には、その被害の状況に応じまして、現地の対策本部も設置しなければならなくなるというふうに考えてるところでございます。

その際には、現地の対策本部は、多分志布志の支所になろうかというふうに思いますが、本部長以下そちらの方に対策本部の要員として多くの人員が配置され、その災害の早期の復旧については、取り組むということになろうかと思えます。

○19番（小園義行君） 市長ですね、ぜひそこらはね、何かいいでしょう。あなたはそういうふうに思ってるのであれば、実際の現場の指揮を執るといってそういうときですね、やっぱりここが本庁であればそういう意識がですよ、ずっとあるんですよ。ぜひそれはね、また議論しましょう。

でもぜひ、今回議論される際にそのことも含めてね、やっぱり私は職員の意見もよく、3月議会でもやりましたね。自由かつ達に議論していただくということ等も含めてですよ、お願いをしておきます。

はい、次に行きます。

次に、国民健康保険についてお願いをします。

市長がこの間、成人式含めてですね、ずっと志布志市の国民健康保険、ごめんなさい、医療の減額がどんどん進んでると、これは職員を始めとして住民の皆さんの理解のたまものだと感謝しているという御挨拶が冒頭にくるぐらい、7%前年対比で減だと、前期がですよ。後期も含めて、ぜひこの調子で、医療費の減ということに気を引き締めてやっていきたいんだということでありました。

結果、もう国保も締められて、7月に新しくまた本課税というふうになっていくんですが、22年度の決算の状況はどうかということで、少しお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

22年度の国保は、毎月の医療費の伸びが対前年度と比較しましてマイナスで推移し、特に年度の上半期の合計は、医療給付費全体ではマイナス6.6%、1人当たり医療給付費もマイナス2.6%

となりました。このことは志布志市にとりまして初めての状況であり、市民の方々にも市報やいろいろな催しの中でお知らせし、疾病の予防や健康づくりの推進の呼び掛けを行ってまいったところでございます。

全国的にも、鹿児島県内でも国保の医療費は伸びている中でのこのような推移でありますので、離島を除き県内では、一番医療費の少ない町、市民が元気なまちとして、これからも健康づくりを市民全体で取り組むために健康づくり日本一のまちを目指すこととし、私の重要政策に掲げているところでございます。

下半期の伸びにつきましては、上半期ほどの減少とはなりませんでしたが、年間の医療給付費で対前年度比でマイナス3.5、1人当たり医療給付費で対前年度比でマイナス0.8の減となりました。

このようなことから、3月の国保の補正予算では、保険給付費2億9,300万円を減額し、基金積立金を1億円増額したところでございます。

22年度の決算の状況でございますが、出納整理期間が終わったばかりでございますので、概算額での報告となりますが、歳入では、国保負担金の療養給付費負担金や国庫補助金の財政調整交付金が見込みを上回り、歳出では、年明けからの医療給付費がインフルエンザ等の大きな流行もなく、見込み額を下回りました。

結果としましては、繰越金の額は、23年度当初予算計上額2億2,000万円を上回ることになりました。3億円ほどとなる見込みでございます。

○19番（小園義行君） とてもこれは画期的なことじゃないですか。職員の人も当然そうでしょう。そして、住民の方々もそういったことでいろんな要因があらうかと思えます。今後分析されるんでしょう。これだけの実績が出たんですよ。

そういう中で基本的なことと言うと、志布志市はですよ、非常に国民健康保険の保険料というのは高いという状況が正直あるんですね。そういう中でですね、そこで約3億円からのこういうことですが、大隅地域のここで、ちょっと私がお願いしたのは、ちょっと遅かったもんですから、今朝ほどそういう資料をちょっと頂いたところですけど、これ去年の段階です。22年11月の段階ですけど、3月にそれぞれの市や町で条例改正があって、医療費のそういうの改正があります。これ去年の段階ですからね、大変申し訳ないんですけど、我が町は大隅地域の4市5町ということでいくと、1世帯当たりのもので、保険料、2番目です。

そして、1人当たりも3番目ということで非常に高いんですね。こういうことで国保税のことについては相談がよく私も寄せられて、税務課の方にもお願いをするところではありますが、仮に一つだけちょっとここ聞かせて、年収200万円で4人家族でいくと幾らになるんですか。私が計算するとそれでいいわけですけど、当局がそこで分かれば、ちょっとこれぐらいですよということ教えていただけませんか。

○議長（上村 環君） 小園議員、質問変えますか。

〔小園義行君「はい、いいです。」と呼ぶ〕

○19番（小園義行君） じゃあ、後でください。

この現状の中です。そういう高い状況で、今先ほど市長の方からありました22年度決算の状況が出てますね。それぞれ努力されてるということですよ。

ここで、それでもなおかつですね、私に相談があるというのは、そういうふうに当初の予測と違って医療費も伸びなかった。そしてこういうことだったということであれば、何をか言わんやで何かせないかんわけですよ。

そこで、差し押さえの現状ということで効果ということですよ。ここに決算のとき、22年度の差し押さえの状況、当初予算のところで頂いたんですが、これほとんどですね。いわゆる効果としては差し押さえをやっても出てないんですよ。これ、市長も認識されていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

差し押さえにつきましては、当初悪質な滞納者の方々に、そのような効果があったということでありまして、平成20年、平成21年、22年については、滞納分につきましては、そのような効果が発揮されたところでございます。

しかし今後は、そのような形の方の分については、ほとんどないということになるかと思われるので、今後そのような差し押さえの効果は、出るのはかなり厳しいというようなふうに担当から報告を受けております。

○税務課長（小辻一海君） ただいまの差し押さえの実情の件数でございますけれども、件数といたしましては、不動産が22年度、59件、それから預貯金が40件、給与が42件、債権が35件、動産が2件、以上でございます。

200万円については、後で、今資料提出しますのでよろしく願いいたします。

○19番（小園義行君） 今、これ1月現在で22年度の、課長の方からありましたが、それぞれでここに、じゃあきちんと結果が出ているわけですけど、見られているでしょう、これ、ほとんどしても大変な状況なんですよ。そういう中で今後ですね、あんまりそういう差し押さえとか、そういうことやっても効果がないよということで、これは正直言ってない人から取れないわけですからね。悪質な人ですよ。

そういったことで、今後、国保が広域化に向けて県単位でやっていくとかいうことが少し言われているわけですが、それについての当局の考え方というのはいかがなんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

広域化につきましては、御承知のとおり新たな高齢者医療制度を検討するとしまして、厚生労働大臣の主催で、関係団体の代表、高齢者の代表、学識経験者からなる高齢者医療制度改革会議が開催され、平成22年12月に最終取りまとめが示されたところでございます。

後期高齢者医療制度は廃止して、地域保険は国保に一体化すると。

そしてまた、これにつきましては、第1段階で、75歳以上について都道府県単位の財政運営とする。第2段階で、平成30年度までで全年齢について都道府県単位にすると、そして都道府県単位の運営主体は、都道府県が担うことが適当として、都道府県は財政運営、標準保険料の設定を

行い、市町村は、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業等を行うといった形で分担と責任を明確にして共同運営するという仕組みになっております。

また、国保に加入する75歳以上の保険料は、同じ都道府県であれば原則として同じ保険料とし、その水準は医療給付費の1割程度とするということになっております。

そしてまた、更に都道府県単位での一元化の環境整備を進めることを目的に、広域化等支援方針を策定した都道府県は、平成22年12月末までで42都道府県となっております。

新たな高齢者医療制度については、最終取りまとめ以降、国から示された具体的な方策もないところであり、運営自体の決定等を含め、できるだけ早期に具体策を明示していただきたいと考えております。

高齢者の保険料の伸びが現役世代の伸びを上回ることをしないよう、より公平な分担をお願いするとともに、第2段階の平成30年度からの全年齢での都道府県単位化については、各市町村保険者の医療給付費の実態や、国保財政の状況、基金の状況、更に保険税率などについて、十分な検討がされなければならないと思っております。

特に、本市のように1人当たり医療費の少ない市町村に配慮した、公平な税率適用がされるべきであると考えております。

○19番（小園義行君） 今ちょっとここに出ましたけど、国の方針がですよ、これまで調整交付金ということでペナルティ化してたやつをやめて、これは11年度で廃止です。

そして、県に権限委譲するんですね。県が今おっしゃったように、そういう広域化等支援方針というので各市町村にいろんなことをちゃんとこうしなさい、あしなさいと、指導が今度は県からくるわけですよ。

そういった中で、正直言って今回のこの広域化というのは、今本市は約2億円からの繰り入れを法定外繰り入れをやったり、積立金から取り崩したりして、引き上げを抑えてるじゃないですか。そういう状況の中で、県単位になったらですよ、これはほとんど、それができないという状況で、本当に困ってしまう状況を心配するものですから、今一番最後におっしゃいましたね、市長が。うちは少ないのに何で取得をせないかんとかって、こういうことですよ、正直言って。こういった問題をはらんでるから、やっぱり私はきちんと国におかしいよということを明確に声を挙げなきゃですよ、どうしようもないでしょう、これ。

ぜひですね、そこについては、今おっしゃったような、一番最後におっしゃいましたね、ちょっと、そのことがとても大事だというふうに思うんですね。うちはうちでちゃんとやるから、広域化なんかしないでよってみたいなふうにやらないと、これ、いかんでしょう。

それと併せて、国は民主党ですよ、政権交代した時、選挙の時はこういうふうに言ってるんです。9,000億円の予算措置をすると、国保にですよ。そうしたら、1人当たり1万円の引き下げなんかすぐできるわけですよ、これ。そういったことを言っておきながらやってることは、今、広域化で反対のことをやろうとしてるから問題だというふうに僕は心配をして、こういうことに対してどういうふうに当局の考えを持ってるのかなということ、これ、地方6団体も含めてです

ね、声を挙げてるんですよ。

全国市長会そうでしょう。ぜひそういったことで、これ国に対してこういうことはね、問題だということできちんとやっていただきたい。

2010年5月に通達がきてるんですね、厚生労働局長からですね、この広域化に向けてこういうことにしなさいという。

このことについては問いませんが、先ほど言いました、この22年度決算の状況が出て、こういうね、よく頑張っていたいただいた住民もですよ。その中で高い保険料を納めながらこういうことですよ。ぜひこんな結果が出たのであれば、少しでも私は引き下げに回すべきだとそういったふうに思うんですが、そこは市長、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに申しましたように、本市の保険の医療の給付費につきましては、市民の全面的な御協力をいただき、前年をはるかに予想を下回った形で給付費が減少したところでございます。

このことによりまして、当然、その減額された分について保険料の改正を行って、保険料率を下げるべきだというような論議もあろうかというふうに思いますが、現在御承知のとおり、平成23年度の当初予算で繰越金は、22年度より7,000万円増額して2億2,000万円が計上されております。

これを上回る額ということになるということでございますが、これから22年度の医療給付費と国庫負担金の確定に伴いまして、国庫負担金の精算返納の予算措置も予想されているところでございます。

さらに、この国保の基金を醸成しながらの運営ということを考えてなれば、今議員の御提案された内容については、そのときには可能かというふうには考えるところでございます。

私自身としましても、全国で本当にけうな形で、保険料率がこのような時代に下げられた自治体というものが確立できれば有り難いというふうには思うところでございます。更に、健康増進を深めて、増進運動を深めて、そのような結果が出た暁には、そのような税の措置をとらせていただければというふうに考えます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、当初見込んだものはこれこれでしたと、それをずっと下回ったわけで、その分は税として掛けてあるわけですからね。

そこについて、今市長が答弁があったそのことですね、ぜひそういった対応を私は考えられて当然だというふうに思いますので、今の答弁のとおりですね。ぜひ対応をしてもらいたいと、そういうことがあったらですよ。はい、ぜひ分かりました。それと併せて、これ、国に対してはですね、この国保の広域化、こういったものに対してはやっぱりちゃんとあなたも所属している全国市長会等もですね、もっと国庫負担を増やしてくれということも含めてですね、やっているわけですから、ぜひ声を挙げていただきたいというふうに思います。そのあとのことについては、先ほどの答弁で理解をしたところです。

じゃあ次にですね、今私たちにこういうものが来ます。全員来るんですけど、国民健康保険医

療費のお知らせということですね、来るんですよ、こういうのが。市長にも来ますかね、これはそれぞれです。これは国保の関係ですけど、全く入院もしたことの無い状況が発生して、医療費の通知でこういうふうに入院をあなた何日もしたよと言って、そこの病院までして、でも本人は全くしていないと。そういった状況のときに、これよく冷静に考えると、入院していないのに、国保連合会含めてですよ、うちの国保会計からそこに払ってる、そしてその人は窓口負担までやっている。これ、言葉悪いけど共犯者じゃないですか、不正請求をしているようなこと、入院していない。

こういったことが起きたときに、本市として、この国保を本当に下げていこうと頑張ってるときにですよ、どういった対応をされているのか、ちょっとお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問の、医療費のお知らせで誤った請求があった場合の対応についてでございますが、保険者であります市は、被保険者が実際に保険医療機関等の窓口で支払った金額と一致しない等、例えば回数、そして日数ですが、の場合に保険医療機関等の領収書と医療費のお知らせ、通知書でございますが、これを確認いたしまして、県国民健康保険団体連合会へ調査依頼をいたします。調査の結果、悪質な不正が疑われる場合は、厚生労働省に事実関係の報告を行います。

それを受けて、不正請求ということになれば、国の機関より県知事へ返還同意書が送られ、県国民健康保険団体連合会や保険者である志布志市は、それぞれのその通知を受け、当該医療機関等へ不正請求分の額の返還を求めることとなります。

医療費通知の目的は、被保険者に保険及び国民健康保険制度に対する意識を深めていただくことや、被保険者本人が受診内容を確認していただくことでございます。

また、他の医療保険者では、被保険者が保険医療機関等の領収書と医療費のお知らせの内容の確認を必ずする旨の表示を行っているところでございます。

○19番（小園義行君） じゃあ、こういった相談があったようなですね、ケースの場合に、その相談者にもきちんと今市長がおっしゃったようなことの確認がされて、そして当該医療機関、国保連合会、そういったところをちゃんとした上で最終的に、例えば人為的なミスでしたということも含めてですね、報告をしないといかんでしょう、これ。そういったことに対して、これ、なぜこれがやれるかといったら、もちろん医療費の抑制にもつながると僕は思うんですよ。ああ俺はこんなたくさん行ってたのかということも再度認識しますからね。

その中で、絶対こういうことはないということが判明してる方々からの問い合わせ、それ等があったときには、うちの国保会計を守るためにもですよ、とんでもないそういう医療機関があったら、ちゃんとやらんといかんじゃないですか。

それと併せて、その途中で人為的なミスがあった場合には、大変申し訳なかったということが、これあってしかるべきだと思うんですよ。そういう手続きを踏むというようなことを、ただきちんと市長、この場で明確に言えますか。ただ、いやちょっとって言葉を濁して終わりじゃないですよ、これ。その担当の方々も含めてですね、ぜひそのことについての、もう1回お願いします。

後の処理の仕方を含めて。

○市長（本田修一君） ただいまお話がありましたように、この請求が、本人が認識されない内容であるとなれば、当然そのことについては、私どもの方に問い合わせがあるということになります。

そして、私どもは先ほど申しましたような手続きを踏み、そのことが不正、いわゆる不正の請求ということになるとなれば、そのことについては返還を求めるということでございまして、これらのことについては、関係機関は、厳にこのことについては取り組んでいるものと認識しております。そして、私どもといたしましても、このことによりまして、医療を受けられた方が、過分に支払いをされていたということになるとなれば、直ちにそのことについての返還はするというところでございます。

○19番（小園義行君） 私が相談を受けたこの方ですね、正直言って、入院していないのに自己負担額があるんですよ、これね。これ外から見たら一緒になって当該医療機関と、ちょっと名義貸してねみたいなことになっちゃうと困るじゃないですか。だから言うように、途中で人為的なミスがあって、そういうことも含めて問い合わせがあった際には、明確にこういう理由でしたということを含めてきちんとし、その後の処理について間違っただことに対する結果責任をきちんとやらないといかんでしょう、これ。そうしないとですよ、ちょうど2週間ぐらい前でしたか、いわゆる整骨院をして、約1億幾らの不正請求があって逮捕されてましたね。ああいうこともないとも限らんわけで、私なんかそういうことはないというふうに思いますけど、現実ここにこういうふうに入院したことがないのに入院してるよと、その病院名まで記されておればですよ、これは何らかの間違いじゃないのというふうに思うの当然ですから、ぜひそこらについての後の処理の仕方を明確にですね、市長、対応をして、住民の人にそういう変なことにならないようにですよ、ちゃんとやるということによろしいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど申しました、悪質な不正請求のある医療機関ということにつきましては、鹿児島県また本市ではないところでございます。

しかしながら、今お話があるような形で誤った形で請求がされた場合には、私どもは被保険者の請求に基づいて、実際の返還が行われるよう直ちに努めてまいりたいと思います。

○税務課長（小辻一海君） 先ほど小園議員の申されました、200万円年収の世帯の保険額でございますが、これにつきましては、200万円の年収の1世帯が18万5,200円、それから2世帯になりますと22万1,500円、3世帯になりますと22万1,900円というようなことになっているようでございます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 課長、ありがとうございます。そういう200万円でそういう状況ですよ。高いということですから、そういう方々が納められて医療費の伸びもこうだったということも含めてですね、もう先ほど市長が答弁されましたので、ぜひそういうことも頭の中に入れてお

いていただいて運営をやっていただきたいと、そういうふうには思います。

次に、児童福祉の関係をお願いをします。

これは、本市は、保育所をそれぞれ民間移管をしましてね、あと残る公立の保育所が二つほどあるわけですが、新しく国が新システム、保育所の在り方を変えていこうということで出されて、実際、今度の国会にこの法案が出されて、もう13年度から全面実施ということであったわけですが、少しこの東日本大震災の関係で遅れてますけど、この新しく新システムに移行するというふうに言われている、どういったことにこれが大きなものとしてあるのか。変わるといのは、どこがどういうふうになるのか、少しお知らせをしてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国では、子ども・子育て新システムの基本制度を構築するため、検討会を、平成22年1月末で立ち上げ、現在継続協議中であります。

それによりますと、新システムの中の一つの項目、「子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援」の中で、従来の保育園事業への入所手続きを、「利用者がサービスを選択可能な仕組みとするため、市町村の関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度を導入する。」となっております。

現在は、公立・民間全ての事業所への入所については、市役所で審査等を行い、事業者との連絡調整後入所を決定しています。

ただいまの御質問の新システムの移行につきましては、平成22年6月25日付けで、「子ども・子育て新システムの基本制度要綱」として発信されております。ただ、閣議決定事項ではございませんので、国・県からの情報ということについては、現在のところ市町村単位には提供されておられません。

しかしながら、このような方向で検討が進められているということでございます。

○19番（小園義行君） じゃあ今は全くそういうのがない中で、いきなりくるということですよね。

じゃあ、少し教育長にもお伺いしてみます。

これ、幼保一元化ですよ、国が示しているこの新システムですよ、全く教育委員会もそういう幼稚園の関係をどうするのかということなんか全くないんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、市長も答弁いたしましたけれども、私どもの方にもまだそれが具体的にこうなるという話は聞いておりませんので、ですから詳細がまだ見えてこないの、法案等の推移を見守るしかないというのが実情でございます。

○19番（小園義行君） 市長、いいですか、これね、知らないというのはおかしいですよ、正直言って。

これ、現実これが一切ないということ自体がいきなりですよ、じゃあ国が決めるのは、年度は23年度に変わりました。今年からぱんとやりますという、そういうことがあり得ますかね。な

いでしょう、これまでも。だからこれはね、担当のところで本気でそれをやる気があれば、私が全部資料をやりましょうか、これ。本気で全部どういうふうにするかというのは、ちゃんと国が出してますよ、これ。僕が出してるんじゃないですよ、国がこういうふうにするって、担当がきちんと通告をしているにも関わらず、何も無いというのはどういうことですか。これ、全くおかしいそういうの、答弁としても。この資料を全部僕がやりましょうかね、今。僕が作ってるんじゃないですよ、これ。

国が出しているもので、こういうことですよ。とんでもないですよ。じゃあ、このことについては、これから先も一切無いということで理解をした上で、いきなりこういうことになるということですね、今市長の方から少しありましたね。

直接契約に変わっていくんだということで、これ、国が公的責任を投げ出したわけですね。市町村も、もう投げ出すということですよ。市町村にも、もうそういう責任はありませんよということで、今最後におっしゃいましたね、そういうことですね。直接契約だから、施設と保護者がやってちょうだいということになっていくというふうに、これも確かにそのとおりのうたっています。知っているじゃないか、ほれ、何も来ていないじゃないでしょう。これ、そのとおりのなっていますよ。

直接、市町村の役割というのは、ここでなくなります。今おっしゃったとおりですよ。そういうことでいいんですかということを含めてですね、本市は、まだ現在のところで民間移管をした認可保育と公立の保育所がありますね。そして、山重幼稚園を抱えていますね。ここをね、どうするかというと、これ、新システムの中で、こども園というふうに一律してやり方がいろいろあります。

この認定こども園については、ちょうど一昨年のこの議会で岩根議員がどういうふうにするのかということで質問をして、あなた方は答弁しているんですよ。全くそれがこないとかね、そういうことじゃないでしょう。

これは何にも無いということだったら、僕はとんでもない質問をしていることじゃないですか。岩根議員も質問されたんですよ、認定こども園の状況は今後どうなるかって、そういった問題に、あなたたちは答弁をそのときしてるんですよ。含めてね、今後幼稚園もそういう形で、これ、変わっていくわけですね。保育所と幼稚園一緒になって、今度特例でですね、こういうふうに全部あります、資料も。

そこで僕がお聞きしたいのは、こういった問題についてきちんとやらないと、今ですよ、民間移管をするそれ一つにしても、大変子供に与える影響、親に与える影響が大きいにも関わらず、何も知らないで、いきなりこうなりましたからってやってどういうふうになるんですか。

そういうことをしっかり踏まえた上で、いわゆる子供、いわゆる幼児、そこに通っている子供たちですね、お父さん、お母さん、そういうことに不安を与えないようにちゃんとやらんといかんでしょう、これ。そういうことで私は、これ聞いているわけですよ。何も無いというから質問をしようもないけれども、これ、これから先ですね、今応能負担ですけど応益負担に変わってい

く、これはまた大変な問題でしょう。これ、親の収入で保育内容が変わっていくんですね。そういうことで果たしていいですかね。そういうことを僕は問題だと、今、教育長に質問しても幼保一体、どう考えるかと、いや、来てないと言うんだからどうしようもないでしょう、これ。来てないわけじゃないですよ、これ。こういうふうには先生の配置から何から全部あげましょう、後で。もう少しですね、ここでちゃんとあなた方が、子供を育てる日本一のまちづくりをしていくというふうにおっしゃってるんだから、そういったことに対してしっかり責任を持ってやっていこうというのであれば、アンテナをちゃんと張ってですよ、やっていかんといかんでしょう、これ。

もう少し、じゃあ少し具体的なことをちょっと聞いてみたいと思います。

これ、児童福祉施設、いわゆる保育所は長時間預かりますね。学校教育施設、幼稚園、これは3歳以上、いわゆる午前4時間と、これが基本ですよ。これ一体となって、それぞれ選べるようになっていくんですよ、これ。

そうしたときですね、現在の保育の状況でも大変心配をするものですから、これが新システムになったとき、本市のいわゆる児童福祉、保育所はどうなっていくのかということをお心配するものですから聞くんですよ。

現在の状況で民間移管しました保育園、そして公立の保育所ありますね。この実情は、延長保育、障害児保育、休日保育、そういったものがどういった実情になってるんですか。ちょっと教えてください。

○議長（上村 環君） 担当課長、いいですか。

○福祉課長（木屋成久君） ちょっと資料を持ち合わせませんので、ちょっとしばらくお待ちをお願いいたします。

○19番（小園義行君） いいですか、子育てガイドブック、志布志市が出してるんですよ、これ、ここに。

市長、あなたが出してるんですよ、これ。

民間移管するときどんなやり取りをしましたか。ちゃんと障害児保育もやりますよって、延長保育も民間になると自由にやれるんですよと、だから民間移管いいんですよって、やりましたね。

志布志市が出している子育てガイドブック、僕はそのとき反対しました。いいですか、障害児保育、やっているところは伊崎田保育園、ここが1園だけです。延長保育、それぞれ公立はやってません。民間やってます。夜間保育、絶対どこもやってないですね。休日保育については、それぞれです。一時預かり、それぞれです。

これですね、障害児保育、これまさにですよ、伊崎田保育所だけで、障害抱えてる子供は、うちはやります、ほかはしません。民間移管するとき何というふうに言ったんですか。

今回、新システムに移行すると、どういうことが起きるかって、直接契約になるからお金がかかる子、手間がかかる子は、省かれていくじゃないですか。そういうふうになったとき、どういうふうになっていくのかねって心配があるから、新システムに移行する際にちゃんと対応をしないといかんと、民間移管するときはちゃんとやるって、あなた方は言ったけれども、何にもやり

ませんよ私たちはで、こういうことでしょう、正直。

僕が出してるんじゃないですよ、志布志市が出してるんですからね。これは責任があるでしょう。

だから、そういったことも含めて、もう少しね、子育て支援日本一のまちづくりを標ぼうしてるんでしょう。こういうことで果たしていいんですか。

だから、国の動きやそういったものに対して、民間移管したら僕は知らないよって、公的責任を放棄する状況じゃなくて、きっちり守っていかないかんでしょう。

そのためにあれだけすっぱく言ったじゃないですか、ちゃんとやってねって。

でも、現実はやられてないというのが、ここに出ていますよ。本当にこれ問題ですよ。いかがですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保育所移管の際には、ただいま議員がお話された内容のサービスがとられていくというようなことのお話をしてきたところでございます。

実際、公立でできなかった部分につきまして、延長保育等が積極的に対応はされているというふうには感じているところでございます。

そしてまた、今回の今年度におきましても、昨年度におきましても、新たに設備の充実を図るというような方向がとられてきているところでございます。

そのようなことで、本市の保育園の在り方につきましては、市民の方々の御理解を賜りながら、そしてまた、保護者の方々が更に質の拡充ということを望まれるとなれば、子どもはそのことにつきましては、民間の方々にそのような内容というものをお伝えしながら、対応ができるような体制というものをとっていただくようしてまいりたいとは考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 市長、ここの答弁だけで終わろうと思ったらですね、市長は本当にそう思っておられると思うんですよ。やっぱり、そしたらずっと下までいかんといかんでしょう。きちんとやってちょうだいよって、これしないんですよ、障害児保育ひとつ、僕も子供が障害を抱えて保育園大変苦労しましたけど、民間の方々が良くしていただいて、現在立派に仕事もしていますよ。その点で、本市では障害児保育はもう駄目じゃないですか。民家になったらそういうことが可能ですよと、だから民間にしてって、あなた方から言っとってやってないでしょう、これ。とんでもないじゃないですか。

そこで、もう1点聞きますね。

延長保育はやってるといふこと、市立の保育所はないですけど、これ延長保育、それぞれされてるんですが、保育料というのは国の基準に従って決めますね。延長保育をしますね、その実績に基づいて報告をして保育料、いわゆる保育単価と決まって、その法人にお金いきますね。

この延長保育というここについて、保護者って言いますか、お父さん、お母さんから、預けているお父さん、お母さん方から別に料金を取ってるというような実情はまさかないでしょうね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、延長保育事業につきましては、民間の保育事業者が取り組んでいるところでございます。

公立の保育所につきましては、補助事業として対応しておりませんが、現状の職員体制で可能な範囲で時間外の延長については、保護者の希望に応じているところでございます。

原則、延長保育につきましては、保護者の就労形態の多様化等により、保育できない世帯に対して時間を延長して保育する事業であり、その事業に対する経費を助成しております。

本市におきまして、補助事業の対応としましては、30分から1時間の延長保育で事業実施をしており、ただし30分のところも保護者の都合に応じて、原則午後7時までは延長保育を実施しております。さまざまな理由によりまして、延長保育時間をオーバーしてしまうケースがどこの園でも年に数回はあるように聞いております。そのような場合は、補助事業の延長時間を拡充しようとするとして、最低でも延長時間内の平均児童数が1日3人以上実績がないと基準を満たさないところであります。

したがって、保護者のニーズに対応するため、民間の各保育所は、自主事業という形でそれぞれに料金を設定して、その額を個別に保護者から直接徴収している状況にあります。

○19番（小園義行君） それでいいんですか。

○市長（本田修一君） ただいま答弁いたしましたように、民間の方々の自主事業という形で、どうしても3人以上なかった場合にそういった形が取られているものと考えます。

○19番（小園義行君） 答弁に答えてないですよ、質問に答えてないです。

保育料というのは、国の基準に基づいて親の収入によって決まっていますよね。そういうことを延長保育なり、いろいろした場合にはちゃんとその実績が上がって、当然市の方から法人にいくわけでしょう。そういうことをない中で、保護者からそういうふうに個別にお金をいただいている徴収するということは、全くもって先ほど言いましたこの新システムの先取りをやっていると言われてもしょうがないでしょう、これ。

私も担当の所に行って、そういうことはありませんねって言ったら、ありませんということであった。分かりましたと言って質問をしてちゃんと聞こうと思ったら現実にです。後から「実は小園さんこういうふうに、それぞれの園でこうです」って、そういったことは、僕たちは民間移管を議論するとき一切そういうことはないということで、私たちに当局の説明があって、やっているでしょう。とんでもないじゃないですか、これ。

だから、保育園運営連絡協議会、そういったものがあるのであれば、きちんと国の基準に基づいて保育料ちゃんとしている。

そして、そういった問題、今、延長問題とかいろいろあった場合には、こういうことだということを引きちやしないですよ、もうどうにでもいいよって、公的責任を放棄しちゃってると同じような状況になってる。そういうことではいかんでしょう、市長。

今現実にそういうことはあるですよ、ほんじゃあ。お父さん、お母さんからいただいているということですよ。

だから数が足りないから、あんたから取るんだよって、それで本当にいいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきまして、全園に確認しましたところ、時間を超えるケースは年に数回程度となっているようでございます。

そしてまた、延長保育時間前にお迎えに来ていただいているということがほとんどだということとございまして、ただいま答弁いたしましたように、1日3人以上の実績がないと基準に満たないということがあるようでございますので、そのような中での、この保育園のそれぞれの自主事業の在り方というふうになってきたのかなというふう思うところでございます。

このことにつきまして、改めて各保育園の事情を聞きながら、そしてまた保護者の方の御意見も賜りながら調整はしてまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） 最後、あと1点です。

ぜひですね、お願いをします。

これ見てね、大変申し訳ないけど、障害を持っている子供を抱えているお父さん、お母さん、これ見たら涙が出ますよね、これ。うちの子はどこの保育園にも入れないんだねって、障害児保育って言うのはいろいろ制度があって、そのとおりですけど、丸があってこれだったらいいけど、最初からアウトでしょう、これ。ここについて、本市の障害児保育は全くやらないわけですかということを含めてですね、考え方をひとつ答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、伊崎田保育園のみということについては、少し問題かなというふうに考えるところでございます。

対象になる方が、どのような形で地域にいるのかということも含めて、調査をさせていただきまして、そしてそのことに基づいて、先ほどもお話しました、保育事業者等の連絡協議会の中でもお話を申し上げながら、相談をしてまいりたいと考えます。

○19番（小園義行君） 少ないから、その人たちだけから取り上げて、少ないからあんたたちはもう見ないよって。これじゃなくて、そういう人の声をしっかり受け止めて反映していくというのが行政の在り方だと思います。

今答弁されたので、そういう形でぜひですね、運営協議会で議論してください、お願いします。

次に、給食費のことをちょっとお願いします。

今徴収の在り方がそれぞれ学校に委ねられてバラバラですね。実情はどうですか。そのことを教えてください。

○教育長（坪田勝秀君） 給食費の徴収方法でございますが、御案内のとおり、各学校で校長の責任において、納入義務者である各保護者、それからPTAの御理解と御協力を得ながらPTA総会等で決定されて、学校の実情に合わせて、それぞれの方法で徴収が行われているものと認識しております。いろいろです。

○19番（小園義行君） そこで、ある学校では10時から11時までの間に持ってきてとかですね。これは納める側はですよ、大変じゃないですか。

それぞれ、せつかく給食費を納めようとしても賃金カットされて、そこに持っていく。年休があったりすればいいですよ、有給が。そういうことを少し考えたときに納める側も、今度は集める側ですよ。正規の職員でない嘱託の職員の人がお金をそこで徴収しなきゃいけないって。こういうこと等も正直発生してるんじゃないかと思うんですよ。

ここはひとつ教育長、納める側と今度は受け取る側ですね、その関係を少し考慮していただいて、徴収しやすいような方法、振り込みにするとかですよ。納付書を送ってコンビニでもできるとか、いろんなことがあるでしょう。

そういった工夫をする考えはありませんか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御案内のとおり、地区によってはJ Aの口座振り込みを行っている地区もございますし、納入通知書でやっている学校もございます。旧志布志町の学校が、今御指摘のやり方でやっているようです。ですから、もしこの方法に、今おっしゃるような不都合が生じているのであれば、当然学校長に通じて申し出ていただいて、そして学校で、また更にやりやすい納入方法を考えてくださいと。今そういう指摘が、今日この議会でございましたので、早速各学校長に連絡いたしまして、徴収方法に新しい方法あるいは改善するところはないか点検するようにと指導しておきます。

○19番（小園義行君） これはぜひですね、納める側の立場に立ってやっていただきたい。

自分の都合の中でこれをやられるとですね、学校はよく学級、いわゆるP T Aとかいうのも夜なんか僕がやるときやっていましたけど、学校の時間内にやられると、賃金カットして来られるお父さん、お母さんたくさんおられるわけで、そのことを納める側の立場に立ってね、やっていただきたいとそういうふうに思います。いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） 当然でございます。ですからもし、そういう納入方法が煩雑であったり、あるいはまた、仕事を休んでというような状況が生じてくるような徴収方法であったら、場合によっては滞納の原因になると、ならないとも限りませんので、これは給食費の滞納につきましては、私ども頭を痛めておりますので、ぜひそれを点検し直すようにと通知してみたいと思います。

○19番（小園義行君） 最後です。

情報基盤整備のことで、これ、完成をした時に検査をしないといかんですね、建てた物に対して、施設にですね。そういった完成検査のこういった法律に基づいて、この法的根拠があるのかですね、それをお願いをします。

併せて今回、端末機も貸与です。貸与だと、これ貸してあげるわけですから、故障したときの修理とか、そういったものは完全に無償でやるというふうに理解するわけですね。

そこで、引き込み線、ケーブル、台風がきたときに切れました。どういうふうにするんですか。そして併せてD S U、以下F M、端末機付けますね。そういった宅内線のいわゆる施設の維持管理、故障した際の含めて、いわゆる運営会社がするのか、市が見るのかですね。そこらについて細かく私に教えてください。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 完成検査でございますけれども、6月末に、工事の工期になりまして、7月1日から7月5日まで、この完成検査を計画しているところでございます。

法的根拠につきましては、有線テレビジョン法、以下各関係法規によって、その検査をするということしております。

それから、維持管理に伴う費用等でございますが、まずIRU契約に基づき、IRU事業者の方でやっていただくものが光ケーブル設備、電送路のケーブル。それから、ドロップケーブルでございます。

次に、管路使用料、これは地下の管路を使うものでございます。

それから、NTT柱と電力柱の電柱を借りて電柱添架しておりますが、この電柱添架料。

それから、道路拡張等に伴います電柱支障移転工事でございます。

それから、局内の施設整備ということで、情報センターの中に入っておりますセンター設備等でございます。

それから、宅内施設の方でございますけれども、VONU、DONU、この部分につきましては、IRU事業者がやっていただくということになります。

それから、次に、市の方で維持管理するものでございますが、宅内の中に設置してあります告知放送端末、これらの故障に伴う修繕。それから、宅内の配線の関係でございます。こういうものにつきましては、市の方で負担をするということでございます。

以上です。

○19番（小園義行君） ということは、ほとんど一切住民にこの負担はこないということで理解をできますね。

よく、今の工事のやり方だと、天井露出配線でやっています。ねずみがよくかむんですよ、これ。そういったこと等を含めて故障修理の際は、そういうことですから、市とIRUに分かれてやるということで、住民に一切そういう負担という、こないということ理解をしました。そういうことで対応をしたいと思います。

これ、公衆電気通信法じゃないところでの検査ということになるんですね。インターネットをやるわけですけど、それでもそれで結構なんですね。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 法律的には、先ほど申し上げました法律、それから電気通信法ですね、こういうものも全て適応する形での検査ということになります。

○19番（小園義行君） 終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○2番（下平晴行君） それでは、通告書に基づいて質問をいたします。

まずはじめに、災害対策でございます。

先ほどもありましたが、8日現在の東日本大震災による死者1万5,401人、行方不明者8,146人、避難者9万1,523人の被害があったわけでありまして。心から御冥福をお祈り申し上げたいと思いま

す。

この災害は、今までかつてなかった、また考えられなかった大きな被害をもたらしました。

今回の東日本大震災から学ぶべき教訓として、市長が一番考えていることは何か、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 下平議員の御質問にお答えいたします。

3月11日に、国内観測史上最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、これに伴う津波により、東北地方太平洋沿岸部を中心に未曾有の大災害がもたらされました。

今回の東北地方太平洋沖地震に伴う津波によりまして、日頃から防災に対しては、避難訓練を年間数回実施したり、津波避難ビルや防災庁舎等の建設により対応していたにも関わらず、甚大な被害が発生したところであります。

亡くなられた方々のほとんどが、避難するのが遅れ、津波にのみ込まれ犠牲となっていることを考えますと、市民の皆様が常日頃から災害に対する危機意識を持っていただき、いざというときにいかに自主的に避難していただくかが重要だと思っております。

このようなことから、強い揺れを感じる地震が起きた場合には、津波警報等が発令されなくても、すぐ避難しなければならないという危機意識を市民の皆さんに持ってもらうには、どうすればいいかということを今一番考えているところでございます。

そのために、津波避難訓練を通じて、自分の命は自分で守るという自助の危機管理意識の向上を図るとともに、自主防災組織の重要性を理解してもらうために、防災講演会等を計画してまいります。

また、併せて職員の危機管理意識を持ってもらうよう在り方を検討してまいります。

○2番（下平晴行君） 市長の答弁、まさにそのとおりであります。

今回は、とにかく高い所に逃げろと、逃げた人たちが助かっているわけでありまして。その関係で次の質問にいきますけれども、教訓として学ばなければいけないのは、釜石市で防災教育に関わってきた、携わってきた片田敏孝群馬大学教授の指導ではないかと思えます。

このことについては、8番、13番議員も質問をしておりますが、釜石市立の14小中学校全校は、校内にいた児童生徒3,000人全員が無事であった。かけがえのない命を救ったのは、そのような独特の防災教育であったわけでありまして。

その要因が三つあります。

一つは、想定を信じるな。市教育委員とともに各地の津波浸水状況、避難経路を想定したハザードマップを作ったり、子供に登下校時の避難計画も立てさせております。基礎知識をすり込んだということでありまして。

しかし、あえてその想定を信じるなと教えております。想定に頼れば、想定外の事態に対応できなくなるからだそうであります。

二つ目でありまして。その状況下で、最善の避難行動をとること、事前にどんな想定をしても、実際の津波は単純ではないということでありまして。

三つ目ではありますが、率先避難者たれ。人のことは放っておいても、まず自分の命を全力で守ること。必死で逃げる姿が周囲への最大の警告になるからだそうであります。

今回の大津波で、児童が校舎3階から校庭に掛け出して高台に向かったこと。中学生が率先避難者となって小学生を導いたことなど、全てが避難原則3原則に当てはまっております。

市内では、既に7割の児童が下校していた釜石小学校、児童数184人もありましたが、全員が無事であったということであります。祖母と自宅にいた児童は、祖母を介助しながら避難。指定避難場所の公園にいた児童は、津波の勢いの強さを見て、更に高台に避難するなど、ここでも避難3原則が生かされていたようであります。

この三つ目の原則、率先して避難せよというこの中にありますけれども、この取り組みは、平成17年から片田教授らとともに防災教育を取り組んできておりましたが、翌年の千島列島沖地震の際には、避難率10%未満だったそうであります。このために教授は、子どもたちにも、先ほど言いました計画を立てさせて、津波の脅威を学ぶための授業を年間10時間ぐらい増やしていった。そのことが、この避難3原則、いわゆる三つの要点を徹底したということであります。

こういうことと対照的に、避難訓練をしていなかった学校では、ほとんどの子供が77%の子供が亡くなっているという現状であります。

今このことが問われているようでもありますけれども、兼ねての訓練がいかに大事であるかということでもあります。今回の未曾有の災害を踏まえ、住民の円滑な避難など、安全確保についての対応をどのように考えているのか、簡潔に御答弁をお願い申し上げます。お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災の基本は何と言いましても、自分の命は自分で守るということでございますので、自助が基本だろうというふうに思います。

そして、地域のことは地域でという共助、そして自治体の公助ということで、連携によって被害の軽減が図られるということであろうかと思えます。

そして、現在市におきましては、平成19年度から共生・協働・自立の観点から、共生協働型地域コミュニティ活動創出支援事業としまして、NPO地域防災推進協議会の協力の下、公民館を実施主体として、地域内の自治会を対象に自主防災組織の結成及び育成並びに防災マップ、防災ハンドブックの作成、危険箇所の確認、災害弱者の把握等を行い、より地域の実情に合った取り組みを行っているところでございます。

平成19年度が通山校区、平成20年度が志布志区、香月区、東区、夏井陣岳区、安楽区。そして、平成21年度が新橋校区、泰野校区、尾野見校区。平成22年度が有明の蓬原校区、原田校区、野神校区、山重校区。そして、本年度が志布志の帖五区、森山、田之浦を予定しております。25年度で市内全校区を事業が完了する予定でありました。

そしてまた、新たな取り組みとしまして、今年度より自主防災組織の育成支援事業としまして、公民館を対象に非常時の炊き出し訓練や避難訓練等の防災計画を実施していただき、市民自らが防災対策の主体であることを認識してもらおうなど、日頃から災害について備えをしてもらい、適

切な対応がとれるような取り組みをして、年次的に実施してまいる予定でございます。

○2番（下平晴行君）　そういういろいろな取り組みをされておりますが、今回防災専門の嘱託員を配置して、防災計画を見直している計画をされておるわけでありましたが、こういう計画の中に今私が言いました、釜石市の学校の避難の在り方、こういうのを取り入れてですね、本当に先ほどもありましたように、市民の皆様が自分の命は自分で守るんだと、そういう意識を持つこと。命の大切さが分かるような取り組みをしていただきたい。昨日の答弁でも市長は命の意義、教育長も訓練は何のためにするのか、命を守るためだと、こういう答弁をされておりますが、まさに私はそのとおりだというふうに思います。

行政は、市民の生命財産を守ると、これは基本であります。そういうことも含めて真剣な取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それから、相馬市では、災害ボランティアセンターの設置をしております。これは、社会福祉協議会が主になって取り組みをしているわけでありましたが、相馬市災害ボランティアセンター組織図というのがありまして、これには相馬市役所、それから相馬市の商工会議所、連合福島、それから学校も入っています。そして個人ボランティア、そして社会福祉協議会。これは本部長、そして総務班、受付班、ニーズ班、マッチング班、送り出し班と、こういう組織をつくってですね、ボランティア自らが、市民自らがその中に入って取り組みをして、そして先ほど市長が、いろんなそれぞれの自主防災の取り組みをしておりますけれども、それと合わせて、こういう自らのボランティアの取り組み、こういう取り組む考え方はないかお伺いします。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

本市では、現在市内の中に地域防災推進員の方々が25名おられます。

そしてまた、この方々を中心に自主防災組織の育成、そしてまた支援というものが図られているところでございます。さらにその基礎となる自治会、そしてまた校区の公民館というような団体等がございますので、これらの団体が行政と、そしてまた関係機関と友好に連携するような取り組みを防災計画の中で盛り込み、そしてマニュアルの中に示してまいりたいと思います。

○議長（上村 環君）　ここで、昼食のため休憩いたします。

○

午前11時58分　休憩

午後1時00分　再開

○

○議長（上村 環君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（下平晴行君）　それでは、今回の災害で庁舎ごと流され自治体の機能ができない現状があったが、本庁舎を新たに消防署周辺に設置する考えはないかということで質問をいたします。

これは、4月5日の新聞であります。「庁舎のむ大津波」と、南三陸町の庁舎が、津波が来る前から、それからそして波が水が引いた後の状況までを写真で掲載をしております。これは、同町で写真館を経営した佐藤信一さんが高台にある小学校から、最初から最後まで撮影していたとい

う状況であります。

皆さん御承知のとおりであったと思うんですが、庁舎の屋上に町長や職員の10名の方が奇跡的に生還されたということでもあります。

そして、女子職員の24歳だったと思うんですが、最後まで避難を呼び掛けをしていたということで、何回も新聞等でもテレビ等でも出ておりました。

このように庁舎が流されたり、職員が亡くなったりしたために、住民に関するあらゆるデータがなくなって、ゼロから住民に関する資料を作成している状況をテレビ等で見ました。住民に多大な迷惑を掛け、いろんな問題が出て住民が戸惑う状況に陥ってしまったという現実でありました。

逆に高台にあった庁舎は何ら問題なく通常のサービスが受けられる状況を目の当たりに見て、備え有れば患（うれ）い無しの言葉がしみじみ身に感じたところであります。

そのようなことから、志布志支所の位置を考えると先ほども出ましたけれども、災害対策はもちろんであります。国際バルク戦略港湾や東九州自動車道、都城志布志線など志布志市のこれからの活性化について、消防周辺の位置に本庁舎を新たに設置する考えはないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

東日本大震災で庁舎壊滅などの大きな被害が出た自治体は、行政機能を別の施設に移して、住民票発行などの窓口業務を始め、また全国の自治体職員の人的支援を受けながら復興に向けた取り組みが行われております。

本市の有明本庁舎は、標高85.9mの位置にあり、東日本大震災による津波や日向灘沖地震の津波を想定しても、津波による被害は受けにくい位置にあると認識しているところであります。

本庁舎の位置につきましては、3月議会でも議員からの御質問を受け、本庁舎別館の位置や駐車場の確保が困難なことから、有明の庁舎を本庁舎とすることにつきましては、合併協議の中で決定され現代に至っているということでございます。

本庁舎の移転については、さまざまな議論をいただきながら考えてさせていただきたい、という答弁をしておりますが、今もその気持ちには変わらないところでございます。

そして、本庁舎を新たに建設するとなると、多額の財源が伴い、将来に大きな負担を残すことになってまいりますので、現時点では新たな箱ものを造るということより、今あるものを生かすことの方が市民の理解が得られるものと考えております。

そしてまた、今回、新たに志布志消防署を紀州造林跡地に建設するということをはじめるところでございますが、このことにつきましては、消防署の移転というようなことが前提となっておりますので、本庁舎の位置ということについては、別な観点から、ただいまお話ししましたような観点から御理解いただければというふうに思います。

○2番（下平晴行君） 先ほど市長が言われたとおり、私3月議会で、本庁舎を志布志にと、できないかというようなことと言いました。市長の答弁のとおりであります。

私は、そのときにはまだ災害が来る前でありまして、これは活性化の要因は人・物・金・情報、

それと交通アクセスの問題。こういうことを考えると、やはり本庁舎は志布志にもってきた方がいいんじゃないかなという観点から質問をしたところであります。

昨日の7番議員の答弁にもありましたが、先ほど言いましたように、国際バルク戦略港湾あるいは都城志布志線、東九州自動車道、そういう総体的なことを考えると、交通アクセスに関連して、やはり本庁舎を志布志にもってこることが、志布志市全体の活性化につながるんじゃないかと。先ほど市長が合併協議会でということもおっしゃいました。私もそれを前提で3月議会では質問しました。4年間というものは、合併協議会で決定して有明の本庁舎はこうだということになったわけですので、4年間は何らそのことについては、まあしょうがないと、仕方ないとしても、5年が過ぎて、本当にここでいいのだろうかということでの質問をしたところであります。

市長が、その中で答弁の中でいろいろありましたけれども、私、議会だよりでも市長がさまざまな形の議論を聞きながら考えたいという答弁をしておられます。

しかし、今回のこの大震災を見て、志布志市本庁舎は大丈夫だと、これはもう当然海拔からいきますとこっちの方が高いです、確かに。10何m高いわけではありますが、私はそれじゃなくて、そういうことで言ってるんじゃないくて、志布志支所の現状。これも後ろは直角で、庁舎の後ろに崖が立っているわけではありますが、これは恐らくあそこは海拔5mぐらいだと思んですけども、恐らく3m、四、五mの波がきますと当然逆に波が集中して、上に上がって落ちてくるという状況が、引きの水、海水、これで相当な影響を受けるだろうというふうに感じるわけでありませぬ。

そういう災害はもちろんでありますが、私が言いたいのは、やはり市民の生命・財産をまず守るといふ行政の役割からすると、先ほど市長は負担が大きくなると。これは、合併特例債でも70%、補助金でいうと70%補助に当たるわけでありませぬけれども、額を言うとおかしいかもしれませぬ。

私も災害がくる前は、支所の所でも本庁舎がいいという質問をしたところであります。ところが、今回の災害を見ますと、本当にあそこは支所としても実際危ないと、だったらいつそいろんな観点から見たときに、本庁舎が果たしてここでいいのかというと、私は決してここではよくないと、ほとんどの方がそう思っておられる。

市長は、有明町出身ですから、それはもう仕方ないことだと思ふんですけども、将来長いスパンで見たときに、本当にここでいいのかというのは、本当に志布志市の活性化を志布志の将来を考えたときに、ここでいいという人は本当に、真剣に考えればですよ、市長。ここはやはりもうちょっと考えるべきじゃないのかなというふうに思ふわけです。

市長が言われる答弁される内容は、よく理解できます。でもこれがこのことが、今だけじゃなくて次の次世代、次の世代、それから40年、50年先を見たときにですよ、本当にここでいいのかというのを、私はどうもそのことについては納得がいけないわけでありませぬ。

ただ合併協議会では、恐らく合併しなきゃいけないという、その信念の下で位置についてあるいは名称について、小委員会までできたわけでありませぬから、これは当然そういうことになってもこれはおかしくないというふうに思ふます。

ただ4町が3町になった時点で、なぜ議論しなかったのかということも、私は大変悔やまれるんじゃないかなというふうに、自分自身がですよ、思うわけではありますが、これは先ほど言いました市長が言いましたように、合併協議会というこれはもう尊重しなきゃいけないというふうに思っております。

市長が先ほど三つの視点から、やはり本庁舎はここでいいと、ここでも何ら問題ないというようなことでの答弁でありましたが、市長、もう1回そういうバルク問題、道路の問題、そういうことをひっくるめてですよ。その高低差という海拔のその高さはもちろん、そういうことも含めて、もう1回お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、現在私どもはさまざまな課題を抱え、そして市民のサービスの最高のサービスの提供ということを心しながら、行政運営を取り組んでいるところでございます。

そのような中で、合併特例債の活用をしながら、新市の発展のためのさまざまな事業に取り組んでいるところでございますが、そのことにつきましても、財政計画を立てながらしっかりと将来に負担が増えないような形の取り組みを重ねて市政運営をしているところでございます。

そのような観点からしたときに、新たに庁舎を建てるとなると、例えばこの庁舎が老朽化して、そして支所についても老朽化して新たに設置しなければならないということがあるとなれば理解が得られやすいというような環境ではなかろうかなというふうに思います。

しかしながら、現にこのような形で立派に本庁舎としての機能性を持った庁舎としてあるということでございますので、今、現在新たにそのような視点から本庁舎建設というものについて、足を一歩踏み出すということについても、なかなか理解が得られない状況ではないかなというふうに考えるところでございます。

もちろんこのことは、何回もお話があるところでございますので、私自身もそれこそ未来永この有明の地にあるところではないということはお話し申し上げているところでございます。

そのようなことから、現時点ではまだまだそのような時期に至っていないというふうに考えるところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長が、財政的な問題、そういうことでの考え方は当然だろうというふうにこれは理解できます。

ただ、私先ほどから言いますように、志布志市が長い将来ですよ、それを見たときにどうかという考え方をやはり一方では持っていたきたいなと。

これは先ほど言いましたように、合併特例債のこの予算の使い方、特例債の利用の仕方、先ほど補助金でいうと70%の補助だというようなことを言いましたけれども、ここの施設は逆に言うと、そしたら何に使っていくのかということも議論されるわけですよ。

ですから、そのことを踏まえても、例えばここを農業大学の校舎にするとか、そういう形での考え方で、本当の農業の国際バルク戦略港湾であるとなったという認定されたとすればですよ、

背景は農業ですから、そういうことも含めて取り組みをすべきじゃないのかなというふうに思うわけですよ。ですから、市長がおっしゃいましたように、当然投資効果、志布志にもってくるのであればここをどう活用していくのか。市長が答弁されたように、ここが老朽化になって使うという、そういう、これはもう相当先の話でありましてですね、その意味分かるんですよ。ここをやはり活用する、こういうふうに活用するから向こうにもっていくという、そういう考え方はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新たな活用の方法があるということになれば、話はまた別な観点からの話が進むというふうには考えます。

○2番（下平晴行君） ぜひ市長、議会、我々ともですね、いろんな議論をして考えていきたいというような答弁もされているわけですから、ぜひそういう場をもって、もうちょっと真剣にどういう方策が、どういう方向がいいのかというのをですね、していただきたいと思います。どうですか、そのことについて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市としまして、行財政改革に取り組みながら、きています。

そしてまた、国全体も県全体もそのような流れにきているということで、さまざまな庁舎等が空いてきているというような状況が各所に現出しているところでございます。

特に、学校等においては統廃合によりまして、空き校舎等が各地で散見されるというような時代になっているところでございます。

それらの活用については、極めて難しいということが、現在ではあるようでございますので、そのような状況も十分踏まえながら、今お話になったような内容を私どもについても内部的にも検討させてもらえればというふうに思います。

○2番（下平晴行君） そういう議論の場をもってもいいということですね。

市長、やはり私どもはいろんなまちに行くんですけども、やはりコミュニティーがちゃんとしたところに本庁舎がほとんどありますよね。こういう形態というのほとんどないです。はっきり言って、これは市長の責任じゃないですよ。市長も関わっています。合併協議会のそういう協議会委員を選んだ一人ですから、これは責任は十分あるわけですが、本当どこに行ってもこういう形態はないです、はっきり言って。

私が言うように、やはりまちの活性化は人の往来なんですよ、それと交通アクセス、これは絶対欠かせない条件であります。

市長がそういう対応をしていくというようなことでありますので、次に入りたいと思います。

これは、私は、産業建設委員会の傍聴をして、市営住宅の予算関係を確認をしたところであります。建設費自体が幾らかというのは、2億7,000万円の事業費だったというふうに理解をしています。やはり今回の震災を含めて、これから40年、50年の活用をしていく市営住宅建設をあの場所でいいのかどうか。これはもちろん用地の問題もあります。

しかし、市民の安心・安全というようなことを考えますと、それから投資効果ということも含めて、どうなのかなと。

そのときに課長の答弁が、周りの市民に影響を与えるというようなことを答弁しております。私はそういう考え方でいいのかなというふうに思ってるわけですが、市長、よろしく願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の市営住宅管理状況でございますが、6月1日現在で228棟、627戸ということでございます。

そのうち、市街地沿岸部の国道220号線沿線に周辺に75棟、251戸の市営住宅があります。全体の約40%がこの地区にあるということでございます。

本市は、平成18年度合併時に、志布志市住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画を作成いたしました。この計画に基づき市営住宅の整備を進めております。

現在、若浜、松波、通山、肆部合住宅において建て替え工事を実施しており、4棟、20戸の住宅が完成いたしました。今年度には2棟、12戸の住宅建設を進めております。

建て替えを行っている住宅は、昭和20年代から昭和40年代にかけて建設された木造平屋建て住宅で、耐用年数を大幅に経過した老朽化の著しい狭小住宅でございます。また、耐震・防火性能においても著しく支障を来しております。

そのため入居者及び周辺住民が、安全で安心して生活できるまちをつくるため、市営住宅の建て替えを進めているところであります。建て替えを行っている4団地のうち、3団地、若浜、松波、通山住宅が市街地沿岸部に位置しており、沿岸部に位置する市営住宅の65%を占めることとなります。残りの住宅は鉄筋コンクリート造りの住宅及び用途廃止住宅でございます。

この市街地沿岸部に位置する市営住宅は、周辺に学校施設、商業施設、病院施設、工業施設と一体となって市街地を形成しており、市民の暮らしのニーズに対応した地域となっております。

また、耐震・防火性能を有した建物を整理することによって、地震・台風・火災等の災害防止に寄与するものと考えます。

今回の東日本大震災における津波災害において考えなければならないのは、市街地沿岸部におられる市民の皆様の安全を確保することを最優先にし、いかに、津波から市民の皆様を避難誘導していくか。地震・台風等の災害も含め、防災計画の見直しを十分に協議する必要があると考えております。

○2番（下平晴行君） 市長が言われたとおり、そういう住宅の地域が形成されているわけですよ。

しかし、私先ほど言いましたように、そういう災害等だけじゃなくて、今、大震災の復興の関係でも港周辺には事業所、企業をと、そして高台には住宅をとという形での復興を進めています。

私は、やはり現状はそういう市長がおっしゃるとおりかもしれませんが、やはり先ほどの質問と同じになるかもしれませんが、長いスパンで考えると、やはりそういう市民の安心・安

全を含めて投資効果を、やはり今の段階からできることから進めていくべきじゃないのかなというふうに思ったものですから、こういう質問をしているところであります。

一方的に、やはり市民の気持ちを仰ぐようなことだというようなことじゃなくてですね、市として行政の立場として、どう市民を守っていくかという、やはりそこに原点を置いて、取り組みをしていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

やはり、目先のことだけじゃなくてですね。もちろん今そういう住宅が形成されている。その気持ちは分かるんですけど、そのことは分かるんですけども、例えば昨日も出ました小学校の移転の問題。これも含めて、このことも全く私は一緒じゃないのかなというふうに考えている一人であるわけでありまして、市長、そのこととこれからの特に沿岸部では、押切のあの辺はいわゆる防波堤どころじゃなくて海より低いんじゃないかなというぐらい水が、いわゆる雨が降ったら水はけがほとんどよくない、悪いような、よくないというかはけないというような状況でもあるわけですね。そういう所に学校があり、住民が住んでいらっしゃる。それに等しい所に、また分かっていながらそういう市営住宅を建設する。これも行政の立場でいうと本当にそれがいいのかどうかということで、市長、もう1回答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の東日本大震災、そしてまた津波を状況を見まして、市民の方々も沿岸部に住まれる方々は、特にこのことについては、今自分が住んでいる地域の安全性というものについて、関心が高いものではないかというふうに思っています。

当然、そのことについては、防災計画等の見直しをしながら、市民の安全を保つための方策を提示するところがございますが、そのような流れの中で、市も新たに住宅を設置すると、住宅の建設をいかにすべきかという観点から見直しをすとなれば、総体的なまちづくりの中での取り組みをしなければ、なかなか理解が得られないものになってくるのではないかというふうに思います。

特に既存の住宅に、既存の地域に住まわれている方々の対応ということが必要な事項かというふうに考えるところでございます。

○2番（下平晴行君） しかし、市長が言われるのも当然そうだろうというふうに思うんですが、頭の中にはやはりこのことも含めてですね、入れて対応をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

原子力発電所の在り方についてでございます。

これは6月4日から6月8日、連載で掲載されているわけでありまして。

「崩された『安全神話』」という、「東日本大震災と東京電力の福島第一原発事故は、人々の暮らしを破壊し、日本を不安に陥れた。戦後史に刻まれた2011年3月11日。地震と津波は途方もないがれきの山を残し、原子炉から漏れ出した放射性物質との苦闘は今も続いている。巨大な複合災害は、この国に何を問いかけているのか。危機管理の不在、原発安全神話、技術立国の過信、

名門企業のおごり、隠れていた負の遺産を直視し、新しい日本を創(つく)る道を探してみたい。」ということで、「日本を創(つく)る原発と国家」ということで、5回、5連です、出ております。

それから、今日は、「どうする再開、大地震と原発」、これが1回目です。これは見えない安全の担保ということでもあります。

先ほどのこれでは、「最悪シナリオ、高線量下、人知及ばず」。それから「安全規制の失敗、実態は事業者丸投げ」。「備え怠った政治、規制強化、具体策なく」。「内向きの論理、運転優先、隠ぺい重ねる」と、「進まぬ技術育成、研究阻む安全神話」というテーマで掲載されております。

それから、これはキム・ジョンチョルが、福島原発事故は、「日本が全世界に加えたテロ」だというふうに、ちょっと一部だけ読ましてください。読みます。

言うまでもなく、福島原発事故は日本だけの問題ではなく、世界的規模の大災難だ。1986年チェルノブイリ事故は、1基の原子炉が爆発した事故だったが、それによる放射能被害は北半球全域に及び、その後、その後遺症は今でも続いている。

それなら福島原発事故による被害は、どの程度に達するのか推測するのも恐ろしい。なぜなら福島では今、冷却システムが作動不能に陥った原子炉が3基にもなるだけでなく、4基の原子炉では使用後の各燃料棒の保存状態に深刻な異状が発生したと観測されているためだ。

既に大気と海洋に放出された放射能物質も途方もないわけだが、今後もこの状況が続くことを考えれば、戦慄を感じざるを得ない。本意ではないが、今日本は世界に向かってテロを行っているわけだ。

もろもろずっとありますけれども、こういうことを韓国でも言っているわけです。

それからチェルノブイリ、これをインターネットで引きますとこれぐらい出てきました。

要点だけちょっと読んでみます。

チェルノブイリ原発事故は、1986年4月26日に起きて、死者数は長期的な観点から見た場合、死者数は数十万人とも言われております。現在でも30km以内の地域での居住が禁止されて、16万人が移住を余儀なくされています。また、原発から北東へ向かって約350km範囲内には、ホットスポットと呼ばれる局地的な高濃度汚染地域が、100か所にわたって点在し、ホットスポットにおいては、農業や畜産業が全面的に禁止されていて、いろんな所に影響を及ぼしている状況であります。

このようなことから、原子力発電の安全神話が根底から崩れた現状について、市長はどのような考えを持っておられるかお伺いします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

今回の福島原発の事故につきましては、東日本大震災の地震によりまして大津波が発生して、そして原発の事故に際してのバックアップシステムが壊滅的に破損され、その機能が発揮できなくなって、メルトダウンに至ったというふうに思うところでございます。これはいわゆる国ないしは現場では想定外ということで話がされているところでございますが、今回のこの被害につい

ては、極めて国際的に影響があったものというふうには考えるところでございますが、私どもといたしまして、今後このことについて、原発の再稼働ということも含めて考えるとなれば、更なる全体的な安全性が保証された形でない、原発の再開というものはあり得ないなというふうに現在のところでは考えているところでございます。

○2番（下平晴行君） まさにそのとおりであろうというふうに思います。

先ほど、「どうする再開」ということで、この「大地震と原発」というこの掲載がされているわけですが、これには科学的根拠ということで、いわゆる原発の安全性が大きく揺らいで九州電力の川内、玄海、佐賀県玄海町、この3基は定期検査後の運転再開が見通せない。想定を越える津波や地震は起きないのか。一方事故が起きた場合、県や周辺自治体はどう対応するのか。鹿児島県議会、薩摩川内市議会の議会での議論を前に現状を追ったということであります。

市長がおっしゃいますように、これは本当にちゃんとしたことが見えてこない。しかしですね、これは恐らく全然見えていかないというふうに思うわけです。

「論考」ということで、これは北海道大の准教授、中島先生が書いております。「福島第一事故、奪われた『存在の根源』」ということで、この中にですね、いっぱいあるんですけど、ちょっと下だけ読ませていただきます。

絶対はないという部分なんです、今回の事故は取り返しのつかない事態を生んでしまった。多くの住民のトポスを奪い、場所ですね、存在の根拠を破壊してしまった。原発事故は、現在だけでなく、過去も未来も破壊する。土地の来歴を踏みにじり、未来への継承を切断する。もうこんなことを繰り返してはならない。絶対にあってはならない。不完全な人間が作り出す技術は、普遍的に不完全な存在である。絶対に安全な技術など存在しない。つまり、絶対に安全な原発など永遠に存在しない。だったら私たちは勇気を持って原発を手放さねばならない。原発を守るよりもトポスを守らなければならない。もはや原発は安楽死させるしかないだろうと、無名の先人たちの営為がつないできた日本的霊性（れいせい）、ですかね、霊性（れいせい）を守るためにというふうにここではこういうふう書いてあります。

私もまさにこのとおりだろうというふうに思うわけでありませう。

それから、市長は見られたかどうか分かりません。6月5日に志布志文化会館で、「ミツバチの羽音と地球の回転」の映画が上映されました。内容は未来のエネルギーをどうするのか。祝島とスウェーデンでエネルギーの自立に取り組む人々の物語ということでありましたが、実話でありました。祝島では、原発設置をおばちゃんたちが27年間、27年間設置反対をして、我が町を守るんだと頑張ってきているのに、頑張っている姿がもう本当に真剣に取り組んでおられました。27年間です、市長。すごい見られなかったですか。

ところが、今では逆に島の人たちに、原発の設置の反対抗議をしたら罰則を与えることになっているわけです。これは裁判所が下しております。国がすることは何を考えているか分からない、本当に怒りを覚えたところでありました。

しかし、逆にこの上映の取り組みを30代後半、30代の方々が若い人たちが、一生懸命取り組ん

でおられたことに余計に感動したところであります。

私たちもこの現状を見て、何をしなければいけないのかというのを実感させられました。こういう年齢になって、しかし、今の若い人たちもすごいなと本当に自分のことだけじゃなくて、自分の子供、小さい二、三歳、恐らくこの年齢だと5歳以下ぐらいのお父さんたちだったというふうに思います。その人たちが、こういう実話を物語にして上映することに一生懸命取り組んでいる。これは、このことが次の社会も大事だなと、次世代も大事だなというのを感じました。

だからこそ、余計この原子力というものがですね、私には、発電所があってはならないというふうに思っております。

それと併せて、テレビ等でも放映されておりませんが、今関東地方では子供たちが、赤ちゃんが鼻血をあるいは下痢をしているというような情報が入っております。今、国では20シーベルト、これを認めているわけですが、これは1シーベルトでも危ないと言われているのに、このことを撤回しない国の今の現状の在り方、これも含めて市長、そのことをどう考えておられるか、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

放射能の汚染について、身体に影響があるということについては、私自身も国の基準が次々と高まっていくということについては、非常に疑問を持ったところでございます。

だけど、現場としては致し方ないところがあったのかなと、基準の中でするとなれば、数時間ないしは数十分しか現場で仕事ができないということであるとすれば、当面の対応として、ああいった形で上げなければならなかったのかなというふうには思ったところでございます。

その方々が防護服を着て作業をされているとはいえ、その方々の今後の健康に及ぼす影響がどのようなものかということについては、国も当然大きな視点で見られているというふうには思っています。

そしてまた、一般の方々に対しても、そのような形での見直しがされたということについても、この基準の見直しについては、おかしいというふうには考えたところでございます。そのようなことでございますので、今申しましたように、今後それらの地域の方々、あるいは別途その基準にない形でも汚染があった地域の方々については、十分国は健康についての関心を深めていかなければならないのではないかとこのふうには考えます。

○2番（下平晴行君） 今、静岡のお茶が汚染されているということで、今日も昼テレビでありました。恐らくこちらにもくると思うんですけども、四国の方あるいは北九州の方にもこの気団という、「気」にあの「団」ですね、空気の「気」。固まりで移動しているみたいですよ。

ですから、恐らく近い所だけじゃなくて離れた所にも固まってそのものがずっと動いてるみたいですよ。そして、どこに落ちるか分からないような状況であります。

市長、そういうことも含めてですね、やはりこの数値のいわゆる線量の危険性、市長が先ほどおっしゃいましたように、そういうことも含めて原子力発電所の在り方、真剣に考えていくべきだろうというふうに思います。

次に、今後の電力の需給についてであります。

これは環境の部分から話もしたかったですけれども、今回はそうじゃなくて、電力をいわゆる原子力発電所でないもの、いわゆる太陽光電、自然エネルギー、あるいは再生可能エネルギーについて質問するわけではありますが、気候変動に関する政府間パネル、I P C C、これは本部がスイスであります。太陽光や風力発電などの再生可能エネルギーは、最大で2050年の世界エネルギー消費の77%。これを供給できる可能性があり、温室効果ガスの大幅な排出削減に貢献できると、このことを報告をしております。

また、再生可能エネルギーの拡大は、産業革命以来の気温上昇を2度未満にするとの国際目標達成にも貢献すると指摘しております。地球温暖化対策に関する国際交渉の行方に大きな影響を与えるものとなっているようであります。

報告書は、太陽光や風力のほかに、バイオマスや地熱、小規模水力発電、波力、波の力ですね、波力や潮力、潮（しお）、といった海洋エネルギーなどについて、今後の成長の可能性を技術面と経済面から検討して、さまざまなシナリオも付いて50年までの推移を予測したということであります。

そして、ちょうどですね、私、友達がちょっとメールで送ってくれたんですけれども、「東電やめたら電気代3割節約、立川競輪場、契約先変更で」ということで、これちょっと読んでみます。

東京都立川市が運営する立川競輪場が2010年度、電気の購入先を東京電力から特定規模電気事業者、P P Sに替えたところ、電気料金を前年度の3割近く節約できたことが分かった。予想以上の効果に市は見直しの対象を拡大。今年度は小・中学校の53施設が東電以外と契約をしたということであります。

それから、松下電器では、この市長にも前話しましたが、パネルをフィルム化、フィルムですね、壁でもどこでも貼れるものを今作っております。現に今作っているわけですが、これはいわゆる従来のパネルでありますと、重量、それからコスト、いろんなのがかかって、いわゆる屋根、上からの太陽の光線が当たる所でない駄目だったわけですが、それじゃなくて、そういう壁でもどこでも設置ができる、こんなふうですね。どこでも、これは壁です。こういうふうに持っていきませんが、そういうふうに取り組みをしていると、開発をしているということであります。

そして、蓄電まで可能なものを開発して、恐らくですね、7月にはもう出るというようなことで聞いていたんですけれども、まだそのことが発表されておられません。

恐らく、これから電力の自給自足の時代がやってくるんじゃないかなというふうに思っております。

そして、日立電気も原子力から、今度は海上風力、海の中に、海は風がほとんど吹いているというような状況をデータを取って、海の中に設置をした。2015年までにこれを変えていくという取り組みをしていくということであります。

それから、確か大牟田だったと思うんですが、1億円かけて公共施設に太陽光電を導入して地

域の電力自給に取り組んでいくということであります。

私が今回質問したかったのは、市長、市もこういう取り組みはできないのかということであり  
ます。

○市長（本田修一君） 市での電力自給についての取り組みでございますが、エネルギー対策と  
いう観点からも取り組んでいるということでございます。

まず、消費電力を減らすという観点から「我が家から始めようエコライフ55」の運動をしてい  
ると。

そしてまた、節電、ライトダウンの呼び掛け、それから緑のカーテン事業というもの、それか  
ら環境家計簿の配布、それから地域通貨ひまわり券の活用、環境学習の実施ということで取り組  
みをしております。

発電と電力をつくるという観点からは、住宅太陽光発電導入支援対策費補助金制度の導入をし  
ております。現在まで52件を実施しております。今後とも更に推進してまいりたいと思います。  
公共施設におきましては、本年度、しおかぜ公園に太陽光発電パネルを設置する予定で、約3.3kWh  
の発電が可能な施設となっております。

そのほか、今後の過疎計画におきまして、太陽光発電システムを各小・中学校に平成26年度、  
市役所本庁舎に27年度の設置の計画をしてるところでございます。

国においても、平成23年5月17日に閣議決定された政策推進指針の中で、安全・安定供給、効  
率環境の要請に応えた新たなエネルギー環境構造、巨大リスクに備えた強じんな経済構造の実現  
などに向けた取り組みを強化すると述べておきまして、この中に新たな政策が打ち出されるもの  
と期待をしているところでございます。

その際、本市においても、このことに乗り遅れることのないような対策を取ってまいりたいと  
考えます。

○2番（下平晴行君） よく分かりました。

そういう26年、27年に取り組みをしていくと、恐らくそこまでにはですね、いろんな今先ほど  
言いました太陽光のシステム自体が恐らく変わってくると思います。恐らく補助なんかも対象に  
なるものの、制限があるものと、できるものとできないもの、そういうのも出てくると思いま  
すので、ぜひ目配りをして対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと簡単に、最後と申しますか。このスマートコミュニティというのが、これ  
は経済産業省、この経済産業副大臣が今松下さんが薩摩川内だということで、これはどうい  
うことかと申しますと、いわゆる再生可能エネルギー導入にも課題があるんだということも含めて、  
いわゆる交通システム都市、新たなライフスタイルまで発展する次世代エネルギー、社会シス  
テムであるスマートコミュニティ、こういうものを導入して再生エネルギーをどう活用してい  
くかということであります。

現に、今年は4市、豊田市、横浜市、北九州市、けいはんなですね、京都です。そういうと  
ころが手を挙げております。薩摩川内市も恐らく来年度は手は挙げていくんじゃないかなというふ

うに思います。こういう資料をもらいました。こういうことも含めて、いろんな形でですね、先に先にやはり導入を図ることによって、先ほど市長が申しました予算の投資効果、金をどうやってうまく使っていくか。あるいはどうやって引き出すかということも含めて取り組みをしていただきたいと思います。このことについては、もうこれで終わります。時間がないですから、次に行きます。

それから、福祉対策であります。

八代市で高齢者、障害者を支えるシルバー人材センターを活用して、「ワンコインながいきサポート事業」、これを導入しているわけです。内容を見ますと、お年寄りのごみ出しや清掃などを100円から500円で代行するワンコインながいき事業が大変好評であるということでもあります。

このサービスを受けられるのは、市内に住む65歳以上の夫婦か一人暮らしの人、身体に障害があり一人暮らしの人のいずれか。料金のごみ出しや電球の取り替え、犬の散歩などが100円。資源物の分別、雨どいの清掃などが500円。こういうことを人材センターに登録している約170人の有償ボランティアが連絡すれば依頼先に派遣をするというシステムであります。

以前、志布志の安楽でもコンテナいっぱい200円の分別の処理をしていたという、これは衛生自治会ですね、もう亡くなられたんですけども、木迫さんという方が一生懸命取り組んでおられました。これと同じことかなと、よく分別には年寄りは大変だというようなことから考えると、例えばコンテナに、もうみんな入れ込んでいて、後でそのことに100円、200円お願いして、処理をしていただくということもこれは可能じゃないかなというふうに思うわけであります。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、本市のシルバー人材センターにおきましては、各種事業を展開しておりますが、平成23年度通常総会時の登録会員数は371名ということでございます。

今お話にありました八代市でのワンコイン事業につきましては、ワンコインながいきサポート事業ということで、シルバー人材センターを活用してごみ出しや清掃、日用品の買い物と、日常での困りごとを低料金で受けられるサービスになっているようでございます。

この事業を開始する要因は、通常の家事援助を申し込まれる方の中に、ごみ出し、買い物援助等の軽微で短時間で処理できる作業についても、家事援助と同じ金額で実施をしていました。

このような中で、会員の中から軽微な作業については、ワンコイン程度で有償ボランティア的な事業として取り組みたいというような発想で始まったというふうに聞いております。

市内での事業運営でございますが、年度当初に、活動内容を紹介散らしを作成し、市内各家庭に配布しましてPRを行って、地域社会に貢献できる福祉家事援助サービスの御案内、子育て世代から高齢者、身体が不自由な方、共稼ぎの家庭、単身赴任の家庭など、どこでも日常的な仕事のサポートが必要なとき、利用できるサービス事業形態を行っております。このことで地域社会の大きな貢献になるものと考えております。

ワンコインながいきサポート事業と同じ内容のセンター事業に関してでございますが、このこ

とにつきましては、福祉・家事援助サービスとして受注しておりまして、年間204件ほどの実績があるようでございます。

地域社会を支える一員として、このシルバー人材センターの事業はあるところでございますが、センターの事務局の方からは、市民や会員の方々からの特段の要望がないということで、現行の福祉・家事援助の事業運営で対応できるのではないかというふうに聞いております。

○2番（下平晴行君） これは恐らくそういう注文がないというのは、そういう情報が何かするとないと、それは申し込めないと、市長、思うんですよ。

ですから、そのことと別にワンコイン、いわゆるサポート事業というのは、手軽に身近なことをやってくれるということでの対応ができないかということをおっしゃっているわけでありまして。

その今やってる事業については、よく理解しているわけです。私が言っているのはそういうことです。もう1回すいません。

○市長（本田修一君） シルバー人材センターで事業化するということになるとなれば、登録会員の加入状況によって、市内の幾つかをブロック化しなきゃいけないということであるようでございます。

地区内の受注作業について、その地区内の会員で処理しなければならないということ。

○2番（下平晴行君） 市長、いいです、いいです。

そういうことを聞いてるわけじゃないですから、もういいです。私が言う前から否定しちゃ駄目ですよ、市長。

まあやってみようかとか、ちょっと研究してみようかと、それを答弁してくださいよ。それを聞いたかった。そんなやる前からどうだろうか、ああだろうかって、何も進みませんよ、そんなことだったら、次にいきます。

教育行政についてであります。

その前に市長、ちゃんと考えてくださいよ。私、次にいくんですけど、今のことは。

教育行政についてであります。

もと八野小学校跡地の利活用及び備品・付属設備等の活用は、どのように生かす考えかということで質問をしております。

これは跡地利用につきましては、地域住民から署名付きで陳情が出て閉校になった経緯があるわけでありまして。

一つは、22年度をもって閉校していただきたい。

二つ目には、校区内に居住する児童の通学手段の安全確保。

三つ目では、校区内唯一の公共施設である学校跡地、校舎、グラウンド、体育館、プール、校長、教頭住宅の有効利用をもって閉校の陳情を出しているわけでありまして、私は地域の皆さんがこういう形で陳情まで出して閉校の提出をしている以上は、これが可決になったわけでありまして、やはり地域の皆さんが自らが利活用に取り組んでいかなきゃいけないと、取り組んで、ために再生委員会を発足しておられるようでありますが。しかし、全然前向きに前に進んでいない

ようであります。

私は、このことは誰からも頼まれて言っているわけじゃありません。これは、このままずるずるといってしまうと、校舎自体が活用しないとどんどん傷んでしまう。そういうことも含めて、そして備品の活用、附属品の活用、寝かしたままじゃあもったいないというようなことを考えた中で、今回質問しているわけであります。

このような状況でいくと、先ほど言ったような状態になってしまうということですが、市としてこの活用をどのように考えて、市としてですよ、おられるかですね、そこをお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、校区の方々によります再生の委員会が開催されております。

私どもとしましては、この再生の委員会の方々に近隣市町の視察をしていただいたところでございます。

そしてまた、今年度におきましては、7月3日に校区のふれあい運動会をたちばな保育園の協力をいただきながら開催されると、そして7月24日には、八野再生ふれあいグラウンドゴルフ大会を、27日には市内の小学校に赴任された新人教職員のボランティア講座を、8月20日には、校区の夏祭りを開催されるということで、地域が一体になって再生を担って取り組んでおられるということでございます。

私どもは、このような再生されるための活動をしていただきながら市といたしましても、さまざまな形で、今後学校の活用がどのような形でできるかということにつきましても研究を重ねて、そしてまた、このような施設があるということの情報発信もしてまいりたいというふうに考えております。

○教育長（坪田勝秀君） 備品、付属設備等についてお答えいたします。

まず、八野小学校の閉校につきましては、去る3月20日に地域の方々や卒業生、それから議員の皆様方、多数の御出席をいただきまして卒業式、閉校式をつつがなく挙行することができました。

また先日、閉校記念誌も刊行され、関係方面に発送されたところでございます。実行委員会の方々をはじめ、関係各位に心から御礼を申し上げます。

八野小学校に限らず学校を閉校することになりますと、ほぼ1年間で備品関係の整理等に当たることになっております。八野小学校には現在、机、椅子等の一般備品、それから体育用具や理科教材等の教材備品など、他の小・中学校で利用できる備品があるようですので、備品リストを作成し、各学校からの希望調査を集約し、夏休み中には、各学校に配付できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、現在地元公民館の希望によりまして、校庭や教室の一部の施設を開放し、使用してもらってるところであります。引き続き使用を希望される備品等もあるようでございますので、要望を聞きながら対応してまいりたいとこういうふうに考えております。

最終的に引き取り手のない備品等につきましては、廃棄の方向で今後予算計上してまいりたいと思っております。

教育委員会といたしましても、八野小学校の跡地・建物が、名実ともに普通財産となりました後、地元住民の要望に沿って有効に利用される施設として生まれ変わることを祈っているところでございます。

以上でございます。

○2番（下平晴行君） はい、備品についてはよく分かりました。

地域が使えるものはぜひ使ってもらうように、教育長のおっしゃるとおりお願いしたいと思えます。

それから、市長、この校長、教頭住宅これは普通財産に変わっているというふうに思うわけですが、地域の方が今後利用したいということであれば、これは使えるわけでありますよね。そこ辺はどうなんですか。普通財産の件。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

手続き上は、もう普通財産に完全にまだ変わっていないかもしれません、今のところ。

ですから、私どもの校舎、建物が済んで一緒に恐らく普通財産として処理することに、どうしても何か緊急にということがあれば、一部それを普通財産に変えることはできるかもしれません。それは、ちょっとまた研究させてください。

[下平晴行君「分かりました」と呼ぶ]

○2番（下平晴行君） 市長が計画を7月か8月まで計画を、これは地域でこういう活動をしていきたいという、これは大変いいことであるわけですが、私はこのいわゆる校舎の利活用、これをやはり、市長が先ほど答弁されましたように、今いろんなところに研修もしているというようなことであるわけであります。

これはよく理解できますが、恐らくですね、地域の方々がその施設を利用していただくという部分では範囲が限られてると思うんですよ。ですからやはり行政がやはり動いてあげないと、これは前に進まないんじゃないかなということで、私今回質問しているわけでありますが、今教育長がおっしゃいましたように、教室も部分的には利用しているというようなことでありますので、これはもちろん当然有り難いことであるというふうに思うわけですが、この全体の利活用をどうしていくかという部分では、やはり行政側が、ある程度そういう取り組みの体制づくりをしてあげないと、これはちょっと長引くんじゃないかなというふうに思うわけですね。

市長もそういう面では、私先ほど言いましたように、地域から閉校をしていただきたいという申し出をしている以上は、やはり自分たちの地域の皆さん方の責任というのは十分だろうと、行政が統廃合のため閉校するんですよというんじゃなく、全く逆な立場できているわけですからね、そこはよく理解できます。しかし、そこは、それはそれとして行政側でぜひ協力をしていただいて、より早く利活用できるようにお願いをしたいというふうに思います。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域の方々が本当に率先して維持について、そしてまた有効活用があればということで研修もされてるということをも有り難く思うところでございます。当然、私自身はこの地域は、地域の方々が率先して廃校という形をとっていただいたということにつきまして、感謝の意味合いも込めましてモデル地区というような形で、校舎跡地の活用というものについては、一生懸命取り組んでまいりたいということのお話をしているところでございます。

今後、この活用事例としましては、社会体育施設、あるいは教育施設、体験交流施設、文化施設、それから老人福祉施設、保育所など児童福祉施設、それから民間企業の工場というようなものも考えられます。そのようなことに対応できる事業所はないかということの呼び掛けを広くしてまいりたいと考えております。

○2番（下平晴行君） よろしくお話をしたいと思います。

それと市長ですね、行政財産になってれば、教育長に言った方がいいのかな。グラウンドの恐らく南側にある、これは個人の杉山と思うんですけども、これを以前から伐採のお願いをしていたと、所有者オッケーだというようなことであるわけですが、おそらく桜とかそういうのがありますので、そういうのに影響を及ぼしているのかなと思うんですけども、私もちょっとこちらでそういうことを言うべきなのかなとちょっと迷ったんですけど、そういうお願いがあったわけですけども、そこは教育長、御存じですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

以前から南側にあります杉をですね、伐採して、そして明るくしたらどうだろうという話があることは承知しております。どのぐらいの金額がかかるのかということも分かりませんでした。当時まだ閉校の手続きをしておりましたので、今後どういう利用をすることになるか。場合によっては、杉を切ったがために非常に風が当たりが強くなったみたいなことになりますという、もうやぶ蛇でございましたので、ここはまた、今後場合によっては、その施設をどう使うかということとも関連がひょっとして出てくるかもしれないなと思ってるところです。あとはまた財政局とも相談してみたいと考えております。

○2番（下平晴行君） はい、分かりました。その辺もよくお話をしたいと思います。

それから最後に、安心・安全のまちづくりについてでございます。

質問の内容については、ここに書いてあるとおりであります。駐車している車や花鉢、これは民間の庭の花鉢、それから空き瓶の散乱、それから自販機、クーラーの室外機、こういうものにやはりいたずらする客なのか、酔っ払いだというふうに思うんですが、あとを絶たない状況であるということのお願いがあったわけでありまして。

そういうことから、国道220号線沿い、それから銀座街の飲み屋のあの通り、それから駐輪場の電気照明の問題もありました。これは、次の問題でいいんですけど、そういうことで遠くから飲食に来る、あるいは志布志に来てくださるそういう方々やそれから地域住民、そういう方々に大変迷惑を掛けているというようなことから、防犯カメラの設置はできないかということでございます。

お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましては、安心・安全なまちづくりのために市民の生命、身体、また財産に危害が及ぶ犯罪、交通事故防止、交通事故及び災害を未然に防止するなどの各種施策を推進しているところでもあります。

繁華街周辺につきましては、街路照明が設置され、夜間でも明るさが保たれており、深夜においても警察車両の巡回や、ある程度人の移動があることから、現在のところ大きな犯罪は発生してないところでもあります。

御質問のありました防犯カメラの設置につきまして、県内の状況を調べてみますと、自治体で設置したり、設置に対する補助制度などを設けているところ、自治体はないようでもあります。

一方、犯罪被害の未然防止等の有用性が認められていることから、鹿児島市や鹿屋市の商店街に防犯カメラが設置されているようですが、事業主体は商店組合の団体となっているようです。

また、公共の場所に向けられた防犯カメラの設置及び利用につきましては、維持管理やデータ管理者の責務等があると聞いております。

しかし、当該地区におきまして飲酒が原因で、駐車や花鉢等に対してのいたずらが発生しているものと思われますので、現在の段階では警察との協議を行いまして、当該地区の巡回強化や注意啓発看板の設置を検討してまいりたいと考えます。

○2番（下平晴行君） 事例がないというようなことでの答弁ではなくてですね、よく分かるんですよ。

私も例えば商工会、観光協会、そういうところで、実際はあるいはそういう組合があるわけですね。飲食組合とか、そういうところですね。すべきじゃないのかなという気もするわけです。

しかし、そういう協会なりで話がどんどんいけばいいんですけども、恐らくですね、うまくはいかないと思います。

ですから、市長、そういう事例はないにしても、例えばモデルとして1か所ぐらいにですよ、1か所。例えば国道220号線、あの辺を選定して設置したらどうかなというふうな考え方は持っているんですよ。1か所付けますと、恐らく付けると恐らく何もしないというふうに思うんですね。でも、ただ、市が本当にしているのかどうかという部分では、いろいろ問題もあるかもしれませんが、事例がないからじゃなくて、やっぱり市民の安心・安全ということを考えると、やっぱりそこを志布志市はやっぱりやっているなど、全部する必要はない。市長が一番困るのは恐らくそこにしたから、俺のここもしてくれというようなことになってくるから、そういうものでやっぱり前例をつくっちゃいかんというようなことでの考え方もあると思うんですが、そこ辺はどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身としましては、本市は環境の面からさまざまな形で市民の方々の御協力をいただきなが

ら、ごみの分別収集を一生懸命取り組んでいただきまして、そして、ごみゼロのまちを目指しているという状況でありながらも不法投棄が絶えないということについて、この議会でもいつも御指摘をいただいているところでございます。

そのようなことで、現在、一時的に借用という形で監視のカメラが設置されているところでございますが、そのような観点から今後も環境を保つために、そしてまた今お話があります安心・安全なまちづくり、防犯の観点からのカメラというものは必要かというふうには考えます。可能な道を探ってまいりたいと考えます。

○2番（下平晴行君） ぜひそういう今市長が可能というような答弁をいただきましたので、議論をしてお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から27日までは、休会といたします。

28日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時18分 散会

平成23年第2回志布志市議会定例会（第6号）

期 日：平成23年6月28日（火曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第40号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第42号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第5 議案第43号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 陳情第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について
- 日程第7 発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について
- 日程第8 議案第44号 工事請負契約の変更について
- 日程第9 議案第45号 工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第46号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第11 議案第47号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議員派遣の決定
- 日程第13 閉会中の継続調査申し出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（24名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 清 藤 修
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 小 辻 一 海
福 祉 課 長 木 屋 成 久	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	松山支所長 溝 口 敏 久
志布志支所長 外 山 文 弘	水 道 課 長 木 佐 貫 一 也
会 計 管 理 者 中 崎 秀 博	農業委員会事務局長 堀 苑 智 之
教育総務課長 津 曲 兼 隆	学 校 教 育 課 長 金 久 三 男
生涯学習課長 米 元 史 郎	志布志支所建設課長 又 木 隆

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 仮 重 良 一
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢 一 郎

午前10時10分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、丸崎幹男君と平野栄作君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

第87回全国市議会議長会定期総会において、次の方が表彰を受けられましたので報告いたします。

一般表彰、議員10年以上、東宏二君。

以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

日程第3 議案第40号 志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 会議を再開します。

日程第3、議案第40号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第40号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月13日、委員7名出席の下、執行部から情報管理課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの説明を受けた後、質疑を行い、主な質疑といたしまして、今回の4地区の鉄塔建設で、市内の携帯電話不感地区の解消が図られるのか、今後についてただしたところ、今回整備された田床、四浦後谷、四浦提口、宮塩川路の4地区以外で柳井谷、馬庭については、NTTドコモが自主整備で鉄塔を建てるので、集落等、民家のある所はこれではほぼ解消できるが、山間部はいくらか空白地帯があると考えるとの答弁でありました。

地域では鉄塔が建てば、すぐ携帯電話が使えると思う人が多いので、行政告知放送などで周知をという要望に対して、現在、散らしを準備中で、7月6日以前に送付し周知を図っていくとの回答でした。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第40号、志布志市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第4 議案第42号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第42号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第42号、損害賠償の額を定め、和解することについて、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月13日、委員7名出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの説明を受けた後、質疑を行い、主な質疑といたしまして、事故当日、公用車には運転手以外の同乗者がいたのか、また相手方の状況についてただしたところ、公用車には同乗者が3人いたが、後方の確認を怠り、注意不足もあった。相手方は勤務中で車内にはいなかったが、その日のうちに連絡は取れたとの答弁でありました。

また、同乗者の責任も大である。全庁的に運転マニュアルを作成して職員に徹底するよう検討すべきではないかとただしたところ、その後、交通安全の講習会も実施された。マニュアル作成等については、担当課にもお願いしたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第42号、損害賠償の額を定め、和解することについては、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

#### 日程第5 議案第43号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月13日、委員7名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、港湾商工課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、商工費県補助金は、緊急雇用創出事業臨時特

例基金事業で新たに2事業が対象となったため増額するもので、これにより5名の雇用が確保される予定である。

歳出の主なものは、商工業振興費の負担金補助及び交付金は、商工業振興対策事業として、志布志まちづくり公社の8月償還期限の高度化資金償還金の不足見込み額の経費補助分を、また、観光費で、JR志布志駅のトイレを男女別並びに障害者対応に改修し、併せて待合所を整備するなどのJR志布志駅トイレ・待合所改修事業分を、港湾振興費では、県の大隅地域レンタカー無料プラン事業の効果をさんふらわあの利用促進、市内宿泊施設の利用促進及び特産品等の販売促進に波及させるために行う、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会の事業支援分を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、アピアの現状と今後の見通しについてただしたところ、入店は17店舗で、中央部に空きスペースがある。第14期売り上げで年11億円、対前年比を8%下回り、今年は5月まで毎月2%ほど落ち込んでいる。今後の見込みとして、対前年比を上回るようにまちづくり公社と連携し、検討しているとの答弁でありました。

さんふらわあ志布志航路利用の現状はどうか、また、観光推進員設置の成果はあがっているのかとただしたところ、例年の夏の利用以上の予約があり、今まで利用のないところにも出向きPRしている。大震災などによる利用の落ち込みがあり、現時点での効果は言い難いが、夏休み利用の問い合わせもあり、昨年以上になるかと期待はしているとの答弁でありました。

レンタカー貸し出し・返却に係る事業所負担経費の一部を一往復につき上限1,000円負担することについて、効果をかなり期待しているのかとただしたところ、さんふらわあ利用者の利便性が向上するので期待している。県のレンタカー事業の登録業者がある鹿屋から志布志港までの業者手間を計算して、その3分の1程度の1,000円を上限としているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、地方債の補正は、JR志布志駅トイレ・待合所改修事業に伴う過疎対策事業の総合観光案内事業を710万円追加し、一般単独事業で、県営事業負担金増額に伴う地方道路等整備事業を440万円増額変更している。

なお、地方債については、23年度末の現在高見込み額が241億8,832万2,000円となる予定である。

今回の補正で財務課分は歳入のみで、財政調整基金繰入金金を8,799万1,000円増額し、総額を9,874万3,000円とし、市債は、1,150万円増額し、総額を20億5,220万円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、合併特例債の現状と今後の見通しについてただしたところ、平成18年から27年の発行可能額は136億円を見込み、うち、本市は95億円を予定している。22年度末現在高は55億8,000万円で、23年度分は4億1,400万円を計上。23年度末は58億8,000万円になると考えているとの答弁でありました。

今回の国際バルク港選定に伴う港湾負担金についても合併特例債の対象となるのか。また、どのような事業に適用できるか前向きな取り組みをとただしたところ、官民拋出が未定のため、今後港湾商工課から情報を得たいと考えてはいるが、対象となるかは難しいと考えている。また、今後の振興計画策定と企画政策課のビジョンを踏まえ事業を選択し、財源を見つけていく中で、特例債が適用可能なものは取り入れたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫支出金で、社会資本整備総合交付金、いわゆる旧みなと振興交付金115万2,000円の減額は、県全体で約35%の減額となり、本市への配分も同様に減額となったためである。これは、しおかぜ公園のトイレ屋根上の太陽光発電設置に充当するものである。

歳出の主なものは、企画費の報償費等26万3,000円の増額は、ブランド推進事業のさつまいもを使った農商工連携で、鹿大農学部研究におけるアンケート及び報告会実施に伴うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ブランド推進事業の26万3,000円の増額補正について、当初で見込めなかった理由と報告会の場所、また鹿大との連携についてただしたところ、当初、アンケート調査とニーズ調査後、報告書提出として予算計上をしていたが、情報発信などに一同で取り組むことで、商工・観光会員の意識も変わる。また、一番には本市の取り組みを鹿大との委託分で行いたいということで、今回の補正対応となった。報告会の場所は鹿大の学生食堂を利用して行いたいという大学の意向がある。鹿大生と教授も本市へ来てもらい、商工会などとも情報交換し、それをまとめる報告会を市関係者も一同に会して鹿大で行う計画であるとの答弁でありました。

また、ブランド事業と市長の言う地域ブランドとの関連と、今後はブランド推進協議会が主たるものは決めていくのかとただしたところ、市長の言う地域ブランドについては、ブランド推進協議会で施策は推進していくと考えている。鹿大の分は、できたものをブランドとして位置付けられるかである。ブランド推進協議会には、健康づくり、環境、有機など施策的な部会と、情報などPR的な部会を設置しているとの答弁でありました。

本市には市の電力需要データはあるのか。さらに、国際バルク港選定を受けて電力需要の伸びが考えられるが、市としての電力・エネルギー政策についてただしたところ、具体的に電力需要調査は把握していない。平成19年に新エネルギービジョン政策として、再生エネルギー、バイオマスエネルギー、中でも風力、太陽光調査は出しているが、活用策は出されていない。市民に対してエネルギーの勉強会実施や電力需要量も調査しながら、設置の方向で国の出される政策に乗り遅れないようにしていきたい。

また、新エネルギー政策はこの地域だからできるものだと思う。まずは公共施設にパネルを設置し、環境学習にも取り組み、可能であればメガソーラーなどの形にもっていければと、今後の大きなテーマとして取り組みたいと考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、総務費、一般管理費の委託料372万8,000円は、行政評価システム導入支援業務委託事業で業務量調査に伴う支援項目を追加するための増額である。非常備消防費の負担金補助及び交付金345万7,000円の増額補正は、団員18名分の退職慰労金である。

また、市の防災計画、災害対策マニュアル見直しのための嘱託職員の任用等、防災対策事業を推進するための報酬等を623万円増額補正する。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回雇用する防災推進員のノウハウを活用して、防災意識向上のための職員研修会等有効な活用を図るべきであると思うがとただしたところ、市の防災計画は国の指針を基に、災害対策基本法関連で国、県、市の連携で作成しなければならず、大震災を踏まえ、県も防災計画の中の課題を洗い出し中である。本市も同様の作業が始まる予定である。市職員への防災意識の強化策として講習会も考えている。早急の対応ということで、総務課の既定予算で6月から雇用しているとの答弁でありました。

また、既定予算で雇用しているということは、補正予算の可決を想定でのことか。なぜ、事前に議会に対して既定予算で雇用する旨の話がなかったのかとただしたところ、3月議会の市長答弁で、「早急に対応する」として、6月分は現計予算で、7月からは補正予算でお願いしたい。過去の経緯を踏まえての流れであるが、議会に対して詳細な説明がなかったことは反省しているとの答弁でありました。

業務量調査の委託先は行政評価の支援を受けている業者と同じか。また、職員減での仕事への影響や委託以前にワークシェアリング等の考え方もあると思うが、人事担当課としての考え方についてただしたところ、委託先は同一業者を予定している。内容は、ノウハウを指導してもらい、職員自身が業務量調査を行っていく。人員は定員適正化計画より少ない状況である。業務量調査で各課の正確な事務量と適正人員を把握し、今後これに基づく定員適正化計画の見直しも必要になってくるかと考えるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、総務使用料の携帯電話伝送路設備使用料17万3,000円で、地域情報通信基盤整備推進事業で整備した光ファイバーをN T Tドコモに貸し付けるものである。

歳出の主なものは、情報管理費の備品購入費394万円の増額は、行政告知放送端末設置事業で市民に貸与する端末機など100台分の購入費である。負担金補助及び交付金443万7,000円は、行政告知放送端末設置事業の引き込み線工事費等の補助金で、100%補助が80台分、50%補助が20台分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、提出された資料では814戸が設置を希望しないとなっているが、そのうち20戸を50%補助と見込んだことについて、市長、財務課との協議の中では100%補助という議論はなかったのかとただしたところ、50%、100%補助については、事業完了後も全ての市民に100%補助で同様の取り扱いをとるという意見もあったが、明確に自己負担の話もしており、市の説明に一貫性がなく行政不信へつながるのではという意見もあり、特段の理由がなければ自己負担については堅持すべきと考えた。

また、8万8,000円の自己負担が端末機貸与により、実質27%負担の2万4,650円となり、理解してもらえる額とも考えた。仮に100%補助するとなると、これが前例となり、将来の大規模事業への支障や新たな財政負担も生じることとなるので、今回27%の自己負担は理解してもらえると協議してきたとの答弁でありました。

市民にペナルティを課すような行政の在り方も問われる。設置を希望しない814戸の中には、説明などを徹底しても理解を示さない人、説明に理解が困難な人、説明者の説明不足などもあったと思う。約2万4,000円を自己負担して付ける人は、そう増えないと考えるが、最終判断は市長がされたのかとただしたところ、現在、交付金要綱を作成中だが、その中に「市長が特に必要と認める者には全額交付」ということも考えている。また、どうしても端末機不要の人には無線戸別受信機を回収したもので対応することを考えているとの答弁でありました。

転入者対応分の80台を使い切った後は、新たな補正で全額市対応という理解でよいかとただしたところ、予算を使い切り後の転入者分は、再度補正予算をお願いして対応したいとの答弁でありました。

提出された資料で、端末機設置を希望しない世帯が志布志地区225、香月地区204で、人数では約600名になると思うが、そこには情報が届かないことになる。この地域は今回の大震災から考えても一番必要となる地域である。今回の端末機は一種の公共設備であり、「行政が必要なので設置させてください」という考え方で、行政サービスの根底に戻り、必要で申し込む人には100%補助すべきではないかとただしたところ、行政が公共設備として整備する考えには同感である。今回申し込みを採ったのは、工事上、建物の所有者同意を要したためもあり、その結果、100%設置には至らなかった。防災の点からは、市から確実に知らせる手段が必要なことも十分認識しており、無線戸別受信機も含めて検討したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

その後、情報管理課分の行政告知放送端末設置事業に係る補正予算については、市長への総括質疑を行う必要があることとなり、総括質疑を行いました。

総括質疑の主なものといたしまして、告知端末の設置に係る市当局の周知について努力は理解するが、不在、不明の所への徹底不足もあったと聞いている。大震災以降、本事業に対する市民の考えが大きく変わっていると思われる中で、新たに付けてほしい人に50%補助という点について、行政はあらゆる手段を使い、避難しない人を避難させるべきであり、放置してはいけないと

いう市民を守る立場から、告知端末の100%設置を目指すべきであり、そのためには100%補助で対応するのが本来ではないかという考えが当委員会では大勢を占めたが、市長はこれをどのように考えるかとただしたところ、告知端末の100%設置を目標に取り組んだ結果、94%を超える加入率となったが、6%が未加入となったため、協議して今回の提案となった。

しかし、大震災発生による防災計画の見直しで、市民への情報伝達は大きなテーマとなる。市民の利便性向上、安心・安全なまちづくりの向上の観点からサービスを受けられる体制の整備が必要と考える。

今回申し込みをされなかった人についても、ハード面の整備により市からの情報提供が可能となると、更に一体感が図られるまちになると思う。

市民への今後の防災に対する備えを考えると、100%設置を目指したいので、その観点から50%補助については要綱を見直したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、市長への総括質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となっております議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月13日、委員全員出席の下、審査に資するため、のがみ保育園改築事業、有明保育園建て替え事業、及び夏井海岸の火砕流堆積物国指定化事業の現地調査を実施した後、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、教育費県委託金が40万円の減額で、これは国の予算減額により県への配分がゼロとなり委託事業が廃止となったことによるものですが、歳出の教育指導費に一般財源を追加し、事業は継続して行うものです。

次に、寄附金の一般寄附金は、学校教育に役立つようとの趣旨での10万円であります。

歳出の主なものは、事務局費の負担金補助及び交付金は、当初継続予定のALT1人が帰国することになり、自治体国際化協会への負担金42万円であります。

ほかは、人事異動による人件費の調整であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、自立支援事業についてただしたところ、当初、全体事業費320万円のうちの40万円の補助を見込んでいたが、補助が無くなったことにより一般財源を追加するもので、

昨年度は7人いたが、中学校に復帰したりして、現在のところ1名が在籍しているとの答弁でありました。

一般寄附金の10万円についてただしたところ、受け入れだけの補正で、歳出はないとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの、寄附金の特定寄附金として、叙勲受賞記念として図書購入を趣旨に30万円を計上。次に、スポーツ振興助成金652万6,000円は、サッカーのtoto（トト）事業によるもので、しおかぜ公園のこけら落とし行事に関連する事業費の約半分の145万7,000円と運動公園体育館備品購入事業費への助成506万9,000円であります。

歳出の主なもの、文化財保護費で、夏井海岸の火砕流堆積物を国の天然記念物指定を受けるための経費198万2,000円を計上。

保健体育総務費の負担金補助及び交付金で140万円を計上。これは、プロ野球の名球会・OBクラブが秋に本市で親善試合やふれあい野球教室などが開催されることによる実行委員会への負担金であります。また、体育館の備品購入として、老朽化したバスケット台を更新する経費を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ドリームベースボールについてただしたところ、10月23日であり、実行委員会は市で立ち上げ、フェンスや仮設トイレなどに要する経費で、旅費などの経費2,000万円から2,500万円は財団法人自治総合センターが宝くじ社会貢献広報事業として負担するとの答弁でありました。

次に、特定寄附金30万円の使途についてただしたところ、当初予算に一般財源で計上している図書購入費に充当するとの答弁でありました。

夏井海岸の火砕流堆積物の国指定の見込みと指定してからの保存と観光資源への活用についてただしたところ、今後審議会などを経て、来年度の指定を目標にしている。また今後の活用については、自然による破壊はあるが、人為的な破壊は地形的に考えられないので、活用としてはテーマ的に一般にはなじまないもので、今までのとおりを考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入、歳出とも人事異動に伴う組み替え補正であるとの説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、かなりの職員が人事異動になっているが、人数的にはどうかとただしたところ、昨年と職員数は同じであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、民生費県補助金は、介護基盤緊急整備等特別対策事業の補助金である。

歳出の主なものは、ただいま歳入で説明しましたように、認知症高齢者グループホーム施設に消防署へ通報する火災報知設備の整備で、事業所へ歳入と同額を補助金として計上。

健康づくり費の報償費は、運動器具を使わない簡単な運動で筋肉が貯まる「貯筋運動」の指導者養成講座の鹿屋体育大学の講師等謝礼金である。

ほかは、人事異動によるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、貯筋運動は継続することで効果が出てくると思うが、今後の見込みについてただしたところ、今回の研究事業は、養護老人ホーム2施設の協力の下、入所者に貯筋運動を継続して実践してもらい、参加者の筋力、体力などの健康状態の変化を観察し、医療費軽減に関わる効果等を検証するもので、市の介護予防、疾病予防につながる事業である。また、指導者養成講座も実施し、老人福祉施設等での運動指導者やボランティアなど指導者を養成し広めて行きたいと計画しているとの答弁でありました。

次に、予防接種が志布志市は集団接種で、近隣市町村は個別接種のところが増えているが、考え方についてただしたところ、個別接種が自分の都合でできるのでというメリットもあるが、医療機関が予防接種記録やワクチンの手配など負担が増えるとの意見もあるので、今後医師会とも協議したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫支出金の児童福祉費負担金を、子ども手当給付事業の減額分として7,182万円を計上。県支出金の児童福祉費補助金は、保育所緊急整備事業に1億318万円を追加する。

歳出の主なものは、児童措置費は、子ども手当給付事業の子ども手当法案の廃案により、7,000円の上乗せが無くなったことによる減額である。

次に、保育所費の負担金補助及び交付金は、有明保育園の建て替えとのがみ保育園の改築に伴う補助金である。これは県が55%、市が25%、事業者負担が20%である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、移管したあとに保育所への補助が出てくるが、今後も市の負担が続くのかとただしたところ、県が実施している安心子ども基金が今後何年間あるのか不明であるが、その後は何らかの補助は考えなければならないと思うとの答弁でありました。

次に、有明保育園は交差点付近にあり、また小学校に隣接しているが、移転は考えなかったのかとただしたところ、園側からは給食センターの隣接地の相談があったので、市長を含め協議したが、今後ほかの活用が出てくるのではないかとということで、現在地で、園に隣接する小学校敷地の一部を学童の施設として利用することで協議が成立したとの答弁でありました。

次に、議会が認めたのは土地の無償貸し付けと建物の無償譲渡である。今回土地の分筆の経費が提案されているが、その分筆した土地を無償で貸し付けることは認めていない。保育園の建設のタイムスケジュールと分筆した土地の無償貸し付けの議会への手続きがおかしいのではないかとただしたところ、分筆して、9月議会で提案したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

その後、生涯学習課分の特定寄附金については、市長、教育長への総括質疑を行う必要があることとなり、総括質疑を行いました。

総括質疑の主なものとしたしまして、特定寄附金は図書購入費に充てて下さいとの寄付であるのに、予算書では図書購入費は計上されておらず、人件費に充てたような形になっている。当初予算の図書購入費が一般財源であるので、これに充当するとの説明であるが、寄付目的を明確に生かすべきでないかとただしたところ、市長答弁として、寄付の目的がはっきりされているので、それに沿った予算措置がされるべきであると思うとのことでありました。

次に、教育長は、寄付された方の気持ちを考えると、明確に図書購入という費目で計上することが当然であると思うとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、市長、教育長への総括質疑を終結いたしました。

そして、丸山委員から、議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案が提出されました。

修正案の理由として、図書館費の補正額805万7,000円については、財源内訳において、その他の財源として特定寄附金が充てられているが、図書購入費は計上されてなく、寄付者の意思、目的を考えた場合、これを認めることは適当でないと考えるので、歳出の10款、教育費、5項、社会教育費、8目、図書館費を30万円増額し、併せて、歳出の14款、予備費、1項、予備費、1目、予備費を30万円減額するものであるとの説明がありました。

修正案に対する質疑に入りましたが、質疑はなく、引き続き討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

今提案があったように、寄付された方の意思が明確に現れる予算であるべきと思う。提案者に同感である。よって、修正案に賛成するとのことでありました。

以上で討論を終結し、採決を行い、起立採決の結果、議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、お手元に配布してあります修正案のとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案について採決を行い、起立採決の結果、議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、修正可決すべきものと決定した部分を除く原案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となっています議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の概要と結果について報告を申し上げます。

当委員会は、6月13日、委員全員出席の下、審査に資するために、市単独道路維持事業宮内線舗装修繕工事の現地調査を実施したあと、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、まず農政課分について御報告申し上げます。

茶業振興費の茶改植対策事業462万8,000円は、厳しい茶業情勢を踏まえ、不良品種から優良品種への改植を推進し、早期成園化と品質向上のための支援を行うものであるとの説明であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、茶改植対策事業について、品種の選定もしくは優良品種などの限定はないのかとただしたところ、市としては、県の奨励する「くりたわせ」なり「ゆたかみどり」などを推奨品種としているとの答弁であります。「やぶきた」も県の奨励品種に入っているが、本市でもかなりの面積になっているため、今回の事業では、「やぶきた」については、他品種への転換をしていただきたいと考えているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

土木総務費の業務委託費200万円は、志布志地区の東九州自動車道及び都城志布志道路が乗り入れる地域において、既存道路との取り合いなど環境の変化への対策として、道路網整備等の基本構想を策定するものである。

道路維持費では、昨年に引き続き宮内線舗装修繕工事500万円を工事請負費に追加補正している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市単独道路維持事業宮内線舗装修繕工事について、今回、事業箇所挙げられている宮内線よりも状況の悪い道路というのは、市内の至る所にあると思うが、宮内線がこの事業に選ばれた経緯は、ほかに候補地はなかったのかとただしたところ、県営や市営住宅、分譲地が集中した所であり、その路面状況が悪いということと、今回、東九州自動車道計画区域の前後の箇所が悪い所を優先的に舗装をしていくということで、宮内線を採択したとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第43号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、修正であります。

また、総務常任委員長及び産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

まず、文教厚生常任委員会の修正案について、起立によって採決します。

お諮りします。文教厚生常任委員会の修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、文教厚生常任委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

お諮りします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案は、可決されました。

—————○—————

#### 日程第6 陳情第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について

○議長（上村 環君） 日程第6、陳情第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました陳情第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月13日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部によりますと、国において措置がなされるべきと考えている。国も35人学級を打ち出したばかりであるので、意見はありませんとのことでした。

早速、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国の動向についてただしたところ、公立義務教育諸学校の学級編制

及び教職員定数の標準に関する法律の改正があり、現段階では、平成23年度小学校1年生において35人学級とするという国の決定である。小学校2年生以上、来年度以降どうなるかということもまだ確定してないところであるとの答弁でありました。

このようになった場合、教室は足りるのかとただしたところ、全て35人になった場合、学級増の学校があり、志布志中学校の教室を調査していないところであるが、あとの学校は余裕教室等があるので対応できる見込みであるとの答弁でありました。

陳情の趣旨を鑑みたとき、国は何人ぐらいの学級が望ましいとの基本方針は出していないのかとただしたところ、今のところ聞いていないとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

国が30年ぶりに義務標準法を改正して、今年度から1年生だけが35人となった。今までの運動の成果だと思う。ぜひ、これからも国において進めてもらいたい。更に、教育の機会均等ということで、国庫負担割合を現行の3分の1から2分の1に戻すことは自治体のためにも影響があることなので、ぜひ、国に意見書を上げていただきたいとの討論がありました。

以上で討論を終え、採決の結果、陳情第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第2号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第7、発議第5号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

—————○—————

日程第7 発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第7、発議第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました発議第5号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第2号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書の採択については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があることから、教育予算に関する事項の実現について格段の配慮方を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣 菅直人、内閣官房長官 枝野幸男、文部科学大臣 高木義明、財務大臣 野田佳彦、総務大臣 片山善博でございます。

以上、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第5号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第8、議案第44号から、日程第11、議案第47号までの4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から、議案第47号までの4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第8 議案第44号 工事請負契約の変更について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第44号、工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、工事請負契約の変更について説明を申し上げます。

本案は、線路設備の数量等を変更することに伴い、志布志市地域情報通信基盤整備推進事業伝送路整備工事の請負契約を変更して締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成22年10月28日可決された議案第59号に基づいて締結した工事請負契約の金額を、24億6,750万円から24億6,668万3,100円に変更して締結するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 議案第44号につきまして、補足して説明を申し上げます。

変更の主なものでございますが、引き込み工事が当初1万5,834台から1万2,768台へ減少をしたものでございます。それから、自営柱の支線について増加をしたものでございます。

以上が主な理由でございます。よろしく申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、西江園明君から発言通告書が提出されておりますので、まず西江園明君の質疑を許可します。

○3番（西江園 明君） 今、課長の方の補足説明の中で台数の設置を聞き、通告しておりましたけど、今報告がありましたので、今回の変更は当初の発注が1万5,840で発注をしていて、精算というか設置したやつが1万2,768、マイナス約3,000台ぐらいが今回の変更の理由というふうに

理解してよろしいんですね。それが、まず1点目です。

次にですね、まだバタバタ工事をして、とてもじゃないけど終わる見込みはないんですけども、書類等は、6月30日に完成したというふうになると思います。その辺は理解をしますけれども、こんな慌ててですね、今月末を工期としたのは、まず、なぜかですね。6月いっぱいを工期にしたのはなぜかということで、国からのというふうなことも、先般の一般質問のときにありましたけど、そこを確認、国と協議したのか等を含めてですね。

次に、今回、こういう事業が、これだけの事業がありますと、完成しますと今後の市民への対応の窓口はどこになるのかですね。例えば、今後、先ほど議会も可決されましたけど、新設を含めてこれから撤去等もあると思います。そういう場合は端末機とケーブルテレビとありますけれども、その窓口はどこになるのか。

それと、これは私は今回聞こうかちょっと迷ったんですけど、引っ越し、県営住宅に入居される人からちょっと聞いたんですけども、これが貸与品ですけども、備品としてこれは当然管理すると思うんですけども、それはどこが管理するのかですね。備品として貸与品で、その端末機は備品になると思いますけれども、それはどこが管理していくのか。

以上、4点お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、はじめに、行政告知放送端末機の発注時の世帯数、そしてまた設置数ですが、交付金の申請時の世帯数は実施設計の世帯数として算定しますので、契約書、明細書における数量は1万5,774世帯ということになります。

最終の設置世帯数は、6月30日までに1万2,708世帯としています。すみません、1万2,768世帯とするところです。

続きまして、国との工期延長の協議でございしますが、事故繰り越しにつきましては、国の経費の経済的、効率的な執行の観点から、一定の条件の下、一般会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の金額を不用とせず、翌年度に繰り越して使用することが認められる制度でございします。今般の地域情報通信基盤整備推進事業の手続きは、財政法第42条但し書きに規定した事故繰り越し手続きであり、予算の執行の過程において避け難い事故、暴風、洪水、地震等の異常な天然現象、あるいは債務者の契約上の義務違反などのために、その年度内に支出を終わらない状況に立ち至った場合に、翌年度に繰り越して使用できる制度でございします。

この繰り越し手続きは国が繰り越す手続きでありますので、総務省の指示により、志布志市は地域情報通信基盤整備推進交付金事業について、九州総合通信局を通じて事故繰り越しの要望・協議を行ってきたところであります。その後、志布志市の事業は総務省と財務省の協議により、財務省から事故繰り越しとして認めると内諾がございましたので、予算を翌年度へ繰り越したところであります。そして、今6月議会で報告第2号、事故繰り越し繰越計算書について報告を行いまして、承認をいただいているところでございします。

続きまして、今後の対応の窓口についてでございしますが、事業完了後の対応窓口は情報管理課

が引き続き行うこととなっています。市民の方々は新設、撤去、移設の場合、一次窓口である情報管理課に御連絡いただければ対応することになります。新規に告知放送端末を設置する場合、引き込み線等の工事は市の認定する事業所が行うこととしております。工事完了後、告知放送端末機の場所を変える場合等の移設費用は本人都合となりますので、自己負担により工事をお願いすることとしております。告知放送端末機の故障・修理につきましては、運営事業者に修繕を委託することとしております。なお、ケーブルテレビやインターネットの新設、撤去、移設は運営事業者のサービス提供ですので、運営事業者が対応することになります。

次に貸与品であります。備品として管理するのかということですが、本市の住民基本台帳に記載されており、告知放送端末設置を希望する世帯に対しまして、告知放送端末及びV—ONU機器を貸与し、工事費を補助する市の支援策を創設したところでございます。貸与する告知放送端末機等につきましては、志布志市物品管理規則に基づきまして、備品として管理しまして物品貸付簿を作成して市民に貸し付けることとなります。

○3番（西江園 明君） 今るる市長が法に基づいた、根拠法令等るる、前に答弁いただきましたような形で答弁いただきましたけれども、私が聞いているのは、事故繰り越しは当然協議せないかんわけですよ、繰り越しをするわけだから。これを新年度になってからですよ、6月いっぱいまでと言っせえ、国から、総務省からの指示でしたというような、今答弁でしたけれども、それまでには事故繰り越してもらおうように要望・協議をしてきたと。じゃあ、4月以降に6月いっぱいというのはきついから、これを7月とか8月に延ばすという協議はしなかったのかというのを聞いているんです。

それと、情報管理課が今後対応していくということで、この貸与品の考え方ですけど、今市長の答弁で、世帯主と貸与ということで答弁なんですけども、今後物品管理規則によって、私が言った県営住宅の場合に、私が相談を受けた人が退去したいと、そうする場合に問い合わせをしたら、壁等に穴を空けたやつはきれいに撤去してくださいというふうに言われたということで、私もちょっとふに落ちなかったものですから、県の方は今はもう指定管理者制度を取っていますから、そこに聞いてみたら即答ができなくて、あとから電話をもらって、「そのまま置いていって帰ってください」というふうな、その場合は市と話し合って、ですから情報管理課と多分話をされたと思うんですけれども、ということであとから、そのまま、そこに置いて退去してくださいというふうなことを受けたわけです。じゃあ、その人が、今市長の答弁では、私に貸与しているわけですよ。その人が出た場合に、その人がじゃあ民間のアパートに今度引っ越した場合に、こういう場合どうなるんですか貸与品としての。市内のアパートに引っ越した場合。ですから、私が聞いているのは、世帯主に貸与しているんでしょうと、だから県営とか市営住宅に入っている人は、その人が持って行ってもいいわけですよ。そこのところはどう考えているのか、お聞きします。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 県営住宅等をはじめまして、賃貸住宅に入居されている方については、今回の要綱で特例として定めているところでございますが、賃貸住宅に入居する被貸与

者が転出等で退去すると、そうして、そのあと新たな被貸与者が入居する見込みがあるときは、入居するまでの期間において建物の管理者に告知放送端末の管理をさせることができる、というような規定を今回設けるところでございます。

それから、工期延長の件でございますが、工期延長につきましては、今回事故繰り越しで総通局を通じて国の方から指示があったのは、6月30日までに完了させなさいと、完了しなさいというような指示を受けております。ですので、これ以上の工期延長はできないということで協議できる状況じゃないということでございます。

○3番（西江園 明君） ちょっと答弁がずれているような気がしますけど。工期延長を今回もこの補正で、これに関する事業が1,000万以上の補正が計上、単独ですよ、一般財源で計上されていますよね。だから、最初はそれは6月30日出したけれども、その後、最初事故繰り越しをするときには宮崎県で発生した口てい疫を理由にしたりとかいろんなことを理由にしてですよ、何とか延ばして認めてもらった、じゃあ、それでもうひと安心してですよ、6月30日、現実に終わればいいですよ、現場がですよ。私が言うのは業者泣かせになっているんじゃないかと、終わらんの、なんでそこでもうちょっと努力して、一般財源を使わんでも、今日もさっき追加をした分でも、3,000もマイナスになればこれだけの台数を設置できるわけですよ、極端に言えばですよ。マイナス3,000台も発注から減っているわけだから、3,000台の余裕があったわけですよ、工期さえあれば設置できたでしょう。だから、その辺のところの市長の行動力というのをですね、もうちょっと無かったのか。

じゃあ、この4月以降は一切国とはこのことについては協議していなかったんですね。その確認と、今の貸与なんですけど、私が聞いているのは、じゃあその人が県営住宅から引っ越して民間のアパートに行ったときには、この人には負担は発生しないんですねということを聞いているんです。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 国からの協議についてでございますが、九州総通局とは毎回毎回やり取りをしております。その中で、総通局の方から指示があるのが、6月30日までに確実に終わりますかと、それと、現在の進捗率はどうですかということを毎回毎回聞かれると、そういうような照会があるもんですから、それについて毎回毎回答えるというようなことでございます。国としては6月30日工期は厳守ということで、毎回そのような形で市の方に照会をしてきておる状況でございます。

それから、県営住宅等でございますけども、県営住宅等において一番考えられるのは、この賃貸住宅の管理者ですか、管理者がその物を管理してもらおうということでございます。そうして、そこに置いていただいて、ほかのアパートに入られるときには、そこに付いておればそれを活用していただくと。もし、そこに付いていないということであれば、また申請をしていただくという形になろうかと思えます。

〔「費用負担はあるのかと聞いている。」と呼ぶ者あり〕

○情報管理課長（徳満裕幸君） 費用負担はないということでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま課長が答弁しましたように、このことにつきましては、九州総合通信局といつもやり取りをしております、国の方からの指導があるところでございます。ということで、6月30日厳守というような形で私どもは対応してきたところでございます。

[何言か言う者あり]

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、1月に九州総合通信局に行った時点でそのことを指導を受けたところでございます。そして、またその後、4月以降につきましては課長の方で対応しているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、可決されました。

—————○—————

#### 日程第9 議案第45号 工事請負契約の変更について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第45号、工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、工事請負契約の変更について説明を申し上げます。

本案は、行政告知放送端末及び映像用回線終端装置の数量等を変更することに伴い、志布志市地域情報通信基盤整備推進事業センター設備整備工事の請負契約を変更して締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成22年10月28日可決された議案第60号に基づいて締結した工事請負契約の金額を、16億868万9,197円から15億8,538万4,500円に変更して締結するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 議案第45号につきまして、補足して説明を申し上げます。

変更の主な理由としまして、行政告知放送端末及び映像用回線終端装置、これが当初台数1万

5,834台から1万2,768台、これは公共施設も含んでおりますが、減少をするものでございます。  
以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 直接、契約には関係はないんですけども、このセンター設備の設置機械ですね、私も質疑の中で、いわゆる津波じゃないですけど、水が、海水等が来た場合、その対策はできているのか。やはり、その管理をちゃんとすべきじゃないか、いわゆる防水対策がしてあるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回のセンター設備建物棟につきましては、一般的な工法で行ったところでございます。その後、東北地方の方で大震災が発生をしたところでございまして、今回の工事には間に合わなかったところでございます。

今後、周りをブロック等で囲むようなかさ上げ等について現在検討しているところでございます。

○2番（下平晴行君） よく分かりましたけども、これは補助事業であるわけですよね。これは単独でされるのか、それとも、国がそういう対応のことを考えているのかですね、そこら辺の協議をしているのか、お聞きしたいと思います。

○情報管理課長（徳満裕幸君） このかさ上げ等の費用については、まだ国とは相談をしていないところです。今後、国の方にも相談をしていきたいというふうに思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） ちょっと金額、約3,000台ぐらい減るわけですよね、設置戸数が。それが今回この分は、45号は160万ぐらいということは、これは機械代ですよね、端末機の。1台いくらするんですか、この機械は。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 1万2,750円。告知端末が1万2,750円でございます。

○議長（上村 環君） もう1回、明確に。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 端末台数は1台、1万2,750円でございます。

○3番（西江園 明君） 今、1万2,750円の3,000台はもう買わんということでしょう。設置せんから当然購入しないということですね。それと、この説明資料では、端末機の機械は3万9,400円で100台予算計上していますよね。これとの整合性はどうなるんですか。3,000台減ったけど、それは当然設置せんから購入しないんでしょう。それで、先ほど課長の答弁で1万どしこ、予算書では3万4,900円、どれがどうなんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 端末の金額につきましては、まず、FM告知端末でございますが、価格をちょっと訂正させていただきます。1万2,160円が告知放送端末の金額でございます。

それから、ONUですけれども、ONUの端末が1万7,400円ということでございます。これは、機械そのものの単価ということでございます。

それから、この行政告知端末設置事業における金額につきましては、これは合計した額ということでございます。そして、この中にはこの機械の配線材料等を含んだ額ということになります。

○3番（西江園 明君） 今その合わせて約3万9,000円、1万2,160円と1万7,400円言われましたけど、それを3,000とした場合にこの金額になりますかね。158万5,000円、消費税込みですけどですね。この150何万の金額は内訳はこれでしょうか、これじゃないんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 変更前と変更後の増減額につきましては、これだけの変更内容ではなくて、そのほか追加になるものもあるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（野村公一君） 先程来答弁を聞いておりまして、ちょっと確認をしておきたいというふうに思いますが、端末機の貸与契約ですけれども、市とそれから戸籍上の住人になるのか、あるいは市と戸籍上の住宅所有者になるのか、ちょっとそこをしっかりと教えてください。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回貸与します市民につきましては住民と、住宅に入居されていらっしゃる人ということになります。

○24番（野村公一君） そうなりますと、設置をする際の契約は住人ではなくて住宅の所有者だったんですよ、そこはどうお考えになっているんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回告知放送端末の申し込みをしていただいた方は、住民票のある市民ということで、市民にお願いしたところでございます。そして、申し込みの御本人というのは、例えば賃貸住宅等であれば、そこに入居していらっしゃる方が申し込み人ということになります。そして、その賃貸住宅等は勝手に工事ができないものですから、その賃貸住宅の所有者、管理者の承諾をいただいて申し込みをしていただくというような方法をとってきたところでございます。

○24番（野村公一君） そういうことであれば、先ほど3番議員が言われた公営住宅から住宅を転居される、そういうときには当然その方に付けて渡していいんじゃないかな。そこら辺はしっかりと定義付けをしていないと必ずもめますよ、「これは私が契約した物だから私が持つていく」とかいうことになりますからね、そこはしっかりと定義付けをしておいて欲しいというふうに思うんですが、どうですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 賃貸住宅から賃貸住宅等に移られる場合がございますが、今回このようなケースが考えられますので、先ほど御説明申し上げましたように賃貸住宅の管理者が、この機器等を管理していただく方法も特例で設けたところでございます。その人が、入居されていらっしゃる方が、そこに機械を置いていくということで新たな住宅にまた入られる場合には、そこでお申し込みをしていただいて新規に取り付けるなり、行った先に告知放送端末があればそれをお使いいただくということになろうかと思えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、可決されました。



#### 日程第10 議案第46号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第46号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、刈払作業に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成23年5月17日午後2時45分頃、市道吉村・押切線の刈払作業中に、建設課嘱託職員が使用していた刈払機で誤って雑草中の小石をはね、同市道を吉村方向から押切方向に走行していた■■■の■■■■氏の所有する普通乗用車の左前方側面ガラスに接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、刈払作業前に雑草中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、同氏が0%とし、同氏の所有する普通乗用車の原形復旧に要する費用2万円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第46号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、可決されました。

日程第11 議案第47号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第47号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、刈払作業に伴う事故による損害賠償金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億6,363万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の雑入は、事故保険金を2万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の土木費は、刈り払い作業に伴う事故による損害賠償金を2万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議員派遣の決定

○議長（上村 環君） 日程第12、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第163条第1項の規定により、お手元

に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の決定については、配付してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

### 日程第13 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第13、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成23年第2回志布志市議会定例会を閉会します。

午前11時55分 閉会